

# 目 次

( 令 和 2 年 )

## ○第 1 回 臨時会

### 第 1 日目 ( 1 月 14 日 )

|                                         |   |
|-----------------------------------------|---|
| 会議録署名議員の指名 .....                        | 3 |
| 会期の決定 .....                             | 3 |
| 議案第 1 号 吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事請負契約について ..... | 3 |
| 諸般の報告 .....                             | 6 |
| 議会運営委員会の委員の選任 .....                     | 6 |
| 中城村北中城村清掃事務組合議会の議員選挙 .....              | 7 |

## ○第 2 回 定例会

### 第 1 日目 ( 3 月 3 日 )

|                                                          |    |
|----------------------------------------------------------|----|
| 会議録署名議員の指名 .....                                         | 12 |
| 会期の決定 .....                                              | 12 |
| 諸般の報告 .....                                              | 12 |
| 行政報告 .....                                               | 13 |
| 令和 2 年度施政方針 .....                                        | 14 |
| 議案第 2 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 ..... | 21 |
| 議案第 3 号 中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例 .....                        | 26 |
| 議案第 4 号 中城村課設置条例の一部を改正する条例 .....                         | 27 |
| 議案第 5 号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 .....             | 29 |
| 議案第 6 号 中城村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例 .....         | 32 |
| 議案第 7 号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例 .....                       | 35 |
| 議案第 8 号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 .....         | 36 |
| 議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 .....     | 37 |
| 議案第 10 号 中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約 .....                       | 39 |
| 議案第 11 号 令和元年度中城村一般会計補正予算 ( 第 6 号 ) .....                | 40 |
| 議案第 12 号 令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....          | 47 |

|        |                               |    |
|--------|-------------------------------|----|
| 議案第13号 | 令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  | 49 |
| 議案第14号 | 令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  | 50 |
| 議案第15号 | 令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） | 51 |
| 議案第16号 | 令和元年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）       | 53 |
| 議案第17号 | 令和2年度中城村一般会計予算                | 53 |
| 議案第18号 | 令和2年度中城村国民健康保険特別会計予算          | 60 |
| 議案第19号 | 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計予算         | 63 |
| 議案第20号 | 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計予算         | 65 |
| 議案第21号 | 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計予算        | 68 |
| 議案第22号 | 令和2年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算      | 69 |
| 議案第23号 | 令和2年度中城村水道事業会計予算              | 71 |

## 第2日目（3月4日）

|        |                                            |    |
|--------|--------------------------------------------|----|
| 議案第2号  | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 | 77 |
| 議案第4号  | 中城村課設置条例の一部を改正する条例                         | 77 |
| 議案第5号  | 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例             | 79 |
| 議案第6号  | 中城村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例         | 80 |
| 議案第7号  | 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例                       | 81 |
| 議案第8号  | 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例         | 81 |
| 議案第9号  | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例     | 82 |
| 議案第10号 | 中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約                        | 83 |
| 議案第11号 | 令和元年度中城村一般会計補正予算（第6号）                      | 83 |
| 議案第12号 | 令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                | 87 |
| 議案第13号 | 令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）               | 88 |
| 議案第14号 | 令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）               | 88 |
| 議案第15号 | 令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）              | 88 |
| 議案第16号 | 令和元年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）                    | 89 |
| 諮問第1号  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                   | 89 |
| 諮問第2号  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                   | 90 |
| 同意第1号  | 教育委員会教育長の任命について                            | 91 |
| 同意第2号  | 教育委員会委員の任命について                             | 93 |
| 同意第3号  | 教育委員会委員の任命について                             | 94 |
| 同意第4号  | 監査委員の選任につき同意を求めることについて                     | 95 |

### 第3日目（3月5日）

|        |                                           |     |
|--------|-------------------------------------------|-----|
| 議案第3号  | 中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例                       | 99  |
| 議案第17号 | 令和2年度中城村一般会計予算                            | 99  |
| 議案第18号 | 令和2年度中城村国民健康保険特別会計予算                      | 120 |
| 議案第19号 | 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計予算                     | 120 |
| 議案第20号 | 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計予算                     | 120 |
| 議案第21号 | 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計予算                    | 121 |
| 議案第22号 | 令和2年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算                  | 121 |
| 議案第23号 | 令和2年度中城村水道事業会計予算                          | 121 |
| 報告第1号  | 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について               | 123 |
| 報告第2号  | 専決処分の報告について（中城南小学校校舎増築工事（建築工事）<br>変更契約）   | 123 |
| 報告第3号  | 専決処分の報告について（中城村役場新庁舎建設工事（建築工事）<br>変更契約）   | 124 |
| 報告第4号  | 専決処分の報告について（中城村役場新庁舎建設工事（電気設備工<br>事）改定契約） | 125 |
| 報告第5号  | 専決処分の報告について（中城村役場新庁舎建設工事（機械設備工<br>事）改定契約） | 125 |
| 議案第24号 | 物品等購入の契約について                              | 126 |

第4日目（3月6日） 休 会（金） 委員会審議

第5日目（3月7日） 休 会（土） 中学校卒業式

第6日目（3月8日） 休 会（日）

第7日目（3月9日） 委 員 会（月） 委員会審議

第8日目（3月10日） 委 員 会（火） 委員会審議

第9日目（3月11日） 委 員 会（水） 委員会審議（委員長取りまとめ）

第10日目（3月12日） 委 員 会（木） 委員会審議（連合審査）建設常任委員会

第11日目（3月13日） 委 員 会（金） 委員会審議（連合審査）総務常任委員会

第12日目（3月14日） 休 会（土）

第13日目（3月15日） 休 会（日）

第14日目（3月16日） 委 員 会（月） 委員会審議（連合審査）文教社会常任委員会

第15日目（3月17日）

一般質問

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 7 番 新 垣 貞 則 議員 ..... | 133 |
| 1 番 安 里 清 市 議員 ..... | 144 |
| 9 番 比 嘉 麻 乃 議員 ..... | 152 |
| 10番 安 里 ヨシ子 議員 ..... | 163 |
| 14番 伊 佐 則 勝 議員 ..... | 168 |

第16日目（3月18日）

一般質問

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 8 番 大 城 常 良 議員 ..... | 175 |
| 4 番 屋 良 照 枝 議員 ..... | 186 |
| 5 番 桃 原 清 議員 .....   | 192 |
| 2 番 新 垣 修 議員 .....   | 198 |
| 3 番 渡嘉敷 眞 整 議員 ..... | 206 |

第17日目（3月19日）

一般質問

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 15番 新 垣 善 功 議員 ..... | 217 |
| 6 番 石 原 昌 雄 議員 ..... | 225 |
| 11番 仲 松 正 敏 議員 ..... | 235 |
| 12番 金 城 章 議員 .....   | 243 |

第18日目（3月20日） 休 会（金）

第19日目（3月21日） 休 会（土）

第20日目（3月22日） 休 会（日）

第21日目（3月23日） 休 会（月） 小学校卒業式

第22日目（3月24日）

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 議案第3号 中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例 ..... | 255 |
| 議案第17号 令和2年度中城村一般会計予算 .....     | 255 |

|        |                                  |     |
|--------|----------------------------------|-----|
| 議案第18号 | 令和2年度中城村国民健康保険特別会計予算             | 257 |
| 議案第19号 | 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計予算            | 258 |
| 議案第20号 | 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計予算            | 259 |
| 議案第21号 | 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計予算           | 260 |
| 議案第22号 | 令和2年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算         | 260 |
| 議案第23号 | 令和2年度中城村水道事業会計予算                 | 261 |
| 請願第1号  | 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める請願    | 262 |
| 意見書第1号 | 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書             | 262 |
| 陳情第28号 | 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請              | 265 |
| 陳情第3号  | 防犯カメラの設置拡充について（要請）               | 266 |
| 陳情第4号  | 沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める陳情書 | 267 |
| 意見書第2号 | 沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める意見書 | 267 |
| 意見書第3号 | 琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建に関する意見書   | 271 |
| 発議第1号  | 閉会中の所管事務調査について                   | 274 |
| 発議第2号  | 閉会中の議員派遣について                     | 276 |

# 第1回 臨時会

令和2年第1回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和2年1月14日

会 期 1 日間

閉 会 令和2年1月14日

| 日 次   | 月 日    | 曜日 | 開 議 時 刻 | 会 議 名 | 事 項                                                                                              |
|-------|--------|----|---------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 日 | 1 月14日 | 火  | 午前10時   | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>議案第1号に対する説明、質疑、討論、採決<br>諸般の報告<br>議会運営委員会の委員の選任<br>中城村北中城村清掃事務組合議会の議員選挙<br>以上 |

# 令和2年第1回中城村議会臨時会（第1日目）

|                                |                 |                     |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和2年1月14日（火）    |                     |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 会             | 令和2年1月14日（午前10時00分） |                      |         |
|                                | 閉 会             | 令和2年1月14日（午前10時58分） |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                  | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                 | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 渡嘉敷 眞 整             | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                 | 欠 員     |
|                                | 6 番             | 石 原 昌 雄             | 14 番                 | 伊 佐 則 勝 |
|                                | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                 | 新 垣 博 正 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                     |                      |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 10 番            | 安 里 ヨシ子             | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 新 垣 親 裕             | 議 事 係 長              | 我 謝 慎太郎 |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 都市建設課長               | 仲 松 範 三 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 知 名 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏 |
|                                | 住民生活課長          | 義 間 清               | 教育総務課長               | 比 嘉 保   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 荷川取 次 枝             | 生涯学習課長               | 稲 嶺 盛 昌 |
|                                | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 教 育 総 務 課 幹<br>主     | 稲 嶺 盛 久 |
|                                | 福 祉 課 長         | 金 城 勉               |                      |         |
|                                | 健康保険課長          | 仲 村 盛 和             |                      |         |



## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程 | 件 名                             |
|-----|---------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名                      |
| 第 2 | 会期の決定                           |
| 第 3 | 議案第1号 吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事請負契約について |
| 第 4 | 諸般の報告                           |
| 第 5 | 議会運営委員会の委員の選任                   |
| 第 6 | 中城村北中城村清掃事務組合議会の議員選挙            |

○議長 新垣博正 おはようございます。ただいまより令和2年第1回中城村議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番 安里ヨシ子議員及び11番 仲松正敏議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は本日1月14日のみにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、本臨時会の会期は本日1月14日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第1号 吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、議案第1号 吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事請負契約について御提案申し上げます。

## 議案第1号

### 吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事請負契約について

吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |                     |                                                    |
|---------------------|----------------------------------------------------|
| 1. 契約の目的            | 吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事                                  |
| 2. 契約の方法            | 随意契約                                               |
| 3. 契約金額             | 金 67,650,000円                                      |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 金 6,150,000円                                       |
| 4. 契約の相手方           | 佐賀県武雄市朝日町大字中野10153番地4<br>株式会社 セリタ建設<br>代表取締役 芹田 章博 |

令和2年1月14日 提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事の工事請負契約の締結については、議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

工事請負契約書及び結果書、そして図面等がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（10時03分）

~~~~~

再 開（10時10分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休 憩（10時10分）

~~~~~

再 開（10時17分）

○議長 新垣博正 再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 吉の浦公園野球場の議案第1号に関して質疑をさせていただきます。

この入札のほうは、先ほど課長からもお話がありましたように、12月定例会で一度否決されました、今回1月9日に再入札を行っておりますけれども、再入札の結果、1社が応札に希望を上げて、あとは全社辞退となっております、その結果表では、前回指摘した部分の1社応札の件がありましたので、今回はうっかりミスもなくきちんと取りやめて、随意契約に至っていますけれども、まず教えてほしいのが、今、随意契約のみで契約に、今回は議案で上がっているのですが、やはり先ほどから、休憩の質疑の中で出ていますように、まず一般競争入札をやったけれども、入札は1社が残って、全社が辞退したために規定によって取りやめたと。競争入札の取りやめの内容を添付して、それから

今回は随意契約の地方自治法施行令第167条の2、第8項にありますように、これに変えて随意契約をしたと。きちんとした書類を、本来であれば添付すべきではないのかなと。それであれば、やはりこれは正論的な一般競争入札と随意契約の整合性がありますので、議員の皆さんもわかりやすかったのではないかと考えています。

そこで一つ聞きたいと思います。まず、第167条の2、第8項の随意契約のきちんとした内容を教えてください。

そして、先ほどありますように、全社で何社、今回指名入札をしたのか。この2点を教えてください。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではお答えいたします。

ただいま新垣 修議員の御指摘につきまして、後ほど、その経緯を含め、また資料等を含めて提出させていただきます。

地方自治法施行令第167条の2、第8項につきましては、条文のほうには、競争入札に付し、入札されないとき、または再度の入札をしても落札者がいないときには、ということで随意契約ということになっております。その中で、先ほどからお話しのとおり、12月にも1社であったということと、今回も1社であったということで、再度入札しても落札者がいないと想定されるところと、先ほど副村長からあったように、年度内工期を含めたところで、今回は随意契約にさせていただいたということでございます。

業者は、全社で8社でございました。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 そうですね。きちんと、

課長のほうでもこの条文に、随意契約の第8項、内容を把握しているということが確認できたので、理解させてもらいます。

今回、この契約に関しては、やはり正論で、きちんと手続も不備なくやっていると、私は認識しております。入札結果表もきちんと読ませていただきまして、それと、取りやめ事項もきちんと書いてありましたので、何ら規程違反も何もなく、それから競争入札から地方自治法施行令第167条の2を用いて随意契約に持っていっていったところも、これはどこから指を指されても、正論ですということですけども、先ほど休憩の中でもいろいろと取り沙汰されているのですが、多分今回、このようなうっかりミス、要するに応札を去年やったというのは、あってはならないことでありまして、それともう一つは、このような事例が二度と起こらないように、きちんと議事にも残していただいて、それから先ほどから指摘するように、まず1回目の、今回新しくメンバーを入れかえて入札したけれども、こういうふうにはできなかった、取りやめ、あれもきちんと中に書いてありますよね。その資料もきちんと添付をしてもらって、議事に残すようにして、議員の皆さんに、あるいは執行部の皆さんも理解を求めるように、きちんとした手続というか、そういうのを出してほしいと思いますけれども、今後そのようなことがないようにお願いいたします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

ただいまの御指摘、真摯に受けとめまして、前回こういった規定の見落としというか、表現が正しいかわかりませんが、大変御迷惑をおかけしたところをおわび申し上げます。以後、しっかりこういった議会に、提出資料も含め、事前に調整もしながらどういった資料の提出が必要かも含め、議員の皆さん、村民の皆さんが理解しやすいよう、わかりやすいような資料が

添付できるようやってまいります。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第1号について質疑をしたいと思います。

最終ページです。計画断面図があるのですが、その中で、人工芝が3ミリから3.5ミリということであるのですが、これはたしか、保証期間が2年ということでしたよね。例えばこれを行った場合に、維持管理費、これは12月定例会でも話をされていたと思うのですが、改めて、これが完成した場合の維持管理費、この断面図を見てどの程度予定しているのか。

それに伴って、業者は、施工した業者がやるのかどうか。その2点をお伺いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

工事に関しての瑕疵期間2年というところがありますが、こちらの工事に関しては、今回可決いただければその業者が行いますが、製品、例えば人工芝に関しましては、8年の保証がございますので、この芝が何らか、不可抗力といえますか、わざとスパイクとかであけるとかそういった行為がない場合には、芝のほうで8年間の保証はございます。

御質疑のある維持管理につきましては、現在のところプロポーザルの中で、概算的には年間300万円という数字が出てきておりますが、これも事前にほかの事案を見たところでは、1年目ですぐ維持管理費が出て、適切な管理等をしていればすぐには出てこないというところがございます。実際、新年度予算に関しては現在編成中ではありますが、その辺も含め、維持管理等を、すぐ1年目からということは想定していませんが、今後に関しましては、年間2回程度入れていくと、1回当たり150万円程度はかかるだろうというところがございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 8年保証の芝ということだが、これは補助金をもらって、6,000万円以上のものをつくって、これから年間の維持管理費が1,000万円近くいったということになりますと、全然話にならないことになりますので、ぜひひとつしっかりした維持管理をして、できるだけ管理費用も少なくなるようなやり方でしっかりやってください。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
金城 章議員。

○12番 金城 章議員 議案第1号に対して質疑をします。

この野球場全体の人工芝にかかわるところの内野の整備は、引き続きやっていくのかどうか、確認だけお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

今回、スポーツ財団の事業ということで人工芝がメインとなっておりまして、残りの部分の内野に関しましては、以後、今後の対策を含め一括交付金で活用しながらできていくのか。今回そこに鉄板等を敷くので、そういった後の地ならしといいますか、内野の一定レベルの敷きならしはあるかと思いますが、内野もどうするかというところは、今後の中で検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時29分）

~~~~~

再 開（10時33分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第1号 吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第1号 吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事請負契約については原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩（10時34分）

~~~~~

再 開（10時55分）

○議長 新垣博正 休憩前に引き続き、再開します。

日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1. 総務常任委員会の副委員長互選の結果について

令和2年1月14日、総務常任委員会において副委員長に「安里清市議員」が互選された旨報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第5 議会運営委員会の委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任に

については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議会運営委員会委員には、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第6 中城村北中城村清掃事務組合議会の議員選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

中城村北中城村清掃事務組合議会議員に、安里ヨシ子議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、安里ヨシ子議員を中城村北中城村清掃事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、ただいま指名しました、安里ヨシ子議員が中城村北中城村清掃事務組合議会議員に当選されました。

ただいま中城村北中城村清掃事務組合議会議員に当選されました、安里ヨシ子議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定に

よって、当選の告知をします。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会（10時58分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会議員 安 里 ヨシ子

中城村議会議員 仲 松 正 敏

# 第2回 定例会

## 令和2年第2回中城村議会定例会会期日程表

開 会      令和2年3月3日

会 期 22 日間

閉 会      令和2年3月24日

| 日 次  | 月 日   | 曜日 | 開 議 時 刻 | 会 議 名 | 事 項                                                                                                                                         |
|------|-------|----|---------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1日  | 3月3日  | 火  | 午前10時   | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>諸般の報告、行政報告、施政方針<br>議案第2号、3号、4号、5号、6号、7号、<br>8号、9号、10号、11号、12号、13号、14号、<br>15号、16号、17号、18号、19号、20号、21号、<br>22号、23号に対する説明 |
| 第2日  | 3月4日  | 水  | 午前10時   | 本 会 議 | 議案第2号、4号、5号、6号、7号、8号、<br>9号、10号、11号、12号、13号、14号、15号、<br>16号に対する質疑、討論、採決<br>諮問第1号、2号に対する説明、質疑、討論、<br>採決<br>同意第1号、2号、3号、4号に対する説明、<br>質疑、討論、採決 |
| 第3日  | 3月5日  | 木  | 午前10時   | 本 会 議 | 議案第3号、17号、18号、19号、20号、21号、<br>22号、23号に対する質疑（委員会付託）<br>報告第1号、2号、3号、4号、5号に対する<br>説明<br>議案第24号に対する説明、質疑、討論、採決                                  |
| 第4日  | 3月6日  | 金  | 午前10時   | 委 員 会 | 委員会審議                                                                                                                                       |
| 第5日  | 3月7日  | 土  |         | 休 会   | 中学校卒業式                                                                                                                                      |
| 第6日  | 3月8日  | 日  |         | 休 会   |                                                                                                                                             |
| 第7日  | 3月9日  | 月  | 午前10時   | 委 員 会 | 委員会審議                                                                                                                                       |
| 第8日  | 3月10日 | 火  | 午前10時   | 委 員 会 | 委員会審議                                                                                                                                       |
| 第9日  | 3月11日 | 水  | 午前10時   | 委 員 会 | 委員会審議（委員長取りまとめ）                                                                                                                             |
| 第10日 | 3月12日 | 木  | 午前10時   | 委 員 会 | 委員会審議（連合審査）建設常任委員会                                                                                                                          |
| 第11日 | 3月13日 | 金  | 午前10時   | 委 員 会 | 委員会審議（連合審査）総務常任委員会                                                                                                                          |
| 第12日 | 3月14日 | 土  |         | 休 会   |                                                                                                                                             |
| 第13日 | 3月15日 | 日  |         | 休 会   |                                                                                                                                             |
| 第14日 | 3月16日 | 月  | 午前10時   | 委 員 会 | 委員会審議（連合審査）文教社会常任委員会                                                                                                                        |
| 第15日 | 3月17日 | 火  | 午前10時   | 本 会 議 | 一般質問    5 人                                                                                                                                 |
| 第16日 | 3月18日 | 水  | 午前10時   | 本 会 議 | 一般質問    5 人                                                                                                                                 |
| 第17日 | 3月19日 | 木  | 午前10時   | 本 会 議 | 一般質問    4 人                                                                                                                                 |
| 第18日 | 3月20日 | 金  |         | 休 会   | 春分の日                                                                                                                                        |
| 第19日 | 3月21日 | 土  |         | 休 会   |                                                                                                                                             |
| 第20日 | 3月22日 | 日  |         | 休 会   |                                                                                                                                             |
| 第21日 | 3月23日 | 月  | 午前10時   | 休 会   | 小学校卒業式                                                                                                                                      |
| 第22日 | 3月24日 | 火  | 午前10時   | 本 会 議 | 委員長報告に対する質疑、討論、採決<br>意見書・決議等に対する質疑、討論、採決<br><div style="text-align: right;">閉会</div>                                                        |



# 令和2年第2回中城村議会定例会（第1日目）

|                                |                 |                    |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|--------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和2年3月3日（火）     |                    |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 会             | 令和2年3月3日（午前10時00分） |                      |         |
|                                | 散 会             | 令和2年3月3日（午後2時22分）  |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 安 里 清 市            | 9 番                  | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 2 番             | 新 垣 修              | 10 番                 | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 渡嘉敷 眞 整            | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 屋 良 照 枝            | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 桃 原 清              | 13 番                 | 欠 員     |
|                                | 6 番             | 石 原 昌 雄            | 14 番                 | 伊 佐 則 勝 |
|                                | 7 番             | 新 垣 貞 則            | 15 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 8 番             | 大 城 常 良            | 16 番                 | 新 垣 博 正 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                    |                      |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 12 番            | 金 城 章              | 14 番                 | 伊 佐 則 勝 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 新 垣 親 裕            | 議 事 係 長              | 我 謝 慎太郎 |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介            | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典            | 都市建設課長               | 仲 松 範 三 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 知 名 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 與 儀 忍              | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏 |
|                                | 住民生活課長          | 義 間 清              | 教育総務課長               | 比 嘉 保   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 荷川取 次 枝            | 生涯学習課長               | 稲 嶺 盛 昌 |
|                                | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 教 育 総 務 課 幹<br>主     | 稲 嶺 盛 久 |
|                                | 福 祉 課 長         | 金 城 勉              |                      |         |
|                                | 健康保険課長          | 仲 村 盛 和            |                      |         |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                                    |
|------|--------------------------------------------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                                             |
| 第 2  | 会期の決定                                                  |
| 第 3  | 諸般の報告                                                  |
| 第 4  | 行政報告                                                   |
| 第 5  | 令和 2 年度施政方針                                            |
| 第 6  | 議案第 2 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例<br>の整備に関する条例 |
| 第 7  | 議案第 3 号 中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例                            |
| 第 8  | 議案第 4 号 中城村課設置条例の一部を改正する条例                             |
| 第 9  | 議案第 5 号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例                 |
| 第 10 | 議案第 6 号 中城村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条<br>例         |
| 第 11 | 議案第 7 号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例                           |
| 第 12 | 議案第 8 号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条<br>例         |
| 第 13 | 議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改<br>正する条例     |
| 第 14 | 議案第10号 中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約                             |
| 第 15 | 議案第11号 令和元年度中城村一般会計補正予算（第 6 号）                         |
| 第 16 | 議案第12号 令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）                   |
| 第 17 | 議案第13号 令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）                  |
| 第 18 | 議案第14号 令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）                  |
| 第 19 | 議案第15号 令和元年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）                |
| 第 20 | 議案第16号 令和元年度中城村水道事業会計補正予算（第 1 号）                       |

| 日 程  | 件 名                               |
|------|-----------------------------------|
| 第 21 | 議案第17号 令和 2 年度中城村一般会計予算           |
| 第 22 | 議案第18号 令和 2 年度中城村国民健康保険特別会計予算     |
| 第 23 | 議案第19号 令和 2 年度中城村後期高齢者医療特別会計予算    |
| 第 24 | 議案第20号 令和 2 年度中城村公共下水道事業特別会計予算    |
| 第 25 | 議案第21号 令和 2 年度中城村土地区画整理事業特別会計予算   |
| 第 26 | 議案第22号 令和 2 年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算 |
| 第 27 | 議案第23号 令和 2 年度中城村水道事業会計予算         |

○議長 新垣博正 おはようございます。ただいまより令和2年第2回中城村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番 金城 章議員及び14番 伊佐則勝議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日3月3日から3月24日の22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、今議会の会期は本日3月3日から3月24日の22日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

令和元年12月6日より令和2年3月2日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1. 例月現金出納検査及び定期監査報告について

村監査委員より、令和元年12月、令和2年1月、2月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照ください。

2. 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、南部広域行政組合議会報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。その他の資料等は議会事務局で閲覧してください。

3. 請願、陳情、要請の処理について

期間中に受理した請願・陳情・要請等につ

いて5件受理し、2月27日議会運営委員会で協議した結果、配布してあります請願・陳情等処理一覧表のとおり、請願については所管の総務常任委員会に付託し、陳情・要請についての2件は各常任委員会へ付託とし他2件については資料提供といたします。

4. 沖縄県町村議会議長会関係について

○2月18日(火) 定例理事会及び定例総会が自治会館で開催され、議長と事務局長が出席しております。

総会においては、自治功労者表彰等があり27年以上在職者表彰を当村議会副議長の新垣善功さんが受賞されております。

○2月20日(木) 町村議会議員・議会事務局職員研修会が南風原町で開催されております。

詳細については別紙を参照下さい。

5. 中部地区町村議会議長会関係について

○令和元年12月26日(金) 臨時会が嘉手納町で開催され、議長、事務局長が出席し、「飲酒運転根絶の誓約に関する決議」を採択しております。詳細については別紙を参照下さい。

○令和2年1月24日(金) 定例会が読谷村で開催され、議長、事務局長が出席しております。

6. 議会報告会・意見交換会について

「中城村議会基本条例」第5条4項に基づき第2回議会報告会・意見交換会が2月5日午後6時30分から吉の浦会館で開催されました。

報告会は、初めに議長があいさつし、各常任委員長から委員会及び幹事会で審査された主要な事業等の報告をしていただきました。又、意見交換会では、村づくりに対する意見や要望を聞くことができました。

今後は課題、反省等を整理するとともに議

会活動の活性化、充実を図り村民へよりわかりやすい資料作成し、村政に反映できるように努めてまいりましょう。

## 7. その他

その他の日程等については別紙をご参照下さい。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは行政報告、主要施策の執行状況調書を読み上げて御報告申し上げます。

まず行政報告。これは令和元年12月から令和2年1月までの行政報告を抜粋して御報告いたします。

まず12月12日に、護佐丸歴史資料館で島にんじんの日の記念セレモニーがございました。またその後には記念講演会もあって、参加しております。

12月14日、第1回中城村福祉まつりが開催されまして、参加をしております。翌15日には、全国育樹祭が沖縄コンベンションセンターでございまして、参加をしております。

12月22日には、第10回のツワブキまつり、もう10回を数えることになりました。参加をしております。

年明けて、1月6日、消防の出初式に参加し、同じく6日に、村のハチウクシーがあつて、参加をしております。

8日には、新春の集いがあつて、これも参加しております。

これは1月10日には、緊急会議、中部市町村会で、そのときには豚コレラと呼んでおりました。豚熱についての各市町村の協力体制を決めていこうということで緊急会議をしております。

1月は成人式等がございまして、1月26日には村老連の文化作品展示会で祝辞を述べております。

1月30日には、沖縄振興会議がございました。一括交付金の配分等、今後の予算配分についての意見交換がなされております。

行政報告は以上でございます。

続いて、令和元年度主要施策の執行状況調書第4四半期分でございます。同じく読み上げて御報告いたします。

企画課のほうから。13節人事給与システム改修業務、令和2年1月15日、随意契約、169万4,000円、100%、株式会社オーシーシー。同じく13節基幹システム（COKAS-R/ADⅡ）、就学援助システム導入業務、令和2年1月15日、随意契約、219万4,500円、同じく100%、株式会社オーシーシー。

続いて、都市建設課、15節フクビリ橋機能強化改修工事、令和元年12月9日、指名競争入札、1,336万5,000円、99.75%、有限会社宮城工業。22節物件移転補償費、令和2年1月17日、随意契約、347万4,900円、これは南上原地内1件でございます。

生涯学習課、11節中城城跡発掘調査報告書印刷製本業務、令和元年12月5日、指名競争入札、159万5,000円、82.8%、株式会社 近代美術。11節中城村戦跡マップ印刷製本業務、令和元年12月5日、指名競争入札、178万9,700円、80.8%、株式会社 東洋企画印刷。13節令和元年度中城城跡遺構写真測量図化業務委託、令和元年12月10日、指名競争入札、506万円、98.2%、株式会社 琉球サーベイ。15節令和元年度中城城跡整備工事、令和元年12月11日、指名競争入札、1,392万7,100円、94.7%、喜舎場石材。15節吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事、令和2年1月9日、随意契約、6,765万円、99.4%、株式会社 セリタ建設。同じく15節中城村民体育館照明器具取替工事、令和2年1月21日、指名競争入札、2,046万円、95.2%、有限会社 津城電気工事。

以上で終わります。

○議長 新垣博正 続いて、教育行政報告を行います。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 令和元年12月から令和2年1月までの教育行政の報告を行います。

主なものだけを報告して、あとは書面でごらんください。

12月5日木曜日、令和元年度第1回中城城跡共同管理協議会が中北消防の会議室で行われました。

12月8日日曜日、第14回空手演武会が吉の浦会館で行われています。

15日の日曜日、令和元年度のC・G・G運動が行われて、私と各学校長、そして課長で各自治会を回って、激励をしております。

20日の金曜日、第12回定例教育委員会会議を吉の浦会館で行っております。今後の幼稚園のあり方、中学校のプール建設等について話し合いを行っております。

23日、24日、中学校で夢先生、夢先ということで講演会を行っております。プロの選手及び一流の選手と交流及び体験談の講和を聞くことによって、夢をあきらめず最後までやり通すことの大切さや継続、努力することの大切さを中学2年生は体験したものと思います。

1月8日日曜日、中城村商工会「新春の集い」が吉の浦会館で行われています。

10日の金曜日、沖縄県市町村教育委員連合会の理事会が那覇市役所のほうで行われております。

12日の日曜日、村の成人式が吉の浦会館で行われて、115人の参加がありました。

1月17日金曜日、第1回定例教育委員会会議を吉の浦会館で行っています。教育の日の表彰者の決定等について、話し合いを行いました。

19日の日曜日、第48回目のごさまるトリムマラソン大会が陸上競技場のほうで行われて、789人の参加がありました。

29日の水曜日、熊本県玉名町村会の行政視察がありまして、少人数学級等についての説明を行いました。

30日の木曜日、市町村教育委員会・教育長研修会が県庁のほうで行われて、私と教育委員全員が参加をしました。文部科学省から幼児教育・行政の動向についての説明をしてもらっています。そして、沖縄県の教育委員会の行政説明を聞いて、勉強会を行いました。以上です。

日程第5 令和2年度施政方針を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは令和2年度施政方針を行います。

## 令和2年度 施 政 方 針

### はじめに

令和2年度一般会計予算をはじめとする関係諸議案のご審議をお願いするにあたり、村政経営に対する基本的な考え方として施政方針を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

「新たな時代へ、次の一步を」

米軍統治下にあった昭和40年ごろ。中城村の拠点となるべく、現、村役場庁舎が建設されたものだとして認識しております。

当時、中城村の人口は10,481人。先人の方々は、戦争によって社会基盤が壊滅した状況から、絶え間ない努力と様々な想いを描き、中城村発展のために御尽力され、その最大の恩恵として、私たちは今でも心豊かに暮らせているのだと感じております。

この先人の方々の想いを乗せた村役場が、今年度移転を迎えます。

現在の人口は2倍以上となる21,788人。令和という新たな時代が幕を開け、中城村の新たな拠点が生まれることに、喜びと村政に関わる全ての皆様へ感謝を申し上げます。

移転することによって、公共施設の集約化が進み、これまで本庁舎から切り離さざるを得なかった教育委員会は、新庁舎内に配置することができます。新たな拠点では、教育と福祉の連携など、村民の皆様の利便性が、より一層に向上されるものと期待しております。

私たちが進む一步が、中城村を良くも悪くも、前へ進めていきます。この一步は福祉であり、教育であり、そして土地利用でもあるのです。

その進んだ先には、今の子ども達の時代が待っており、だからこそ、私たちは、決して、この一步を踏み間違えるわけにはいきません。

新たな拠点でしっかりと仕事をこなし、これまで以上に地域を活性化させ、中城村の新たな歴史が追加されるよう全力で取組む所存であります。

これから審議いただきます令和2年度予算(案)について、扶助費等の高まりによって、財政状況は依然として厳しい状況にあります。村政経営を行う上で、抑制すべきところは徹底して抑え、多様化するニーズに真摯に向き合いながら、しっかりと対応していきたいと考えております。

以上のことを踏まえまして、これより令和2年度の施政方針を述べさせていただきます。

## 1 子育てに強い 中城

まず初めに、必要な支援を確実に届けるため、新たに「こども課」を設置します。

子育て支援に関しては、これまで重点的に環境を整えてまいりましたが、支援の窓口が複数あることによって、子育て世代はどのような支援があるのか、わかりづらいという課題がありました。そのような課題に対して、こども課では、相談窓口の拠点となる子育て世代包括支援センターを設け、さらに、これまで各課に分散されていた支援施策を集約させます。

このことによって子育て支援施策を、こども

課内に一本化させることができ、出産から子どもの成長過程を切れ目なく、支援を確実に届ける体制を構築させます。

親子手帳の交付時には、妊婦やその家族の不安等の把握・解消に努めます。妊婦健診及び産婦健診においても支援を行い、連携する医療機関の輪を広げ、産前産後の不安を早期に把握し、少しでも解消となるよう心身のケアを行ってまいります。

健康保険が適用されない不妊治療は、高額な治療費が必要とされ、経済的不安を感じているご夫婦が多くいらっしゃいます。微力ではありますが、不妊に悩まれているご夫婦の経済的負担を軽減する支援を行い、夫婦の願いと命の誕生を共に願います。

昨年10月より幼児教育・保育無償化制度がスタートしました。保育料無償化により、子育て世代の保育に係る経済的負担が大幅に軽減され、生活の安定と、安心した子育て、仕事に励むことができる生活環境の構築に寄与しています。

今後は、さらに子育て世帯の就労が増え、同時に保育園入所の申込数も伸びる事が想定されます。これまでも待機児童解消に向け、認可保育園や小規模保育園の新增設を進めてまいりましたが、今後は、偏る年齢ごとの待機児童の状況を鑑み、既存認可園内のクラス編成や村内の企業主導型保育園との連携を強めながら、待機児童ゼロとなるよう努めてまいります。

また、特別な支援が必要な子ども達が年々増加傾向にあります。対象児へのきめ細かな手厚い保育体制がつかれるよう、各保育園への支援を継続して行います。

学童クラブの需要についても、年々増加傾向にあります。そのため、受け皿確保や支援員の質の向上を図るため、様々な施策を行ってまいります。

さらに、ひとり親家庭に対して、経済的負担の軽減と就労できる環境を目指して、学童クラ

ブが利用しやすくなるよう助成を行ってまいります。

子どもの貧困問題については、就学援助等の支援策の周知を徹底し、対象世帯が各種制度を活用することで、生活の安定に繋げてまいります。また、対象世帯の掘り起こしや、各関係機関との連携を強化し、貧困問題の改善や連鎖の解消に向けて努めてまいります。

近年、増加傾向にある子どもの虐待問題について、関係機関との連携を密に行い、重要となる早期発見・早期対応を行い、要保護児童やその家族の支援に努めてまいります。また、保育所等に入所せず地域との繋がりのない未就園児のいる家庭を訪問し、児童の安否確認を行うとともに、育児不安のある家庭等に対して、継続的に訪問・支援を行ってまいります。

## 2 教育のむら 中城

村民の教育に対する意識の高揚と、教育活動への関心を高めるとともに、中城村の幼児・児童・生徒の健やかな成長を願い、家庭・地域・学校及び関係機関が互いに連携し、村民全体で教育に関する取組みを行います。

幼児教育においては、幼児が互いに人やモノとの関わりを深め、様々な体験を通し、心身の調和のとれた「生きる力」の基礎を育むことができるよう努めてまいります。

学校教育においては、主体的に学習に取り組む姿勢を養い、個性を生かす教育の充実が図られるよう、指導方法や指導体制の工夫改善を図るため、教諭研修会を開催し、質の向上に努めます。さらに、中城村独自の取組みである平和教育や、ごさまる科の事業も推進してまいります。

支援を要する子ども達に対して、各学校と関係機関との連携及び支援体制を整え、個に応じた支援を行うことで、子ども達にとってより良い教育環境づくりに取り組んでまいります。

中城小学校及び津覇小学校の1年生から3年

生における少人数学級も3年目を迎え、今年度も児童の学力及び社会性の向上に努めてまいります。

各学級において発表する回数が増え、緊張せずに話すことができ、子ども達の中に「全員が発表する」という意識が芽生え始めております。担任教諭も児童の動きや進度を把握しやすく、個に応じた声掛けによって、学習理解の定着に繋がっております。また、児童全員に役割が明確に割り当てられることから、責任感が生まれ、最後までやり通す粘り強さも育てております。

今後、高学年や中学校において安定した学力に繋がり、高校や大学への進学、さらには社会性の向上へと繋がるものと期待しております。

中城南小学校では、急激な児童数増加が進み、教室不足等の対応が急務となっております。令和元年度に着手した10教室の増築工事は、4月には2教室の仮使用が可能となり、6月末には全工事が完了となります。今後の児童増加にも対応でき、安心安全かつ健やかに学べる環境を確保し、教育の充実に繋がるよう努めてまいります。

さらに、小学校におけるICT環境整備として、電子黒板整備とICT支援員を配置することにより、主体的・対話的な深い学びの授業改善に取り組むとともに、ICT機器を活用した授業の充実を図り、学ぶ意欲を育て、確かな学力の向上に努めてまいります。

国際感覚や自己表現力を培い、国際社会に対応できる人材の育成を目的に、中学生及び高校生を対象とした海外短期留学派遣、小学生を対象としたESLキャンプを継続して実施してまいります。

## 3 健康長寿を願い

疾病の予防や早期発見をはじめとした健康づくり対策として、国民健康保険加入者の40歳から74歳を対象に、特定健診及び特定保健指導を



実施してまいります。

また、特定健診の未受診者に対して、効果的な受診勧奨を行うため、A Iを活用した未受診者の分析を行い、次回の特定健診の受診に繋がるよう努めてまいります。

保健指導及び栄養指導では、糖尿病有病率の減少に努めることや、身近なテーマで栄養教室を実施し、参加者の健康づくりの意識を高めてまいります。必然ですが、病気の早期発見・早期治療は重要であり、今後も村民の健康長寿に繋がるよう努めてまいります。

また、高齢化に伴い介護保険サービス及び認知症の相談件数は増加しており、本人はもとより、困っている家族の相談にも親切丁寧に対応し、適切な支援が届けられるよう、役場窓口だけの対応ではなく、訪問等による相談機能の充実を図ります。

また、高齢人口の増加に伴い、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、各種支援の充実や、地域での支え合いが一層重要となっております。村老人クラブ連合会の活動を応援し、高齢者の活動を支援すると共に、楽しみながら参加出来る健康増進、介護予防教室を実施してまいります。

さらに、地域連携強化による支え合いの体制を構築させるため、生活支援コーディネーターを配置します。認知症をはじめ、気になる高齢者への声掛けや、様々な情報等を地域と連携しながら、地域一帯的な見守り体制の強化に努めてまいります。

#### 4 活気ある年度にするために

戦後75年の節目を迎えるにあたり、過去の戦争体験を風化させぬよう、その悲惨な歴史を後世へ伝えていかなければなりません。

中城村の戦争遺構等をガイドブックとして残し、平和教育の一つとして戦跡巡りを行います。さらに、平和企画展の開催や平和学習交流団の

派遣等を通して、戦争の実相を正しく継承し、平和意識を高めてまいります。

今後も、平和を希求する中城村の姿を内外に示すとともに、人々が平等で豊かな暮らしを送れるむらづくりを推進してまいります。

生涯学習の推進について、若年層から高齢者まで様々な年代層に向け、趣味や文化、生活に役立つ講座や講習会等を開催し、様々な要求に応じた、学習機会の提供に努めます。

令和2年度は、琉球王国のグスク及び関連遺産群が世界遺産登録20周年の記念すべき年となります。関係部署とも連携し、改めて村の誇る、世界遺産中城城跡を中心に、琉球のグスク群や歴史について知り、学ぶ機会を提供するとともに、地域の魅力発信に努めてまいります。

また、今年度は、中城文化まつりを開催いたします。舞台部門は吉の浦会館、展示部門は護佐丸歴史資料図書館と会場を2カ所に分けて実施し、文化協会の方々を始め、普段から修練の研鑽を積んでいる成果発表の場として、活気ある催しとなるよう努めてまいります。

昨年12月には南上原組踊保存会の創作組踊「糸蒲の縁」が、日本ユネスコ協会連盟の「プロジェクト未来遺産」に登録されました。連盟からは、組踊を通して培われた、南上原自治会の人々の多世代に渡る交流、組踊の高い完成度、それを支える支援体制など、様々な面で高い評価を得ることができました。

今後も、このようなコミュニティの取組みに対し、中城村として、できる限りの支援を行ってまいります。

今年は、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、中城村はカーボベルデ共和国のホストタウンとして登録されております。同国に対しては最大限のおもてなしを行い、オリンピック・パラリンピックの成功に繋がるよう関係機関と連携してまいります。

また、同時期には村民体育館において、九州

少年女子バスケットボールの国民体育大会が開催されます。競技会場を通して、中城村を発信するとともに、小中学生へ国民体育大会を身近に感じることで、競技力の向上に繋がることを期待しております。九州各県からの選手に対する村民の皆様の温かいご声援をお願いいたします。

## 5 各産業の発展を目指して

中城村で栽培されている沖縄在来の島にんじんは、関連イベントやマスコミ報道などを通して、徐々に産地として認知度が高まっております。昨年12月から今年1月にかけて、県内リゾートホテルにおいて、村産の島にんじんを活用した7種類のメニューが提供され、宿泊客やホテル関係者から好評をいただきました。今年度も同様に、島にんじんを多くの方に食してもらえるよう努めてまいります。

また、これまで島にんじん試験栽培を通して、栽培課題が克服しつつあります。農家への技術指導を行い、収穫量の増加へ向けた支援を継続して行っており、今後も引き続き取り組んでまいります。

平成30年度から策定に取り組んでまいりました、中城村農業振興ビジョンが完成し、今後10年をかけ、ビジョンから実現に向けて取り組んでまいります。

農業振興を図るうえで最大の課題となっております、耕作放棄地対策については、農業委員会と連携を強化し、発生抑制や解消に取り組んでまいります。また、農地中間管理事業を活用した農地の転貸を積極的に推進し、新規就農者や認定農業者などの担い手に、農地の集積を図り、後継者の支援や育成に努めてまいります。

基幹作物のさとうきびや果樹、花卉など地域に即した農作物の栽培を奨励し、栽培面積の拡大を図り、農家所得の向上に取り組んでまいります。

中城第2地区の農道舗装事業は今年度で完了

が見込まれ、さらに、新たに中城第3地区として屋宜、添石地区の農道舗装2.3kmの整備と、耕作放棄地解消を3年間の事業期間で実施してまいります。

昨年度に引き続き、中城浜漁港の船揚場と物揚場の修繕工事を実施いたします。また、北浜地区で実施されているアーサ養殖は、村PTAの協力をいただき、子どもたちの収穫体験を実施いたしました。今後も栽培漁業を推進し、水産業の振興に取り組んでまいります。

昨年は沖縄県への入域観光客数が、1,000万人の大台を記録するという明るいニュースがありました。一方、10月31日未明に、沖縄県民の誇りと財産である首里城が火災消失するという、県民にとって大変悲しい出来事が起きてしまいました。中城村として、一日も早い首里城再建を切に願っております。

昨年10月には、中城ハンタ道が歴史の道百選に登録されるという快挙がありました。このことは中城村の観光にとって大変意義深いものであり、中城ハンタ道沿いに点在する文化財と、中城城跡が一体となった新たな観光イベントを企画してまいります。

昨年4月に発足しました観光協会は、5月の大型連休期間のイベントを皮切りに、様々なイベントを企画立案から運営まで手掛け、中城村の知名度向上に貢献しております。引き続き、観光協会の支援と連携を強化し、他の関係機関とも情報の共有を図ることで、より一層の観光誘客に取り組んでまいります。

地域の総合経済団体である商工会は、小規模事業者の持続的発展を目指した支援事業や、各種イベントの開催を通じ、地域振興に大きく貢献しております。今後も商工会が実施する施策を支援し、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の育成に取り組んでまいります。

## 6 生活環境の整備

いつ起こるか分からない災害に備え、迅速に対応ができるよう整備を行い、地域住民の安心安全な暮らしを確保するため、積極的に防災力を高めてまいります。また、自助と共助の観点から、自主防災組織の設立を促し、地域防災力の強化を目指します。

さらに、離島県である沖縄は、大規模災害が発生した際、観光客が県内に足止めとなり、観光避難民が出ることも想定されます。そのため、災害時においても観光客へ対応ができるよう、必要とされる防災設備を整えてまいります。

また、安心安全で生活するために、交通安全は必要不可欠であります。引き続き、警察や関係団体との連携を密接に取りながら、交通事故や飲酒運転を撲滅する運動を展開します。さらに、児童の通学路における交通安全街頭指導や交通安全教育、周知看板の設置など環境を整え、交通安全の向上に取り組んでまいります。

人口増加に比例して、廃棄物の排出量は年々増加傾向にあります。ごみを減らし、限りある資源を無駄遣いしないために、ごみの発生抑制、再利用、再資源化の普及に努め、行政と村民及び事業者が、協力してごみの減量化、資源化に努めてまいります。

また、不法投棄対策では、抑止看板や不法投棄防止カメラの設置、監視パトロールなど、未然防止に努めてまいります。

さらに、環境に優しい村づくりを推進するため、村内の防犯灯400基の照明器具にLEDを導入し、CO<sub>2</sub>排出量の削減に努めてまいります。

南上原土地地区画整理事業は、事業進捗率が98%に達しております。今後は換地処分に向けた業務を行い、令和4年度の事業完了を目指します。

また、今後は都市化が進む南上原地区に続く、新たな拠点の可能性を模索していき、新しい土

地区画整理事業の検討を行ってまいります。

上水道の安心安全、かつ、安定的な供給を図るため、持続可能な事業経営を目指した経営戦略を策定し、併せて、管路新設・更新事業の再評価を行いながら、より効率的な経営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、人口密集地である南上原土地地区画整理地区を、優先的に下水道整備を行っており、下水道接続率も55%と右肩上がりで伸びてきております。今後もより一層、下水道事業の経営安定化に向け、引き続き下水道接続に対する支援等を行いながら、水質保全に努め、さらに、下水道事業における公営企業会計導入に向けた、固定資産台帳整備を実施してまいります。

## 7 行政経営と組織強化

徴収率の向上対策として、納期限内の確実な収納と納付しやすい環境づくりに向け、口座振替納付、コンビニ納付等の活用促進に努め、納税者の更なる利便性の向上を図ります。また、厳正かつ的確な滞納整理、確実な徴収を目指すため、県税職員と市町村併任辞令職員の持つ徴収技術やノウハウを共有し、滞納整理の技術向上と税の公平性の確保に努めます。

チバリョー中城ごさまる応援寄付金となる、ふるさと納税では、これまで多くの県内外の方からご寄付を受け、子育て支援においても重要な財源の一つとなっております。

寄付額も年々増加しておりますが、令和2年度では、ふるさと納税ポータルサイトへの登録数を増やし、さらなる寄付額の増加を目指します。

また、ふるさと納税業務専任の地域おこし協力隊を配置し、村内の返礼品提供事業者と協力体制をつくり、新たな返礼品の開発や中城村のPRを行います。さらに、多くの方に中城村を応援していただけるよう、中城村ふるさと納税

サポート室を設け、寄付者からの質問等に対し、正確・適切かつ時間をかけずに回答し、寄付者の安心感と満足度を高めてまいります。

変化の著しい社会情勢に的確に対応できる職員を育成するため、中城村職員人材育成基本方針の見直しを行い、求められる職員像と人事評価基準をリンクさせ、人事評価を通じたより効率的な人材育成が図られるシステムの構築に取り組んでまいります。

さらに、今後の社会情勢を鑑みた官民人事交流についても積極的に検討し、お互いに刺激し合い、柔軟な発想を生み出す素地づくりに取り組みます。

## 8 新たな中城村へ

冒頭で述べましたとおり、現庁舎の老朽化、狭隘化などの課題、また、乳幼児と一緒に来庁される方や身障者、高齢者に対して、村役場は非常に不便をきたす状況であったことから、平成25年度より新庁舎建設事業を進めてまいりました。

一昨年から着手した本体工事は4月に完了し、8月末には外構工事も完了する予定であります。9月の完了検査後の引き渡しの後、開庁へ向けた備品整備、ネットワーク工事を進めてまいります。

移転の時期につきましては、年末年始の役場閉庁時を利用し、庁舎機能移転に必要な防災関連設備等の移設、備品、文書等の引っ越しを行う予定であります。

新庁舎は、これまで課題でありました来客用の駐車場を、144台分確保しております。また、エレベーターの設置や分散していた教育委員会も新庁舎内に配置し、村民が利用できる多目的スペース、100人程度収容の大会議室やキッズスペースを設けるなど、これまで以上に利便性の高い庁舎となります。令和3年1月4日には、村民の皆様が気持ちよく新庁舎を利用できるよ

う万全の体制で準備を進めてまいります。

中城村の拠点として、まさに50年に1度の一大事業もいよいよ終盤を迎え、新たな中城村へ向かって幕が上がります。

併せて、中城村は新たなまちづくりに向けて、土地利用を検討する必要があります。

「土地はあるけど、何もできない。」「規制をどうにかできないのか。」

私が村長就任してから12年、村民の皆様からの声をたくさん受止めてまいりました。

那覇広域都市計画は、本土復帰後の沖縄を広域的視野のもと、都市計画を効率よく、効果的に進めてきており、沖縄を大いに発展させた一つの手法だと受止めております。

しかし、都市的土地利用を西海岸側に進める広域的視点から、中城村に視点を向けると、村内において都市機能を有する土地は、村土のわずか8%しかありません。

そのため、昭和49年からほとんど変わらない土地利用規制が、人口格差の歪みを生み、地域コミュニティの弱体化や若い世代の流出を招いている状況にあります。

私たちは、住宅建築や企業誘致、観光施設も整備できない状況を、このまま次世代へ受け渡すしかないのでしょうか。本当にこの環境で、中城らしい、自然と共生できるまちづくりが可能なのでしょうか。訪れる子ども達の時代を考えると、この長年の課題に対して、改めて真摯に向き合う必要があります。

総論と各論があるように、急速に発展を続けている沖縄県から、発展を抑制され続けている中城村へ視点を移し、実質的に沖縄県によって土地利用が主導される那覇広域都市計画ではなく、中部広域都市計画への移行を目指します。このことによって、中城村が地域と一緒に土地利用を主体的に選択することが可能となり、追い求める生活環境を実現させ、中城村の発展、ひいては沖縄県の発展に繋がる、新たなまちづ

くりへ向けた計画を進めます。

開発を推し進めるものではなく、農業のみに縛るものでもありません。中城村が地域と一緒に豊かな未来を描き、持続可能な発展ができる土地利用を検討することは、すべて次世代の主役である子ども達のためです。

将来に渡り、住民の住みやすさや日常生活の満足度を上げ、次の次の世代まで中城村を誇りに思えるよう、新たな一歩を踏み出します。

以上、令和2年度の施策を述べさせていただきました。厳しい財源状況の中、各種事業を展開するための予算（案）としては、

| 会 計 名                   | 予 算 額        |
|-------------------------|--------------|
| (1) 一般会計予算（案）           | 9,098,470 千円 |
| (2) 国民健康保険特別会計予算（案）     | 2,223,891 千円 |
| (3) 後期高齢者医療特別会計予算（案）    | 157,833 千円   |
| (4) 土地区画整理事業特別会計予算（案）   | 103,212 千円   |
| (5) 公共下水道事業特別会計予算（案）    | 302,354 千円   |
| (6) 污水处理施設管理事業特別会計予算（案） | 2,611 千円     |
| (7) 水道事業会計予算（案）         | 717,182 千円   |

の規模となっております。中城村の新たな挑戦に対し、議員の皆様並びに村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の施政方針いたします。

令和2年3月3日

中城村長 浜 田 京 介

○議長 新垣博正 以上で施政方針を終わります。

休憩します。

休 憩（11時01分）

~~~~~

再 開（11時12分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第6 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御提案申し上げます。

## 議案第2号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例

会計年度任用職員制度の施行に伴い、関係条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

中城村長 浜 田 京 介

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、令和２年４月１日より施行される会計年度任用職員制度に伴い、関係条例の一部を改正する必要がある。

(中城村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

| 改正後                                                                                                                                                                      | 改正前                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額<u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年中城村条例第12号)第15条第2項から第4項までに規定する報酬の額)</u>の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p> | <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p> |

| 改正後                                                                                                                                                     | 改正前                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(会計年度任用職員の給与)</u></p> <p><u>第15条 第2条から前条までの規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員の給与は、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で支給する。</u></p> | <p><u>(非常勤職員の給与)</u></p> <p><u>第15条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p> |

(中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和59年中城村条例第14号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(給与の減額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 現業職員が部分休業(当該現業職員がその小学校就学の始期<u>(非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この条において同じ。)</u>にあつては、3歳)に達するまでの子を養育するため1日につき2時間を超えない範囲内<u>(非常勤職員にあつては、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内)</u>で勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p><u>(会計年度任用職員についての適用除外)</u></p> <p>第14条の2 第4条、第5条、第9条、第10条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第14条の3 (略)</p> <p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第14条の4 (略)</p> | <p>(給与の減額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 現業職員が部分休業(当該現業職員がその小学校就学の始期_____に達するまでの子を養育するため1日につき2時間を超えない範囲内_____で勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第14条の3 (略)</p> |

(中城村職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 中城村職員の育児休業等に関する条例(平成4年中城村条例第8号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                              | 改正前                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第22条第1項に規定するそれぞれの</p> | <p>(育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第22条第1項に規定するそれぞれの</p> |

基準日に育児休業している職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員（会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第19条 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年中城村条例第12号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

（1） 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬

基準日に育児休業している職員\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員\_\_\_\_\_が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第19条 職員\_\_\_\_\_が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。



|                                                                                       |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>額</p> <p>(2) <u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額</u></p> |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------|--|

(中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成29年中城村条例第20号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                              | 改正前                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) (略)</p> | <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第1項</u>に規定する<u>条件附採用</u>になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) (略)</p> |

(中城村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 中城村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年中城村条例第11号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                             | 改正前                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> | <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第1項</u>に規定する<u>条件附採用</u>になっている職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> |

(中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年中城村条例第2号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                | 改正前                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> | <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除外。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> |

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第3号 中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第3号 中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例について御提案申し上げます。

#### 議案第3号

##### 中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例

中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例を制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

本村は、北中城村及び浦添市と1市2村で共同して一般廃棄物処理施設を整備することとして

いる。施設整備には多額の費用を要することから年次的にその資金を積み立てておく必要があるため、中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例を制定する必要がある。

## 中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例

### (設置)

第1条 一般廃棄物処理施設の建設等に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、中城村一般廃棄物処理施設建設等基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算をもって定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (処分)

第4条 村長は、一般廃棄物処理施設の建設等のために基金を処分しようとするときは、一般会計歳入歳出予算に計上しなければならない。

### (運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入しなければならない。

### (繰替運用)

第6条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第4号 中城村課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第4号 中城村課設置条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第 4 号

中城村課設置条例の一部を改正する条例

中城村課設置条例（平成17年中城村条例第 5 号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 3 日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

子育て支援の強化・充実を目的に妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない施策等を推進するため、新たに「こども課」を設置ための組織改編を行うため、中城村課設置条例の一部を改正する必要がある。

中城村課設置条例の一部を改正する条例

中城村課設置条例（平成17年中城村条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                             | 改正前                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（課の設置）</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 158条第 1 項の規定により、村長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>総務課<br/>企画課<br/>税務課<br/>住民生活課<br/>福祉課<br/>健康保険課<br/><u>こども課</u><br/>産業振興課<br/>都市建設課<br/>上下水道課</p> | <p>（課の設置）</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 158条第 1 項の規定により、村長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>総務課<br/>企画課<br/>税務課<br/>住民生活課<br/>福祉課<br/>健康保険課<br/><br/>産業振興課<br/>都市建設課<br/>上下水道課</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 福祉課</p> <p>ア 社会福祉に関すること。</p> <p>イ 介護保険<u>      </u>に関すること。</p> <p>ウ <u>障害者及び高齢者福祉に関すること。</u></p><br><p>(6) 健康保険課</p> <p>ア 国民健康保険に関すること。</p> <p>イ 後期高齢者医療に関すること。</p> <p>ウ 保健予防<u>      </u>に関すること。</p> <p>エ <u>健康増進に関すること。</u></p> <p>オ 特定健診・特定保健指導に関すること。</p><br><p><u>(7) こども課</u></p> <p>ア <u>児童福祉に関すること。</u></p> <p>イ <u>予防接種に関すること。</u></p> <p>ウ <u>子育て支援に関すること。</u></p> <p>エ <u>母子保健に関すること。</u></p> <p>オ <u>幼児教育・保育に関すること。</u></p> <p>カ <u>幼稚園就園に関すること。</u></p><br><p><u>(8) 産業振興課</u></p> <p><u>(9) 都市建設課</u></p> <p><u>(10) 上下水道課</u></p> | <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 福祉課</p> <p>ア 社会福祉に関すること。</p> <p>イ 介護保険<u>事業</u>に関すること。</p> <p>ウ <u>生活保護に関すること。</u></p> <p>エ <u>保育所運営に関すること。</u></p><br><p>(6) 健康保険課</p> <p>ア 国民健康保険に関すること。</p> <p>イ 後期高齢者医療に関すること。</p> <p>ウ 保健予防<u>事業</u>に関すること。</p> <p>エ <u>乳幼児医療に関すること。</u></p> <p>オ 特定健診・特定保健指導に関すること。</p><br><p><u>(7) 産業振興課</u></p> <p><u>(8) 都市建設課</u></p> <p><u>(9) 上下水道課</u></p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 附 則

(施行期日)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第5号 中城村職員の勤務時

間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第5号 中城村職員の  
勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例について御提案申し上げます。

議案第5号

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年中城村条例第7号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第7号）」の趣旨に基づく国家公務員の措置等を考慮し、所要の改正をする必要がある。

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年中城村条例第7号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 改正前                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する</u><br/><u>正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し</u><br/><u>必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける<br/>休暇とし、その日数は、一の年度において、次<br/>の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号<br/>に掲げる日数とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> | <p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける<br/>休暇とし、その日数は、一の年度において、次<br/>の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号<br/>に掲げる日数とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> |



|                                                                                                            |                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 (略)                                                                                                      | 2 (略)                                                                                                                |
| 3 介護時間については、 <u>給与条例</u><br>第10条の規定にかかわらず、その勤務<br>しない1時間につき、 <u>給与条例</u> 第11条に規定す<br>る勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。 | 3 介護時間については、 <u>中城村職員の給与に関<br/>する条例</u> 第10条の規定にかかわらず、その勤務<br>しない1時間につき、 <u>同条</u> 第11条に規定す<br>る勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。 |

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終  
わります。

日程第10 議案第6号 中城村職員の分限に  
関する手続及び効果に関する条例の一部を改正  
する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第6号 中城村職員の  
分限に関する手続及び効果に関する条例の一部  
を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第6号

##### 中城村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和47年中城村条例第23号）の一部を  
別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、  
議会の議決を求める。

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をする必要があ  
る。



中城村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和47年中城村条例第23号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項並びに<u>第28条第3項及び第4項の規定に基づき、</u>職員<u>の意に反する降任、免職、</u>休職の手続<u>及び効果</u>並びに職員の失職の例外について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（休職の理由）</p> <p>第1条の2 職員が<u>次の各号の一に該当する</u>場合において、これを休職にすることができる。</p> <p>（1） <u>村の事務又は事業と密接な関連を有し、かつ、村が特に援助又は配慮をすることを要する公共的団体の事務に従事する場合</u></p> <p>（2） <u>学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合</u></p> <p>（3） <u>政府又はこれに準ずる公共的機関の委嘱又は招きにより、その職員の職務に関連があると認められるこれらの機関の業務に従事する場合（中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成29年中城村条例第20号）第2条第1項の規定による派遣の場合を除く。）</u></p> <p>（4） <u>水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合</u></p> <p>（降任、免職及び休職の手続）</p> <p>第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規</p> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項並びに、<u>第28条第3項及び第4項の規定に基づき、</u><u>職員の意に反する休職の理由、</u>職員<u>の意に反する降任、免職及び休職の手続き及び効果、</u>並びに職員の失職の例外について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（休職の理由）</p> <p>第1条の2 職員が<u>水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合</u>において、これを休職にすることができる。</p> <p>（降任、免職及び休職の手続）</p> <p>第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規</p> |



うに改正する。

第2条第2項第5号中「第1条の2第1項各号のいずれかに掲げる事由」を「第1条の2に掲げる事由のいずれか」に改める。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第7号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第7号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第7号

#### 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例

中城村議会委員会条例（昭和62年中城村条例第13号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

中城村課設置条例の一部を改正し、「こども課」を設置するにあたり各常任委員会が所管する課について見直しを行う必要があるため、中城村議会委員会条例の一部を改正する必要がある。

#### 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例

中城村議会委員会条例（昭和62年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                 | 改正前                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）総務常任委員会 6人<br/>総務課、企画課、会計課、税務課、住民生活課、福祉課、健康保険課_____</p> | <p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）総務常任委員会 6人<br/>総務課、企画課、会計課、税務課、住民生活課、福祉課、健康保険課（国民健康保</p> |

|                                                                                                                                      |                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>_____、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の委員会に所属しない事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 文教社会常任委員会 5人<br/>教育総務課、生涯学習課、学校給食共同調理場及び<u>こども課</u>に関する事項</p> | <p><u>陰、後期高齢者医療を除く</u>)、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の委員会に所属しない事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 文教社会常任委員会 5人<br/>教育総務課、生涯学習課、学校給食共同調理場及び<u>健康保険課</u>に関する事項</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 附 則

(施行期日)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第8号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第8号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

## 議案第8号

### 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第8号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

## 提案理由

会計年度任用職員制度の施行に伴い、職員等の給与の支給日を改正するため、議員報酬の支給日についても改正する必要がある。

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                           | 改正前                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（報酬の支給日）</p> <p>第3条 報酬は、<u>当月分を毎月25日</u>（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に支給する。ただし、議会が招集された月にあつては、その議会の閉会の日に支給することができる。</p> | <p>（報酬の支給日）</p> <p>第3条 報酬は、<u>毎月2日</u>（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に支給する。ただし、議会が招集された月にあつては、その議会の閉会の日に支給することができる。</p> |

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第9号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

会計年度任用職員制度の施行に伴い、職員の給与、議会議員の報酬の支給日を改正するなどの理由により、所要の改正をする必要がある。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第5項</u>の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（支給方法）</p> <p>第4条 日額により報酬の額を定められている職員の報酬は、<u>その月分を翌月末日までに支給する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 月額により報酬の額を定められている職員の報酬の支給の始期及び終期は、議会の議員の報酬の例によるものとし、<u>当月分を毎月25日に支給する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。</u></p> <p>3 年額により報酬の額を定められている職員の報酬_____は、<u>当該年度分を翌年4月末日までに支給する</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第4項</u>の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（支給方法）</p> <p>第4条 日額により報酬の額を定められている職員の報酬の支給日は<u>翌月の2日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。</u></p> <p>2 月額により報酬の額を定められている職員の報酬の<u>支給の始期及び終期</u>は、<u>議会の議員の報酬の例によるものとし、その支給日は毎月2日とする。前項のただし書の規定は、支給日について準用する。</u></p> <p>_____</p> <p>3 年額により報酬の額を定められている職員の報酬の<u>支給の始期及び終期</u>は、<u>年額を12で除して得た額をもって月額による報酬の額を定められているものとした場合における議会の議員の報酬の例によるものとし、その支給日は1月分から3月分に相当するものについては3月2日、4月分から6月分に相当するものについて</u></p> |

|                                                                                                                                                 |            |          |                                                                                               |            |          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------|
| <p>_____。</p>                                                                                                                                   |            |          | <p>は6月2日、7月分から9月分に相当するものについては9月2日、10月分から12月分に相当するものについては12月2日とする。第1項ただし書の規定は、支給日について準用する。</p> |            |          |
| <p>4 農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の能率給は、農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）に基づく農地利用最適化交付金の額の確定を受けた後に支給するものとする。</p> |            |          | <p>4 (略)</p>                                                                                  |            |          |
| <p>5 (略)</p>                                                                                                                                    |            |          | <p>4 (略)</p>                                                                                  |            |          |
| <p>別表1（第2条関係）</p>                                                                                                                               |            |          | <p>別表1（第2条関係）</p>                                                                             |            |          |
| 職名                                                                                                                                              | 報酬の額       | 旅費の額(県内) | 職名                                                                                            | 報酬の額       | 旅費の額(県内) |
| (略)                                                                                                                                             |            |          | (略)                                                                                           |            |          |
| 選挙長                                                                                                                                             | 日額 10,800円 |          | 選挙長                                                                                           | 日額 10,600円 |          |
| 投票所の投票管理者                                                                                                                                       | 日額 12,800円 |          | 投票所の投票管理者                                                                                     | 日額 12,600円 |          |
| 期日前投票所の投票管理者                                                                                                                                    | 日額 11,300円 |          | 期日前投票所の投票管理者                                                                                  | 日額 11,100円 |          |
| 開票管理者                                                                                                                                           | 日額 10,800円 |          | 開票管理者                                                                                         | 日額 10,600円 |          |
| 投票所の投票立会人                                                                                                                                       | 日額 10,900円 |          | 投票所の投票立会人                                                                                     | 日額 10,700円 |          |
| 期日前投票所の投票立会人                                                                                                                                    | 日額 9,600円  |          | 期日前投票所の投票立会人                                                                                  | 日額 9,500円  |          |
| 開票立会人                                                                                                                                           | 日額 8,900円  |          | 開票立会人                                                                                         | 日額 8,800円  |          |
| 選挙立会人                                                                                                                                           | 日額 8,900円  |          | 選挙立会人                                                                                         | 日額 8,800円  |          |
| (略)                                                                                                                                             |            |          | (略)                                                                                           |            |          |

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第10号 中頭地方視聴覚協議

会規約を廃止する規約を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第10号 中頭地方視聴

覚協議会規約を廃止する規約について御提案申し上げます。

議案第10号

中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、別紙のとおり規約を廃止することについて、議会の議決を求める。

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

中頭地方視聴覚協議会の関係市町村にて視聴覚に関する教材及び機材の整備が進み、同協議会の設置目的が達成されたことから、令和2年9月30日をもって同協議会を廃止することの協議について、議会の議決を経る必要がある。

中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約

中頭地方視聴覚協議会規約（昭和49年2月8日届出）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による廃止前の中頭地方視聴覚協議会規約第28条第2項及び第3項に規定する精算の事務については、なおその効力を有する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第11号 令和元年度中城村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第11号 令和元年度中城村一般会計補正予算（第6号）について御提案申し上げます。



議案第11号

令和元年度中城村一般会計補正予算（第6号）

令和元年度中城村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ175,980千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,379,151千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款             | 項             | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------------|---------------|-----------|---------|-----------|
| 1 村税          |               | 2,603,613 | 11,634  | 2,615,247 |
|               | 1 村民税         | 968,632   | 11,634  | 980,266   |
| 3 利子割交付金      |               | 1,795     | △759    | 1,036     |
|               | 1 利子割交付金      | 1,795     | △759    | 1,036     |
| 4 配当割交付金      |               | 4,106     | △423    | 3,683     |
|               | 1 配当割交付金      | 4,106     | △423    | 3,683     |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 |               | 4,628     | △2,031  | 2,597     |
|               | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 4,628     | △2,031  | 2,597     |
| 6 地方消費税交付金    |               | 330,164   | △18,985 | 311,179   |
|               | 1 地方消費税交付金    | 330,164   | △18,985 | 311,179   |

| 款            | 項            | 補正前の額     | 補正額      | 計         |
|--------------|--------------|-----------|----------|-----------|
| 7 ゴルフ場利用税交付金 |              | 24,947    | 600      | 25,547    |
|              | 1 ゴルフ場利用税交付金 | 24,947    | 600      | 25,547    |
| 8 自動車取得税交付金  |              | 7,081     | 314      | 7,395     |
|              | 1 自動車取得税交付金  | 7,081     | 314      | 7,395     |
| 9 環境性能割交付金   |              | 3,120     | △1,661   | 1,459     |
|              | 1 環境性能割交付金   | 3,120     | △1,661   | 1,459     |
| 10 地方特例交付金   |              | 12,377    | 4,476    | 16,853    |
|              | 1 地方特例交付金    | 12,377    | 4,476    | 16,853    |
| 13 分担金及び負担金  |              | 2,302     | △300     | 2,002     |
|              | 2 負担金        | 2,302     | △300     | 2,002     |
| 14 使用料及び手数料  |              | 165,859   | 279      | 166,138   |
|              | 1 使用料        | 133,209   | △1,221   | 131,988   |
|              | 2 手数料        | 32,650    | 1,500    | 34,150    |
| 15 国庫支出金     |              | 1,746,000 | △78,405  | 1,667,595 |
|              | 1 国庫負担金      | 1,107,004 | 14,937   | 1,121,941 |
|              | 2 国庫補助金      | 632,023   | △93,342  | 538,681   |
| 16 県支出金      |              | 1,246,314 | △35,786  | 1,210,528 |
|              | 1 県負担金       | 505,525   | 5,686    | 511,211   |
|              | 2 県補助金       | 700,542   | △41,472  | 659,070   |
| 18 寄附金       |              | 100,600   | △4,249   | 96,351    |
|              | 1 寄附金        | 100,600   | △4,249   | 96,351    |
| 19 繰入金       |              | 657,092   | 30,757   | 687,849   |
|              | 2 基金繰入金      | 657,091   | 30,757   | 687,848   |
| 21 諸収入       |              | 339,908   | △105,841 | 234,067   |
|              | 4 雑入         | 335,668   | △105,841 | 229,827   |
| 22 村債        |              | 734,360   | 24,400   | 758,760   |
|              | 1 村債         | 734,360   | 24,400   | 758,760   |
| 歳 入 合 計      |              | 9,555,131 | △175,980 | 9,379,151 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補正額      | 計          |
|----------|-------------|-----------|----------|------------|
| 1 議会費    |             | 102,644   | △678     | 101,966    |
|          | 1 議会費       | 102,644   | △678     | 101,966    |
| 2 総務費    |             | 2,068,212 | △23,669  | 2,045,543  |
|          | 1 総務管理費     | 1,891,231 | △23,915  | 1,867,316  |
|          | 2 徴税費       | 112,768   | △712     | 112,056    |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 48,279    | 2,206    | 50,485     |
|          | 4 選挙費       | 11,279    | △140     | 11,139     |
|          | 6 監査委員費     | 1,674     | △108     | 1,566      |
| 3 民生費    |             | 3,379,674 | 110,330  | 3,4900,004 |
|          | 1 社会福祉費     | 1,347,096 | 106,924  | 1,454,020  |
|          | 2 児童福祉費     | 2,032,578 | 3,406    | 2,035,984  |
| 4 衛生費    |             | 906,914   | 13,257   | 920,171    |
|          | 1 保健衛生費     | 523,841   | 11,684   | 535,525    |
|          | 2 清掃費       | 383,073   | 1,573    | 384,646    |
| 6 農林水産業費 |             | 234,302   | △3,720   | 230,582    |
|          | 1 農業費       | 166,440   | △3,550   | 162,890    |
|          | 2 林業費       | 1,206     | △170     | 1,036      |
| 7 商工費    |             | 319,137   | △133,843 | 185,294    |
|          | 1 商工費       | 319,137   | △133,843 | 185,294    |
| 8 土木費    |             | 368,958   | △58,953  | 310,005    |
|          | 1 土木管理費     | 74,352    | 83       | 74,435     |
|          | 2 道路橋梁費     | 159,816   | △59,036  | 100,780    |
| 9 消防費    |             | 275,197   | △114     | 275,083    |
|          | 1 消防費       | 275,197   | △114     | 275,083    |
| 10 教育費   |             | 1,290,706 | △79,490  | 1,211,216  |
|          | 1 教育総務費     | 143,183   | △8,771   | 134,412    |
|          | 2 小学校費      | 356,014   | △24,789  | 331,225    |
|          | 3 中学校費      | 97,810    | △3,958   | 93,852     |
|          | 4 幼稚園費      | 152,166   | △9,095   | 143,071    |
|          | 5 社会教育費     | 232,722   | △7,397   | 225,325    |
|          | 6 保健体育費     | 308,811   | △25,480  | 283,331    |

| 款       | 項     | 補正前の額     | 補正額      | 計         |
|---------|-------|-----------|----------|-----------|
| 12 公債費  |       | 543,744   | △100     | 543,644   |
|         | 1 公債費 | 543,744   | △100     | 543,644   |
| 歳 出 合 計 |       | 9,555,131 | △175,980 | 9,379,151 |

第2表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

| 款        | 項                  | 事 業 名          | 金 額     |
|----------|--------------------|----------------|---------|
| 2 総務費    | 1 総務管理費            | 文書管理引継廃棄支援委託業務 | 2,016   |
|          |                    | 中城村役場新庁舎建設事業   | 487,778 |
| 8 土木費    | 2 道路橋梁費            | 中城村橋梁長寿命化修繕事業  | 10,090  |
| 10 教育費   | 2 小学校費             | 中城南小学校備品整備事業   | 12,927  |
| 11 災害復旧費 | 5 土 木 施 設<br>災害復旧費 | 新垣中央線災害復旧事業    | 3,790   |

(変更)

第3表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

| 起債の目的       | 補 正 前       |                     |                                                                      |                                                                                                                | 補 正 後       |       |     |       |
|-------------|-------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------|-----|-------|
|             | 限度額         | 起債の方法               | 利率                                                                   | 償還の方法                                                                                                          | 限度額         | 起債の方法 | 利率  | 償還の方法 |
| 施設整備債       | 千円<br>7,500 | 証書借入<br>又 は<br>証券発行 | 年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。<br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 | 千円<br>7,000 | 同 じ   | 同 じ | 同 じ   |
| 庁舎建設事業債     | 410,500     |                     |                                                                      |                                                                                                                | 469,800     |       |     |       |
| 道路整備事業債     | 20,600      |                     |                                                                      |                                                                                                                | 3,100       |       |     |       |
| 社会教育施設整備事業債 | 43,900      |                     |                                                                      |                                                                                                                | 42,700      |       |     |       |
| 公立学校施設整備事業債 | 63,300      |                     |                                                                      |                                                                                                                | 47,600      |       |     |       |

それでは1ページのほうから、第1表歳入歳出予算補正。

歳入のほうから読み上げて、御提案申し上げます。歳入、1款村税、1項村民税、補正前の額9億6,863万2,000円、補正額1,163万4,000円、合計で9億8,026万6,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、補正前の額179万5,000円、補正額75万9,000円の減、合計で103万6,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、補正前の額410万6,000円、補正額42万3,000円の減、合計で368万3,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、補正前の額462万8,000円、補正額203万1,000円の減、合計で259万7,000円。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、補正前の額3億3,016万4,000円、補正額1,898万5,000円の減、合計で3億1,117万9,000円。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、補正前の額2,494万7,000円、補正額60万円、合計で2,554万7,000円。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、補正前の額708万1,000円、補正額31万4,000円、合計で739万5,000円。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、補正前の額312万円、補正額166万1,000円の減、合計で145万9,000円。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、補正前の額1,237万7,000円、補正額447万6,000円、合計で1,685万3,000円。

13款分担金及び負担金、2項負担金、補正前の額230万2,000円、補正額30万円の減、合計で200万2,000円。

14款使用料及び手数料、1項使用料、補正前の額1億3,320万9,000円、補正額122万1,000円の減、合計で1億3,198万8,000円。2項手数料、補正前の額3,265万円、補正額150万円、合計で

3,415万円。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額11億700万4,000円、補正額1,493万7,000円、合計で11億2,194万1,000円。2項国庫補助金、補正前の額6億3,202万3,000円、補正額9,334万2,000円の減、合計で5億3,868万1,000円。

16款県支出金、1項県負担金、補正前の額5億552万5,000円、補正額568万6,000円、合計で5億1,121万1,000円。2項県補助金、補正前の額7億54万2,000円、補正額4,147万2,000円の減、合計で6億5,907万円。

18款寄附金、1項寄附金、補正前の額1億60万円、補正額424万9,000円の減、合計で9,635万1,000円。

19款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額6億5,709万1,000円、補正額3,075万7,000円、合計で6億8,784万8,000円。

21款諸収入、4項雑入、補正前の額3億3,566万8,000円、補正額1億584万1,000円の減、合計で2億2,982万7,000円。

22款村債、1項村債、補正前の額7億3,436万円、補正額2,440万円、合計で7億5,876万円。

歳入合計、補正前の額95億5,513万1,000円、補正額1億7,598万円の減、合計で93億7,915万1,000円でございます。

続いて、歳出でございます。歳出、1款議会費、1項議会費、補正前の額1億264万4,000円、補正額67万8,000円の減、合計で1億196万6,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額18億9,123万1,000円、補正額2,391万5,000円の減、合計で18億6,731万6,000円。2項徴税費、補正前の額1億1,276万8,000円、補正額71万2,000円の減、合計で1億1,205万6,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額4,827万9,000円、補正額220万6,000円、合計で5,048万5,000円。

4項選挙費、補正前の額1,127万9,000円、補正額14万円の減、合計で1,113万9,000円。6項監

査委員費、補正前の額167万4,000円、補正額10万8,000円の減、合計で156万6,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額13億4,709万6,000円、補正額1億692万4,000円、合計で14億5,402万円。2項児童福祉費、補正前の額20億3,257万8,000円、補正額340万6,000円、合計で20億3,598万4,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額5億2,384万1,000円、補正額1,168万4,000円、合計で5億3,552万5,000円。2項清掃費、補正前の額3億8,307万3,000円、補正額157万3,000円、合計で3億8,464万6,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額1億6,644万円、補正額355万円の減、合計で1億6,289万円。2項林業費、補正前の額120万6,000円、補正額17万円の減、合計で103万6,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額3億1,913万7,000円、補正額1億3,384万3,000円の減、合計で1億8,529万4,000円。

8款土木費、1項土木管理費、補正前の額7,435万2,000円、補正額8万3,000円、合計で7,443万5,000円。2項道路橋梁費、補正前の額1億5,981万6,000円、補正額5,903万6,000円の減、合計で1億78万円。

9款消防費、1項消防費、補正前の額2億7,519万7,000円、補正額11万4,000円の減、合計で2億7,508万3,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億4,318万3,000円、補正額877万1,000円の減、合計で1億3,441万2,000円。2項小学校費、補正前の額3億5,601万4,000円、補正額2,478万9,000円の減、合計で3億3,122万5,000円。3項中学校費、補正前の額9,781万円、補正額395万8,000円の減、合計で9,385万2,000円。4項幼稚園費、補正前の額1億5,216万6,000円、補正額909万5,000円の減、合計で1億4,307万1,000円。5項社会教育費、補正前の額2億

3,272万2,000円、補正額739万7,000円の減、合計で2億2,532万5,000円。6項保健体育費、補正前の額3億881万1,000円、補正額2,548万円の減、合計で2億8,333万1,000円。

12款公債費、1項公債費、補正前の額5億4,374万4,000円、補正額10万円の減、合計で5億4,364万4,000円。

歳出合計、補正前の額95億5,513万1,000円、補正額1億7,598万円の減、合計で93億7,915万1,000円でございます。

続いて、第2表繰越明許費、これも読み上げて御提案申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、事業名としまして、文書管理引継廃棄支援委託業務201万6,000円、同じく総務監理費の中城村役場新庁舎建設事業4億8,777万8,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、中城村橋梁長寿命化修繕事業1,009万円。

10款教育費、2項小学校費、中城南小学校備品整備事業1,292万7,000円。

11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、新垣中央線災害復旧事業379万円。

続いて、第3表地方債の補正でございます。これは補正前、補正後ともに起債の方法、利率、償還の方法は変わりございません。まず起債の目的、施設整備債、補正前の限度額が750万円、補正後の限度額が700万円。庁舎建設事業債、補正前の限度額4億1,050万円。補正後の限度額4億6,980万円、道路整備事業債、補正前の限度額2,060万円、補正後は310万円。社会教育施設整備事業債、補正前の限度額4,390万円、補正額には4,270万円。公立学校施設整備事業債、補正前の限度額6,330万円、補正額の限度額が4,760万円。

ともに起債の方法は、証書借入又は証券発行。利率は、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては、当

該見直し後の利率)。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第16 議案第12号 令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第12号 令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

## 議案第12号

### 令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82,296千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,364,846千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

## 第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款          | 項         | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|------------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 1 国民健康保険税  |           | 361,717   | 13,813  | 375,530   |
|            | 1 国民健康保険税 | 361,717   | 13,813  | 375,530   |
| 3 使用料及び手数料 |           | 460       | △30     | 430       |
|            | 1 手数料     | 460       | △30     | 430       |
| 5 県支出金     |           | 1,659,509 | △35,017 | 1,621,492 |
|            | 1 県補助金    | 1,656,508 | △35,017 | 1,621,491 |

| 款       | 項        | 補正前の額       | 補正額      | 計           |
|---------|----------|-------------|----------|-------------|
| 8 繰入金   |          | 225, 691    | 103, 660 | 329, 351    |
|         | 1 他会計繰入金 | 225, 690    | 103, 660 | 329, 350    |
| 10 諸収入  |          | 2, 842      | △130     | 2, 712      |
|         | 4 雑入     | 1, 428      | △130     | 1, 298      |
| 歳 入 合 計 |          | 2, 282, 550 | 82, 296  | 2, 364, 846 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款       | 項            | 補正前の額       | 補正額     | 計           |
|---------|--------------|-------------|---------|-------------|
| 1 総務費   |              | 41, 902     | △159    | 41, 743     |
|         | 1 総務管理費      | 32, 530     | △269    | 32, 261     |
|         | 2 徴税費        | 9, 324      | 110     | 9, 434      |
| 2 保険給付費 |              | 1, 469, 562 | 84, 439 | 1, 554, 001 |
|         | 1 療養諸費       | 1, 246, 640 | 71, 642 | 1, 318, 282 |
|         | 2 高額療養費      | 210, 162    | 10, 397 | 220, 559    |
|         | 4 出産育児諸費     | 12, 122     | 2, 400  | 14, 522     |
| 6 保健事業費 |              | 42, 709     | △2, 439 | 40, 270     |
|         | 1 特定健康診査等事業費 | 22, 242     | △474    | 21, 768     |
|         | 2 保健事業費      | 20, 467     | △1, 965 | 18, 502     |
| 9 諸支出金  |              | 18, 106     | 455     | 18, 561     |
|         | 1 償還金及び還付加算金 | 18, 105     | 455     | 18, 560     |
| 歳 出 合 計 |              | 2, 282, 550 | 82, 296 | 2, 364, 846 |

同じく読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、補正前の額3億6,171万7,000円、補正額1,381万3,000円、合計で3億7,553万円。

3款使用料及び手数料、1項手数料、補正前の額46万円、補正額3万円の減、合計で43万円。

5款県支出金、1項県補助金、補正前の額16億5,650万8,000円、補正額3,501万7,000円の減、合計で16億2,149万1,000円。

8款繰入金、1項他会計繰入金、補正前の額2億2,569万円、補正額1億366万円、合計で3

億2,935万円。

10款諸収入、4項雑入、補正前の額142万8,000円、補正額13万円の減、合計で129万8,000円。

歳入合計、補正前の額22億8,255万円、補正額8,229万6,000円、合計で23億6,484万6,000円。

続いて、歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額3,253万円、補正額26万9,000円の減、合計で3,226万1,000円。2項徴税費、補正前の額932万4,000円、補正額11万円、合計で943万4,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、補正前の額



12億4,664万円、補正額7,164万2,000円、合計で13億1,828万2,000円。2項高額療養費、補正前の額2億1,016万2,000円、補正額1,039万7,000円、合計で2億2,055万9,000円。4項出産育児諸費、補正前の額1,212万2,000円、補正額240万円、合計で1,452万2,000円。

6款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、補正前の額2,224万2,000円、補正額47万4,000円の減、合計で2,176万8,000円。2項保健事業費、補正前の額2,046万7,000円、補正額196万5,000円の減、合計で1,850万2,000円。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、補正前の額1,810万5,000円、補正額45万5,000円、合計で1,856万円。

歳出合計、補正前の額22億8,255万円、補正額8,229万6,000円、合計で23億6,484万6,000円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第17 議案第13号 令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第13号 令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

#### 議案第13号

##### 令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,409千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159,785千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款            | 項            | 補正前の額  | 補正額    | 計       |
|--------------|--------------|--------|--------|---------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |              | 97,608 | 14,971 | 112,579 |
|              | 1 後期高齢者医療保険料 | 97,608 | 14,971 | 112,579 |

| 款       | 項         | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|---------|-----------|---------|--------|---------|
| 4 繰入金   |           | 43,576  | 1,801  | 45,377  |
|         | 1 一般会計繰入金 | 43,575  | 1,801  | 45,376  |
| 6 諸収入   |           | 2,086   | △363   | 1,723   |
|         | 4 雑入      | 1,763   | △363   | 1,400   |
| 歳 入 合 計 |           | 143,376 | 16,409 | 159,785 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款                | 項                | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|------------------|------------------|---------|--------|---------|
| 1 総務費            |                  | 4,688   | 816    | 5,504   |
|                  | 1 総務管理費          | 2,595   | 816    | 3,411   |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 137,993 | 15,593 | 153,586 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 137,993 | 15,593 | 153,586 |
| 歳 出 合 計          |                  | 143,376 | 16,409 | 159,785 |

同じく読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入の1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、補正前の額9,760万8,000円、補正額1,497万1,000円、合計で1億1,257万9,000円。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額4,357万5,000円、補正額180万1,000円、合計で4,537万6,000円

6款諸収入、4項雑入、補正前の額176万3,000円、補正額363万円の減、合計で140万円。

歳入合計、補正前の額1億4,337万6,000円、補正額1,640万9,000円、合計で1億5,978万5000円。

続いて、歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額259万5,000円、補正額81万6,000円、合計で341万1,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後

期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額1億3,799万3,000円、補正額1,559万3,000円、合計で1億5,358万6,000円。

歳出合計、補正前の額1億4,337万6,000円、補正額1,640万9,000円、合計で1億5,978万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第18 議案第14号 令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第14号 令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

議案第14号

令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳 出）

（単位：千円）

| 款        | 項        | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|----------|----------|---------|-----|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 147,267 | 0   | 147,267 |
|          | 1 公共下水道費 | 147,267 | 0   | 147,267 |
| 歳 出 合 計  |          | 274,536 | 0   | 274,536 |

歳出の部分でございます。第1表歳入歳出補正予算。

1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前の額1億4,726万7,000円、補正額はございませんので、金額も同額でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第19 議案第15号 令和元年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第15号 令和元年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第15号

令和元年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38,140千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ365,118千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項                 | 補正前の額   | 補正額     | 計       |
|----------|-------------------|---------|---------|---------|
| 2 繰入金    |                   | 170,000 | △70,000 | 100,000 |
|          | 1 基金繰入金           | 170,000 | △70,000 | 100,000 |
| 5 保留地処分金 |                   | 56,020  | 31,860  | 87,880  |
|          | 1 南上原区画整理事業保留地処分金 | 56,020  | 31,860  | 87,880  |
| 歳入合計     |                   | 403,258 | △38,140 | 365,118 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項           | 補正前の額   | 補正額     | 計       |
|-------------|-------------|---------|---------|---------|
| 1 土地区画整理事業費 |             | 403,257 | △38,140 | 365,117 |
|             | 1 土地区画整理事業費 | 403,257 | △38,140 | 365,117 |
| 歳出合計        |             | 403,258 | △38,140 | 365,118 |

同じく歳入歳出を読み上げて、御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、2款繰入金、1項基金繰入金、補正前の額1億7,000万円、補正額7,000万円の減、合計で1億円。

5款保留地処分金、1項南上原区画整理事業保留地処分金、補正前の額5,602万円、補正額3,186万円、合計で8,788万円。

歳入合計、補正前の額4億325万8,000円、補正額3,814万円の減、合計で3億6,511万8,000

円。

続いて歳出、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、補正前の額4億325万7,000円、補正額3,814万円の減、合計で3億6,511万7,000円。

歳出合計、補正前の額4億325万8,000円、補正額3,814万円の減、合計で3億6,511万8,000円。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終

わります。

日程第20 議案第16号 令和元年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第16号 令和元年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

# 議案第16号

## 令和元年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和元年度中城村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

|     | (科目)  | (既決予定額)  | (補正予定額)   | (計)      |
|-----|-------|----------|-----------|----------|
| 収 入 |       |          |           |          |
| 第1款 | 資本的収入 | 47,501千円 | △ 1,000千円 | 46,501千円 |
| 第2項 | 出 資 金 | 2,500千円  | △ 1,000千円 | 1,500千円  |

|     | (科目)  | (既決予定額)   | (補正予定額)   | (計)       |
|-----|-------|-----------|-----------|-----------|
| 支 出 |       |           |           |           |
| 第1款 | 資本的支出 | 172,238千円 | △ 1,000千円 | 171,238千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | 162,680千円 | △ 1,000千円 | 161,680千円 |

令和2年3月3日提出

中城村長 浜 田 京 介

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（11時53分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 それでは午前に引き続きま

して、再開します。

日程第21 議案第17号 令和2年度中城村一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第17号 令和2年度中城村一般会計予算について御提案申し上げます。

議案第17号

令和2年度中城村一般会計予算

令和2年度中城村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,098,470千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

| 款       | 項          | 金 額       |
|---------|------------|-----------|
| 1 村税    |            | 2,605,374 |
|         | 1 村民税      | 1,012,050 |
|         | 2 固定資産税    | 1,433,375 |
|         | 3 軽自動車税    | 76,775    |
|         | 4 村たばこ税    | 83,173    |
|         | 5 特別土地保有税  | 1         |
| 2 地方譲与税 |            | 47,941    |
|         | 1 地方揮発油譲与税 | 11,701    |

| 款              | 項             | 金 額       |
|----------------|---------------|-----------|
| 2 地方譲与税        | 2 自動車重量譲与税    | 33,178    |
|                | 3 特別とん譲与税     | 2,301     |
|                | 4 地方道路譲与税     | 1         |
|                | 5 森林環境譲与税     | 760       |
| 3 利子割交付金       |               | 993       |
|                | 1 利子割交付金      | 993       |
| 4 配当割交付金       |               | 3,591     |
|                | 1 配当割交付金      | 3,591     |
| 5 株式等譲渡所得割交付金  |               | 3,176     |
|                | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 3,176     |
| 6 法人税事業税交付金    |               | 10,909    |
|                | 1 法人税事業税交付金   | 10,909    |
| 7 地方消費税交付金     |               | 373,211   |
|                | 1 地方消費税交付金    | 373,211   |
| 8 ゴルフ場利用税交付金   |               | 25,263    |
|                | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 25,263    |
| 9 環境性能割交付金     |               | 4,045     |
|                | 1 環境性能割交付金    | 4,045     |
| 10 地方特例交付金     |               | 15,167    |
|                | 1 地方特例交付金     | 15,167    |
| 11 地方交付税       |               | 1,280,652 |
|                | 1 地方交付税       | 1,280,652 |
| 12 交通安全対策特別交付金 |               | 1,800     |
|                | 1 交通安全対策特別交付金 | 1,800     |
| 13 分担金及び負担金    |               | 1,973     |
|                | 2 負担金         | 1,973     |
| 14 使用料及び手数料    |               | 129,389   |
|                | 1 使用料         | 95,333    |
|                | 2 手数料         | 34,056    |
| 15 国庫支出金       |               | 1,819,945 |
|                | 1 国庫負担金       | 1,275,451 |

| 款        | 項             | 金 額       |
|----------|---------------|-----------|
| 15 国庫支出金 | 2 国庫補助金       | 537,488   |
|          | 3 委託金         | 7,006     |
| 16 県支出金  |               | 1,241,719 |
|          | 1 県負担金        | 578,960   |
|          | 2 県補助金        | 614,102   |
|          | 3 委託金         | 48,657    |
| 17 財産収入  |               | 12,426    |
|          | 1 財産運用収入      | 12,425    |
|          | 2 財産売却収入      | 1         |
| 18 寄附金   |               | 100,002   |
|          | 1 寄附金         | 100,002   |
| 19 繰入金   |               | 576,779   |
|          | 1 特別会計繰入金     | 1         |
|          | 2 基金繰入金       | 576,778   |
| 20 繰越金   |               | 30,000    |
|          | 1 繰越金         | 30,000    |
| 21 諸収入   |               | 123,302   |
|          | 1 延滞金、加算金及び過料 | 3,667     |
|          | 2 村預金利子       | 1         |
|          | 3 貸付金元利収入     | 1         |
|          | 4 雑入          | 119,633   |
| 22 村債    |               | 690,813   |
|          | 1 村債          | 690,813   |
| 歳 入 合 計  |               | 9,098,470 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款     | 項       | 金 額       |
|-------|---------|-----------|
| 1 議会費 |         | 101,328   |
|       | 1 議会費   | 101,328   |
| 2 総務費 |         | 1,298,371 |
|       | 1 総務管理費 | 1,101,816 |
|       | 2 徴税費   | 101,002   |



| 款        | 項           | 金 額       |
|----------|-------------|-----------|
| 2 総務費    | 3 戸籍住民基本台帳費 | 66,665    |
|          | 4 選挙費       | 17,341    |
|          | 5 統計調査費     | 10,006    |
|          | 6 監査委員費     | 1,541     |
| 3 民生費    |             | 3,420,205 |
|          | 1 社会福祉費     | 1,395,602 |
|          | 2 児童福祉費     | 2,024,603 |
| 4 衛生費    |             | 921,814   |
|          | 1 保健衛生費     | 535,047   |
|          | 2 清掃費       | 386,767   |
| 5 労働費    |             | 3,766     |
|          | 1 労働諸費      | 3,766     |
| 6 農林水産業費 |             | 224,796   |
|          | 1 農業費       | 166,537   |
|          | 2 林業費       | 798       |
|          | 3 水産業費      | 57,461    |
| 7 商工費    |             | 92,646    |
|          | 1 商工費       | 92,646    |
| 8 土木費    |             | 532,292   |
|          | 1 土木管理費     | 75,911    |
|          | 2 道路橋梁費     | 294,918   |
|          | 3 河川費       | 3,528     |
|          | 4 都市計画費     | 1,595     |
|          | 5 下水道費      | 156,340   |
| 9 消防費    |             | 286,425   |
|          | 1 消防費       | 286,425   |
| 10 教育費   |             | 1,678,296 |
|          | 1 教育総務費     | 232,806   |
|          | 2 小学校費      | 515,308   |
|          | 3 中学校費      | 67,114    |
|          | 4 幼稚園費      | 375,088   |
|          | 5 社会教育費     | 234,001   |

| 款        | 項             | 金 額       |
|----------|---------------|-----------|
| 10 教育費   | 6 保健体育費       | 253,979   |
| 11 災害復旧費 |               | 5         |
|          | 1 農林水産施設災害復旧費 | 1         |
|          | 2 土木施設災害復旧費   | 4         |
| 12 公債費   |               | 518,525   |
|          | 1 公債費         | 518,525   |
| 13 諸支出金  |               | 1         |
|          | 1 普通財産取得費     | 1         |
| 14 予備費   |               | 20,000    |
|          | 1 予備費         | 20,000    |
| 歳 出 合 計  |               | 9,098,470 |

第2表 地 方 債

| 起 債 の 目 的   | 限度額           | 起債の方法              | 利 率                                                            | 償 還 の 方 法                                                                                                                   |
|-------------|---------------|--------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 臨時財政対策債     | 千円<br>153,513 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | <p>特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。</p> <p>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。</p> |
| 庁舎建設事業債     | 95,000        |                    |                                                                |                                                                                                                             |
| 道路整備事業債     | 44,100        |                    |                                                                |                                                                                                                             |
| 社会教育施設整備事業債 | 273,500       |                    |                                                                |                                                                                                                             |
| 公立学校施設整備事業債 | 124,700       |                    |                                                                |                                                                                                                             |
| 計           | 690,813       |                    |                                                                |                                                                                                                             |

それでは読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算。まず、歳入のほうからでございます。1款村税、1項村民税、金額が10億1,205万1,000円、2項固定資産税、14億3,337万5,000円、3項軽自動車税、7,677万5,000円、4項村たばこ税、8,317万3,000円、5項特別土地保有税、費目存置。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1,170万1,000円、2項自動車重量譲与税、3,317万8,000円、3項特別とん譲与税、230万1,000円、4項地方道路譲与税、費目存置、5項森林環境譲与税76万円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、99万3,000円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、359 万1,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、317万6,000円。

6 款法人税交付金、1 項法人税交付金、1,090万9,000円

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、3 億7,321万1,000円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、2,526万3,000円。

9 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金、404万5,000円。

10款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1,516万7,000円。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、12億8,065万2,000円。

12款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、180万円。

13款分担金及び負担金、2 項負担金、197万3,000円。

14款使用料及び手数料、1 項使用料、9,533万3,000円。2 項手数料、3,405万6,000円。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、12億7,545万1,000円。2 項国庫補助金、5 億3,748万8,000円。3 項委託金7,00万6,000円。

16款県支出金、1 項県負担金、5 億7,896万円。2 項県補助金、6 億1,410万2,000円、3 項委託金、4,865万7,000円。

17款財産収入、1 項財産運用収入、1,242万5,000円。2 項財産売却収入、費目存置。

18款寄附金、1 項寄附金、1 億2,000円。

19款繰入金、1 項特別会計繰入金、費目存置。2 項基金繰入金、5 億7,677万8,000円。

20款繰越金、1 項繰越金、3,000万円。

21款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、366万7,000円、2 項村預金利子、3 項貸付金元利収入は、費目存置。4 項雑入、1 億1,963万3,000円。

22款村債、1 項村債、6 億9,081万3,000円。

歳入合計、90億9,847万円でございます。

続いて、歳出でございます。歳出、1 款議会費、1 項議会費、1 億132万8,000円。

2 款総務費、1 項総務管理費、11億181万6,000円、2 項徴税費、1 億100万2,000円、3 項戸籍住民基本台帳費、6,666万5,000円、4 項選挙費、1,734万1,000円、5 項統計調査費、1,000万6,000円、6 項監査委員費154万1,000円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、13億9,560万2,000円。2 項児童福祉費、20億2,460万3,000円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 億3,504万7,000円、2 項清掃費、3 億8,676万7,000円。

5 款労働費、1 項労働諸費、376万6,000円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 億6,653万7,000円、2 項林業費、79万8,000円、3 項水産業費、5,746万1,000円。

7 款商工費、1 項商工費、9,264万6,000円。

8 款土木費、1 項土木管理費、7,591万1,000円、2 項道路橋梁費、2 億9,491万8,000円、3 項河川費352万8,000円、4 項都市計画費、159万5,000円、5 項下水道費、1 億5,634万円。

9 款消防費、1 項消防費、2 億8,642万5,000円。

10款教育費、1 項教育総務費、2 億3,280万6,000円、2 項小学校費、5 億1,530万8,000円、3 項中学校費、6,711万4,000円、4 項幼稚園費、3 億7,508万8,000円、5 項社会教育費、2 億3,400万1,000円、6 項保健体育費、2 億5,397万9,000円。

11款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、2 項土木施設災害復旧費は費目存置。

12款公債費、1 項公債費、5 億1,852万5,000円。

13款諸支出金、1 項普通財産取得費、費目存置。

14款予備費、1 項予備費、2,000万円。

歳出合計、90億9,847万円でございます。

続いて、第2表地方債、起債の方法、利率、償還の方法、全ての起債の目的は同じでございます。

まず起債の目的、臨時財政対策債、限度額1億5,351万3,000円、庁舎建設事業債9,500万円、道路整備事業債4,410万円、社会教育施設整備事業債2億7,350万円、公立学校施設整備事業債1億2,470万円、合計で6億9,081万3,000円。全ての目的の起債の方法が、証書借入又は証券発行。利率が、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、

償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。償還の方法でございます。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第22 議案第18号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第18号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計予算について御提案申し上げます。

#### 議案第18号

#### 令和2年度中城村国民健康保険特別会計予算

令和2年度中城村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,223,891千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

（歳入歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- （2）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款          | 項             | 金額        |
|------------|---------------|-----------|
| 1 国民健康保険税  |               | 380,619   |
|            | 1 国民健康保険税     | 380,619   |
| 2 一部負担金    |               | 2         |
|            | 1 一部負担金       | 2         |
| 3 使用料及び手数料 |               | 430       |
|            | 1 手数料         | 430       |
| 4 国庫支出金    |               | 925       |
|            | 2 国庫補助金       | 925       |
| 5 県支出金     |               | 1,604,000 |
|            | 1 県補助金        | 1,603,999 |
|            | 2 財政安定化基金支出金  | 1         |
| 6 連合会支出金   |               | 1         |
|            | 1 連合会補助金      | 1         |
| 7 財産収入     |               | 1         |
|            | 1 財産運用収入      | 1         |
| 8 繰入金      |               | 233,979   |
|            | 1 他会計繰入金      | 233,978   |
|            | 2 基金繰入金       | 1         |
| 9 繰越金      |               | 2         |
|            | 1 繰越金         | 2         |
| 10 諸収入     |               | 3,931     |
|            | 1 延滞金・加算金及び過料 | 1,617     |
|            | 2 預金利子        | 1         |
|            | 3 受託事業収入      | 1         |
|            | 4 雑入          | 2,312     |
| 11 村債      |               | 1         |
|            | 1 村債          | 1         |
| 歳入合計       |               | 2,223,891 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款              | 項            | 金 額       |
|----------------|--------------|-----------|
| 1 総務費          |              | 48,635    |
|                | 1 総務管理費      | 38,540    |
|                | 2 徴税費        | 10,047    |
|                | 3 運営協議会費     | 48        |
| 2 保険給付費        |              | 1,418,039 |
|                | 1 療養諸費       | 1,190,356 |
|                | 2 高額療養費      | 211,994   |
|                | 3 移送費        | 2         |
|                | 4 出産育児諸費     | 15,067    |
|                | 5 葬祭諸費       | 620       |
| 3 国民健康保険事業費納付金 |              | 704,058   |
|                | 1 医療給付費分     | 511,643   |
|                | 2 後期高齢者支援金等分 | 134,326   |
|                | 3 介護納付金分     | 58,089    |
| 4 共同事業拠出金      |              | 1         |
|                | 1 共同事業拠出金    | 1         |
| 5 財政安定化基金拠出金   |              | 1         |
|                | 1 財政安定化基金拠出金 | 1         |
| 6 保健事業費        |              | 39,373    |
|                | 1 特定健康診査等事業費 | 21,840    |
|                | 2 保健事業費      | 17,533    |
| 7 基金積立金        |              | 1         |
|                | 1 基金積立金      | 1         |
| 8 公債費          |              | 51        |
|                | 1 公債費        | 51        |
| 9 諸支出金         |              | 3,732     |
|                | 1 償還金及び還付加算金 | 3,731     |
|                | 2 延滞金        | 1         |
| 12 予備費         |              | 10,000    |
|                | 1 予備費        | 10,000    |
| 歳 出 合 計        |              | 2,223,891 |

それでは同じく第1表から、歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算。歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、3億8,061万9,000円。

2款一部負担金は、費目存置。

3款使用料及び手数料、1項手数料、43万円。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、92万5,000円。

5款県支出金、1項県補助金、16億399万9,000円、2項財政安定化基金支出金は、費目存置。

6款連合会支出金、7款財産収入は、費目存置。

8款繰入金、1項他会計繰入金、2億3,397万8,000円、2項基金繰入金は、費目存置。

9款繰越金、1項繰越金も費目存置。

10款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、161万7,000円、2項預金利子、3項受託事業収入は、費目存置。4項雑入、231万2,000円。

11款村債は、費目存置。

歳入合計、22億2,389万1,000円でございます。

続いて、歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、3,854万円、2項徴税費、1,004万7,000円、3項運営協議会費、4万8,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、11億9,035万6,000円、2項高額療養費、2億1,199万

4,000円、3項移送費は、費目存置。4項出産育児諸費、1,506万7,000円、5項葬祭諸費、62万円。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、5億1,164万3,000円、2項後期高齢者支援金等分、1億3,432万6,000円、3項介護納付金分、5,808万9,000円。

4款共同事業拠出金、5款財政安定化基金拠出金は、費目存置。

6款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、2,184万円、2項保健事業費、1,753万3,000円。

7款基金積立金は、費目存置。

8款公債費、1項公債費、5万1,000円。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、373万1,000円、2項延滞金は、費目存置。

12款予備費、1項予備費、1,000万円。

歳出合計、22億2,389万1,000円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第23 議案第19号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第19号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計予算について御提案申し上げます。

## 議案第19号

### 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ157,833千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳入歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した後期高齢者医療に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

| 款            | 項             | 金 額     |
|--------------|---------------|---------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |               | 111,562 |
|              | 1 後期高齢者医療保険料  | 111,562 |
| 2 使用料及び手数料   |               | 45      |
|              | 1 手数料         | 45      |
| 3 寄付金        |               | 1       |
|              | 1 寄付金         | 1       |
| 4 繰入金        |               | 43,601  |
|              | 1 一般会計繰入金     | 43,600  |
|              | 2 他会計繰入金      | 1       |
| 5 繰越金        |               | 1       |
|              | 1 繰越金         | 1       |
| 6 諸収入        |               | 2,623   |
|              | 1 延滞金、加算金及び過料 | 2       |
|              | 2 償還金及び還付加算金  | 1,220   |
|              | 3 預金利子        | 1       |
|              | 4 雑入          | 1,400   |
| 歳 入 合 計      |               | 157,833 |



(歳 出)

(単位：千円)

| 款                | 項                | 金 額     |
|------------------|------------------|---------|
| 1 総務費            |                  | 4,818   |
|                  | 1 総務管理費          | 2,634   |
|                  | 2 徴収費            | 2,184   |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 151,494 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 151,494 |
| 3 諸支出金           |                  | 1,221   |
|                  | 1 償還金及び還付加算金     | 1,220   |
|                  | 2 繰出金            | 1       |
| 4 予備費            |                  | 300     |
|                  | 1 予備費            | 300     |
| 歳 出 合 計          |                  | 157,833 |

同じく歳入から読み上げて、御提案申し上げます。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 億1,156万2,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、4 万5,000円。

3 款寄付金は、費目存置。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、4,360万円、2 項他会計繰入金は、費目存置。

5 款繰越金も費目存置。

6 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料は、費目存置、2 項償還金及び還付加算金、122万円、3 項預金利子は、費目存置。4 項雑入、140万円。

歳入合計、1 億5,783万3,000円。

続いて、歳出でございます。歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、263万4,000円。2 項徴収費、218万4,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 億5,149万4,000円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、122万円、2 項繰出金は、費目存置。

4 款予備費、1 項予備費、30万円。

歳出合計、1 億5,783万3,000円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第24 議案第20号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第20号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第20号

令和2年度中城村公共下水道事業特別会計予算

令和2年度中城村公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ302,354千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

| 款        | 項         | 金 額     |
|----------|-----------|---------|
| 1 使用料手数料 |           | 51,732  |
|          | 1 使用料     | 51,672  |
|          | 2 手数料     | 60      |
| 2 県支出金   |           | 47,770  |
|          | 1 県補助金    | 47,770  |
| 3 繰入金    |           | 156,340 |
|          | 1 一般会計繰入金 | 156,340 |

| 款       | 項      | 金 額     |
|---------|--------|---------|
| 4 繰越金   |        | 1       |
|         | 1 繰越金  | 1       |
| 5 諸収入   |        | 292     |
|         | 1 預金利子 | 1       |
|         | 2 雑入   | 291     |
| 6 村債    |        | 46,219  |
|         | 1 村債   | 46,219  |
| 歳 入 合 計 |        | 302,354 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款        | 項        | 金 額     |
|----------|----------|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 170,552 |
|          | 1 公共下水道費 | 170,552 |
| 2 公債費    |          | 131,602 |
|          | 1 公債費    | 131,602 |
| 3 予備費    |          | 200     |
|          | 1 予備費    | 200     |
| 歳 出 合 計  |          | 302,354 |

第2表 地方債

| 起債の目的   | 限度額          | 起債の方法              | 利率    | 償還の方法                                                                                                                          |
|---------|--------------|--------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 下水道整備事業 | 千円<br>46,219 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内 | <p>特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。</p> <p>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還または、低利に借換えすることができる。</p> |
| 計       | 46,219       |                    |       |                                                                                                                                |

同じく読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算。歳入、1款使用料手数料、1項使用料、5,167万2,000円。2項手数料、6万円。

2款県支出金、1項県補助金、4,777万円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1億5,634万円。

4款繰越金は、費目存置。

5款諸収入、1項預金利子は、費目存置。2項雑入、29万1,000円。

6款村債、1項村債、4,621万9,000円。

歳入合計、3億235万4,000円。

続いて歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、1億7,055万2,000円。

2款公債費、1項公債費、1億3,160万2,000円。

3款予備費、1項予備費、20万円。

歳出合計、3億235万4,000円でございます。

続いて、第2表地方債。起債の目的が、下水

道整備事業。限度額が4,621万9,000円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年5%以内。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還または、低利に借換えすることができる。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第25 議案第21号 令和2年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第21号 令和2年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

## 議案第21号

### 令和2年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算

令和2年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,212千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した土地地区画整理事業費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款          | 項                 | 金額      |
|------------|-------------------|---------|
| 1 使用料及び手数料 |                   | 1,609   |
|            | 2 使用料             | 1,609   |
| 2 繰入金      |                   | 81,842  |
|            | 1 基金繰入金           | 81,842  |
| 3 繰越金      |                   | 1       |
|            | 1 繰越金             | 1       |
| 4 諸収入      |                   | 50      |
|            | 1 雑入              | 50      |
| 5 保留地処分金   |                   | 19,710  |
|            | 1 南上原区画整理事業保留地処分金 | 19,710  |
| 歳入合計       |                   | 103,212 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項              | 金額      |
|-------------|----------------|---------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 103,211 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 103,211 |
| 3 予備費       |                | 1       |
|             | 1 予備費          | 1       |
| 歳出合計        |                | 103,212 |

それでは歳入から読み上げて、御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算。歳入、1款使用料及び手数料、2項使用料、160万9,000円。

2款繰入金、1項基金繰入金、8,184万2,000円。

3款繰越金、1項繰越金は、費目存置。

4款諸収入、1項雑入、5万円。

5款保留地処分金、1項南上原区画整理事業保留地処分金、1,971万円。

歳入合計、1億321万2,000円。

歳出、1款土地区画整理事業費、1項南上原

土地区画整理事業費、1億321万1,000円。

3款予備費は、費目存置。

歳出合計、1億321万2,000円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第26 議案第22号 令和2年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第22号 令和2年度中

城村污水处理施設管理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第22号

令和2年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算

令和2年度中城村污水处理施設管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,611千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した污水处理施設管理事業に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間の流用

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

| 款          | 項       | 金 額   |
|------------|---------|-------|
| 1 使用料及び手数料 |         | 2,606 |
|            | 1 使用料   | 2,605 |
|            | 2 手数料   | 1     |
| 2 寄附金      |         | 1     |
|            | 1 寄附金   | 1     |
| 3 繰入金      |         | 1     |
|            | 1 基金繰入金 | 1     |
| 4 繰越金      |         | 1     |
|            | 1 繰越金   | 1     |

| 款       | 項      | 金 額   |
|---------|--------|-------|
| 5 諸収入   |        | 2     |
|         | 1 預金利子 | 1     |
|         | 2 雑収入  | 1     |
| 歳 入 合 計 |        | 2,611 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款           | 項           | 金 額   |
|-------------|-------------|-------|
| 1 汚水処理施設管理費 |             | 2,472 |
|             | 1 汚水処理施設管理費 | 2,472 |
| 2 予備費       |             | 139   |
|             | 1 予備費       | 139   |
| 歳 出 合 計     |             | 2,611 |

第1表歳入歳出予算、歳入のほうからでございます。1款使用料及び手数料、1項使用料260万5,000円、2項手数料は、費目存置。

2款寄附金、3款繰入金、4款繰越金は、費目存置。

5款諸収入も費目存置。

歳入合計、261万1,000円。

続いて歳出、1款汚水処理施設管理費、1項汚水処理施設管理費、247万2,000円。

2款予備費、1項予備費、13万9,000円。

歳出合計、261万1,000円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第27 議案第23号 令和2年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第23号 令和2年度中城村水道事業会計予算について御提案申し上げます。

## 議案第23号

### 令和2年度中城村水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|     |           |                   |                |
|-----|-----------|-------------------|----------------|
| (1) | 給水栓数      | 6,432             | 栓              |
| (2) | 年間配水量     | 2,313,279         | m <sup>3</sup> |
| (3) | 一日平均配水量   | 6,338             | m <sup>3</sup> |
| (4) | 主要な建設改良事業 | 村内配水管布設工事及び設計委託業務 |                |

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

|     |        |         |    |
|-----|--------|---------|----|
| 第1款 | 水道事業収益 | 526,564 | 千円 |
| 第1項 | 営業収益   | 478,483 | 千円 |
| 第2項 | 営業外収益  | 48,079  | 千円 |
| 第3項 | 特別利益   | 2       | 千円 |

#### 支 出

|     |        |         |    |
|-----|--------|---------|----|
| 第1款 | 水道事業費用 | 521,725 | 千円 |
| 第1項 | 営業費用   | 513,425 | 千円 |
| 第2項 | 営業外費用  | 7,199   | 千円 |
| 第3項 | 特別損失   | 101     | 千円 |
| 第4項 | 予備費    | 1,000   | 千円 |

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的收入額が資本的支出額に不足する額144,759千円（建設改良支出のうち、197千円は賞与引当金取崩計上によるものであるため減額する。）は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,246千円、過年度損益勘定留保資金133,513千円で補填するものとする。）。)

#### 収 入

|     |          |        |    |
|-----|----------|--------|----|
| 第1款 | 資本的收入    | 50,501 | 千円 |
| 第1項 | 補助金      | 49,000 | 千円 |
| 第2項 | 出資金      | 1,500  | 千円 |
| 第3項 | 固定資産売却代金 | 1      | 千円 |

#### 支 出

|     |          |         |    |
|-----|----------|---------|----|
| 第1款 | 資本的支出    | 195,457 | 千円 |
| 第1項 | 建設改良費    | 185,834 | 千円 |
| 第2項 | 企業債償還金   | 8,622   | 千円 |
| 第3項 | その他資本的支出 | 1       | 千円 |



第4項 予備費

1,100 千円

(債務負担金)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項              | 期 間                | 限 度 額    |
|------------------|--------------------|----------|
| 会計・調定システム関係機器賃借料 | 令和2年度から<br>令和7年度まで | 10,864千円 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費、企業債償還金及びその他資本的支出との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 46,000 千円

(棚卸資産購入限度額)

第9条 棚卸資産の購入限度額は、1,848千円と定める。

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (14時22分)

# 令和2年第2回中城村議会定例会（第2日目）

|                                |                 |                    |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|--------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和2年3月3日（火）     |                    |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和2年3月4日（午前10時00分） |                      |         |
|                                | 散 会             | 令和2年3月4日（午前11時55分） |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 安 里 清 市            | 9 番                  | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 2 番             | 新 垣 修              | 10 番                 | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 渡嘉敷 眞 整            | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 屋 良 照 枝            | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 桃 原 清              | 13 番                 | 欠 員     |
|                                | 6 番             | 石 原 昌 雄            | 14 番                 | 伊 佐 則 勝 |
|                                | 7 番             | 新 垣 貞 則            | 15 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 8 番             | 大 城 常 良            | 16 番                 | 新 垣 博 正 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                    |                      |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 12 番            | 金 城 章              | 14 番                 | 伊 佐 則 勝 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 新 垣 親 裕            | 議 事 係 長              | 我 謝 慎太郎 |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介            | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典            | 都市建設課長               | 仲 松 範 三 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 知 名 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 與 儀 忍              | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏 |
|                                | 住民生活課長          | 義 間 清              | 教育総務課長               | 比 嘉 保   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 荷川取 次 枝            | 生涯学習課長               | 稲 嶺 盛 昌 |
|                                | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 教 育 総 務 課 幹<br>主     | 稲 嶺 盛 久 |
|                                | 福 祉 課 長         | 金 城 勉              |                      |         |
|                                | 健康保険課長          | 仲 村 盛 和            |                      |         |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程  | 件 名                                              |
|------|--------------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 第 2  | 議案第4号 中城村課設置条例の一部を改正する条例                         |
| 第 3  | 議案第5号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例             |
| 第 4  | 議案第6号 中城村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例         |
| 第 5  | 議案第7号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例                       |
| 第 6  | 議案第8号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例         |
| 第 7  | 議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例     |
| 第 8  | 議案第10号 中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約                       |
| 第 9  | 議案第11号 令和元年度中城村一般会計補正予算（第6号）                     |
| 第 10 | 議案第12号 令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）               |
| 第 11 | 議案第13号 令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）              |
| 第 12 | 議案第14号 令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）              |
| 第 13 | 議案第15号 令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）             |
| 第 14 | 議案第16号 令和元年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）                   |
| 第 15 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                   |
| 第 16 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                   |
| 第 17 | 同意第1号 教育委員会教育長の任命について                            |
| 第 18 | 同意第2号 教育委員会委員の任命について                             |
| 第 19 | 同意第3号 教育委員会委員の任命について                             |
| 第 20 | 同意第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて                     |

○議長 新垣博正 おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時01分)

~~~~~

再開(10時03分)

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 議案第2号の件で質疑いたします。

これは臨時職員と会計年度任用職員と、またパートタイム、時間制の割合です。現状で嘱託も臨時職も時間帯は一緒なはずですけども、その全課の割合はどういう感じになるのか。みんなパートタイムで時間は短縮になるのか。また職員数の増員は考えているか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩(10時05分)

~~~~~

再開(10時06分)

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、通常我々が勤務している7時間45分より短くなる職員のことをパートタイムの会計年度任用職員ということで位置づけております。今想定しているのは、ほぼ7時間程度の勤務時間を想定しているところです。それから数につきましては、これまでの一般職非常勤職員と大幅に変更があるということはないのではないかと考えています。

現在その募集をして、採用に向けて準備を進めておりますので、正確な数字というのは新年度予算が議決されていないことと、現在まだその途中であるということで、数のことについて詳しく答弁はできませんけれども、そこまで大きく数が変化するという事ではないだろうと考えています。それから職員の増員につきましては、若干名の増員は検討しております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第4号 中城村課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは、議案第4号について質疑を行いたいと思います。

まず1点目に、こども課を設置するに当たり、他市町村よりいろいろな助言や、それから勉強会等を行われたらどうか。

2点目に、これは議案第4号の1ページなのですが、福祉課の下のイ、改正前と改正後。その中で、事業というものが削除されているのですが、これは次のページの保健予防事業の事業も改正後は削除されているのですが、その事業自体はどこで行っていくのか。移行した場合に、こども課でやるのか。その2点を伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

こども課設置に向けては、総務課、福祉課、健康保険課、教育総務課、関連する課が集まりまして、3回、4回程度協議を行っております。関係する課においては、恐らく他市町村からの情報収集、そういうものもなされているものと考えております。勉強会につきましても、先ほど答弁したとおり4課が集まりまして、どういう内容でその所掌事務を移していくのかというところを検討したところでございます。

それから所掌事務の中の事業が抜かれているということなのですが、これはあくまでも表現の話であって、逆に言うと事業のみをやっているということではなくて、介護保険であれば介護保険全般の業務を所掌する。そういうことで御理解をお願いしたいと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 関連する4課が集まって、三、四回ぐらい協議、それから話し合いをして、しっかりと体制を整えているということで理解して大丈夫ですね。それで事業のほうも、削除しているのは別の課に移すのではなくて、

それも総称して、この課で今までどおりやっていくということでの削除ということですね。では、これで終わります。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 教えられる範囲でお願いいたします。

以前に、このこども課の分掌事務については説明を受けております。この課を設置するに当たって、運営は何名ぐらいで行う予定で今考えているのか。

6歳未満の子育て世代の対象世帯数等がわかれば教えてもらいたいと思います。

そして、こども課で対象となる保護者年齢層はどの範囲内を想定しているのか、わかる範囲内で、この3点をお願いいたします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時13分）

~~~~~

再 開（10時14分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

こども課設置につきましては、妊娠、出産、子育てに関する相談から、必要に応じた支援プランの策定、これをスムーズにするために今回、各課にわたった業務を一つの課に集約をして行こうと。その結果がこども課の設置ということで考えております。ですから妊娠前から、おおむね年齢であれば18歳までということで御理解をお願いしたいと思います。

それからその対象者の保護者の数は、大変申しわけないのですが、今把握はしておりません。

それから体制ですが、これにつきましてはまだ我々のところでは人員を配置しておりません。4月1日の配置になりますので、もちろんその間に内示をいたしますけれども、おおむね10名前後ではないかということで想定して

おります。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 これは後でもいいのですけれども、もしその年齢層的な、子育て世代の情報をもし提供できるのであれば、提供してほしいと思います。

今この中で、先ほど言いましたように10名前後を職員配置するということなのですから、その10名前後は、先ほど言った4課のほうから、集めてというのかな、移動してそこに配置するという考えですかどうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

4課というのは、課設置のために業務調整のために集まったのが4課でございます。ですから、その中の総務課に関しましては、特にこの所掌事務に直接かかわるようなことではありませんけれども、行政組織であるとか、あるいは課設置というところを所管する課が総務課なものですから、総務課も一緒にやっているということです。教育総務課と福祉課と健康保険課でやっている業務が、子ども課に集約されるということでございます。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 一点だけ、改正前の福祉課の中に、ウの生活保護が削除されます。多分、県の管轄ということで削除かという思うのですけれども、今貧困についての対策が重要になっていますが、これは福祉課のアの中に入れるという理解でよろしいのでしょうか。削除した理由も教えてください。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えします。

生活保護の件につきましては、今御質疑のとおりです。業務そのものは継続してやっていきますけれども、本来県の業務で、村においては受け付けをして進達をする。その業務であるた

めに、今回は全般的な見直しも兼ねていましたので、この文言については削除をしております。子供の貧困問題につきましては、新たな子ども課において貧困に関しては業務をするということでございます。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第4号 中城村課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号 中城村課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第5号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第5号について、質疑をさせていただきます。

2ページ目です。線で引かれているところな

のですけれども、条例は地方公営企業労働関係法ということで改正前があるのですが、これが短縮されて地公労法ということになっているのですが、やはり条例は正式名称で書いたほうがいいのではないかと思いますのですけれども、何かこれは短縮する理由があるのであれば、伺いたいと思っております。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

逆に一般的には、同じような文言を何回も使うということよりは、省略するのが条例等の一般的なつくり方でございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 一般的なやり方で短縮しているということなのですが、やはり読む人はいろいろと中身まで、「地公労法、これは何かな」というふうに全然意味がわからないような文言になってしまっているような気がするもので、しっかりと地方公営企業労働関係法と言えば、一言ではっきりわかるということなのですけれども、私はそこでちょっと疑問を持っていたものですから、これが一般的であって変える必要もないということなのであればそれでいいのですけれども、そこをもう一つお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えします。

先ほどの答弁で、少し私がわかりづらく答弁してしまったことを申しわけなく思っております。いきなり略して表現するというのではなく、今回は条例の一部改正になっているものですから、実はその前の前段において、この正式な法律名をこういうふうに略するということは既に表現されておりますので、この部分だけいきなり略して表現しているということではございませんので、その辺は御理解をお願いしたいと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 我々はその条例の前段がどうだったというのはわからないもので、前段でそういう文言が入っているのであればいいのですけれども、それを短縮したということであればいいのですが、そういうところはひとつわかりやすいように、我々にも説明はやっていってください。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第5号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号 中城村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号 中城村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号 中城村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第7号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第8号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する



ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第8号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 今の議案に質疑をさせてもらいます。

第4条についてですけれども、翌月末日までとなっていますが、どういう取り扱いになるか教えてください。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

第4条第1項の日額についてですけれども、これまでの支給の方法は従来の職員と同じように当月分を翌月の2日に支給するというところでこれまで行っております。今回、会計年度任用職員の施行に伴いまして、パートタイムの会計年度任用職員につきましては翌月の10日に支払いをするということで考えております。日額につきましても同じような支払いの仕方をしたいと考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 今まで臨時職員とかは2日に支給していたのが10日になるということは、おくれるということですか。2日が10日になるということは、今の会計年度任用職員は10日になるので、これに合わせますという意味で、10日とは書いてないけれども、末日までだから10日でもいいのですよね。までだから。もっと前でもいいのだけれども。それが後ろに行くというわけですね。これはただ合わせるという意

味ですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

職員につきましても議員の報酬につきましても、4月からは当月分を当月の25日に支払いをするというところで改正を予定しております。しかしパートタイムの会計年度任用職員につきましては、これまでの臨時職員というのはどの市町村においても給与の支給日は異なっているのが通常でございます。一気に同じ作業をすることによって事務の煩雑さが出てくるものですから、今回は2つに分けて、25日に支給する分と10日に支給する分と、大きくこの2つに分けようということで考えております。ですから、議員の報酬を25日に持ってきたのは事務の効率化のために。それから、2日から10日ということで結果的には少し遅くはなるのですけれども、パートタイムと、それからこの日額については同じ日に払おうということで考えているところです。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 今パートタイムの分は10日ということで、フルタイムも10日になるのか。フルタイムも多分いるのでしょうか。当然フルタイムも制度があるから。でもこの結果的には会計年度任用職員の区分けのために、パートタイムの人たちは今まで2日に取れていたのが10日になるというのは、生活設計上、おくれると思うのですけれども、そういう不利なところはどうか考えますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

フルタイムの会計年度任用職員につきましては職員と同様給与ですので、25日に支払いということで現在考えております。パートタイムにつきましては2日から10日へと1週間程度、後ろのほうにずれてしまうのですけれども、もちろん初回は確かに2日から10日にずれるという、

1 回目はそういうことが起きると思うのですが、2 回目以降につきましては10日に支給して、翌月も10日ですので、大きな影響は出ないのではないかということで考えております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号 中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

休憩します。

休 憩 (10時37分)

~~~~~

再 開 (10時39分)

○議長 新垣博正 再開します。

討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号 中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号 中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号 令和元年度中城村一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第11号について質疑を行いたいと思います。

まず43ページをお願いします。歳出7款です。19節の負担金、補助及び交付金、プレミアム付商品券事業交付金で1億2,500万円あるのですが、やはり増税の軽減措置としてひとり親家庭や、そ

れから非課税世帯、これは7,000人分の予定でやられたということなのですけれども、実際には2,000人しか、これを申請し受け取っていないところなのですが、これが国の政策ではあるのですけれども、本村においてもこういう補助が出た場合にはどうしても一定程度の、50%以上の人が利用してほしいということを私は思っているのですけれども、その中で村独自の広報とかそういうものでやられたのかどうか。

次、47ページの13節の委託料。これは新しい公共交通事業委託料ということで394万4,000円あるのですけれども、これは減額で、これが副村長の説明では運行減ということだったのですが、これは運行日数が減になった理由を教えてください。

あとは50ページ、幼稚園費になるのですけれども、1節の報酬です。一般非常勤職員報酬が360万円、これも減になっております。この理由を伺いたいと思っております。以上3点、よろしくお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

先ほどひとり親家庭ということの質疑でしたが、これは3歳未満の子育て世帯ということですので。当初予算計上したのが、非課税の方が6,000人、子育て世帯で1,000人の合計7,000人ということで予算計上しておりましたけれども、実際、審査とか資格要件とかをチェックしたところ、非課税の方が3,607人で、子育ての方が998人ということで、対象者が合計4,605人ということになっております。それで非課税の方が購入引換券を申請するのですが、当初11月30日まででしたが、全国的にも申請率が低いということで、政府からも期間を伸ばしてくださいということで要請がありましたので、村のほうも1月31日まで2カ月間延長しております。その

結果、非課税の方の申請率が1%しかふえなくて、25%ということになっております。村としても7月、8月、11月と1月号の4回、広報誌に掲載しております。ホームページにも常時掲載していて、防災無線でも周知していたところではございます。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では大城議員からありました47ページの13節の委託料、新しい公共交通運行業務委託料の394万4,000円の減についてなのですけれども、当初こちらの委託料の中に、今年度マイクロバスを購入しているところではあるのですが、1月には運行を進めていって、委託を進める予定でしたが、モデルチェンジによるマイクロバスの納入がおくれておりまして、工期内には納入できるということになっております。そのため、このマイクロバスの運行分の委託料の減額となっております。

それと50ページの幼稚園費の報酬費の360万円の減なのですけれども、当初、両幼稚園とも2組編成の人員を予定しておりまして、現状が、津覇幼稚園が1組、中城幼稚園が2組での人員の減。また、当初保育士の採用ができず、4月から6月まで退職者等を割り当てて日々の勤務となったため、減額となっております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは1点目から、プレミアム付商品券についてですけれども、担当課としては、期日も2カ月延ばしたし、広報もあらゆる手を尽くして頑張ったということで今答弁を聞いても感じたのですけれども、やはり対象者が多いのであれば多いなりに、ぜひ本当に50%以上の方々が受け取れるような対策をもっと、広報をしたからこれでいいのだというのではなくて、もらう方々にとっては、いまだに知らなかったという方もいるのですから。だからそういう方々に、これからも国からの補助

金がある場合には、またしっかりと広報、それから本人に伝えられるようにしていただきたい。そういうふうに思っています。

次、47ページの委託料です。これはマイクロバスの購入をしたが、納期がおくれたということでこれだけの減額になっているということですが、これは4月からはもうしっかりと手配もできていると。もう納入しているわけですか。これは4月から始まるはずですので、それについては何の問題もないのか。ひとつ答弁をお願いします。

あとは非常勤のほうです。これは津覇幼稚園が1組の編成であるのですけれども、その分だということと、日々雇用に切りかえた場合にこれだけの減額になってしまったということなので、そのほうは答弁はよろしいです。では1点だけお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ではマイクロバスの納期についてなのですが、現在3月中に、工期内での納品が可能ということで伺っております。ただ、本土のほうで製造し、船便のおくれによるもので、ぎりぎりまでの納品ということで伺っており、4月からの運行は可能ということで調整を行っております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 前年度で購入したわけですから、しっかりと新年度の4月からは運行できるように。また船便がおくれたから、4月から運行ができないですとか、そういう話にならないようにしっかりと対応していただいて、4月からは運行できるように対応をお願いしたいと思っています。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
安里清市議員。

○1番 安里清市議員 おはようございます。以前から言われていることなのですが、非常勤の職員の方の確保とか、嘱託員の方の確保がう

まいぐあいに行っていないという感じが数字の上でも出てきていると。特に文化財嘱託職員の補正が251万円ということがあって…、51ページです。10款の5項の中の文化財保護費でございしますが、以前からそういうふうなことで嘱託員の確保とか、それからパートタイムの方の確保とかということについては、心を砕いていらっしゃると思うのですが、毎回補正の減が出てきているということで以前から言われているように、やはり年度がまた4月に変わりますので、それに向けて万全の体制で取り組んでいただきたいということを要望したいということと、その文化財の嘱託員の方の業務の内容について、少し伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは安里議員の御質疑にお答えいたします。

51ページの減についてでございますが、今回業務の内容は、2名が昨年の9月末で一身上の都合がありまして退職されました。業務に関しては沖縄戦調査を担当しておりまして、その後は専門的な知識を必要とするものですから、後任を探すのも厳しい中、残ったメンバーで、ことしやれる部分の業務がどうなのかも含めて、戦争調査班の相談役を含めた大学の先生とも相談しながら、残りの業務を残ったメンバーでやっていけるということを考えまして、2人がやめた分は、この部分で継続して業務はしっかりやっております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 これは当初の予算から言っても、ほとんど採用の実績、実態がなかったのかということが見られるのですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

当初予算、平成31年度時点では悉皆調査、戦争調査、全て予算どおりの人数は確保しており

ました。

すみません、ちょっと私の答弁が説明不足なのか、当初から戦争調査班は4名の予算計上をしまして、4名採用しております。しかし、そのうち2名が一身上の都合によって9月末をもって退職されたということで、この2人の半年分の減額が今回の251万3,000円ということになっております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 当初から申し上げるように、職員の確保については十分意を用いて、不要額が出ないように新年度に向けて、またさらなる皆さんの御奮起をお願いしたいと思いますので、以上で終わります。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では一般会計補正予算について、一点だけ質疑をさせていただきます。

30ページの3款1項5目19節の一般コミュニティ助成事業補助金が49万9,000円の減になっているのですが、その減になった理由をお聞かせください。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

一般コミュニティの助成事業の減については、当初サンヒルズ自治会から宝くじ助成事業が外れたということで、県の対米請求権事業関係の補助金を申請し、それで内示をいただきましたが、令和2年に改めてこの宝くじ助成のコミュニティ事業へ申請を行うということで取り下げがありまして、今回補正のほうで減額補正ということになっています。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 これは県から100%の補助だと思うのですが、では令和2年に改めて県からの補助を使って事業を行うということなのですか。この減になった分は約50万円ですが、サンヒルズが辞退したということで、

そのお金を返すのではなくて別の自治会で回すことというのはできなかったのか、伺います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

当初サンヒルズ自治会より令和元年においても県の宝くじコミュニティ助成事業の申請を行っていきまして、それから外れたことで、ほかに何かないかということで、今回この49万9,000円の申請を行ったのですが、いろいろと自治会においても考えられて、その後取り下げをして、改めて令和2年に申請をしていくということで、その時期が遅くなったこともありまして、他自治会への調整は今回行っていないので、ただ他自治会が使えたかどうかという部分については、また振興協会との調整も必要ではありましたので、現在のところ他自治会への調整は行っていない。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時58分）

~~~~~

再 開（11時01分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休 憩（11時01分）

~~~~~

再 開（11時06分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 お願いいたします。

3ページの農業費の補正で減になっていますけれども、理由を教えてください。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

詳細については23ページのほうにありますけれども、農林水産業県補助金の164万3,000円の

減となっております。内訳が農業次世代人材投資事業補助金、これが150万円の減です。島ヤサイ産地拡大推進事業補助金が4万4,000円の減、人・農地問題解決加速化支援事業が9万9,000円の減となっております。1番目の農業次世代人材投資事業補助金ですが、これは新規就農者に対して県を通して村に来る補助金なのですけれども、今回県自体が、この新規分が、この補助金の枠がなくて、それで県内各市町村とも新規就農者に対してはゼロということで、村としても150万円減しております。島ヤサイ産地拡大推進事業は村の補助があるのですが、そこを去年までは農家にこの管理を委託していたのですけれども、今年度は営農指導員の方が管理しているということで、これも減にしております。3番目の人・農地問題解決加速化支援事業ですけれども、こちらは人・農地プランを作成するために全農家にアンケート調査をやるのですが、こちらは次年度に施行するということで今回減ということにしております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時09分）

~~~~~

再 開（11時10分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号 令和元年度中城村一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号 令和元年度中城村一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩（11時11分）

~~~~~

再 開（11時21分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第10 議案第12号 令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第12号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号 令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決

します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第12号 令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第13号 令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第13号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号 令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第13号 令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号 令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第14号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号 令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第14号 令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩（11時26分）

~~~~~

再 開（11時27分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第13 議案第15号 令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第15号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号 令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第15号 令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号 令和元年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号 令和元年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号 令和元年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

村長の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。



諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年5月31日法律第139号）第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所：中城村字津覇  
氏 名：久 志 栄 徳  
生年月日：昭和32年生

令和2年3月3日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに推薦する必要がある。

履歴書が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時31分）

~~~~~

再 開（11時36分）

○議長 新垣博正 再開します。

お諮りします。

諮問第1号については、適任の意見をつけて答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任との意見をつけて、答申することに決定しました。

日程第16 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

村長の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年5月31日法律第139号）第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所：中城村字久場  
氏 名：比 嘉 葉 子  
生年月日：昭和50年生

令和2年3月3日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに推薦する必要がある。

履歴書が添付されておりますので、御参照いただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 お諮りします。諮問第2号については、適任の意見をつけて答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任との意見をつけて、答申することに決定しました。

日程第17 同意第1号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

休憩します。

休 憩（11時38分）

~~~~~

再 開（11時39分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 同意第1号 教育委員会教育長の任命について御提案申し上げます。

同意第1号

教育委員会教育長の任命について

下記の者を中城村教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 北中城村字熱田  
氏 名 比 嘉 良 治  
生年月日 昭和33年生

令和2年3月3日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

教育長 比嘉良治氏の任期が、令和2年3月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を任命するにあたり、議会の同意を求めるためである。

履歴書が添付されておりますので、御参照いただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。関係者の教育長の退席を求めます。

休憩します。

休 憩（11時40分）

~~~~~

再 開（11時40分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休 憩（11時40分）

~~~~~

再 開（11時44分）

○議長 新垣博正 再開します。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは1点だけ質疑をさせていただきます。

現教育長は3年間、今まで頑張ってこられたと思いますけれども、引き続き任命するに当たり任命権者に対して、この3年間、教育長の職を振り返って、再任命するに当たり教育長としての思いがほぼ達成されたのかどうか。これは任命権者として、教育行政に対して、町としてしっかりやられたのかどうか。その1点をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

恐らくここにいらっしゃる議員の各位の皆さんとも思いは、私は同じだと思いますけれども、この3年間見させていただいて、非常に情熱的に子供たちに接する姿勢、全てが私から見ても

非常に適任。3年前を振り返って、素晴らしい人選をしたと自分自身を今褒めているところでございます。それをもう一度やっていただくためにも、去年の段階から私は「教育長、お願いします」という話をしきょうに至っている次第でございますので、いろんな実績も当然残しておりますけれども、これからも村の子供たちのために頑張ってくださいのために、一緒になって頑張っていこうと思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 ほとんど、私も今村長が言われたとおり適任者だろうということは思っているものですから、ぜひとも任命された場合には、しっかりと教育行政の長として今後とも頑張ってくださいだと思います。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、同意第1号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、同意第1号 教育委員会教育長の任命についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、同意第1号 教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。  
休憩します。

休 憩 (11時47分)

~~~~~

再 開 (11時48分)

○議長 新垣博正 再開します。

教育長が入場しました。ただいま、議題となっております同意第1号 教育委員会教育長の任命については同意されましたので、お伝えします。

日程第18 同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 同意第2号 教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

## 同意第2号

### 教育委員会委員の任命について

下記の者を中城村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 中城村字当間  
氏 名 平 敷 善 盛  
生年月日 昭和24年生

令和2年3月3日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

教育委員会委員 平敷善盛氏の任期が、令和2年3月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を任命するにあたり、議会の同意を求めるためである。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提出者の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、同意第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第2号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、同意第2号 教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

日程第19 同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 同意第3号 教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

同意第3号

教育委員会委員の任命について

下記の者を中城村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 中城村字南上原  
氏 名 知 名 朝 次  
生年月日 昭和34年生

令和2年3月3日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

教育委員会委員 仲村春吉氏が、令和2年3月31日をもって辞任するため、新たに委員を任命する必要があり、議会の同意を求めるためである。

履歴書がございますので、御参照いただきたい  
と思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提出者の説明を終わ  
ります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 質疑なしと認め、質疑を終  
わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、同意第3号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ  
で討論を終わります。

これから同意第3号 教育委員会委員の任命  
についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに  
御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、同意第3号 教育委員会委員の任  
命については同意することに決定しました。

日程第20 同意第4号 監査委員の選任につ  
き同意を求めることについてを議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 同意第4号 監査委員の選  
任につき同意を求めることについて御提案申し  
上げます。

同意第 4 号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を中城村監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 中城村字伊集  
氏 名 與 儀 正 明  
生年月日 昭和25年生

令和 2 年 3 月 3 日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

監査委員の與儀正明氏が、令和 2 年 3 月 31 日をもって任期が満了することに伴い、引き続き同氏を監査委員に選任するにあたり、議会の同意を求めるためである。

履歴書が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提出者の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第 4 号は、会議規則第39条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、同意第 4 号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第 4 号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、同意第 4 号 監査委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（11時55分）

# 令和2年第2回中城村議会定例会（第3日目）

|                                |                 |                    |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|--------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和2年3月3日（火）     |                    |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和2年3月5日（午前10時00分） |                      |         |
|                                | 散 会             | 令和2年3月5日（午後3時22分）  |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 安 里 清 市            | 9 番                  | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 2 番             | 新 垣 修              | 10 番                 | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 渡嘉敷 眞 整            | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 屋 良 照 枝            | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 桃 原 清              | 13 番                 | 欠 員     |
|                                | 6 番             | 石 原 昌 雄            | 14 番                 | 伊 佐 則 勝 |
|                                | 7 番             | 新 垣 貞 則            | 15 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 8 番             | 大 城 常 良            | 16 番                 | 新 垣 博 正 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                    |                      |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 12 番            | 金 城 章              | 14 番                 | 伊 佐 則 勝 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 新 垣 親 裕            | 議 事 係 長              | 我 謝 慎太郎 |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介            | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典            | 都市建設課長               | 仲 松 範 三 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 知 名 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 與 儀 忍              | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏 |
|                                | 住民生活課長          | 義 間 清              | 教育総務課長               | 比 嘉 保   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 荷川取 次 枝            | 生涯学習課長               | 稲 嶺 盛 昌 |
|                                | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 教 育 総 務 課 幹<br>主     | 稲 嶺 盛 久 |
|                                | 福 祉 課 長         | 金 城 勉              |                      |         |
|                                | 健康保険課長          | 仲 村 盛 和            |                      |         |



## 議 事 日 程 第 3 号

| 日 程 | 件 名                               |
|-----|-----------------------------------|
| 第 1 | 議案第3号 中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例         |
| 第 2 | 議案第17号 令和2年度中城村一般会計予算             |
| 第 3 | 議案第18号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計予算       |
| 第 4 | 議案第19号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計予算      |
| 第 5 | 議案第20号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計予算      |
| 第 6 | 議案第21号 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計予算     |
| 第 7 | 議案第22号 令和2年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算   |
| 第 8 | 議案第23号 令和2年度中城村水道事業会計予算           |
| 第 9 | 報告第1号 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について |
| 第10 | 報告第2号 専決処分の報告について                 |
| 第11 | 報告第3号 専決処分の報告について                 |
| 第12 | 報告第4号 専決処分の報告について                 |
| 第13 | 報告第5号 専決処分の報告について                 |
| 第14 | 議案第24号 物品等購入の契約について               |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第3号 中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例を議題とします。

本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時08分)

○議長 新垣博正 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第2 議案第17号 令和2年度中城村一般会計予算を議題とします。

本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。

まず、歳入予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは令和2年度中城村一般会計予算、歳入について質疑をしたいと思います。

まず24ページ、6款1目のほうに法人事業税交付金が新たに入ってきており、これは前年度はないのですが、説明をお願いしたいということで1点目。

2点目に44ページ、2項2目のほうに指定寄

附金ということで、ふるさと納税寄附金が1億円計上されているのですが、これは前年度比で6,233万5,000円増になっている。これは、これから新年度が始まっていくと思うのですが、申し込み予約とかそういうめどがついて1億円を計上しているのか。その2点を伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、まず法人事業税の交付金についてですが、地方税法の改正によって、地方法人譲与税の廃止があり、市町村に配分されます法人住民税割相当分について、減収補填をするという措置として法人事業税の一部が交付されることになりまして、今回新たに1,090万9,000円を県の交付見込みにより計上しております。

次にふるさと納税の増額についてですが、今年度も、2月途中現在にはなりますが9,000万円余りの多くの寄附が寄せられているところであり、令和2年度についても取り組みを強化しながら納税額を増額に向けていきたいということで、1億円の計上をしています。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは1点目です。ということは、これは法人譲与税が廃止になったからそれを補うためということで、新設されたということですね。

次にふるさと納税です。現在、9,000万円以上の寄附があるということですが、それを踏まえて令和2年度もそれぐらいいくだろうという予定だということですね。わかりました。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 議案第17号に質疑いたします。

歳入の23ページの株式譲渡所得交付金について、前年度より145万2,000円落ちているのです

が、この説明と、この株式を運用しているのかどうか。

それと53ページの教育債、社会教育施設整備事業債の官民連携の説明と、公共公立学校施設整備事業の学校施設整備債の説明を。これだけでとまるのか。何に使うのかだけ。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時14分）

~~~~~

再 開（10時14分）

○議長 新垣博正 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、まず株式等譲渡所得についてですが、これは村が持っている株式の運用ということの交付金ではなく、県のほうに入っていきます株式等の譲渡についての交付金となっており、県の見込み額を当初計上しております。

続いて53ページ、村債の社会教育の部分については、まず吉の浦公園の機能強化で今回野球場等の整備がありまして、その部分で8,490万円、官民連携ということで幼稚園の、今回一括交付金を活用した事業に取り組むということで1億8,860万円、学校施設については中城南小学校の増築の、令和2年度分の事業費についての起債となっております。以上です。

○議長 新垣博正 よろしいですか。

休憩します。

休 憩（10時17分）

~~~~~

再 開（10時20分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは、議案第17号令和2年度中城村一般会計予算について質疑します。

40ページ、歳入の県支出金です。16款2項4

目4節、沖縄振興公共投資交付金、農業農村基盤整備事業の事業の内容の説明をお願いします。

それから53ページ、22款1項3目、道路整備事業で防犯設備事業債の予算が930万円計上されていますけれども、この事業内容の説明をお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

歳入40ページの沖縄振興公共投資交付金、こちらは中城第二地区の農道整備事業に充てる予算でございます。令和2年度までは第二地区の農道整備事業がございますので、その費用でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時24分）

~~~~~

再 開（10時24分）

○議長 新垣博正 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

現在村内にあります防犯灯400基を整備していく事業の起債となっております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 防犯整備事業債の歳出はどこに計上しているのか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

歳出100ページの8款2項2目です。14節工事請負費の省エネ推進整備工事費4,655万2,000円の一括交付金事業ですので80%補助、残り20%の起債を歳入で充てています。全体で村管理、自治会管理を合わせて400基をLEDに変更していく予定であります。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

次に、歳出予算について質疑を行います。

質疑は款別に行います。

歳出1款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは歳出1款議会費について質疑をいたします。

8節旅費についてですけれども、これは県外旅費が46万2,000円ということで、これは前年度額ですけれども、たしか前年度は局長の旅費が入ってなくて補正予算で計上されたと思っているのですが、今回局長の研修費用というのは含まれているのかどうか、その1点をお願いします。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

局長の随行の費用については計上しておりません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 局長の予算が計上していないということで、我々議会としては議長、局長はそういう県外旅費、あるいは県内旅費もそうですが一対だと。議長だけが研修しに行くわけではなくて、局長も同じように研修し、ほかの自治体の局長と連携をどう密にしていくかということも十分必要と考えられるわけであり、予算がないから削ったということであれば私は全然違うかなと。議会事務局を強化する上でも、そういう予算というのはしっかり組んでいかないとだめなのだろうと思うのですが、副村長、そういうものについては、補正予算でも計上していくという考えがあるのかどうか、お願いします。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えします。

現在のところ、補正予算で計上するという予定はございません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 我々議会としては、局長も大事な事務局の一員。3名しかいない事務局の中で、やはりいろいろと勉強してもらって、研修も受けてもらってさらに議会を発展させていくという重要な役割を与えられているわけがありますので、議長だけの旅費というのは、私は到底納得できません。ぜひとも補正予算で上げていただいて、しっかりと議長、副議長、それから事務局長の派遣がある場合には手当をしていただきたい。このまま手当をしないということであれば、私はその予算編成には反対したいと思っているので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時31分）

~~~~~

再 開（10時33分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出2款に対する質疑はありませんか。

新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは59ページの2款1項1目18節の自主防災組織補助金70万円が計上されています。現在幾つありますか。それから今後、自主防災組織普及を図るための取り組みはどのようなことを考えるか伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

令和2年度の一般会計予算につきましては、自主防災組織に対する補助金を、2団体分の予算措置をしているところです。30万円の2団体、それと防災訓練に対する5万円の2団体分を計上させていただいております。現在の自主防災組織数としては3団体ございます。それから今後の取り組みにつきましては、あらゆる場面で

防災の大切さを先日、行政懇談会におきまして、各自治会においてそういう取り組みを強化していただきたいということをお願いしたところです。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今後、いろいろ自然災害があった場合には、自主防災組織が少ない現状ですので、ぜひ普及させるように努力してください。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは2款について質疑をしたいと思います。

まず61ページ、5目の報酬ですが、1節の地域おこし協力隊報酬ということで199万2,000円、この業務内容を教えていただきたい。

次に62ページ、これは先ほども言ったのですが役務費と委託料の中で、ふるさと納税業務委託料と手数料ということで、トータルしますと6,500万円ぐらいの委託、あるいは手数料があるのですが、これは先ほど言った寄附額1億円で、手数料あるいは委託料で6,500万円ということで、ちょっと大き過ぎるのではないかと。もっと削減できないのかどうか。6割あるいは7割近くがそういったものに、確かにいろいろと返礼品とかあると思いますけれども、ちょっと大きい金額ではないかと思えます。このところも教えていただきたい。

3点目に、同じページの同じ委託料の中で、中城村第5次総合計画策定業務委託料ということで499万4,000円が計上されているのですが、これは平成31年から3年間で第一段階、あるいは第四段階までを分けて進めていると思っているのですが、進捗状況は予定どおり進捗しているのかどうか。それをお伺いします。

4点目に、同じページの17節備品購入費、この説明の中では護佐丸バスの代車ということをお伺いしているのですが、この代車の使用をどう考

えているのか。ただ代車で、使わなかった場合だけ使っていくのか。そのようなところを伺いたと思います。以上4点、お願いします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

まず地域おこし協力隊についてですが、今年度、ふるさと納税の納付、納税額といいますか、それを強化していこうということで、財政が厳しい中、ふるさと納税に重要な自主財源として取り組むために、専門的な地域の返礼品を提供していただく事業者などとの協力体制、また村の特産品をもっと寄附者へPRしていくという業務を地域おこし協力隊と協力して行っていきたいということで計上しております。

そして同じくふるさと納税の委託業務についてですが、これまでもインターネット等を活用した取り組みをする中で、ふるさと納税も増額してきていますが、やはりインターネット等の活用を行わないと、全国からの寄附の増額が見込めないということになっています。その事業に対して手数料、カード決済等に対する手数料、先ほど議員からありましたふるさと納税の返礼品、これは寄附額の30%、その部分も支出があります。更にインターネットの管理をしています委託業務もありまして、これを削減していくということはなかなか厳しい状況ではありますが、委託業者についてもいろいろと今後検討できると思いますので、その辺も取り組みを進めていきたいと思えます。

続いて総合計画の進捗状況ということですが、令和元年度については各団体とのヒアリング、現在ホームページ、インターネットを活用したアンケートの実施をしまして、それとまた各種統計等、人口等の集計も進めております。今月、3月末に第1回審議委員会を開催しまして、そこで現在集計できています部分については説明していきたい。進捗については順調に進んでいると考えています。

続いて備品の購入についてですが、現在、護佐丸バスについては、平成26年に購入し運行しており、修理等が多くなってきている状況であります。今回石油備蓄立地の交付金を活用して、防災目的にはなりますが、護佐丸バス故障時への活用もできるのではないかとということで検討し、今回計上しています。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは1点目、報酬のほうからです。

これはふるさと納税のもろもろの取り組みを、その人を使って連携等もやっていきたいということですが、これは7款にも出てくるのですが、これは7款で話をしますけれども、それとの連携は、我々としては今いる2名の地域おこし協力隊、その方たちがその業務を担っているという感じで私は受けとめているのですが、観光協会等でやったり、それも含めてのものかと思っていたのですが、全く向こうとは違うのかどうか。それをひとつお伺いしたいと思います。

2点目のふるさと納税、いろいろとお金がかかると。30%の返礼品もやらないといけないということも含めていても、やはりもう少し検討していただいて、本当に一般会計に納入できる金額がもっとふえればふえるだけいいですので、そのほうも業者に対していろいろと協議していただきたいと思います。

3点目、今課長が言われた、これから村民あるいは議会との協議もするだろうと思っているのですが、議会とは大体いつごろ、第5次総合計画についての協議をしていこうと思っているのか。これは来年度までになると思うのですが、最終段階4段階でやりたいのか、それとも3段階でやりたいのか、その辺を教えてください。

護佐丸バスは、平成26年に導入してもう5年、6年ぐらいたつので、修理や点検が必要ということで、一括交付金を利用してできるのであれ

ばやりたい、あるいは石油備蓄の予算も活用したいということです、これを通る暁にはしっかりと運行状況も踏まえながら、やっていただきたいと思います。

あと残った2点をお願いします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは地域おこし協力隊についてですが、現在の地域おこし協力隊については、観光振興の部分ということで配置されていると認識しております。企画のほうのふるさと納税の業務については、今回新しく強化するということで考えており、一人配置していきたいと考えています。

総合計画の議会との協議についてですが、今回、3月に第1回の審議会を開催しますので、その内容も含めて5月、6月あたりに開催できたらと考えておりますので、最終的に上がった時点であるということではなくて、随時資料の提供、また協議等ができる時期に開催していきたいと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 ふるさと納税、しっかりとインターネット、あるいはさまざまな手段を使って、ぜひ多く、そして費用は抑えられるように取り組んでいただきたいと思います。

あと、やはり第5次総合計画、これは村の最上位に当たりますので、ぜひ村民、それから議会、行政、三位一体で取り組んでいけるように、また議会だけ置き去りというようなことにならないように、しっかりと協議は行っていただきたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 議案第17号 令和2年度中城村一般会計予算について質疑いたします。

60ページの2款1項2目13節、券売機リース料であります。19万8,000円が計上されていますけれども、この券売機は何の券売機でしょう

か。あと、どこでそれを使用するのか。そして、その目的を伺います。まずこれが1点目です。

2点目に、4目10節の備蓄食料費、これも同じ60ページです。84万8,000円が計上されています。これが1,500食の買い直しということで説明を受けたのですが、現在これはどこに備蓄されているのか。その賞味期限はいつまでなのかを伺います。

続いて61ページ、4目13節の出退勤システム60万7,000円賃貸借がありますけれども、これはどのようなものか伺います。

4点目、62ページ、これは先ほど大城議員からもありましたけれども、私のほうからは、どういう車種なのか。何人乗りなのかをお伺いいたします。以上4点、お願いいたします。

○議長 新垣博正 会計管理者 荷川取次枝。

○会計管理者 荷川取次枝 それでは比嘉議員の質疑についてお答えいたします。

券売機の設置のことですけれども、券売機の設置目的についてですが、住民窓口支払いの軽減による住民サービス及び今後、指定金融機関の窓口業務の短縮化に伴う出納事務等の効率化に向けて、券売機を設置する予定であります。設置場所は現在、2階に上がる階段下のところに予定しております。令和2年度に向けて、新庁舎へ1月ごろに引っ越しする予定ですが、その新庁舎に関しては、住民課や税務課などの利用頻度の高いところに設置を予定しております。証明書等は今窓口で受け取って、出納窓口で支払いをしておりますけれども、各種証明使用料とか、ごみ処理券などをボタンで設定をして支払う形を予定しております。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

備蓄食料についてですけれども、質疑の中にもありましたように1,500食分を今回購入する予定でございます。これにつきましては、村の地域防災計画のほうで定められておりまして、

人口の20分の1を確保するということにしておりますので、人口2万1,000人を基準に計算をしまして、その不足分である1,500食分を今回購入しようと、そのように考えているところでございます。備蓄している場所ですけれども、これは護佐丸歴史資料図書館のほうに備蓄しております。それから賞味期限につきましては、去年あたりから購入しております備蓄食料については、賞味期限は7年になっております。以前購入した食料品につきましては、3年ないし5年という賞味期限でございましたので、防災訓練等で試食をしまして、その不足分について1,500食分を今回購入しようと考えております。

出退勤システムの賃借料の件につきましては、現在は職員の出退勤をタイムカードで管理しておりますけれども、新年度におきましては、静脈認証装置、それから管理システム、そういうものをリースしていきたいと考えております。これは職員の出勤、退勤の管理を行いたいと考えております。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは車両の備品購入費についてですが、現在予定していますのはマイクロバスの購入を予定してまして、定員29名乗りを購入するということで予定しております。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 券売機ですが、今まで窓口で支払っていたものを券売機で支払うことができるということで、住民票とかを受け取るものではなくて支払いということになりますね。ありがとうございました。

あと備蓄食ですけれども、私は勘違いをして、賞味期限が切れるのでそれを買うのかと思ったのですが、賞味期限はまだ大丈夫ということですね。では質疑をします。賞味期限が切れるものは、村民の試食とかあったのですが、賞味期限が切れる前に何かで使用すると思うのですが、

何に使用するのか。学校とかで給食に出したりとか、あるいは村民にお配りするのかをお伺いいたします。

あと、システムのことはわかりました。

護佐丸バスの代車の件ですが、マイクロバスで29名ということで、後々は、これを土日運行に使う予定はあるのかどうか伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

賞味期限が切れる食料につきましては、防災訓練、それから地域での自主防災組織立ち上げ等、その説明会の後に試食をしているところがございます。学校の給食として配布するということはこれまで行っておりません。それから先日、津覇小学校で総合事務局と電気自動車を避難施設で停電になった場合の実証実験のようなものをやりましたけれども、その節にも、子供たちに備蓄食の試食をしていただいております。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

今回購入していく車両については、石油貯蔵立地交付金ということで、避難が発生した場合などへの活用、また防災意識の向上などに活用するというので、平常時については、先ほどお話しされています護佐丸バスの故障などに対応するためということでもありますので、現在のところ土日の運行への活用については考えておりません。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 備蓄食ですけれども、防災訓練のときに地域の人とか子供たちに試食させているということですが、1,500食とか、もし多ければ小学校3校には体験として、なかなか食べられるものではないと思うので、それを体験させるのもいいのではないかと思います。これは平等にやらなければいけないと思うのですが、これは一つの案です。

あと護佐丸バスですけれども、最初は護佐丸

バスの代車ということで、今の答弁ではほとんど防災を目的に使用するのかなと思いましたが、これを、故障のときの代車でしか使えないのか。あるいは後々、土日、大きな護佐丸バスでは人数が少ないからマイクロバスだけで土日を対応しようかと思ったときにも、使用することはできないのですか。交付金の関係でできないのかどうか伺います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

必ずしも防災や護佐丸バスの修理の場合の活用のみではなく、これは実施していく中でだとは思いますが、それ以外の現在のコミュニティバスの故障等もあると考えられますので、その辺については柔軟にできるかどうかは確実に言えないのですが、検討はできるものと考えています。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時00分）

~~~~~

再 開（11時12分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休 憩（11時12分）

~~~~~

再 開（11時25分）

○議長 新垣博正 再開します。

次に、歳出3款に対する質疑はありませんか。  
大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは引き続きまして3款に質疑をしたいと思います。

まず73ページです。12節委託料、こどもの居場所づくり事業委託料ということで、これが880万2,000円。委託している事業所は引き続き



1 社になっているのかどうか、それを伺いたいと思います。1 社なのか2 社なのか。

続いて74ページ、こどもの居場所づくりの事業補助金ということで、18節負担金補助及び交付金のほうですけれども、これは何カ所に補助金を出しているのか。

80ページ、12節委託料、児童館運営管理委託料ということで408万5,000円、これは今まで、児童館のほうですずっと社協に委託してやられていたのが、今回、説明会でもあったのですが個人に委託するというので、金額的に約600万円近く減額になっているのですが、その中でこれだけの減額をして、今までどおりのしっかりした児童館の運営ができていくのか。質の低下を招かないか、そこを伺いたいと思います。

続いて次の81ページ、これも18節になりますが、施設型保育給付費負担金、9億7,200万円、その下の地域型、同じ負担金、1億3,900万円ということで、前年度相当、2億円から3億円ぐらい増額になっているのですが、それは施設数がふえてそのような金額になったのかどうか伺いたいと思います。以上3点、よろしくお願いします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

まず73ページ、12節委託料、こどもの居場所づくり事業委託料につきましては、昨年度までは補助金で、久場っ子と児童館で運営しているわらびという2カ所の居場所づくりで合算していましたが、ことしにつきましては児童館の貧困対策の居場所づくりということでの1カ所の運営となっております。

続きまして74ページの18節負担金補助及び交付金の居場所づくりの補助金につきましては、久場っ子単体の40万円の補助金となっております。

80ページ、12節委託料の児童館運営管理委託料につきましては、議員のおっしゃるとおり約

600万円の経費削減に取り組むことができました。減ったのが直接人件費ということで、想定しておりますのが社協から委託先の変更を想定しているところが、これまで村内の児童福祉事業に長きにわたり取り組んでおられて、貢献されているところでございまして、実績と評判も高い社会福祉法人との認識でございます。ことし以降、福祉課主導のもと、これまで以上に活動していきたいと。委託料は落ちても運営はこれまで以上に活用していくという方針でございます。

81ページの同じく18節負担金補助及び交付金のほうで、施設型保育給付負担金9億7,200万円につきましては、昨年度対比をしますと2億6,000万円の増となっております。皆様には、常任委員会の資料ということで、福祉課の資料をおつけしております。後ろのほうに各保育園、こども園の資料をつけております。後でそれを参照していただきたいのですが、認定こども園が6園と、認可保育園3園、計9園で令和2年度を運営していきたいと思っております。1年と2年の差につきましては1件の新設、1件の定員増の増築というところでの待機児童ゼロに向けた対策としての整備が終わりましたので、令和2年度からは運営費がふえるというところでの差額となっております。同じく地域型保育給付負担金につきましては、その資料にもございますけれども、3小規模保育園と1事業所内保育園、計4園の運営補助金となっております。こちらに対前年度比4,100万円増となっております。これも1小規模の来年度からの増というところでの増額となっております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは73ページの委託料からです。わらび1カ所ということで、これは前年度と変わらないということですよ。わかりました。

次に居場所づくりの事業補助金、久場っ子クラブだけということで、これは前年同様40万円ですよね。今まで、学校が終わってから児童館に行っていた子供たち、通常、学校終了後は子供たちがいっぱい児童館に行きますよね。その子供たちは今までどおりわらびのほうに行ける…、この子供たちの行く先は一緒ですか。先ほどの、今まで児童館でやっていた子供たちはそのまま児童館で、単費で600万円ぐらい減になったけれども、同様な施設の中で過ごせるということですよ。

次に81ページです。施設型保育、これは村長の肝いりで始まった待機児童ゼロに向けて、相当頑張っていると私も捉えてはいるのですが、これだけの費用がかかっているのですが、その補助金が相当入っていると思うのですが、単費で大体どれぐらい入っているのか。例えば9億円、あるいは1億3,000万円ぐらいの中で何パーセントが県から、あるいは国、県、それから村の持ち出し分というのは、大体どの割合になっているのか。それを伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えします。

私の記憶の中にあるお答えですが、運営補助金の8分の1が村負担ということです。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 いろいろと額はかさんでくると思うのですが、やはり待機児童ゼロ、それが一番の目的だと思います。ぜひ地域住民のためだということを一番思って、ぜひひとつ頑張って、しっかりとした体制で臨んでいってください。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 3款民生費、78ページ、19節扶助費の中の成年後見制度についての予算が計上されていますが、少ないように思いますけれども、何か理由があるのかお聞き

します。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時36分）

~~~~~

再 開（11時37分）

○議長 新垣博正 再開します。

福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

介護保険に該当する方で、成年後見制度を利用される方1名ということで予算計上させていただいておりまして、現在、対象がことしはないということで、来年も見込みということで、実際にいられればその後また補正することになりますので、今の予算の計上としては1人分で見えております。対象者1名に対する予算で考えております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 1名ということですが、これから5年後は、5人に1人が認知症になると言われておりますので、そのときのためにもこの制度について見直しをしてほしいと思います。この後見人制度の周知はどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

福祉課には地域包括支援センターという部署がございまして、介護はもちろんのこと、高齢者の困り事については、全て窓口で一括で受け取りまして、そこでの相談を経た中で、成年後見人の対象になる見込みの方に含めましては、そういった方々については、もちろん職員が周知するようにして…、これは広く周知するというのではなくて、実際、対象者に対してそういう情報を与える、その漏れがないようにする周知の仕方を今考えており、実際とっているのがそういう対応の仕方です。広く、そういう制度があるので活用してくださいというのではなくて、実際、ここまでいくと大分困られている方

ということになるものですから、広く周知したからといって、事業がうまくいくということでもないのかなという認識で、今のところは介護とか、初期でもそういった制度はありますというところでの対応はさせていただいております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 今、認知症が多いということだまされたりとか、いろいろ事件に巻き込まれたお年寄りの方たちもいますので、中城村においては、そういった問題が起こったということは聞いていないのですが、5年後には5人に1人が認知症になると言われておりますので、そのときのためにこの制度の見直しとかその中身をよく見直していく必要があるのではないかと考えております。お願いします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えします。

議員がおっしゃるとおりだと思いますので、今後もちろんそういう対象がふえると、予算もそれに見合った計上をしなければならないと考えておりますし、先ほど私が答弁したのは現在やっている対応と申し上げましたが、おっしゃるように介護保険制度の冊子だったり案内チラシとかには、そういう項目ごとの介護保険で適用できるサービスというご説明もあり、その中にも成年後見人というのも記載されておりますので、周知をしていないというわけではございません。おっしゃるとおり5年後、10年後を見越して、そういう一般の方々にもそういう制度があるという周知は必要だと思っておりますので、今後周知には努めていきたいと思っております。

追加で答弁させていただきます。制度という言葉があったということなので、これはもちろん村独自ではなくて、国の法律の制度に基づいた対応プラス予算措置だと思っておりますので、村で独自というところでの制度設定というのは考えておりません。国の法律に基づいた制度の

中での運用と理解しております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出4款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは4款について質疑をいたします。

85ページ、12節委託料になるのですが、防犯カメラ保守点検委託料99万円あるのですが、これは平成30年度に22台の設置があったはずですが、これは去年カメラがふえたのかどうか。それがどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えをいたします。

防犯カメラの設置台数としては現在22台ございます。そのうちの16台が今回の光熱費という電気料金ということで、あとの台数においては自治会のほうで対応しているということでございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (11時44分)

~~~~~

再 開 (11時44分)

○議長 新垣博正 再開します。

訂正があるそうです。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの質疑の12節委託料、防犯カメラの保守点検の委託料ということで99万円についての御質疑でございますが、台数は22台でございます。増はしてございません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 平成30年から同じ台数

だということですけれども、今後、増設の計画あるいは予定があるのか。令和2年度、あるいは令和3年度に向けてはどうか、お伺いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えをいたします。

予算では22台分の予算を計上しておりますが、今後については、その事業について、沖縄県等々について、こういった防犯カメラについての事業があるのであれば、また必要不可欠であれば、そのように設置していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 防犯カメラに関しては、いろいろと個人情報の話はあり、設置したほうがいい、しないほうがいいという話もありますが、やはり安全安心を我々が村民に与えるためには、必要な箇所には設置しないといけないという判断もあり得るかと思いますので、ぜひ検討してください。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 86ページです。11節役務費180万円が計上されています。不法投棄がされている村内の場所、どの辺があるかを伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えをいたします。

住民生活課で把握している状況でございますが、久場の上の山間部、そして泊の山間部等、そして伊舎堂上の山間部等が主に不法投棄、そして高速道路の側道部あたりはかなり不法投棄がされている状況として把握しております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今課長がおっしゃった、これは平成28年度に総務常任委員会の所管事務

調査で不法投棄がある場所ということで、住民課の職員と確認しました。久場と伊舎堂とか泊に大量の不法投棄がありました。今回、久場地区農地保全第1号の農道に大量の不法投棄があります。所管事務調査で指摘したところに不法投棄が大量にあります。そういった不法投棄の対策はどのように考えていますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えをいたします。

不法投棄されている場所が、基本村道、公道に不法投棄されているものであれば、それは当然住民生活課のほうで収集、回収のほうは考えておりますが、新垣貞則議員から御指摘がありました、これはたしか前回の定例会の一般質問でもございましたが、その場所においては、ごみとしては投棄されている状況があるのですが、ここについては公道ではなくて私有地になっているわけです。そういうことなので、今回予算計上はしておりますが、私有地においては住民生活課での対応は考えておりません。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 これは平成28年度にも総務常任委員会で、今言ったところを指摘したのです。久場とか泊とか伊舎堂とか、不法投棄がされていたので、指摘して改善するよということやっただけでも、まだ改善されていない。今課長がおっしゃったように、私有地ではありますけれども、不法投棄がされているところを改善しないとごみがごみを呼ぶのです。だからいつまでもたっても不法投棄が改善されないと思いますので、そういうことで私有地ではありますけれども、伊舎堂とか泊のところに不法投棄がやられたところでまだ改善されていないものですから、不法投棄がまたありますので、そういった対策をぜひ考えて、私有地だからやらないのではなくて、どうにかできる方法はないでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（１１時５１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（１１時５２分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えをいたします。

住民生活課としては、その不法投棄に関して大きな課題でもあるし、当然、ごみのごみを呼ばないような状況をつくっていきたいと考えておりますので、そういう場所については、先ほども移動式の監視カメラ等もございますので、多い場所についてはそういったところに移動式のカメラを移動しまして、しっかり監視しながら対応していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

安里清市議員。

○１番 安里清市議員 監視カメラの増設の件で、去年たしか所管事務調査で総務常任委員会で不法投棄の現場を回ったときに、職員の方と不法投棄の処理にかかる、今回180万円が計上されているのですが、そういう費用を軽減するためにも、カメラの増設はしたほうがいいのではないかというお話を現場でしまして、1台当たりの単価は幾らかないというところまでお話をしたのですが、どうも今回反映されていないのかと思って、この状態だといつまでもごみを捨てる人と片づける人ということで、イタチごっこになりかねないと思うのですが、今回カメラの増設について、御検討されなかったのかどうか伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（１１時５４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（１１時５４分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えをいたします。

増設についての御質疑だと認識をしておりますが、令和２年度においても、その事業の検討について、沖縄県と協議をしながら、またさらに増設の方向の事業があるのであれば、そのように検討してまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

比嘉麻乃議員。

○９番 比嘉麻乃議員 ４款１項５目12節、悪臭測定委託料が45万4,000円計上されていますけれども、以前、新垣 修議員が一般質問で取り上げられた場所だと、屋宜地域になるかと思うのですが、それ以外の地域でのものなのか。測定委託料ということですが、もしこの測定方法がわかれば、それを教えてください。その測定の方法と期間、１年間をかけてやるのか。現在、この測定する場所の悪臭は消えているのかどうかを教えてください。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えをいたします。

85ページの区分12節の悪臭防止委託料、そして水質測定業務についての御質疑でございますが、これについては去る議会において、補正予算でもって予算措置をさせていただきました。現在、その悪臭防止、そして水質汚濁業務については進行中でございます。今年度いっぱいにはその報告書が上がる予定でございます。今回、また新たに新年度予算にも計上させていただきましたことについては、特に悪臭測定に関しては1回のみの測定で評価できるかということではなくて、これを何回か測定をして、そしてこれを県あたりと協議をしながら評価していくものと考えており、今回の予算を計上させていただきました。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○９番 比嘉麻乃議員 この測定は1回ではな

くて何度か行っていくということですが、もし異常な悪臭の数値が出た場合の対応はどのようになりますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えをいたします。

その悪臭防止の測定を委託し、結果が出れば、その検査結果をもとに、今回、先ほども説明したように現在進行中ですが、そのことについては、試験結果をもとに沖縄県と協議しながら、悪臭の源であるところに令和2年度の悪臭防止の見直しが沖縄県でも予定されておりまして、その見直しに反映されるかどうか、環境整備課あたりと詰めていきたい。そのように試験結果を評価していきながら進めていきたいということで考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 これは数年前から続いているということも聞いていますので、一日も早く、もととなるところをきちんと調べていただいて、悪臭を取り除いてください。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 同じく85ページ、今の悪臭測定委託料ですけれども、私としては、これは不必要だと思っています。村長は、この前の答弁では条例を制定すると新聞にも報道されていますよね。この条例制定はどうなっているのですか。測定するまでもないんじゃないかと思います。これは県条例があるはずです。県条例に基づいて、参考にしながら皆さん方は条例制定をすべきだと思います。そして悪臭測定ですけれども、この時間帯は24時間やるのか。それとも何時から何時までと決めてやっていく考えなのか。条例の制定に向けた進捗状況、これは村長から答弁願います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほど住民生活課長が答弁したとおりですけれども、今現在調査中ということでございます。それを踏まえて、私は条例制定も視野に入れてという話をしましたけれども、それをもとにこれが必要だということであれば、当然条例制定に向けて動いていきますし、これがもしかしたらそういうことではないという答えが出るのであれば、またそのときに考えないといけませんし、いずれにしろ状況を鑑みながらしっかり対応していくべきではないかと思っております。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えをいたします。

悪臭防止に関する業務の実施ですが、これについては担当課のほうで、現在委託している業者と密に連携をとりまして、悪臭の発生元の近くに住んでいる住民の方がおりまして、この住民の方からこれまで約15年ほどかなりにおいがするというので、いろいろと情報をいただいているところでございます。一番近くに住んでいる方がにおいに関しては敏感ということで、その方々の情報をもとに、何回か調整をして、24時間ではなくて朝の7時から、そして1日、朝方と昼間ににおいがする、かなりのにおいが発生するという情報をつかんでおりますので、その辺のところをしっかりと、情報提供者である住民の方々と連携をとりながら実施をしているところでございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは24時間しないといけないと思います。昼間に悪臭はしないです。夜中という話も聞いています。この問題があって、その後も悪臭はあったということですから、それも夜中です。昼間はみんな活動していますからにおいがしますよね。就寝時に、逆に業者としては人が寝ている場合にやるということもあり得るわけですね。24時間測定しないといけないと思います。

そして皆さん方は、この場所を限定しているでしょう。これは今後、村内どこでもあり得るわけです。悪臭は今問題になっているところだけではないのです。村全体、また別のところから悪臭が出てくるかもしれない。そのときにもきちんとできるような条例をつくらないと。村長、こっちが大丈夫だったら制定しないということではなくて、悪臭条例というのは、全国的にみんな制定しているのです。中城村だけがないです。

それとこれに関連してですけれども、悪臭に限定するのではなくて、迷惑防止条例というものもあるわけです。その中の一つとして、悪臭とか騒音とかいろいろなものがあるわけです。そういうのを早目にやらないと、今後これは村内のあちこちで悪臭や騒音等の迷惑が出てくると思います。それを測定するまでもなく、私は制定すべきだと思うのですが、村長、その考えはどうですか。

○議長 新垣博正 条例制定の審査は別途でやりたいと思いますので、測定の予算の計上に関していかがなものかということで質疑があれば受けていきたいと思うのですが、今答弁するとかなり時間を要しますので、一般質問の類いで取り上げていただければと思いますけれども。

○15番 新垣善功議員 これは予算以外になるのですか。これは関連しているでしょう。どこまでが一般質問でどこまでが質疑になるのですか。この予算を決めるのは、皆さん方はいろいろなことを考えて予算を計上してきたわけでしょう。そういうことを考えて、やる必要はないんじゃないかと言っているのです。これは県条例にもうたわれているはずですよ、悪臭問題は。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（12時07分）

~~~~~

再 開（12時08分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 45万4,000円の測定委託料を計上してありますよね。これは何のために計上しているのですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えをいたします。

先ほどのお答えと重複しますが、ただいま進行中の悪臭防止の測定をしているところですが、この悪臭に関しては、悪臭の調査をすること自体が一瞬でこのにおいのサンプルをとるというか、そのような悪臭の測定ということになるものですから…。

○15番 新垣善功議員 違う、それは聞いていない。この測定委託料を計上している理由は何なのですか。皆さん方は何に活用するのですか。前から言っているように、条例に関連してそのためにやっているんじゃないんですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（12時09分）

~~~~~

再 開（12時10分）

○議長 新垣博正 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えします。

予算の計上は、この悪臭がどういった臭気なのかを特定しなければなりません。この特定をして、事業所から出た悪臭をどのように改善する、業者のほうに改善させなければならないことがございますので、この悪臭には、いろいろ何項目か、今回10項目ぐらいの検査を予定しております。また、先ほどから一日中検査が必要だということもございますけれども、これも抜き打ちに、事業者が特定されないように抜き打ちで調査をしていくという形で、時間帯をずらしながら調査し、業者を指導していくということで予算を計上してございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（１２時１１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（１２時１２分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休 憩（１２時１３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（１３時３０分）

○議長 新垣博正 午前に引き続き再開します。

次に、歳出の５款及び６款については一括して質疑を受けていきたいと思います。

休憩します。

休 憩（１３時３０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（１３時３３分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑ありませんか。

大城常良議員。

○８番 大城常良議員 それでは６款について質疑を行いたいと思います。

まず１点目に９２ページ、委託料ですが、これは先ほど新垣貞則議員からも少しあったのですが、１２節と１４節、一括して伺います。着実に農道舗装は行われてきていると思いますけれども、補助金の減などで、今まで計画していた進捗状況が予定どおり行われているのかどうか。計画どおりに進んでいるのかどうか。この１点をよろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

農道舗装事業については、計画的に進んでお

ります。第二地区が令和２年度まで工事がありまして、通常であればこれが完了して新しく第三地区という箇所に入のですが、今回は第三地区も１年前倒しで令和２年度から測量設計に入っていきます。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○８番 大城常良議員 着実に進んでいるということですが、最終的な終わる時期というのは、大体令和何年ごろを予定しているのか。わかるのであればお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

第三地区が令和２年度から、おおむね三、四年で完了しますので、その次にまた伊舎堂、泊地区の第四地区、それがまた３年後、四、五年ぐらい後に採択ということで考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○８番 大城常良議員 大まかには五、六年先ということになると思いますけれども、そのほうもできるだけ事業計画をつくっていただいて、我々にも提出してもらえるのかどうか、それで質疑を終わります。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

今後の事業の計画を作成して御提供したいと思います。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出７款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○８番 大城常良議員 それでは７款について



質疑を行います。

96ページ、商工費の1節、地域おこし協力隊の報酬398万4,000円。これはこととして何年目になるのか。また現在の業務内容を教えてください。その下の地域おこし協力隊の活動支援業務で400万円と連携して、どういう活動を重点的にやっているのか、お願いいたします。

あとは次の97ページの18節負担金補助及び交付金の中の中城村観光協会補助金1,800万円というのがあるのですが、それについては観光協会の令和元年度の総会資料、そして令和2年度の運営計画の提出を求めたいと思います。それは出せるのか。2点お願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えいたします。

地域おこし協力隊の報酬についてですが、現在いらっしゃる方が令和2年度で3年目を迎えます。あと1人を新たに採用する予定で、今2名分を計上しております。続きまして活動内容ですけれども、観光協会に派遣いたしまして、村内の観光業務に携わっていただいております。観光協会の総会資料ですが、これも提供したいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 総会資料と次年度の事業計画もしっかりと提出していただきたいと思います。これは全員に配付をお願いします。

では1点目の、今回で3年目ということですが、たしかこれは採用が3年間ではなかったかと思いますが、これは新たにどのような体制で、先ほど1人を新規に採用することですけれども、トータルで3名になるのか。先ほどあった企画課の1人もその中に入って一緒にやっていくのかという点です。あと、ちまたの話では現在何名かやめているという話も聞くのですが、そこが答えられるのであ

れば、内部的なものになるのですが、その状況を把握しているのであればお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

現在いらっしゃるのはお一人で、1人の方は昨年10月いっぱいで退職しております。そのかわり、新たに1人を採用するということで、産業振興課としては2名の予算計上です。それと、退職した理由ですけれども、これは一身上の都合ということで聞いております。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時42分）

~~~~~

再 開（13時42分）

○議長 新垣博正 再開します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 観光協会も去年から立ち上げてきているので、しっかりした体制で臨んでいるだろうという思いであったのですが、なぜか一身上の都合で退職とかあるのですが、やはり最終的には、この制度自体が永住を希望するという制度であったかと思うのですが、今現在、中城村に永住を希望する方がいるのかどうか。住民票も移してここで一生頑張っていくという人を、私のほうでは面接して採用したと思っているのです。今回面接して採用していくと思うのですが、そこをどのように考えているのか。そこをひとつ最後にお聞きして終わりたいと思います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

地域おこし協力隊の趣旨としては、できるだけそこに永住してもらいたいというのが事業の

趣旨だとは思いますが、現在、住所は当然中城村に移転しないといけない要件でございますので、住所は中城村でございます。ただ、個人個人の考えがございますので、永住するかどうか確認はとれておりません。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出8款、9款は一括して質疑を受けてまいりたいと思います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは8款、9款、一括して、まず8款の98ページ、18節の一番下のほうに、毎年毎年東海岸地域のサンライズ推進協議会負担金ということで50万円ずつ負担しているのですが、最近、村長もよく言う一向に進んでいないという状況ですが、その後については、年に何回か協議をしてこれが進捗するような会議が持たれているのかどうか、1点伺いたいと思います。

9款に移って104ページ、消防費ですけども、これも18節の負担金補助及び交付金という中で見てみましたら、前年度比1,122万8,000円の増額になっているのですが、そのほうが事前説明の中で全く話が出なかったのですが、それがどういうもので多くなっているのか、要因は何なのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

サンライズ推進協議会の負担金は4町村で構成する協議会でありまして、会長の与那原町から負担金依頼により計上しております。主に4町村で行っている自転車ルートを検討とか、4首長の要請行動、財務大臣とか沖縄北方大臣などへの要請行動の経費であります。去年の要請行動としましては、国道329号西原道に関する

早期着工の要請行動を行っております。また、大型MICEエリア振興に関する協議会の早期開催を、県の主催ですけれども、2年ほど開催されていなかったのですが、4首長で開催を要請し、今年度からまた協議会が行われるようになりました。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

対前年度比に比較しますと1,000万円程度上回った予算要求になっておりました。要因といたしましては、消防職員3名の増員及びポンプ車の購入と聞いております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それではサンライズのほうです。ことしから協議会が引き続き行われるということで、できるだけこれは大きい4町村で夢を持った展開になるのかなと思っていたのですが、相当行き詰まってしまっている。これは補助金が出ないという話から始まったことですので、今、県のほうでもいろいろと、県自体でもできないかどうかやられていると思うのですが、村長、そこはしっかりと前もって、できるだけ進んでいくような形で取り組んでいてください。

あと、消防の比較の1,100万円ですけども、副村長、これは我々、議会前にいつも事前説明がやられているのですが、こういう大事なものを事前説明の中で全く出なかったということがありますが、これはわかっていて出なかったのかどうか。やらなくてもいいと。議会には決まってから相談、あるいは相談ではなくて決定を話せばいいんじゃないかというようなやり方でやっているのか。これは補正で、今言われたポンプ車、それから職員3名という話になっているのですが、これは地域懇談会で我々参加して、その消防の話は聞いているのです。こういう資料をもらっているのですが、その中でやはり議会にはしっかりと説明していただかないと

困るということは、一言申し添えたはずですけども、事前説明でも全く出てこないというのは、どのような魂胆なのかなと。例えば、これからこういうものをやりますということで、多額の事業費が発生してくるわけです。3億6,000万円とか。それを前もって議会に話をして了解を得ないと、我々にはただ決まったからそのようにやろうというものだけでは、全然話が進まないと思いますので、それについて副村長はどう思われますか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えします。

今回の消防の負担金の件については、特に伏せたということではなくて、限られた全協の説明会の中で、補正予算から新年度予算ということで時間もとられている中で、私としては付箋紙をつけながらやって、主なものということでやったつもりでございますけれども、たまたま抜けてしまったということで御了解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 最後になりますけれども、付箋紙をつけて漏れてしまったということは、主な議題でもないだろうという判断だと私は思わざるを得ないという話なので、でもやはりこういうことは、これから3億円も使う事業になるはずですので、しっかりと説明をして、住民懇談会でもやっているんだから、議会でももちろんみんなにやらないといけないだろうという発想でやっていただきたいと、そのように十分認識していただいて取り組んでいただきたいと思います。最後に村長ひとつ、これについてどのようなお考えなのか伺います。この予算に関して、補正を出したけれども、3億円ぐらい使うけれども、それについて説明はやらなくていいのですかということ。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時52分）

~~~~~

再 開（13時54分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休 憩（13時54分）

~~~~~

再 開（13時55分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、歳出10款に対する質疑はありますか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 166ページです。12節委託料、教育施設整備調査委託業務2,500万円。この説明では、吉の浦周辺に持ってくる予定という話を聞いていましたけれども、できるだけ吉の浦公園を有効に利用できるように、近くに持って行ければと思うのですが、どういった調査をするのかだけ、少し詳しく説明できますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの質疑にお答えいたします。

こちらの委託料の教育施設調査業務委託料ということで2,500万円を計上しているところですけれども、こちらのほうは中城村の教育施設両小学校、中城小学校、津覇小学校及び中城中学校の今後の教育施設をどのように整備していくかということを進めていく業務であります。今後、この建設場所も、集約化した場所がよろしいのか、今後、この調査を進めていく中で、場所の決定等を進めていくことになると思います。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この場所の選定はぜ

ひ十分考えていただき、皆さん方からよく津波の災害とか、そういうのが出ます。しかし、今現在ある施設を有効に利用しないと、今後もまた別の施設にかかわる問題が出てきます。駐車場等とかいろいろなかわりが出てくるはずですので、ぜひ有効利用できる施設の周辺の近くにできれば、そういう調査もぜひやっていただきたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（１３時５８分）

~~~~~

再 開（１４時０４分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

新垣善功議員。

○１５番 新垣善功議員 114ページ、委託料で不動産鑑定委託料、基本設計委託料、策定委託料がありますよね。これは幼稚園を民営化するための措置だと説明を受けたけれども、保護者との話し合いはきちんとされているのか。議会に対しても何の話もない。

それと115ページの公有財産購入費１億8,000万円を組んであります。恐らくこれは一括交付金ではないかと思いますが、一括交付金なのか、それとも補助金なのか、単費なのか。場所と面積はどのぐらいか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの10款４項幼稚園費の委託費のほうで、不動産鑑定及び基本計画策定委託料のほうは、幼稚園の建設にかかるものです。以前説明したこともあると思いますけれども、現状が１年教育という形のもので幼稚園を行っておりますので、これを複数年、２年から３年という形のもので行っていくための幼稚園の施設の規模の調査設計が必要になりますので、その基本計画の委託料となります。その場合、その規模に応じていく不動産の鑑定を行い、16節の用地購入費のほうで土地を

購入していくという形のもので計上しております。面積は2,100坪余りを予定しております。場所は、新庁舎近辺、吉の浦近辺、吉の浦公園近辺、吉の浦保育所近辺で、村内の真ん中あたりを考えております。中城幼稚園、津覇幼稚園を統合していくというのが教育総合会議で決定しておりますので、それで進めていく予定です。この予算は、一括交付金でチャレンジしております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○１５番 新垣善功議員 幼稚園の民営化について、保護者との話し合いは持たれたのか。持ったとしたら何回持たれたのか。保護者からどういうお願いや要望があったか。それと、一括交付金を使うということですけども、確実に使えるということで理解していいかどうか。挑戦するという言葉を使っていますけれども、土地購入もできるということで理解していいか。その辺を伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 幼稚園の保護者へ説明しているかということの質疑ですけども、この建設を行った場合、その父母が幼稚園の父兄にはならないということで、保護者への説明等は行っておりません。中城の両幼稚園を統合していくということは、平成29年度で決定しているということで触れているところです。一括交付金は、交付決定が年度明けて４月以降になりますので、決定ということはまだないという状態です。見込みはあると思います。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○１５番 新垣善功議員 幼稚園の合併や民営化については、今の保護者は結局該当しないということで、話し合いはしないとしているんだけど、議会に対して、もうちょっと細かい話し合いはできなかったのか。なぜしなかったのか。その辺、教育長から答弁を伺います。こういう大事なものですから、しっかりと議会にも事前

にこうしますと話を持ってきてもいいのではないですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（１４時１１分）

~~~~~

再 開（１４時１２分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 お答えします。

教育委員会の会議の中で、これまで幼稚園の問題の話し合いをしてきて、一つに統合するということを決めました。そして、文科省の説明や県庁の説明等、福祉課の課長を招いての学習会、そういったことで現在、土地を購入するような方向でやって、民設でやっていくのか、公営でやっていくのかというところをさらに検討した上で、これからまた議会のほうにも詳しく説明できたらと考えています。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（１４時１３分）

~~~~~

再 開（１４時１７分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休 憩（１４時１７分）

~~~~~

再 開（１４時１７分）

○議長 新垣博正 再開します。

金城 章議員。

○１２番 金城 章議員 118ページの委託料、中城城跡整備事業委託料、これはどういった感じのものなのか説明いただきたい。それと、同じ目の14節工事費、中城城跡整備工事もどこのほうなのか。それと、毎回のごとく城跡整備の話をしていただけますが、石積みの専門業者だけは指名していないということですね。これはどうか、特命でもいいですし、せっかくの世界遺産ですので、匿名での指名は不可能なのか。実

際に工事できるメンバーの指名は入っていないような気がして、全然できないメンバーも入っておりますし、そこが可能なのかどうか。

それと123ページの公園施設費の中の委託料の吉の浦公園等の強化整備事業でしたか。これはどういったものなのか。

この公園管理委託も芝の育成なのか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではただいまの金城議員の御質疑にお答えいたします。

118ページ、中城城跡整備事業委託料ということで、こちらは今回、引き続き二の郭の整備を続けてまいります。昨年に続き積み直しに向けた委託設計の部分と管理も含めます。同じように工事もその場所を整備していくということになります。

続きまして123ページ、委託料の吉の浦公園等機能強化整備事業設計委託ということでございます。こちらに関しましては、野球場の残りの…、1,372万4,000円の部分ですね。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（１４時２１分）

~~~~~

再 開（１４時２１分）

○議長 新垣博正 再開します。

生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 すみません、ごさまる運動公園管理委託料924万円に関しましては芝管理の委託料となっております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○１２番 金城 章議員 もう一度課長に答弁をお願いします。

二の郭の工事はわかりました。この整備事業、石工事は、ほとんど土木工事で公共の工事ができますけれども、この石工事というのは専門の業者と法的な免許を持っている業者、土木だったら誰でもできますけれども、中身が違うものですから特命はできないかどうか、もう一度そ

こだけ。

それとごさまる運動公園管理委託料924万円、これは毎回のごとく芝管理でこれだけ出費するのですが、プロサッカーを誘致するためにやっている事業ですけれども、この芝管理が、それだけの効果として出ているのかどうか。もっと以前から、500万円以内でとめるとか、そういうのもあったはずですが、どうにか削減を見越してできないものなのか。今ではプロサッカー誘致も沖縄本島内にはたくさんあります。そこと競争して誘致をしても、そんなに長いことこちらに滞在しないと。本村のためには、本当にいいことなのか。これだけの予算をかけるのがいいのか。逆にこの予算の半分を使って、子供たちの育成とかそういうものに充てればどうなのかと考えはしますけど、どうですか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

石積み工事に関しましては、指名競争入札ということで、入札に関しましては総務課で一括してやっていきますが、御質疑にあった特命でできるかというのは、私のほうでも勉強不足で重々理解しておりませんので、しっかり戻って特命という指名のあり方があるのかも含め、検討させていただければと思っております。

芝管理についてですが、こちらはサッカー中心ではございますが、しかしながら村内の、例えば老人クラブのゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会で、これだけの芝で最高のピッチで高齢の方々の催し物もできるという、恒例になっているというか、いいお話を聞いております。さらに昨年は、全国高校インターハイのサッカーが、こちらで準決勝まで行われたことで、当時で約千何百人かの観客の動員もございます。実態的な費用対効果というのは、数字的に生涯学習課のほうでは出せないのですが、その整備をすることで、村民を含めた中城村を県外、一定の意味では世界、トルシエ監督もこち

らに視察に来たという実績もございますし、それはPRできているものだと感じております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 費用をかけて整備するのは重々わかります。もうちょっと削減をして整備はできないものなのか。それも今、同じ業者がずっとやっています。芝がきれいなことは重々承知です。しかし、予算削減を少し考えないといけないと思っておりますけれども、どうですか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

まず、この芝管理につきましても、生涯学習課のスポーツ振興を初め、村民の健康づくり以外に、一括交付金を活用させていただいておりますので、こちらは長期スパンの中での継続した観光事業とも含めてやっておりますので、一括交付金の活用事情の中でも、観光誘致を含めた部分もございますので、一概に議員御質疑の、それでは300万円にしますかとか、そういったところとは違うところで、また今後、令和3年度以降どうするかというのは、現在議論をし始めております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時26分）

~~~~~

再 開（14時28分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出11款から14款の災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費については一括して質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

休憩します。

休 憩（14時29分）

~~~~~

再 開（14時41分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第3 議案第18号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第18号は文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第19号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第19号は文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第20号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは公共下水道事業特別会計の議案第20号について質疑をします。

6ページです。その中の12節委託料の中に企業会計移行ということで括弧で固定資産ということで1,840万円入っているのですが、これを説明していただけますか。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

この1,840万円の委託費ですが、これまで人口3万人以上の市町村が、公営企業会計への移行が義務づけられていました。今後は、人口3万人以下の市町村においても2023年4月までに公営企業会計へ移行しなければならないとされたための委託料になります。令和2年度より固定資産台帳の整備に入りまして、次に会計システムの導入、条例の整備等を行い、公営企業会計に向けて段階的に準備に入りたいと思っています。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 5年間で、2023年までにということになっているのですが、毎年委託料に関してずっと1,800万円前後のお金がかかるのかどうか。その辺はどうですか。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

先ほども答弁しましたが、令和2年度には固定資産台帳の整備、来年度にはまた会計システムの整備、条例の整備に入って、段階的に令和5年度までに公会計へ向けて進めていきたいと考えています。今後は、毎年費用が発生してきます。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第20号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第21号 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第21号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第22号 令和2年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、建設常任委員会付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第22号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第23号 令和2年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは水道事業について質疑をします。

27ページの中で委託料ですが、一番上の水質検査委託料、これは法定内委託料だということですが、検査項目にあるものだと思いますけれども、459万4,000円です。その中に今、新聞報道でも大分騒いでいる有機フッ素化合物PFASの検査が入っているのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

この水質管理の委託料については、有機フッ素化合物のみの検査費用ではないのですが、緊急的な水質検査の委託料も計上しています。対応は可能であります。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これは去年の末かことしの初めかに、1回PFASの検査、有機フッ素化合物の検査をやったと思いますけれども、その中ではたしか12か13ナノグラムぐらいの結果が出たと思うのですが、この費用がどのぐらいかかったのか。今後も村民の安心安全な水道水という流れからしますと、ことしも1回か2回は水質検査を行うような予定があるのかお伺いします。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

去年、確かに1回独自の検査を行いました。それで2配水池、南上原と新垣のほうですが、両方で11万円の費用、消費税がかかりました。企業局のほうでは毎週1回の水質検査を行って、



ホームページにも公表しています。それでこれも見ながら、本当に緊急性があるのであれば、その検査も考えていきたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 緊急性があればということですが、やはり我々村民も、買っている水を飲むわけですから、しっかりと安心した水を提供していますということを伝えるためにも、これは検査して、それを広報にでも載せれば、やはりみんなそれだけなんだと、ゼロに近いことに越したことはないのですが、やはり安心を買う上でも、11万円ぐらいで2カ所ぐらいできるのであれば、本当にことしもやってほしいということで、ぜひ検討してってください。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 まず2ページです。資金的収入及び支出で、資金的支出のところでは建設改良費、トータルすると1億9,545万7,000円が組み込まれておりますが、これは第7次整備計画に基づいて改良工事等を行う予定で計上されたと思いますが、この中身を教えてください。

あと27ページの予算ですが、真ん中にあります旅費の水道技術関係県内外旅費43万8,000円、そして研修費、水道技術管理者資格取得講習会30万円とありますけれども、トータルすると73万8,000円になりますけれども、水道技術管理者の資格をお持ちである職員はいらっしゃいませんかということと、これは水道事業の認可を開設するためには、どうしても法令的なものがありまして、多分水道技術管理者を置かなければならないと。それがなければ水道事業開設の許可条件に合わないのだと思います。現在いらっしゃらなければ、当然研修をさせてでも資格を取得させるということは、非常にいいこと

だと思っています。だから、これにつきましては、ぜひ講習会を受けさせてでも、資格を取らせてほしいと思います。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

資金的収入及び支出の建設改良費ですが、主に老朽管の更新と、伊集の国道の推進工事ということで、水の回りをよくするというので、国道下からの水道管を建設する予定であります。

あと、技術管理者は役場内に3名おります。建設課に1人、水道課に2人います。今50代、40代、30代と技術管理者がいるのですが、今年度、業務に支障がなければまた新たな20代を研修をさせていきたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 初めに建設改良の管が老朽しているということで、改良したいということでございますけれども、その計画が、多分第7次整備計画があると思いますが、その中に全部組み込まれて、8年、10年で年次的に計画が予定されているかどうか。それともう一つは、その中に南上原の配水池、タンクがあると思いますけれども、それも含めて予定されているかどうか。今後どのように進んでいくか、お願いしたいと思います。

2点目の水道技術管理者というのが、今3名いらっしゃると。そういう資格の要る、免許の要る職種については、人事異動がスムーズにできるように、3名から5名ぐらいそろえるというのは、非常に素晴らしいことだと思っています。そうすると、資格持ちに限定されるかもしれませんが、スムーズに人事異動ができるのではないかと思います。非常に素晴らしい考えだと思いますので、ぜひ研修を受けさせていただきたい。この研修場所は、県外でしょうか、それとも沖縄県でも受けられるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 それではお答えします。

今、第7次拡張事業を進めています。その中で長期計画、令和8年度までを予定しております。南上原の配水池については、今年度で都市計画決定を受けまして、来年度から設計業務、工事に入っていきたいと思っています。

技術者研修は、講習に関しては3週間程度福岡県の研修センターで受けます。技術研修につきましては、県内で1週間程度の研修を行います。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 改築改良、あるいは新設につきましては、第7次拡張計画に基づいて順調に進めていると思いますので安心です。

水道事業管理者の資格につきましては、予算はかかるかもしれませんが、こういう職員の質の向上と研修をきちんと受けさせて、資格、免許等が必要であればぜひ取得させて、この研修会は予算をかけてでもぜひやっていただきたい。やるということですので、非常にすば

らしい取り組みだと思いますので、今後もよろしくをお願いします。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 報告第1号 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第1号 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について、御報告申し上げます。

## 報告第1号

### 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別冊のとおり報告する。

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

お手元の事業計画書を御参照いただきたいと思います。なお本村は、借り入れ等はございません。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで報告を終わります。

日程第10 報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

村長 浜田京介。

告について御報告申し上げます。

○村長 浜田京介 報告第2号 専決処分の報

報告第2号

専決処分の報告について

中城南小学校校舎増築工事（建築工事）の改定契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

地方自治法第180条第1項議会の委任による専決処分の規定により、中城南小学校校舎増築工事（建築工事）改定契約について専決処分しました。

お手元の資料、専決処分書及び改定契約書、変更になった金額等がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで報告を終わります。

日程第11 報告第3号 専決処分の報告につ

いてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第3号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

報告第3号

専決処分の報告について

中城村役場新庁舎建設工事（建築工事）の改定契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

地方自治法第180条第1項議会の委任による専決処分の規定により、中城村役場新庁舎建設工事（建築工事）改定契約について専決処分しました。

同じく専決処分書の写し、改定契約書が添付されておりますので、変更になった工期あるいは変更で増額になった金額等を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで報告を終わります。

日程第12 報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第4号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

報告第4号

専決処分の報告について

中城村役場新庁舎建設工事（電気設備工事）の改定契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

地方自治法第180条第1項議会の委任による専決処分の規定により、中城村役場新庁舎建設工事（電気設備工事）改定契約について専決処分しました。

同じく専決処分書の写し、そして改定契約書、その工期の変更と金額の増額分を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで報告を終わります。

日程第13 報告第5号 専決処分の報告につ

いてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第5号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

報告第5号

専決処分の報告について

中城村役場新庁舎建設工事（機械設備工事）の改定契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方自治法第180条第1項議会の委任による専決処分の規定により、中城村役場新庁舎建設工事（機械設備工事）改定契約について専決処分しました。

専決処分書の写し、そして変更になった工期と増額になった金額等がございますので御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで報告を終わります。

日程第14 議案第24号 物品等購入の契約に

ついてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第24号 物品等購入の契約について御提案申し上げます。

議案第24号

物品等購入の契約について

令和元年度 中城南小学校増築施設備品整備業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 1. 契約の目的 | 令和元年度 中城南小学校増築施設備品整備業務 |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札                 |

3. 契約金額 金 11,055,000円  
うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 金 1,005,000円
4. 契約の相手方 浦添市港川458番地  
株式会社 オキジム  
代表取締役 新 里 哲 郎

令和2年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

令和元年度 中城南小学校増築施設備品整備業務の契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第30号）第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

物品購入等の契約書、内訳書、入札結果調書等がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第24号について質疑を行いたいと思います。

まず最終ページ、内訳書があるのですが、その中で私は数量をよく見ておりまして、60台とか10台とかあるのですが、10という数字が多いのですが、これはこれから仕上がってくる教室の10教室分が、全て10に含まれているのかどうか。さらにこれから4月には2教室、6月末には8教室ができてくるのですが、その部分に関しては、さらにこの物品が発生してくるのかどうか。あと、これは全てが単費での購入になるのか。あるいはまた補助金等が幾らか出るのか。その3点をお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまありました数量、内訳書の件について答弁いたします。

こちらの教室、今増築している教室が10教室ありまして、1階2教室、2階、3階が4教室ずつの10カ所の全ての内訳となっております。これからの追加は見込んでおりません。これにかかる予算の内訳については、単費ということで伺っております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 ということは、デスクとかチェアとか60台ずつあるのですが、これはこれで10教室分だということで終了なのか。全てが終わりだということであれば答弁をお願いします。単費ということなので、できるだけみんなに行き渡るような手配はしていると思うのですが、少しでも金額が減らせるのであれば、ちょっと頑張ってもらいたいという思いをしております。1点だけお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまありました高さ調整デスクとチェアの件だと思いますけれども、こちらは60台ということで学校側と調

整を行い、学校側の教室の割り振りで60台ということで、この建物が建って教室ができた分60台が必要ということでの、調整の結果60台ということになっております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 内容はわかりましたので、あとは議案提出のほうを前もって、追加議案ではなくて定例の議会前に提出してもらえば、期間も2月28日に終わっているみたいですので、ぜひ整えていただきたいということで終わります。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
安里清市議員。

○1番 安里清市議員 この議案について、入札の参加者を選定するときの基準を教えてくださいと思います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

村の入札の参加につきましては、工事の委託関係のコンサル業者のみです。ですから今回、業者の選定につきましては、村内の公共施設等の事務用品の整備、そういう業者の中から選定をしております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 そうするとこれは、この5社以外には、今おっしゃった範囲に入る者はいないということでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

決して、その5つの業者以外に業者がないということではございません。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 そこで、また先ほどの問いに戻るのですが、何社かまだほかにあるわけですね。その中でこの5社を特にということではやられたことについて、お伺いしたいということですが。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

必ずこの5社でなければならない理由はございません。我々、これまでの備品を購入した業者であるとか、あるいは、例えばジムキ文明堂であれば、選挙関連備品を購入した業者であるとか、加島事務機につきましては、本村のコピー機、そういうものを調達していただいている業者です。ですから、村内への営業活動、そういうものを中心に業者を選定しております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 備品の数量が10台ということですから、これは各教室に1台と考えれば大体合うのですが、この10教室に入る子供たちがいると思うのですが、その子供たちの、言うなれば生徒数分の机、腰かけが必要だと思うのですが、これはこれからでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時18分）

~~~~~

再 開（15時19分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

現在、沖縄県の取り組みで35人学級というものを行っておりまして、その35人学級の規定というものが、空き教室がある場合に学級数をふやすことができるという取り組みです。ですから現在、中城南小学校では空き教室がなかったものですから、35人より少し大きな38人という学級もございました。それが、学級がふえることによって3学級だったものが4学級になれる、要するに38人ぐらいの学級が30人程度になっていくということです。子供自体の人数は緩やかな伸びとなっております。ですから60脚の調整で可能と学校から報告がありました。以上

です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 新年度から急激な児童生徒の増加というのではないのでしょうか。そこら辺。特に来年度は学級数と児童数が決まっているかと思うのですが。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

現在、中城南小学校は800名手前ぐらいの人数ですけれども、6年生が卒業した後に新1年生が入学します。それによりまして、若干ふえる見込みであります。急激ではございません。ですから6年生が卒業した椅子とかも踏まえますと、トータルで60脚あれば十分足りると報告を受けております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第24号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号 物品等購入の契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第24号 物品等購入の契約については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散 会 (15時22分)



# 令和2年第2回中城村議会定例会（第15日目）

|                                |                 |                     |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和2年3月3日（火）     |                     |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和2年3月17日（午前10時00分） |                      |         |
|                                | 散 会             | 令和2年3月17日（午後4時04分）  |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                  | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                 | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 渡嘉敷 眞 整             | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                 | 欠 員     |
|                                | 6 番             | 石 原 昌 雄             | 14 番                 | 伊 佐 則 勝 |
|                                | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                 | 新 垣 博 正 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                     |                      |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 12 番            | 金 城 章               | 14 番                 | 伊 佐 則 勝 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 新 垣 親 裕             | 議 事 係 長              | 我 謝 慎太郎 |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 都市建設課長               | 仲 松 範 三 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 知 名 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏 |
|                                | 住民生活課長          | 義 間 清               | 教育総務課長               | 比 嘉 保   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 荷川取 次 枝             | 生涯学習課長               | 稲 嶺 盛 昌 |
|                                | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 教 育 総 務 課 幹<br>主     | 稲 嶺 盛 久 |
|                                | 福 祉 課 長         | 金 城 勉               |                      |         |
|                                | 健康保険課長          | 仲 村 盛 和             |                      |         |

議 事 日 程 第 4 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に新垣貞則議員の一般質問を許します。

○7番 新垣貞則議員 それでは通告書に基づいて、7番 新垣貞則の一般質問を行います。

大枠1番、久場健康スポーツセンター及び農道整備について。①久場地区健康スポーツセンターはひび割れ、屋根モルタルが剥がれていますが、外壁亀裂による雨漏り修繕と非常用照明器具の施設修繕は。②潮垣線周辺「当間から泊」までの農道整備の取り組みについて。(1)潮垣線「当間から屋宜」までの農道は凸凹があり農家の人たちに支障をきたしていますが、農道の整備は。(2)「添石から泊」農道が未舗装のため、粉じんが発生、農地に飛散し農作物の品質の低下等の悪影響を及ぼしているため、早急に整備が必要です。今後の取り組みについて説明をお願いします。

大枠2番、教育・子育てについて。①令和2年度、村内学童クラブの入所予定者と課題の対策は。②平成28年度、平成29年度、平成30年度、就学援助制度実施状況と課題は。③母子健康包括支援センターの設置の取り組みについて。

大枠3番、公共施設の整備を図る。①認定子ども園の建設計画は。中城幼稚園及び津覇幼稚園は建物が古く危険な状態で、震度6強の地震では倒壊のおそれがあり、両園を統合して早急に建設する必要がある。(1)認定子ども園にした場合のメリット・デメリットは。(2)認定子ども園の建設場所と財源の確保の取り組みは。②第2回議会報告会で村民から早急に中城中学校のプール建設をしてほしいとの意見がありました。今後の建設計画は。③老人福祉センター建設の整備計画について。(1)老人福祉

センターの現状と耐震診断の取り組みは。(2)防災マップに老人センターを指定避難場所にした目的は。(3)建設に向けての用地の確保と財源の確保は(財源計画は)。以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会と産業振興課のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては福祉課、教育委員会、健康保険課のほうでお答えをいたします。大枠3番につきましては教育委員会、福祉課、総務課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、御質問の農道整備について少し所見を述べさせていただきますが、議員も御承知のとおり、年次的に今、整備を行なっているところでございます。実際には一挙に本当はやりたいところではありますが、御承知のとおり財政的な部分、予算的な部分がございますので、しっかりと年次的にやっていきたいということと、せつかくのこれだけの農業基盤整備をされたすばらしい地域でございますので、やはり未舗装が残っているというのは好ましくないと思っておりますので、しっかり整備をしていきたいなと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。大枠1については生涯学習課長のほうから。それから大枠2の②については教育総務課長のほうから答えさせます。大枠3の公共施設の整備についてですが、幼稚園の件については、これまで何度も教育委員会会議を持って、吉の浦周辺の1カ所にまとめて、3カ年保育ができる体制で建設していく方向で検討を進めています。また、中学校のプールに関しては役場跡地

に建設することも選択肢の一つ。それから中学校の校舎も古くなっていますので校舎新築後の屋上につくった方がいいのか、さらに中学校敷地、グラウンドが狭いことや村の公共施設が有効活用できる吉の浦周辺への中学校の移転も含めて検討をしていきたいと考えているところで。詳細については教育総務課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは新垣貞則議員御質問の大枠1の①久場地区スポーツセンターについてですが、2月に久場自治会長と私と担当係長と現場確認しました。そして非常用照明につきましては既に修繕を依頼しております。また、雨漏り等につきましては専門の業者へ調査依頼したのちに今後、修繕対応していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 それでは大枠1の②の農道舗装についてお答えいたします。

(1)についてですが、平成29年度から令和2年度までの4カ年で、中城第2地区の「安里から当間」間の土地改良区内の農道整備を継続して実施しております。また、「屋宜から添石」間は中城第3地区として、新規事業の農地耕作条件改善事業により、令和2年度から令和4年度にかけて整備を実施してまいります。令和2年度には調査測量設計を行い、令和3年度から令和4年度の2カ年で舗装工事を実施してまいります。

続きまして(2)ですが、「伊舎堂から泊」間につきましては、令和3年度において現況調査、概算事業費等の基礎資料を作成し、令和5年度の事業採択に向けて沖縄県と協議を行ってまいります。事業計画としましては令和5年度から令和7年度の3年間で事業を実施する予

定でございます。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 大枠2の①村内学童クラブの入所予定者と課題につきましてお答えいたします。

令和2年度の村内学童クラブの入所予定者は、2月末現在で660名となっております。現時点で希望者の全員が入所も決定し、学童クラブの待機児童はゼロでございますが、年々需要が高まっていることに加え、校内バランスにも偏りがあることから、地域のバランスにも考慮しながら学童の支援数をふやしてまいりたいと考えております。

③大枠3の③(1)と(3)老人福祉センター建設の整備計画につきましては、一括して回答といたしますが、現在、老人福祉センター建設の整備計画はございません。現建物も老朽化はしておりますが、今後の建てかえや同建物の構造躯体にかかわる増築等の検討もないことから耐震診断は考えておりません。社協につきましては、今後、役場新庁舎が完成したのちに教育委員会も新庁舎へ引っ越しをいたします。吉の浦会館や体育館スペースに余力が出ると考えますので、現社協の事務室や機能を吉の浦に移転できないかななどを社協や教育委員会と協議・検討はしております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では新垣貞則議員の大枠2の②について答弁いたします。

就学援助の実施状況では、要保護者の人数は年々減少傾向にあります。準要保護者については年々増加傾向となっております。実施状況は、児童生徒数に占める率として、平成28年度14%、平成29年度17.27%、平成30年度が19.79%となっております。課題としては、沖縄県の貧困率は全国平均より高い位置にあり、援助が必要な家庭へ援助が行き届くよう、各学校と連携をとり進めてまいりたいと思っております。

ます。

続いて、大枠3の①の(1)の認定子ども園にした場合のメリット・デメリットなんですけれども、認定子ども園のメリットとしては、一年教育・保育を複数年とすることで幼児教育におけるカリキュラムが広がり幼稚園教育の意識形成に影響が与えられ、保育士からもマネジメント計画(役割と責任)を立てることができそれに沿った年間計画が立てられることであります。デメリットとしては、中城村内のどの地域からも入園ができ、定数により第1希望の子ども園に入園できない可能性があるということです。

(2)について、場所としては、現在の中城幼稚園、津覇幼稚園の統合型の幼稚園となり下地区への建設を見込んでおります。なお下地区には現在、幼稚園型となる子ども園などないことも一つの要因となっております。財源としましては、子ども園の運営について、国及び県より補助があります。それと次②ですね、中学校のプール建設についてなんですけれども、これまで庁舎跡地を活用したプール建設としておりましたが、教育長からもありましたように庁舎の取り壊し費用及びプールを行う場合には、国道より高い位置でのプール建設となり、建設費用が高額となるため、現在、一つの候補地として検討しております。また現在の中学校の校舎の築年も経過しており、建てかえ時期となっており、その校舎の上への建設等もできないか、検討しております。今後、施設整備の調査にて検討していきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 それでは質問の大枠2の③についてお答えいたします。

母子健康包括支援センターと子育て世代包括支援センターは同意語でありますので、どちらの名称を使ってもいいとされていますので、本村は子育て世代包括支援センターの名称でこれ

まで取り組んできていますので、その名称を使って答弁させていただきます。本村においては平成29年度から子育て世代包括支援センターの設置に向けた協議を関係課と行ってきました。それまで別々だった母子保健分野と子育て支援分野を集約することで、これまで以上の連携が図れ、切れ目のない支援を提供することが可能となります。令和2年4月からこども課に子育て世代包括支援センターを設置し運営していきます。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 防災マップに老人福祉センターを指定避難所として記載した目的についてお答えいたします。

避難所は、ある一定期間、住民等を集団的に収容でき、炊き出し可能な既存の施設を利用し、適切と認めるものを避難所として開設します。本村の地域防災計画においては、避難場所、避難所の設置基準が定められており、津波災害時の収容避難所としては「地形的、津波による安全性と生活機能を確保し、避難場所として利用可能な施設及び場所とする」とされております。老人福祉センターは、老朽化は若干進んではおりますが、津波災害時には避難所として利用できるものと考えていることから、避難所として指定し、住民及び避難者の安全を守るために防災マップに記載しております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは大枠1番について再質問します。

久場地区の健康スポーツセンターは業者からの特定建物検査結果から外壁、亀裂、雨漏り修繕等、非常用照明器具の不具合があると報告されました。先ほどの生涯学習課長からの答弁では、非常用照明器具はすぐ修繕するとありますが、外壁、亀裂の雨漏りに対しては答弁がはっきりしないんです。モルタルも少し剥がれているし、亀裂もしているの、早急に対応しない

といけません。先ほど非常用照明器具はすぐ修繕ということでありすけれども、こういった雨漏りのほうはすぐ対応しないといけないと思いますが、それはどういうふうに考えていますか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではただいまの御質問にお答えいたします。

雨漏り等につきましては、私も屋上といえますか、屋根まで登りモルタルの剥がれも確認しております。しかしながら年度末ということもありまして、予算も含めて自治会長とも調整した結果、雨漏りについては壁から亀裂が入り、今詳細も確認していますので、4月には専門の業者を含め、外からの見た目だけでは判断できないところもございますので、しっかり調査したのち、予算措置をして対応していくということで自治会長とは相談させていただいております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、生涯学習課長から答弁がありましたように、修繕を早急に対応お願いします。

次、②の潮垣線周辺の当間から屋宜までの農道整備について質問します。(2)の当間から屋宜までの農道整備について再質問します。本地区は平成11年度、県補助整備事業で当間地区が完了した地域です。農道が未整備で農家の人たちは支障を来しています。令和2年度に沖縄県の公共投資交付金事業の補助金で農業基盤整備促進事業で、現在、中城第2地区、安里から当間までの農道を工事していますが、事業概要の説明をお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

中城第2地区の工事概要ですが、農道舗装工

事が2,512メートルでございます。路線数にしまして17路線でございます。概算事業費が2億1,500万円でございます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 現在、当間のホームルの下農道36号線の農道整備をしています。当間中線まで約30メートル未整備の道があります。この未整備の道路を整備したら農道36号線から当間中線まで行けるようになります。農家の人たちの生産向上、耕作放棄地の解消につながります。農道整備しないと農道の人たちが車をウターンやバックし戻り、農家の人たちは不便を来します。この未整備の道を約30メートルを課題を解決して整備する方法はないでしょうか伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

ただいまの議員が御指摘された当間中線への接続については、確かに接続すれば利便性が高まっていいんですけども、この1筆が農振地区から外れておりまして、土地改良地区からも外れておりまして、農林水産省補助では今のところ事業ができないということでございます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 たくさんの課題があると思いますけれども、30メートル整備したら農道36号線から当間中線まで通れるようになり、農家の人たちの生産向上や利便性が図られますので、いろいろな課題があると思いますので、ぜひ課題解決に向けて頑張ってください。

次、(2)ですね、添石から泊までの農道整備について。先ほどは、産業振興課から答弁がありました。屋宜から添石までの農道は凹凸があり、農道を整備する必要があります。令和2年度に農林水産補助金で新たに農耕作条件整備事業として中城第3地区、屋宜から添石まで農

道整備をしますが、農地耕作条件改善事業の目的とそれから概要の説明をお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

農道整備につきましては、中城第2地区までは農業基盤整備促進事業で施行していたんですけれども、中城第3地区では新たに農地耕作条件改善事業を導入しまして、農道舗装の整備と新たに耕作放棄地解消がこの事業でできることになりましたので、この事業を採択しております。事業の概要としましては、農道舗装工事が2,333メートルです。路線数にして14路線。営農関係支援整備ということで耕作放棄地の解消を0.25ヘクタール取り組む予定でございます。概算事業費が2億2,000万円でございます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 次、伊舎堂から泊までの農道が未整備のために、粉じんが発生、農地に飛散し農作物の品質の低下などの悪影響を及ぼしています。農家の人たちの生産向上を図るためには整備する必要があります。新たに農林水産省補助金で農地耕作条件改善事業で中城第4地区、伊舎堂から泊までの農道整備を計画していますが、事業費、工事概要、予定工期について説明をお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

伊舎堂から泊間についてですが、従来中城第4地区と呼んでいましたけれども、これが当間地区という名称に、改められて伊舎堂から泊間の農道舗装工事とともに耕作放棄地を解消しようということで従来の中城第1地区と中城第2地区及び中城第4地区の耕作放棄地も合わせてこれで解消するような計画となっております。

事業概要としまして、農道舗装工事が2,767メートルでございます。耕作放棄地解消の計画では8ヘクタールになっております。概算事業費が2億6,100万円でございます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今回、農道整備の質問したのは、当間から泊までの農道に凹凸があつて、農道が未整備のために粉じんが発生し、農地に飛散し農作物の品質低下などの悪影響を及ぼして、農家の人たちに支障を来していました。今回、農道舗装事業整備計画を立てて、整備したら耕作放棄地の解消や土地の生産性と労働生産性の向上につながり、農家の担い手と育成確保、それから及び農地の有効活用の促進につながるといいますので、今後も農家の人たちの生産向上のために頑張ってください。

次に、大梓2番の教育・子育ての質問をします。②令和2年度の村内学童クラブの入所予定者と課題の対策についてです。これは令和2年2月5日の議会報告会で村民から中城小学校は12名の待機児童が出て、お母さん方が仕事をやめないといけないという意見がありますが、この解消に向けてどういった取り組みを考えていますか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほど答弁で申し上げましたように学童クラブの待機児童はゼロとなっております。議員がおっしゃるお話は2次募集が終了した段階で不承諾の方がいらっしゃいましたので、その不承諾の中城小学校の保護者と学童の相談会ということで、保護者と役場と受け皿の余裕がある学童での受け入れの協議を行いました。村学童保護者の協力により、全員を受け入れることができまして、現在は待機児童ゼロとなっております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 これは2月5日の議会

報告会の中で村民から中城小学校の12名の待機児童が出て、お母さん方は困っているということがあったものですから質問しています。それで今回、福祉課長からの答弁ではもう解消はやられたということですので、御苦労さまでした。この件については、ほかの議員の一般質問がありますので、これで終わります。

次、②の平成28年度、平成29年度、平成30年度の就学援助制度実施状況と課題について質問します。平成28年度、各学校の準要保護人数は213名で、平成30年度は325名で、112名がふえています。ふえている原因、要因は为什么呢。それから就学援助制度とはどういった制度でしょうか、説明をお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 まず最初に制度の周知ということで、沖縄県のほうがテレビCMや広報事業等を行なっております。村としても、民生委員の訪問時や各学校で制度の説明でこの制度を保護者のほうへ伝えている状況です。当初、援助を受ける保護者にあった抵抗感がなくなり、申請しやすくなりまして年々申請者がふえてきているものと思われまます。就学援助制度とは、村立の小学校や私立の学校へ在学している児童生徒の保護者への補助となります。給食費や学用品費の補助となります。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 平成28年度、各学校の準要保護以外にも一般の保護者の給食費未納者が48名で、毎年ふえてですね、平成30年度、各学校の一般の保護者の給食費の未納者を小学生、中学校で合計で71名の方がいます。この方々は生活に困っていて給食費を未納している人がいるかもしれません。それでこの給食費未納者は71名ですね、準要保護制度に該当するかもしれないんですよね、それで71人の準要保護に該当するか調査したことがありますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では調査ということなんですけれども、この給食費未納者の生活状況をこちら教育委員会では確認することができずに申請者のほうへ申請者が申請したときに、この給料の所得とか、生活状況というものを確認できるものとなっております。未納者の方のほうも納付をお願いすることで進めている状態です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 貧困対策は教育委員会だけでもできない、福祉課、給食センターとか、いろいろな人たちを交えて対策をやって貧困対策の解消につながります。それで今、71名の給食費未納者は給食センター、教育委員会の管轄です。この71名の方々は生活に困って給食費を未納しているかもしれません。就学援助制度は書類が行政用語が読みにくい。わかりづらい。保護者は生活に困っても学校や教育委員会に世間体を気にして、申請しない人もいるそうです。貧困対策で国・県の貧困対策事業で支援員がいますよね、そういった支援員を活用して71名の方々を就学援助制度に該当するか調査をする考えはないでしょうかお伺いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの質問にお答えします。

この未納者の方の家庭の状況をこちら教育委員会側が探ることが不可能という状態で、申請してもらった方のみの生活状況の確認ということとなっております。今後、その給食センターの担当より納付相談があった場合に、就学援助制度の説明を行なって、保護者の申請ができやすくなって、今後、この就学援助の申請につなげていけることができるよう該当者の掘り起こしにも努めていくこととなります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時35分）

~~~~~



再 開（１０時３７分）

○議長 新垣博正 再開します。

福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

教育総務課長が述べたとおりでございますけれども、来年度４月１日からこども課が設立されます。こども課における貧困対策支援員の状況確認をもとに就学援助制度につきましては教育委員会の業務となっておりますので、教育委員会と連携をとりながら議員のおっしゃっていた該当するような方々の就学援助につなげていけたらと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○７番 新垣貞則議員 貧困対策は教育委員会だけで課題は解決しないと言われていました。各課で連携をとって初めて貧困対策の解消につながっていると思いますので、給食費７１名の未納者がいるんですよ。平成３１年度も給食費未納かもしれません。貧困対策支援員がいますので、そういった方を活用して就学援助制度に該当するか調査してやったほうが貧困対策にもつながりますので、ぜひ調査して下さい。

それでは③母子健康包括支援センターの取り組みについて質問します。２０１９年４月１日現在、県内では今帰仁村、南風原町、那覇市、沖縄市、うるま市、本部町の６市町村が母子健康包括支援センターを設置していると新聞記事がありました。中城村も２０２０年４月１日から母子健康包括支援センターの設置、これで妊婦、出産、子育ての相談窓口ができ、教育子育て支援が図られるようになる。今後の母子健康包括支援センターの職員体制、それから業務内容の説明をお願いします。また、支援プランは策定しないもありますけれども、支援プランは策定しているか伺います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 それではお答えします。

まず職員の体制としては、保健師、心理士を中心にさまざまな相談に応じた情報提供、助言、支援プランを策定し、福祉分野、医療分野などと連携して支援を行っていきます。支援プランについては、その方々に応じたプランになりますので、これからの策定となります。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○７番 新垣貞則議員 母子健康保険支援センターは妊婦、出産、子育てに関する総合的な相談窓口で妊婦へ必要な支援を行なっている機関へ支援が途切れることなくつなぐ連絡体制にすることが大切です。地域の中で親自身も子育てを通して育ちあいながら楽しく子育てができる親子。親子が困ったときに地域や行政へみずから支援を求めることができる親子を目指す取り組みが必要になってきます。母子健康包括支援センターを設置し、関係機関と連絡調整の連携を強化して教育、子育て支援に取り組む必要がありますが、こういった関係機関と連絡調整をして取り組んでいく考えですか説明をお願いします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

まずこれまでの母子保健や子育て支援事業を継続しながら子育て世代包括支援センターの周知活動をまず行なっていきます。母子健康手帳交付時から保健師による面談を行うことで、出産後を見据えた情報を把握することができ、妊娠期から予防的な視点を持つことで出産後、スムーズに子育てサービス導入へつなげていきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○７番 新垣貞則議員 待機児童の解消を就学援助制度を充実させ、それから母子健康包括支援センターを設置して、妊婦、出産、子育ての相談窓口に努めて、これからも教育、子育てに頑張ってください。

次、大梓の３番、中城幼稚園、津覇幼稚園の

建設計画について質問します。認定子ども園のメリットは、①公立幼稚園の場合は中城村から平成30年度歳出予算状況は1人当たり38万8,000円で、認定子ども園では1人当たり7万6,000円です。認定子ども園は国2分の1、県4分の1、村4分の1の補助金があるために公立より安いです。それで②の公立幼稚園の予算は3,700万円で、認定子ども園は1,200万円で、合計で4,900万円です。これを認定子ども園にしたら公立予算3,700万円が浮きますので、他の予算に使えます。公立幼稚園は午前中だけですが、認定子ども園はどのようになっていますか。それから公立幼稚園の就園率と認定子ども園の就園率はどのようになっているか説明をお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの質問についてお答えいたします。

公立幼稚園及び認定子ども園、ともに午前中の幼児教育となり、運営の方法は。午後からの預かり保育ということになります就園率は公立が29.2%で、認定子ども園及び認可外のこども園。市立と合わせて61.7%となっております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 幼稚園がなぜ学校にあつてよかったかは、教師の質の高さがよかったからだと思いますが、それで認定子ども園の場合は、幼児教育での先生方の研修の取り組みをどのようになっていますか。それから障害の軽い子供から重たい子供たちがいます。その対応はどのように考えていますか。それから認定子ども園にした場合に、小学校との連携が問題になっています。小学校の連携の部分が弱くなると思いますが、小学校との連携はどのように取り組んでいますか、説明をお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの質問に

ついてなんですけれども、来年度、沖縄県の教育庁、義務教育課に新設されます幼児教育班と連携を持って、認定子ども園等の指導者の研修等に取り組んでまいります。また、小学校との連携については、認定子ども園へ各学校への連携などを行えるよう検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 認定子ども園の建設場所と財源の確保について再質問します。中城幼稚園や津覇幼稚園は建設してから約40年余り経過しています。建築物は老朽化して危険な状態ですので、早急に統合して建設をする必要があります。今回、令和2年度の予算に認定子ども園の基本計画300万円、不動産関係100万円、用地購入費で1億8,600万円を計上しています。公立幼稚園で建設する場合と、認定子ども園で建設する場合の比較ですが、公立幼稚園にする場合と認定子ども園にする場合の比較はどのようになっていますかお伺いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ではただいまの質問についてなんですけれども、公立の幼稚園及び認定子ども園の規模によりますけれども、この比較にすると同額になると思われます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 用地の確保について教育長にお伺いします。私の構想ですけれども、用地の確保ですね、認定こども園は中城村民体育館の安里向けのところにイベント時の駐車場などで利用している空き地があります。そこに認定子ども園を建設したら、子供たちが遊ぶ遊具、グラウンド、海岸、体育館があります。吉の浦会館では文化活動をする会議室、発表するホールなどの舞台などがあります。護佐丸資料館では子供たちが本を読む施設があります。全ての子供たちが教育を受ける施設が整備されています。これほど教育の整備環境がされている

場所はほかにはないと思っています。地震で津波が発生した場合には、体育館の外側には外階段があります。体育館の2階のギャラリーはすぐそこに行けますし、3階の屋上にも行けます。大体屋上までは大体約20メートルの高さがありますので、津波が発生しても子供たちの安全の確保ができます。それで教育長への質問ですが、体育館の空き地、認定子ども園を建設する考えはないか。お伺いします。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 議員がおっしゃっているようにその場所はとても教育環境が非常によく、実は教育委員会の会議の中でもその場所は候補の一つとして上がっております。ですから選択肢の一つとして検討していきたいなと思っています。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 体育館の空き地に、そこに認定子ども園を設置したら遊具があって、グラウンドがあって、海があるんですね。それから体育館もあるし、雨が降ったらそこで運動ができ、子供たちが学ぶ場所に適しているところは私はないと思っています。そういった環境で育つ子供たちは生きる力を養い、想像の翼を広げて世界へ羽ばたくと思っていますので、ぜひそこら辺は検討をして下さい。

次ですね、中城中学校のプール建設計画について質問します。中城中学校のプール建設計画について、私は一般質問ではプール建設の必要性を再三にわたり質問しています。中城中学校のプール建設計画は役場跡地に予定という答弁が前回ありましたけれども、そういう考え方でよろしいですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 現在、一つの候補地として考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 教育総務課の答弁では

中城中学校を移転して建設する。これは用地の確保に莫大な財源が必要です。吉の浦公園跡に移転してプールも建設するという話もありますけれども、これはどういうふうになっていますか。そのまま役場跡地につくる計画ですか。前は老人福祉センターと複合施設をやるとかそういった答弁もなされています。そういった考え方でよろしいですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ではお答えします。

教育委員会の中で、この役場跡地にプールを建設した場合、今後、この位置にそのまま中学校が残っていくとなった場合、各校舎の築年数が全て変わります。全て変わっていくものをどのようにやるかというような考えで、その教育施設の整備調査を行って進めていこうということで考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 移転する場合ですね、用地購入には莫大な予算が伴います。移転することは悪いことではない。今度の整備計画調査費の予算が組まれていますけれども、中学校が移転した場合に財源の確保とかはどのようにふうに考えていますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では財源についてなんですけれども、この学校を1校つくるのに数十億円の財源が必要となります。これをこれから基金や建築計画とかで進めていった場合と民間活力等を活用して、民間につくっていただいたのをこの基金をためるような形のもので支払っていくような方法等ができないかというようなものを含めた形で、この教育施設の整備調査ということで進めていきます。この教育施設の整備調査では中学校だけではなく、今、老朽化しております津覇小学校、中城小学校、3校についての調査を進めていきたいと検討しております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、答弁があったように移転すること自体は私は問題はないと思いますけれども、そこで課題は、用地の確保と莫大な財源の確保が必要です。それで今回、移転に係る調査費の予算計上しています。それでPFI方式ということで、民間を活用したら財源の確保でできると思います。いろいろな方法論があると思いますので、一つ一つの課題を解決して早急にプール建設を進めてください。

次、老人福祉センターの建設計画について質問します。(1) 老人福祉センターの建設現状と課題の取り組みについて。老人福祉センターは、昭和56年に建築基準法が改正されました。それで新耐震基準では地震が発生したら倒壊ないように村民の生命・財産を守るために耐震基準は0.6以上確保することが求められています。平成29年度の新聞記事に老人福祉センターは耐震性がない建物としてありますが、耐震性がない建物とはどういった建物でしょうか、お伺いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (10時58分)

~~~~~

再 開 (10時58分)

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

詳細な資料はちょっと今持っていないくて、正確な答弁ができるかどうかちょっと不安ではあるんですが、今議員の質問にありますように、やはり地震が起きた場合にそれが倒壊するおそれのある建物が耐震性のない建物という位置づけになると考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 耐震性がない建物は基礎の建造物の構造的強度を調査し、想定される地震による安全性、受ける被害の程度などを判

断するもので、地震による破壊、倒壊を未然に防ぐためにその恐れの有無を把握し、耐震性があるか調査します。耐震性がない建物とは、耐震性が0.6以上ある建物です。

それで次、(2)の老人福祉センター指定避難場所にした目的について質問しますけれども、2019年の中城村防災マップの指定避難所一覧表に指定避難場所は災害の危険があり、避難した住民などが一定期間の避難生活を行う施設です。老人福祉センターは指定避難所として津波が来ても適正とあります。老人福祉センターは耐震性がない建物ですよ。それが津波が発生したら過去の事例ですが、過去に津波が発生した事例がありますけれども、大体震度7とか8で、津波が発生します。それで老人福祉センターは旧耐震基準でやられています。それで震度6以上で津波は起こると思いますけれども、老人福祉センターは旧耐震基準で建てられた建物です。津波が発生しても倒壊するおそれがありますけれども、老人福祉センターを津波が発生しても避難所として大丈夫という適正という理由は为什么呢。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

もちろん、地震による津波があった場合は建物が老朽化しておりますので、その場合の津波には適さないというふうなことも考えられます。しかし、過去においては近海での地震以外にも遠く外国、ペルー沖の地震もありましたし、そのときに発生した津波もございました。そのときには直接、建物には影響がないものと考えております。避難所として開設する場合は、その時々状況をしっかり把握をしまして、そのときどきの状況で開設するかどうかは判断していきたいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 指定避難所とか、老人福祉センターの建物自体が老朽化して危険です

ので津波がきたら、建物が倒壊する恐れがあります。それを伝えたいために質問しています。

これは村長にお伺いしますけれども、私は老人福祉センターの建設については毎年一般質問をしています。理由はですね、老人福祉センターは建設してから約30年余り経過をしています。老朽化し、柱や床に亀裂が入り、雨が降ったら事務所の修繕に対応をしています。柱は鉄筋が腐食してコンクリートが落ち、鉄筋が見える箇所もあります。先ほど言ったように震度6の地震で倒壊、破壊する危険性があります。建物の中にいる村民の生命・財産が失われるおそれがあります。それで2月の議会報告会でも老人福祉センターを早急に建設計画をやるようにという村民の意見がありました。それで村長にお伺いします。今後、老人福祉センターの建設はどのように取り組む考えでしょうかお伺いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時04分）

~~~~~

再 開（11時04分）

○議長 新垣博正 再開します。

福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

議員が先ほどからおっしゃっている内容も十分理解しての発言であります。老人福祉センターは昭和52年4月に建築され、経年劣化による老朽化が進んでいる状況でございます。建て替えの必要性も非常に感じております。しかし、村の公共施設にはほかに古い建物もございまして、建て替えについては、重要性、必要性、あと喫緊性等から優先順位をつけて総合的に検討していく必要があると思っております。現実的に申し上げますと、現在の財政状況で単費での老人福祉センターの建設は困難であると考えます。高額補助の事業があるかと申し上げますと、それもございません。即、計画建設というのが

無理でございますので、いろいろな可能性を探りながら検討しております。先ほど申し上げましたような新庁舎の跡の施設への移転なども含めまして、できない可能性の方向を追い続けるのではなくて、できる可能性のある方向の検討として社協の機能、事務所、関連する施設も含めまして、可能なところから今検討している状況でございます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今、担当課から話があったのが基準といいますが、御承知のとおり財政的な部分がまず第一ですから、ただこういう場でこういうことを言うのもあれですが、ないものをただないで終わるつもりはもちろん毛頭ございませんので、ないのであればその知恵を一生懸命探して、過去にも不可能だと思われた図書館もできました。中城小学校の部分も随分敷地も広がりました。非常に優秀な職員もたくさんおりますので、いろいろなことに知恵を出し合いながら実現に向けて頑張っていきたいなと思います。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 私は、老人福祉センターの建物を危惧しております。建設とかそういう問題ではなくて、今、老人福祉センターの建物が老朽化していますので、地震が発生したら倒壊するおそれがあります。そうした場合に、村民の生命・財産が失われます。私は優先すべきものは、村民の生命・財産を守るのが特に最優先だと思っていますので、それからさっき福祉課長から答弁がありましたように、教育委員会が新庁舎に移動します。吉の浦周辺施設、村民体育館や吉の浦会館とか、そういった施設を活用して、各種団体の活動拠点の社会福祉協議会とか、それから児童委員民生委員とか、老人福祉クラブ連合会など、そういった方々の事務所に移し、村民の健康づくりや文化活動の活性化が図られると思います。先ほど福祉課長が

言った答弁はまさしく私のほうも賛成であります。老人福祉センター、この建物が非常に危惧しています。なぜか言いますと、43年たっていますので、早目にそういった建物を変えて社会福祉協議会を移動して、そういったのをぜひやらせてください。そうすることによって、高齢者の方々が文化活動や健康づくり、仲間づくり活動ができ、村民の福祉の向上が図られると思っています。そういった政策もあると思いますので、ぜひ頑張ってください。これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時09分）

~~~~~

再 開（11時20分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、安里清市議員の一般質問を許します。

○1番 安里清市議員 おはようございます。1番議員、安里清市でございます。議長のお許しを得て、一般質問をさせていただきます。

大枠の1番のほうから、会計年度任用職員制度のスタートに当たってお訪ねをしてまいります。期末手当は年額で20年度が1.45月分、23年度から2.6月分。これは正規と同水準というふうになっております。非正規職員の数が230人。職員に占める割合から申しますと65%。それから人件費の増額見込み額で4,170万円というふうに昨年のマスコミで報じられております。そこで①新年度のフルタイムの任用職員の数についてお訪ねいたします。昨年度との比較で割合はどうか。②当該職員の期末手当は、北中城村・北谷町・与那原町・南風原町・嘉手納町は2.6月分、西原町・読谷町は1.45月分であります。優秀な人材の確保ということから、他の市町村との比較において、確保が難しいのでは

ないかというふうなことで質問をいたします。

③人件費の増額を抑えるために同制度に該当する職員の就労時間を意図的に短縮していないかどうか。

大枠の2番です。新型コロナウイルス対策について。①村の防疫体制。防護に対する体制を伺います。②防疫のシミュレーションはなされたかお伺いいたします。

大枠の3です。泊地区に計画される公営競技競輪場外券売り場のことにつきまして、主催者は施行者所在自治体と自転車競走を行う場合については、規定がされております。また、自転車競技法施行規則第14条、第15条の規定に係る運用についてという平成25年度経済産業省の通達では設置の許可の申請に当たり、設置場所所在の町内会または自治体の長の同意を得となっております。そこで設置に向けた打診が村のほうにあったのかお伺いいたします。②村としての対応をお伺いしたいと思います。

大枠の4番、老人福祉について。①吉の浦のゲートボール場の休憩所の整備について。まず日よけ部分の補修、骨組みの点検や防雨幕、これは屋根部分の覆いですが、それと各テントに2台ずつのベンチの設置要望をしたいと思います。②平成2年に村老人クラブ連合会は50周年記念事業を計画してございますが、その事業に対する行政のかかわりをお伺いしたい。同事業に対する補助予定額についてお伺いをいたします。以上です。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課、大枠2番につきましては健康保険課、大枠3番につきましては副村長、大枠4番につきましては教育委員会と福祉課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは御質問の今や世界的な問題に

なっております新型コロナウイルスについてでございますが、これは御承知のとおり本村だけで云々できることでもございませんし、またこれから想定できるものを想定しながら、そして国や県と情報の統一化を図りながらしっかりとやっていきたいと思っております。本村におきましては、もちろん本部を設置し、また担当課から後ほど答弁があると思いますが、その計画書なども作成されておりますので、またそれを答弁させていただきたいなと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 大枠3番の競輪場の場外券売り場の件でございますが、設置に向けた打診の件について。それと村の対応ということで、一括して答弁をしたいと思えます。

この件については、村への打診といいますか、事前協議等は一切現時点でありません。そういうことで対応ということについては、現在のところ対応については考えておりません。以上です。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠4の①の吉の浦のゲートボール場の休憩所の整備についてですけども、そこを使用する皆さま方の健康管理や熱中症対策の面でも大事となっておりますので、整備していく方向で考えています。詳細に関しては生涯学習課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 会計年度任用職員の令和2年度におけるフルタイムの職員についてお答えいたします。

令和2年度当初予算案ベースでは19名でございます。令和元年度2月末のフルタイムの非常勤職員は163名でございますので、比較割合は、11.7%でございます。

次に、優秀な人材が確保できるのかというこ

とについてお答えいたします。本村におきましても、条例上の期末手当の支給率は、年間2.6月分としておりますが、会計年度任用職員制度移行に伴い、報酬等の月額が現在の月額よりも下がってしまう会計年度任用職員を対象に3年間の現給保障を実施するため、3年間につきましては期末手当の支給率を年間1.45月分とする経過措置を設けております。

4年目以降につきましては、現給保障が終了するため、期末手当の支給率を条例どおり年間2.6月分とします。優秀な人材の確保に関しましては、任用希望者は一概に給与のよしあしだけでなく、勤務条件等を総合的に判断した上で任用希望をするものと考えております。本村としましては、本村の魅力やアピールポイントを伝えながら広く一般に募集をかけておりますので、その趣旨に御賛同いただいた方で優秀な方を任用したいと考えております。

次に、就労時間の短縮についてお答えいたします。会年度任用職員の勤務時間につきましては、毎年実施している人事ヒアリングを通じ、これまでの非常勤職員等の任用のあり方、また、正規職員として行うべき業務等を各課長と調整した上で、総合的に判断し決定しております。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 それでは大枠2についてお答えいたします。

①の村の防疫体制についてです。各課窓口にアルコール消毒液を設置、職員へはマスクの着用を周知し、咳エチケットや手洗いの徹底で対策を行っております。また、防災無線や広報誌、自治会へのポスター掲示など感染症予防の周知を図りました。その他、ホームページにおいても新型コロナウイルス対策に関する情報を提供しております。随時最新情報が得られるよう沖縄県や厚生労働省などのホームページへのリンクも行っております。

続きまして、②についてです。新型インフル

エンザ等対策本部運営要綱に基づき本部を設置し、中城村新型インフルエンザ等対策行動計画及び新型インフルエンザ等対策のための業務継続計画に基づいて対応していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは御質問の大枠4の①吉の浦公園ゲートボール場についてでございますが、日よけ部分の補修につきましては一部、既に修繕しております。残りの部分につきましては今後、補修してまいりたいと考えております。また骨組みの点検もこれは今回の質問があったからというわけではなくて、週1回最低公園内の点検も含めたところで随時点検はしており、一部さびなどを確認をしておりますが、すぐに倒壊にいたる危険性はないと考えております。また、ベンチにつきましても、そこをいつも利用されている方々が自前でベンチを補修したり、また新しくつくっていただいたりしながら利用させていただいて、こちらとしても非常に感謝しております。今後ですね、ベンチの設置やゲートボール場全体の全体的な整備につきましては吉の浦公園等機能強化整備計画にのっとり今後整備していく予定でございます。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

大枠4の②についてお答えいたします。中城村老人クラブ連合会50周年記念事業への補助金としまして、村老連からの要望どおりの40万円の予算計上をいたしております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 答弁ありがとうございます。大枠1のほうから細部について確認をさせていただきますが、今、この切りかえといいますか、フルタイムの任用のパーセントが11.7%になったというふうなことで、これは制度の適用前と比べると大分減っているというこ

とと、それから現給支給というふうなことで3年間据え置いているせいで期末手当の分については1.45月分というふうなお話があったと思うんですが、どうもこの制度の趣旨からして何と申しますか、働き方改革を含めて働きやすい職場の実現ということからすると、どうも後退しているのではないかということを思いますが、そこら辺についてはどんなでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

改正の趣旨につきましては、これまでの非常勤職員の任用のあり方が不明確であったと。そういうことを改正するために地方公務員法並びに地方自治法の改正があったものと認識しております。ですから今後、会計年度任用職員制度の移行に伴い、任用を明確にしているというふうなことが一番のところですので、特に制度の趣旨に反するようなことはないんだろと考えております。それから対応につきまして、働きやすい職場になっていないのではないかとというふうなことです。これにつきましては、先ほどの答弁と若干重複しますが、我々は内部での検討とそれから人事ヒアリングを通じてどの程度の勤務時間が妥当であるかどうかを検討してまいりました。その結果が9時から5時までの7時間勤務が妥当であろうというふうな結論に至っておりますので、特に制度施行に伴い、後退しているというふうなそういう認識ではございません。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ②のほうで、足並みがそろわなかった状況についてですけれども、各市町村財政の状況によって差が出たのかなということだと思います。実施に向けて他の市町村のほうとの協議はなされたと思うんですが、そこら辺について少し状況をお聞きしたいと思います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。



○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

各市町村それぞれ地方自治法、あるいは地方公務員法に基づいた会計年度任用職員に関する条例を制定しております。各市町村で条例を制定しますので、全く同じような内容にはならないものと考えております。各市町村との調整につきましては、特に中部地区の町村とは連携を密にし、お互いの市町村はどのような方向でやっていくんだとそういうふうなところ何回も何回も会議を開催し、それぞれの市町村でそれぞれ決定しているとそういう状況でございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 関連してあと1点、職員としては収入の確保という面からいけば可能ならば正職員として働きたいと思うはずですし、そうでなければフルタイムでの勤務を希望するものと考えられますが、この制度の開始に当たって職員の調査はどのように行われたのか、以前、まだ調査はしていないということを9月にはお聞きしたと思うんですが、調査は実際、どういうふうに行われたのか、確認をお願いいたします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

中城村に限らず地方自治体におきましては、非常に厳しい財政状況でございます。全てを正規職員にするということは非現実的であろうというふうに考えております。それからフルタイムを希望する職員にはフルタイムで任用すべきではないかということで受けますけれども、これは村としましては、非常勤職員についての勤務時間についてはどの勤務時間が適正であるかということを考えました。その結果がフルタイムでなくてもパートタイムでもいいという結論に至っておりますので、特に調査ということではありませんが、村の考え方につきましては、現在勤めている一般職非常勤職員を含めた嘱託職員、臨時職員に対して説明会を設けて説明し

ております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 今のお話ですと個別の職員との面談とか、そういうことではなくて全体への説明をされたというふうにとります。やはり村の運営財政上、それから人件費の抑制ということも含めて、いろいろな観点からそういうことが行われたんだろうと思うのですが、役場自体が賃金の抑制につながるような方向にいきつつあるのかなということで大変危惧しているところがあります。世間で言われているブラック企業の仲間入りとまではいかなくても、そういうふうなことにならないように非正規の方々も含めて同じ村民として楽しく明るい中城村づくりのために一生懸命頑張っているわけですので、また皆さんの待遇改善に向けてもさらに前向きな努力をお願いしたいと思います。

大枠2のほうについて。①のほうですね、新型コロナウイルスについては、学校においても休校にしたり、また登校日にしたりというふうなことで困惑があります。村民の中核である役場において、さまざまな業務がありますが、万一の場合に備えて対処できるように業務継続計画が必要かと思いますが、先ほどは防疫体制についてのことはお話がありましたけれども、役場の業務をどのように継続していくかということについて継続計画が以前からお話されていたと思うんですが、その件が策定されているのかどうかお願いいたします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほど健康保険課長からの答弁がございましたけれども、新型インフルエンザ等に対する業務継続計画ですけれども、これはたしか平成26年か平成28年だったと記憶をしておりますが、そのときに新型インフルエンザが大流行したときに業務継続計画を途中までしか策定はできておりませんでしたけれども、今回の新型コロナ

ウイルスの感染拡大に備え、前に途中でとまっていた業務継続計画を庁議等を通じて各課長に現在、案として示しております。近々その業務継続計画が正式策定されるものと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 こういう計画の災害の想定が非常に多岐にわたる。津波の想定とか、自然災害、そういうものもありますし、今回のような新型コロナウイルスによる肺炎の蔓延などさまざまに変化します。難しい面もあるかと思いますが、今回のことについてはまたしっかりと体制をとれるように要望いたします。防疫という面でシミュレーションをしたかということをお伺いしたいんですが、図上訓練ということで実際に人間が動くのではなくて、こういう場合にはこうするんだというふうな計画をまず立てておくというものも非常に有効だと思いますので、この計画についてですね、早期の計画の策定を求めたいと思いますが、先ほどの御答弁では現在、検討中ということでしたので、いつごろまでにというめどづけがあるのであればお伺いしたいと思います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

業務継続計画（BCP）につきましては、実は3月3日の庁議におきまして、各課長に案を示しております。3月16日、17日までにその案についての修正等の確認を行なっているところです。現在のところ、特に修正はございませんので、今月中にはBCPの策定ができるものと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 しっかりとした準備ですね、対策を練っておくということで今しきりに言われている。正しくおそれるというふうなことがよく言われるんですが、まさしくやり方について、ある程度の備えができておけば正し

くおそれるということが可能になると思いますので、早目の策定を求めてまいりたいと思います。

大卒の3についてお伺いいたします。村に対する打診はなかったということでお聞きいたしました。この問題については、主に泊地区の方々が非常に不安を感じていらっしゃるから質問に取り上げましたけれども、実は去る2月20日の自治会長会は事務委託者会が行われる日なんですが、その後に行われる自治会長会の中で泊の自治会長から同問題に対する問題提起がありまして、大多数の反対の御意見があって、泊のほうの自治会長も白紙撤回をしないとけないなというふうなことがあったというふうに聞いています。そういうことではあるんですが、念のために以下の点についてお伺いしたいと思います。打診があったのかについてですけれども、設置を計画している業者は手元にある資料によると地元の自治会長の同意を得て、隣接自治会への働きかけも行い、設置場所も具体的に示しながら設置に向けた作業を進めていたものと思われます。具体的には周辺自治会の同意を求める作業がありますが、字久場にあつては2月4日の役員会で不同意とし、伊舎堂自治会では自治会長が評議委員個々の意思確認を行い、不同意の結論を出しています。設置計画業者はこれらの作業を行う前提として計画実現の見通しを得るため、あらかじめ自治体の長、この場合は村長になりますけれども、意向を伺うのが通常ではないかと思います。自治体の長の意向を伺い、ある程度の設置に向けた意向の確認がとれなければ進めてきた作業全体が無駄になってしまうという可能性がありますので、くどいようですが、実際設置に向けた打診はなかったのかどうか、村長にお伺いしたいと思います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

副村長が今、話したとおりで、正直なところ安里清市議員の通告書で初めて知りましたので、寝耳に水の状態でございました。全ては普通でしたら噂ぐらいは流れてきそうなものでしたけれども、そういうこともなしでございますので、一切打診はございませんでした。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 今回のようなことも含めて、今後、このような公営競技場外券売り場構想が出た場合の今後の村長の御意向を、御姿勢をお伺いしたいと思います。今回の検討に似たような情報が沖縄市でもある旨の報道がありました。こちらは競艇の場外券売り場のことでしたけれども、これまでも浦添市や北谷町、豊見城市、沖縄市比屋根などでも同様な事業が計画され、一部は訴訟になった件もありましたが、実現せずに立ち消えとなりました。その計画が実現に至らなかった背景にはそこにお住いの住民の皆さまの住環境を守りたいという熱い思いがあったからだと思います。村長におかれましては、村民の住環境を守るということを最優先に考えて教育立村中城村には不釣り合いなこの類の計画には毅然とした反対の立場を明確に表明していただきたいと思います。村長よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

まず基本的なことをお話させていただきます。今、清市議員がおっしゃったことと少し重複しますがけれども、一番大事なのは地域住民のことです。今おっしゃったように住環境がおかしくなるようなものであれば、当然それは反対いたしますし、この類のことにつきましては、市町村、中城村に限って言いますと、村から積極的に誘致をするようなものではございませんので、これは本当に地域が何らかの理由で住環境を侵すこともない。そして地域のためになるようなものだというのが、こういう

類のものかどうかは別にして、そういう地域の方々の熱い思いがここにまず村にあつて、そこから我々は本当にそうなのかどうなのかも含めて検討すべきものでありまして、言えることは積極的に村が誘致するような案件ではないということと、地域住民の住環境も含めた生活環境が崩されない地域住民の方々のコンセンサス、意見が一番大事だということでございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 反対の立場を明確にというふうなことでお願いしたんですが、少しもやがなかったかなと思いますが、おっしゃるようにはやはり地域の望まないようなことについて、村の責任者として先頭に立って誘致をということではできないんだろうと思いますが、今回の件に関しては、その泊のほうに急に降って湧いたようなことがあつて、こんな話があるんだがということで私、資料をいただいて私も非常にびっくりしたんですが、これの話があつたのが2月の初めでした。それでこのいろいろな情報をまとめていくと立ち消えになったんだろうねと思っていたんですが、実は先日、ちょっと確認したら同場所の設置予定地のほうが農地になっていてそこにまた農地法第5条の申請がされているということもあつて、これはまだ進んでいるのかなということも思いながら、きょうに至っています。村当局においては、村の情報を得るような方策が少し不足しているのではないかと考えていますけれども、何かそういうことについて、情報を得るような方策とか、手立てとかがあれば、ちょっとどんな感じでこの上地区、下地区も含めていろいろな情報を得るような方策を持っていच्छるのか、お答えできればお願いいたします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時56分）

~~~~~

再 開（11時58分）

○議長 新垣博正 再開します。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 いろいろな問題について情報を得る仕組みがうまく働いていないのかなというふうなことでお話を申し上げたんですが、今回のことについて、農地法の5条の申請が出されているということについては、担当課のほうでは多分、資材置き場か何かへの転換だろうというふうなことであったと思うんですが、そこら辺についてはその情報をまとめて判断するようなことができなかったというふうなこともあるのかなというふうなことで、今回のこの問題について何かどうすれば情報を得ることができるのかというふうなことを思うんですが。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時59分）

~~~~~

再 開（12時00分）

○議長 新垣博正 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

5条申請については、近くの企業が事業を伸ばすために5条申請を出されているという農業委員会からのお話がありました。あと、地域での情報の収集ということになると、やはり地域の情報というのは自治会が一番御存じだろうと思います。自治会からこういうことがありますよという相談が、こういう相談があることが自治会長会、村とのこういう連携が取れるような自治会長会であるべきだろうなというふうに思っております。そういうことで、今後、自治会長会でもこのような情報提供があればいろいろそのような提供ができればというふうに考えます。以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 非常に答えにくい質問をしてしまったのかなと思いますが、今後、やはりそういういろいろなことを含めて、村内の

情報を得るアンテナを広く高く持って、いろいろな問題に対してスムーズな対応ができるように、また村民の皆さんに不要な動揺を与えることがないように速やかな対応をお願いしたいというふうに思います。今回の件については、いろいろな情報をまとめまして、また村長の御意向もあつて終息に向かうんだらうねというふうなことで思います。

大卒の4番についてお訪ねしたいと思います。ゲートボール場の整備の件を出してまいりましたが、現在、ほとんどの大会に13から14単位クラブの24チームが参加して熱戦が展開されています。御老人の生きがいづくりと介護予防に果たす役割は大きなものがあると思います。元気なお年寄りがふえ、生き生きと健康に老後を過ごすことにより医療費の削減にも寄与するものと思います。その観点からも早期の要望の実現を求めたいと思いますが、先ほどの御答弁では計画的に整備をしていきたいというお話がございましたが、計画的というのは半年以内ぐらいということでしょうか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではただいまの御質問にお答えいたします。

計画的と申しますのは、先ほど答弁したように吉の浦公園等機能強化整備計画にのっとりまして、その中には芝の整備、トータル的な整備をしていくということで、年度は全然先ではあるんですが、令和10年度から令和13年度という計画でございます。しかしながら、御要望がある箇所とか、毎年毎年そういった状況を見ながら、さらに予算等の関係も含め部分的に改修が必要であるとか、また今回、野球場の芝の工事をしましたが、そこに見合ったまたいろいろな補助事業メニューがございましたら、そういったところも含め、修繕をしていきたいと、2個ずつのベンチと細かいところにつきましては、その状況を見ながら常に利用者等の声も聞きな

がら対応はしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 前向きな早目の対応をお願いしたいと思います。

大枠4番の②のほうです。村老連の50周年記念事業へのかかわりについて、事業内容としては50周年記念クラブ大会、レク大会、功労者表彰、記念誌の発行、写真展の開催などを計画されているようでございます。連合会は積立金70万円、繰入金30万円、これは令和元年度よりの繰り入れを予定しているとのことでございます。寄附金50万円、これは一般寄附会員協力金、各企業などからの寄附金を予定しているということでございますが、これらを収入として約170万円を事業として予定をしているようでございます。積立金や繰入金は元来、会員の拠出したものでございますので、これをさらに事業費に充てるために会員から寄附金を募るということがないように補助予定額を上乗せすべきだと考えます。先ほどの御答弁では50周年記念については40万円の予算をというふうなお話しでしたが、ちなみに中城中学校の創立70周年は二、三年ほど前に行われましたが、そのときには助成金は100万円が出されているというふうに伺っております。今回の予算額については、その半分にもいかない。長年、村のために尽力されてきた先輩、老人方の全体の組織集合体である村老人クラブ連合会の輝く50周年事業に対する助成としては甚だ少ないというふうに感じているところであります。今回、同事業に対する助成に向けた今後の取り組み方針について、お伺いしたいと思います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（12時07分）

~~~~~

再 開（12時07分）

○議長 新垣博正 再開します。

福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

議員の御意見は了解いたしました。中学校の補助金とは性質・規模等が異なるものだという認識もありまして、この50周年記念事業におきましては、老人連合会の皆さまが村長室に訪問されまして、本当の趣旨・目的も説明されながら村への協力要請がございました。村長の回答としてもできうる限りのことはやりましょうと、現状の村老連の活躍、地域における影響等を鑑みて最大限に協力しますというところで対応されておりました。私もその場に同席しておりまして、補助金を抑制しようというふうな言葉もかけたこともないし、そういう姿勢も出してはおりません。そういった中、老人会の方々が予算書もつくられてきている中での要求でございまして、適正な要求だと認識しておりまして、予算上はその要求されました40万円の予算措置としております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 補助金、助成金が適切かというふうなことの今お話しなんです、やはり先ほどお話ししましたように元来、積立金とか繰入金等に当たっているものがもともと老人会の会員の方々が出資されたものがそれに回っているわけですので、それを留保しながらできるようなことで、また今後、御検討いただくように要望したいと思います。村老連も非常に頑張って、どんどん会員数、それから加入自治体の数もふえている状況ですので、そこら辺についてまた老連会長、執行部のほうからも要望がございましたら前向きな対応を要望したいと思います。以上、終わります。

○議長 新垣博正 以上で、安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（12時10分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○9番 比嘉麻乃議員 ハイタイ、グスーヨー、チューウガナビラ。議席番号9番、比嘉麻乃です。質問の前に今回、新型コロナウイルスでお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈するとともに、一日も早い終息を願っております。

それでは通告に従って、一般質問を行います。大枠1、施政方針について。(1)子育てに強い中城。①こども課設置の主な役割を伺う。②子育て世代包括支援センターの主な役割と支援を伺う。③「学童クラブの需要についても、年々増加傾向にあります。そのため、受け皿確保や支援員の質の向上を図るため、さまざまな施策を行なってまいります。」とあるが、具体的な施策を伺います。(2)健康長寿を願い。①特定健診の未受診者に対して、効果的な受診勧奨を行うためのAIについて伺います。②本村の認知症対策の取り組みについて伺います。

(3)各産業の発展を目指して。①北浜地区で養殖しているアサを中城村の特産品にする予定はあるのか伺います。②中城ハンタ道が歴史の道百選に登録されましたが、今後、どのようにアピールしていくのか伺います。(4)行政経営と組織強化。①ふるさと納税業務専任の地域おこし協力隊について伺う。(5)新たな中城へ。①新庁舎に村民が利用できる多目的スペースの活用法について伺う。

大枠2、高校入試について。2020年度県立高校一般入試が3月4日と5日に実施されました。そこで伺います。①ことしの中城中学校の高校入試受験者数を伺います。②過去5年間の未受験者数を伺います。③平成31年3月定例会の中で校区外にある西原高等学校の学区に中城中学校区域を加えることができないか。と質問しました。その後、私も要望書を学校、教育委員会に提出いたしました。また学校、教育委員会は

県に要望書を提出いたしましたけれども、その後の進捗状況を伺います。

大枠3、住民サービスについて。①平日に仕事などで来庁することが困難な村民のために全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機から住民票の写しや各種証明書が取得できるサービスの実施の考えはあるか伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては多岐にわたります。総務課、健康保険課、福祉課、産業振興課、教育委員会、企画課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては教育委員会、大枠3番につきましては住民生活課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、大枠1番の(3)②の中城ハンタ道について所見を述べさせていただきますが、この中城ハンタ道が歴史の道百選に登録されたのは非常に喜ばしいことございましたし、また、議員も御承知の南上原では糸蒲の縁が、これと同じような時期に世界未来遺産への登録が非常にすばらしい一報が入ってきましたけれども、それを組み合わせて、当然、これは大いなるチャンスだと捉えて観光につなげていく策はないかということも含めて、現在、今議会が終わって、すぐ何らかの形で観光につなげないかというそういう会議を持つことになっておりますので、議員からの提案もありでしょうし、いろいろな意味で活性化に向けて利活用できればいいなと思っております。あとはまた担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の施政方針の(3)の②のハンタ道のアピールについては、生涯学習課長のほうから、大枠2の高校入試の①②については主幹から答えさせます。③の西原高校

の区域外の件についてですけれども、要望書はすでに県教育庁のほうに提出してありますが、まだ回答はもらっておりません。村教育委員会としましては、できるだけ早く見直しができるようにしていきますが、遅くとも令和3年度の受験生からは区域が見直されるように、今後とも県立学校教育課へ要望をしていきたいと考えているところです。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 大枠1、施政方針からこども課設置の主な役割についてお答えいたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律により、母子保健法が一部改正され、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターを設置するよう努めなければならないこととされております。そのため本村におきましては、令和2年度より、同センターを設置し、現在、健康保険課、福祉課、教育委員会それぞれで担当している業務についての窓口を一本化し、さらなる住民サービスの向上を図りたいと考えております。これがこども課設置の目的であり、役割であると考えております。

次に、新庁舎の多目的スペースの活用法についてお答えいたします。新庁舎は、村民に親しまれ、愛着の持てる庁舎を基本理念に設計を行なってまいりました。活用法としましては、行政事務としては住民税申告、選挙時の期日前投票等を想定しております。また、平時におきましては、来庁者などがくつろぐ場所、小規模の展示会ができる場所などとして活用したいと考えております。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 御質問の大枠1の(1)②についてお答えいたします。

子育て包括支援センターの役割としては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、母子保健サービスと子育て支援サー

ビスを一体的に提供いたします。妊産婦や保護者の相談に保健師などの専門職が必要な支援の提供や関係機関との連絡調整を行いながら、その方に合った支援を行なってまいります。

それから(2)の①についてです。特定健診の対象者の過去3年分を受診歴、問診の結果、性別、年齢をAIで分析し、4つのタイプに分類し、タイプ別に効果的な文面で受診を呼びかけました。令和2年1月末時点では、前年度の同時期と比較しても3.0ポイント増となっております。今後も個別の受診勧奨を行い継続的な受診につながるよう事業を実施してまいります。以上です。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 大枠1の(1)③学童クラブの具体的な施策についてお答えいたします。

今後は校区別のニーズに合わせて、学童の支援数をふやしていきたいと考えております。支援員の質の向上につきましては、現在、NPO法人沖縄県学童・保育支援センターへ研修の委託を行っており、今年度は5つのコース、全11回を実施し、33名の支援員が延べ受講回数236回の研修を受講し、放課後支援員の資質向上を図っております。新年度は研修回数を19回にふやし、さらに多くの支援員が研修に参加できる機会をつくります。各学童へ、積極的に参加するよう働きかけ、さらなる支援員の質の向上を図ってまいります。

同じく大枠1の(2)の②の本村の認知症対策の取り組みとして、大きく4つの施策を実施しております。第1に公民館などで実施しております介護予防事業におきまして、脳トレや認知サイズなどの認知症予防に効果的なメニューを積極的に取り入れながら認知症の発症の可能性の高い高齢者への予防対策として実施しております。第2に認知症初期集中支援チームの活動です。専門職をそろえ、認知症が疑わ

れる方や認知症の患者で病院未受診やどこもつながっていない方々の家族などからの相談を受けたり、訪問によりアセスメントや家族支援など、初期の支援を包括的、集中的に行い、早期発見、早期対応に取り組んでおります。南上原にごさいます今井内科医院の今井先生にも認知症サポート医として御協力をいただき、認知症患者の家族からの相談に対しての対応、支援策などより専門的に検討する会議を毎月1回開催し、実際の認知症家族への適切な支援につなげております。第3に認知症カフェの実施です。各公民館に出向いて認知症予防の体操や教材を用い、楽しく予防を理解する取り組みを実施しております。あわせて、サポーター養成講座も行い、認知症の基礎知識や対処方法、認知症の正しい理解と普及を図りながら地域における認知症患者及び御家族を見守る体制づくりも行なっております。第4に認知症患者の一番の課題でもあります徘徊行動への対応としまして、村内福祉事業所及び商工会に御協力いただき一般事業所と地域見守り協定を締結。みまもりーズを結成しまして、中城村の社会全体で見守る体制の構築に努めております。さらに高齢者見守り登録事業では徘徊のおそれがある方を前もって写真や特徴を登録しておき、緊急時に警察と連携し、即座に捜査が実施できる体制を整えております。説明しました取り組みができるよう包括支援センター及び認知症初期集中支援チームには主任ケアマネ、保健師、社会福祉士、看護師などを配置しております。認知症患者の家族などからの相談窓口としても機能しており、適切な支援につなげております。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 大枠1の(3)の①についてお答えいたします。

アーサ養殖につきましては、昨年から事業を

始めており、まだ収穫量が少なく今のところ特産品にする予定はございません。今後、事業が安定し収穫量がふえた場合、アーサ部会や観光協会及び商工会などと連携し、村の特産品としてPRしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは御質問の大枠1(3)②の歴史の道百選登録後のアピールについてお答えいたします。

教育委員会としましては、これまで調査等により蓄積した資料や情報を積極的に開示していきながら、小中学校における課外授業への協力や、その様子を村のホームページや広報誌、あと小中学校の情報媒体を活用し教育分野での中城村ハンタ道歴史の道百選登録について、アピールしていきたいと考えております。また、毎年実施しておりますごさまるウォーキングも継続して実施しながら、参加者などへの周知を図るとともに、先ほど村長からもありましたが、今後、中城城跡と連動した観光における活用については今後、産業振興課を含め、村観光協会といった関係機関と連携した取り組みによって、アピールをしていこうと考えております。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 大枠1の(4)①のふるさと納税業務の選任についてお答えします。

「ふるさと納税制度」については、本村においても平成26年度より返礼品の充実を図り、さらに平成28年度よりポータルサイトへの登録を行いながら寄附額の増加に取り組んできており、重要な財源の一つとなっております。今後、さらなる寄附額の増加を目指すため「ふるさと納税サポート室」を開設し、地域おこし協力隊の配置を行い取り組んでいきたいと考えています。業務の内容については、ふるさと納税に係る返礼品の生産者と事業者との連携役となっただき、新たな返礼品の開発やポータルサイトにおける中城村の魅力発信、寄附者からのふるさ



と納税や返礼品に関する問い合わせなどの相談を行う業務となっております。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 大枠2の①についてお答えいたします。

ことしの中城中学校の高校入試受験者数は、143名となります。これは、3年生全員となります。

続いて、大枠2の②中城中学校の過去5年間の高校入試未受験者数についてお答えいたします。令和元年度は、今年度は未受験者数はおりません。平成30年度は1名、平成29年度は3名、平成28年度は1名、平成27年度は1名が未受験となっております。以上です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは私のほうから大枠3、①の質問についてお答えをさせていただきます。

①については、村としましては、コンビニ交付は住民サービスの一環として必要であると考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは大枠1のほうから再質問させていただきます。

まずこども課設置の件なんですけれども、いよいよ私の念願でもありましたこども課が新設されるということで、大変うれしく思っております。新設に伴いまして、これまで福祉課、そして健康保険課、教育委員会など複数の課で担っていましたがそれが1カ所の窓口で手続きを済ませることができるようになります。そこで伺います。こども課設置に伴って、先ほどもあったと思うんですけれども、職員の体制をもう一度伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

4月1日のこども課設置に向けては現在の福祉課、健康保険課、教育委員会の業務を担いま

すが、職員の中から正職員としまして11名の配置を予定しております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 先ほどはこども課設置の主な役割を伺いまして、ただいまは職員の体制について伺いました。正職員のほかにこの11名だけなんですかね。ちょっと伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現在はまだ予算の確定している時期ではございませんが、当然、こども課のほうにも会計年度任用職員を配置する予定でございます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 3つの課が一つになります。教育委員会を合わせて3つの課が一つになりますので、たくさんの正社員、あと会計年度任用職員がふえてくるのではないかなと思います。私も子育て世代の一人として、子供の成長を見守ってもらえる体制というのは、大変心強く感じております。それではこども課設置で経済的に厳しい家庭ですとか、あとDV、そして引きこもりの支援を特化した例えば家庭相談係とか、あとこども支援センターのある子育て支援係だとか、保育のことでしたら保育係とかいった新たに設けられた係というのはあるのかどうか伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

係としましては、現段階で子育て支援係、それから保育・こども園係、この2つの係を設置するということで考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 新しい課の設置ということで慣れるまでは大変だと思いますけれども、またこれからこの課は必要だとか、課題課題によって新設したときだけではなくて、気づいたときにまた中城村独自の課題とかもあると思

いますので、しっかりと対応できるような係をつくって子育て世代が来ても全ての相談を受けられるような課を目指していただきたいと思います。新設されるこども課の機能がよりよく発揮できるよう努めていただきたいと思います。

では次に、②の子育て世代包括支援センターについて再質問いたします。同センターは先ほどもありましたように出産期から子供の成長過程を切れ目なく支援することを目的としていると思いますけれども、平成30年12月の定例会の一般質問の中で、私のほうから支援の対象年齢は幾つかというふうに伺いました。その際は、18歳ですということと答弁をいただきました。18歳というのは、やはり別の市町村でも同センターは設置しておりますが、就学前だとか、本当に低年齢の子供たちを対象としているんですけれども、平成30年のときと答弁は同じなのか、18歳までの支援をしているのかということと、もう一つ、職員のこの体制についてもう一度伺います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 それではお答えします。

御質問のとおり18歳までの子供とその保護者を対象として実施してまいります。それから体制としては、兼任ではありますが、保健師、心理士、管理栄養士などがその支援を行なっていく予定であります。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 わかりました。18歳までと18歳までの保護者まで対応になっているということで、それはもうすばらしいと思います。子育ての期間は、もう皆さんわかるように就学前だけではなく、小学校、中学校、高校になっても子育ては続きますし、ときには社会に溶け込めず引きこもりになったり、また思春期は子供にとって悩みの多い時期でもありますので、ぜひ今のように18歳とあと18歳までの保護者ま

での支援をしっかりとしていただきたいと思います。切れ目のない支援をおっしゃるとおりにやっていただきたいと思います。また、同センター設置はとても重要な業務になると思うんですね。今ありましたように兼任ではあるんですが、保健師、心理士、そして管理栄養士を体制としているということなんですが、専門職はそのほかに福祉の専門職に相談ができるソーシャルワーカーですとか、あと子育ての相談をする利用者支援専門員という専門職も必要かなと思うんですけれども、その件に関しましては、今後、配置していく予定はあるのかどうかちょっと伺います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

先ほど答弁がちょっと漏れたんですけれども、児童相談員も配置されることになっております。ただ、資格を持った専門職というのは今後また必要に応じて検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 とても重要な業務になると思いますので、ぜひ正規職員の専門職も配置していただきたいと思います。

では次に、③の学童クラブについて再質問させていただきます。今後の受け皿確保ということで、そしてまた支援員の質の向上ということで、研修を19回にふやし、それをしっかりと配置していくということなんですが、今回、先ほども一般質問でも新垣貞則議員からもありましたが、今回、令和2年度の中城小学校1年生の児童12名が学童に入れず困っているということで保護者のほうから直接、私のほうに電話がありました。すぐにこのお母さんたちと会いまして話し合いをし、そして2日後でしたでしょうか、福祉課長の金城課長のほうに対応をお願いをいたしました。そうしたところ、課長のほうから相談会を設けていただいて一人一人に丁寧

に相談、そしてお母さんたちのお話もしっかりと私も同席してしっかりと聞いてくれていたというのがわかり、すぐに対応していただきまして、無事に12名の子供たちが学童で預かり、お母さんが安心して仕事ができるようになりました。この対応ですね、すごく高く評価するとともに保護者にかわりまして、お礼を申し上げたいと思います。しかし、今回はよかったんですけども、今後の受け入れがやはり心配でございます。令和3年度以降の受け皿の確保はどのようにしているのか答弁をお願いいたします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

中城小学校で二次で漏れた方への対応に対しましての御意見を頂きありがとうございます。新垣貞則議員の御質問にもお答えしましたけれども、現在、待機児童としてはゼロでございしますが、校区の偏りもございしますので、来年度に向けては中城小学校区域で、もう1園ふやしていかなければならないかと思っております。前議会でも申し上げたことですが、本村の学童保育につきましても待機児童を出さないための施策展開を積極的に進めてまいりました。ちょうど令和1年の最新の情報が出ましたので、御報告をいたしますが、県内の小学校に通う児童数に対する学童利用量で、沖縄県平均が19.4%。100人に対して19.4人が学童に通っているという結果ですが、令和元年度の中城村は33.2%で県内では2位でございました。来年4月1日の数になりますと660名の48%の学童利用量ということで県内ではずば抜けた学童の整備をして、児童を受け入れているという状況もございしますので、これからずっとずっとふやしていくということではなくて、この利用状況もう一度精査して近隣との比較もしながら足りていないところへの増設も含めて検討していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 33.2%からまた来年度は48%にふえるということで、この数字を見るとびっくりすると同時にもう早急に学童、特に今回、課題となりました中城小学校の近くにもう1園、来年度までには増築をしてほしいなと思うんですけども、大体の場所がもし決まっている、この辺りにしたいなという場所がありましたらお願いします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

現在、中城小学校区域への1支援につきましては、民設民営で考えております。現在、学校内での空き教室の増というのはない状況でございしますので、学校の近くに空き家もしくは空いている土地にプレハブを建ててもらえるなどできる限りの補助をしながら民設民営でやっていただく学童を探していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 学校周辺でということだったんですけども、安心安全のために移動のない中城小学校敷地内での建設というのは考えていませんでしょうかお願いします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

まず教育委員会にも相談しなければならない事項でございしますが、福祉課としては現段階におきましては、中城小学校の敷地内での建設は考えておりません。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 やはり段々と学童は児童たちはふえてくるわけでございますので、もう早目早目にいろいろと計画などを立てていただければと思います。近隣市町村はたくさんの待機児童がいる中で中城村は今回12名ということで、二次の漏れであったんですけども、すごい取り組みで頑張っているということは評価しますが、これからはずっとゼロが続くよう子育て世代のお父さん、お母さんが心配のないよ

うに対応をしていただければと思います。

では次に、(2)健康長寿を願いの①について再質問いたします。A Iについては説明がありましたのでわかりました。A Iを活用し、未受診者に郵送したはがきは何通送ったのかお訪ねします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

まずは未受診者に12月と1月に2回実施しております。12月が2,232人の方へはがきを発送して、1月は1,966人の方へはがきの発送をしております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 はがきを郵送して、やはり気になるのがその後、どれぐらいの人が受診に行ったのかというのが気になるころではありますけれども、わかる範囲でいいです。1月末あるいは2月でもいいので、昨年と比較できる月までの昨年は2月なら何名、ことしは2月に何名だとか、わかる範囲で構わないのでよろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (14時09分)

~~~~~

再 開 (14時09分)

○議長 新垣博正 再開します。

健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

1月末時点の数字になるんですが、平成30年に比べて88人の増加。受診率として3.0ポイント増加しております。令和元年度の人数としては、1月末で1,087人。平成30年度が999人という数字になります。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 1月末現在ということだったんですが、去年に比べますと88人もふえているということで、まさにこれはA Iの力をかりて受診率アップになっているという

ふうには感じておりますけれども、まだ年度中であります。また指定ごみ袋を受診してくれた村民にお配りしているということで、それに加えてA Iの力もかりて受診率アップに力を入れていただきたいと思います。今ですね、いろいろと工夫はされているようなんですけれども、今後、ビニールを配ったり、A Iを使ったりはしますけれども、また来年度に向かってですとか、今こういうことをやりたいなという計画とかはあるのかどうか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

次年度の受診率の向上に向けては今年度と同様A Iを活用し継続していきたいと思っています。それから推進員を活用した未受診者の方々への受診勧奨、そこにまた力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 受診率アップのために頑張っていただきたいと思います。これは私からの提案になりますけれども、恩納村では健診を受診した方にヘルスアップ商品券といいまして、村の対象店舗で使える1,000円分の商品券をプレゼントしているそうなんです。そのことによって村民も健康になりますし、あと村の活性化にもつながるということで行なっているそうです。よいアイデアだと思いますので、福祉課長のほうも恩納村を調査して参考にしてみたいかと思いますが。

では次に、②の認知症対策について再質問をいたします。本村が取り組んでいる認知症初期集中支援チームということで、詳しい内容を聞きました。本人や御家族の自立した生活をサポートするため、医療、介護専門職また支援センターの職員ですとか、あとは中城村のほうでは今井内科のドクターの支援をいただいているということでございます。すごくこれはよい取り組みだと思いますので、引き続き支援してい

ただきたいと思います。それと同時に認知症になる前の予防もやはり大切ということは、皆さんは重々御存じだと思います。やはり予防といったしまして、生活習慣病の予防、あとは治療ですよね。そして本村のほうでも脳トレーニングをされているようなんですが、これと同じになるんでしょうかね、私的のトレーニング。そして筋力トレーニング、何よりも大切なのが、他人との交流が予防の大きなポイントになるということを知っています。このようなことを行政が少しずつ少しずつ事業に取り組み万が一認知症になったとしても、症状の進行が緩やかになる。そして生活の質を保つことができるのではないのでしょうか。これからも認知症になっても住み慣れた中城村で安心して暮らせるよう、ぜひ多くの予防ができる場をいろいろと考えて提供をしていただければと思います。

ではこれは終わりました、今度は（３）です。産業のことについて再質問いたします。実は私もPTAの行事で北浜で人生初のアーサの摘み取りというのをさせていただきました。本当に新鮮なアーサは味も香りもよくて美味しくいただきました。偶然にもその日にこのアーサがコロナウイルスを抑制するという事で新聞にありまして、それを見てびっくりしましたけれども、効果が上がると期待されると同時に、この情報もありまして、その後、県内のスーパーからアーサが品薄状態になるというニュースもありました。そうすると今後も消費者がふえるのではないかと期待をしておりますけれども、今後、養殖の場の拡大など今後、行政支援を行う予定が、拡大に行政支援があるのかどうか伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

現在、養殖を行なっているのは北浜地先のみ

でありまして、海域としては南浜までありますので、そこまで広げていけたらと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○９番 比嘉麻乃議員 ぜひ支援をしていただきたいと思います。先日、この体験のときに立ち話ではあったんですけども、スタッフの方からアーサの養殖の網を固定している鉄の棒が盗難にあったということですね、悲しそうなお顔でお話をしていたんですけども、今後、このような盗難防止のための防犯カメラだとか、そういった策はできないのか、ちょっと伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

盗難がありました件は承知しております。それをなくすために立て看板の設置とか、そういうふうな注意喚起は行なってまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○９番 比嘉麻乃議員 一生懸命育てたアーサの養殖のこの場所が荒らされるとすごくいけないと思いますので、今後ともこういった努力などをしていただきたいと思います。ぜひ行政も一緒になって栄養価の高い美味しい中城産アーサの養殖を盛り上げていただきたいと思います。それでは現在、この中城村の漁業の水揚げ量の上位ベスト３がわかりましたら教えてください。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（１４時１８分）

~~~~~

再 開（１４時１８分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名

勉 お答えします。

一番目に多いのが、鯛類のクロダイとかヘダイとかでございます。次に多いのがブダイでございます。その次がアジ類のシマアジということでございます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 1位も2位も3位も全て美味しい魚ばかりで村長知っていましたか。またこれからも頑張っていたきたいと思えます。やはり最近行って気になったのが、現在、浜漁港で琉球大学との養殖の研究が行われているというふうに聞いておりますけれども、その内容と現在の状況。そして今後、この養殖と村とのかかわり、あとは取り組みなどを聞かせていただきたいと思えます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

現在、浜漁港で養殖している施設ですが、こちらは那覇市にあります一般社団法人と琉球大学が共同でヤイトハタの養殖を行なっております。昨年の台風の影響で停電が起こりまして、その際に出荷前の魚が全滅しておりまして、さらに同年の12月には病気でまた稚魚が全滅をしたということを聞いております。現在は魚はいないんですが、4月に同じく瀬底島でも同じような養殖を行なっており、そこから5,000匹を浜漁港に持ってくるということを確認しております。将来的には漁協に協力をいただいて出荷していくということを聞いております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 美味しい魚を中城村のほうから出荷できることを楽しみにしておりますので、今後とも水産業の振興に取り組んでいただければと思います。

では次に、②の歴史の道について再質問いたします。昨年10月にハンタ道が文化庁の歴史の

道百選に選ばれてまして、今後さらに村内外から訪れる方がふえてくるのではないかなと思います。歴史の道でも特に訪れる方が多いのではないかなと思われる南上原付近の歴史の道の外側と言うんですか、崖のほうにススキが伸びて、せっかくの美しい景色が見えない場所があるんですけども、その対処法について伺いたします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

私も年に何度か歴史の道を散策しておりますが、確かに南上原の一部分はススキが伸びていたり下からの枝の長い木があつたりしますが、向こうを見てみると完璧に崖になっていたところがあつたりとか、少し土台を置いて刈られている部分もあります。箇所によってはと思いますが、都市建設課を含めたところで部分的に刈れるところは自力で刈りていって、またどうしても予算がかかったり、専門的な業者が必要な草刈り、ススキ刈りが必要だったら、その時点でまた検討していきながら、景観を損なわないようにしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 今でも、毎年元旦の初日の出のスポットとして有名になってきまして、本当に大勢の方が集まってきますし、実際に村外の方が歴史の道を散歩しているときに会ったんですけども、ここで見えないところは残念ですねということで、刈ることはできないんでしょうかということで、すごく景色が隠れているのを残念がっていましたので、お願いいたします。このほど観光協会が中城ハンタ道マップを2万部作成したということを新聞で知りました。そのマップを見て、歴史の道を訪れる方もせっかくのこの景色が見えないとがっかりしてしまうと思いますので、ぜひせっかく中城村から見えるきれいな景色、緑と海が見えるように景観をよくしていただければと思います。

では次に、(4) 行政経営と組織強化についての再質問を行います。ふるさと納税業務の地域おこし協力隊について、先ほど答弁がありましたが、ふるさと納税専任職員は県内でもすぐめずらしいと思います。本村のふるさと納税額は4年連続で増加をしております、2019年度の寄附額が3月現在で前年度の2倍ということで9,241万7,000円となっております。また、施政方針の中に多くの方に中城村を応援していただけるよう中城村ふるさと納税サポート室を設けるということがありましたけれども、そのサポート室の目的と役割について伺います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えしていきたいと思います。

先ほどもふるさと納税サポート室の簡単な内容について答弁をしましたが、今回、新たに配置します地域おこし協力隊の方において、返礼品を提供していただく生産者などとの協力体制、特産品をもっと寄附者へPRできる掲載方法などを考えていただき、また返礼品の開発などの部分にも取り組んでいただいて、そして寄附者への相談などにも随時対応することで時間をかけず対応することで安心感と満足度を高められるということで考えております。そうして今後も中城村に訪れていただけるようなPRを考えていきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 多くの皆さまにこの中城村のよいところを知っていただいて応援をしていただきたいと思います。本村初の1億円を目指して頑張ってください。地域おこし協力隊にもすごく期待しております。

次に、(5) 新たな中城へについて再質問いたします。新庁舎の多目的スペースの件なんですけれども、いよいよ来年1月には新庁舎での業務がスタートするわけなんですけれども、そのときには多くの村民の皆さまが喜んで来庁で

きるよう多目的スペースに私としてはくつろぐところというふうに課長、おっしゃっていましたが、健康サービスということで体脂肪ですとか、あるいは肥満度ですとか、血圧を簡単にはかれる測定器を置いたりとか、また中城産の野菜とか、味噌カステラ、加工品とか、あとは社協の事業で行なっているパンとかを販売するコーナーという設置は考えていないでしょうか伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどの答弁の中で、今村のほうで検討していることにつきましては、お答えをしていきました。今議員からの提案がありますので、血圧計については、購入する予定ではありますが、保健室等への設置を予定しておりますけれども、住民の方が集うそういう多目的スペースへの設置も今後検討していきたいと考えております。それから野菜あるいは加工品等そういう販売も検討したいと思います。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 せっかくの多目的スペースをつくってもらいましたので、しっかりと村民のために活用していただきたいと思います。また、前に新垣博正議長のほうから多目的スペースの一角に本村を代表する著名人である大城立裕氏、あとはプロ野球で活躍された与那嶺 要氏、プロボクシングチャンピオンの浜田剛史氏のパネル展示の提案がありましたけれども、その取り組みについて現在の進捗状況をちょっと伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

多目的スペースの西側のほうにそういう棚類を設置をしまして、今議員から質問にありました大城立裕先生等についての展示するスペースを設けたいとそうように考えております。大城立裕先生については生涯学習課、歴史資料図書

館を通じて今コンタクトを取っているところ  
でございます。残念ながら与那嶺 要さん、それ  
から浜田剛史さんについてはこれから連絡を  
とって開庁までには何とかそろえていきたいな  
というふうなことで考えています。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ぜひ中城村が自慢とす  
る人物でございますので、よろしくお願いします。  
村民が来庁して、楽しめるような庁舎にし  
ていただきたいと思います。

大枠1はこれにて終わりました、次に大枠2  
の高校入試について再質問いたします。過去5  
年間の未受験者数を見ると、平成30年1人、平  
成29年が3人と一人一人といますけれども、こ  
の未受験者や不合格になった生徒の卒業後の相  
談ですとか、進路の把握をしているのか伺いま  
す。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたしま  
す。

報告の中では、未受験だけではなくて、就職  
していることの報告もありました。就職に関し  
ましては、平成30年度就職と未定者が3名、平  
成29年度の就職と未定者は3名、平成28年度は  
就職未定者は8名、平成27年度は就職未定者が  
8名ということでした。しかし翌年に再受験し  
た報告はございません。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 今後も卒業後、生徒と  
しっかり向き合っていて進路について相談し、  
進学ですとか、ちゃんとした就職に導い  
てあげられるようよろしくお願いいたします。

では次に、高校入試については再質問いたし  
ますけれども、今回、中城中学校の校区内であ  
る普天間高等学校とコザ高等学校の定員がそれ  
ぞれ40名減となりましたけれども、その減に  
なった理由を伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時32分）

~~~~~

再 開（14時33分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたしま  
す。

県立高等学校に関する主幹課は沖縄県教育委  
員会の県立学校教育課となっておりますので、  
その編成の中で人数が減となっておりますの  
で、我々市町村の教育委員会のほうでは把握し  
ておりません。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 すみません、休憩お願  
いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時34分）

~~~~~

再 開（14時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 この理由については、  
はっきりしていないということなんですけれど  
も、恐らく生徒数の減だと思うんですが、それ  
に比べ中城中学校は生徒はどんどんふえており  
ますので、人気のある普天間高等学校とコザ高  
等学校が減になった分ですね、西原高等学校と  
の枠を広げてあげなければならないのではない  
かなというふうに思っております。去年、要望  
書を提出しましたが、その件に関しまして通告  
書を出したと同時に教育委員会から県の教育委  
員会にこれはどうなっているんだということを  
聞いたかどうかちょっと伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたしま  
す。

文書で送付したのが、12月20日付で送付して  
あります。送付に伴ってメールでも念のためP



DFでメール送信しております。その後、県立学校教育課にも電話をしまして、それが受信されているかということも確認しましたし、その後、どうだったということで3月にも最終確認をし、預かっております。今後、検討していきますということを3月にも確認しております。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 12月20日に要望書を出したということで、3月になって連絡をすると検討していたということですね。先ほど教育長が次の受験にはできるように頑張っていきたいということで本当にそうしてほしいと思います。昨年度要望書を提出しましたが、また4月からは県の教育長が変わりますよね。変わりましたら、また再度やはり教育長がかわると同時に御挨拶にいきながらこのことをしっかりと訴えていただきたいと思います。本当にみんなが願っていることでもありますし、上地区からすれば一番近いところでもありますし、中城中学校の生徒たちも西原高等学校に行きたいという人も多いので、枠を外していただいて安心して受験ができるようお願いいたします。全力を尽くしていただければと思います。

では大枠3の住民サービスに移ろうかなと思ったんですが、もう時間が1分しかないので先ほど住民票の写しなどについて、答弁がありました。このサービスの実施の必要があるということでございまして、いろいろと課長のほうからもコンビニサービスについて調査をしてきたかと思うんですが、これはまた次の議会でやりたいと思いますので、またさらに話を進めて実現できるようにして、一日も早く実現できるようなその次の答弁でその答弁をしていただければと思います。ありがとうございました。

○議長 新垣博正 以上で、比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時39分）

~~~~~

再 開（14時51分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

○10番 安里ヨシ子議員 10番 安里ヨシ子 一般質問を行います。

1番、那覇広域から中部広域への移行について。緑豊かな田園文化村、教育立村中城村は、静かでおだやかな村、中城に生まれてよかったと何度も思いました。自然の少なくなりつつある今、まだまだ田舎の良さ残り、畑道を散歩して道端の小さな草花にも愛着を覚えるものですが、最近、那覇広域から中部広域への移行の動きが出ています。これから中城がどのように変わっていくのか、何がどう緩和されるのか、期待と不安が交錯し危惧する村民もいます。今までの静かな農村風景も様変わりしていくことでしょう。そこで以下の質問をいたします。①自分の土地だからとむやみやたらに売り買いがされる。また、開発が進めば迷惑施設が容易に入ってこれるのではないかと懸念される。当局のお考えをお聞きます。②一次産業の発展があつて村全体の発展があるのではないかと。農業が衰退していけば地産地消にも影響を及ぼすと思いますが、どのように認識しているか。③新しい農業振興を目指し、何年もかけて土地改良を行なってきました。そこはどのように考えますか。④中城の土地は危機的状況にあると言われています。安い中城の土地を買うため都市地からいろんな人達が狙ってきていると聞いています。今に中城人の土地はなくなるのでしょうか。⑤村長の施政方針の中にもありました「土地はあるけど、何もできない。規制をどうにかできないか」と村民の声もありますとおっしゃっていましたが、現在だいたい緩和されあっちこっちに住宅が建設

されふえてきています。それを拡大していけば必ずしも中部広域への移行を急ぐ必要はないのではないかと思うが、どのように認識しているのでしょうか。あるいは、那覇広域のまま緩和を求めていく考えはありませんか。以上について伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

御質問は那覇広域から中部広域への移行の1点でございますので、これは私が今先を頭切って走っているところの分野でございますので、私がヨシ子議員と1対1でこの議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。まず那覇広域から中部広域へ発端的な話をまずさせていただきますが、私は平成14年に村会議員になることができました。そのときから平成20年に村長になってでもありますけれども、ずっと住民の方々からの要望の一番大きなものは、この土地利用を何とかしてくれないか、私が不動産出身ということもあったとは思いますが、そういう相談を多数受けてまいりました。平成20年に村長になって、そこからことし3度目の行政懇談会を行いました。常に多くの要望中の一つが住宅を建てられるようにすることはできないのか、調整区域を外すことはできないのか。こういう話が多数ございました。御質問の中にも出てきますけれども、この議会でも常に発言させていただいておりますけれども、農業を否定するものでは決してございません。農業の発展のためにも私の考えとしましたら、この中部広域への意向があったほうがこれは農業の発展にもつながるのではないかというのがございます。いろいろな人の話を聞いてのことでございますけれども、そういう意味では今回、もしこれが実現するということになる議員が懸念されております自然の崩壊につながる乱開発、あるいは農業の衰退、そういったものも

我々ナカグスクンチュがそうさせないように、しないように決めることができるものが中部広域都市計画区域でございます。今は那覇広域都市計画区域の中で市街化区域はここです。市街化調整区域はここです。中城村あなた方は92%市街化調整区域にしてください。もともとは100%近い市街化調整区域でございました。南上原の区画整理が進んだおかげで8%は市街化区域になりました。それでも92%の市街化調整区域でございます。そういうことを一緒にたにされないために、我々地域の思いをしっかりとこの都市計画に生かすために中部広域都市計画へ私は移行をして、そして各集落集落21集落、御承知のとおり今回、行政懇談会回らせていただきました。ほとんどの地域でこの中部広域への移行については拍手、大喝采を受けさせていただきました。もちろん懸念する方もいました。村長、走り過ぎだという、これは私自身感じております。それを踊り場で一旦はとまりながらやっていくために結論を急がず今回の協議会も新年度に向けて、もう一度また県の協議会を開きます。けれどもそこで北中城村と一緒にまた新たに訴えていこうと。そういうことでございますので、これからまた再質問云々にしっかり答えていきたいと思っておりますけれども、今は思いのたけを少しばかりお話をさせていただきました。決して中城村を都会にしたい。近隣の宜野湾市や沖縄市のようにというようなそういう思いではございません。中城村独自のやり方があると私は信じておりますので、それを今推進をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時00分）

~~~~~

再 開（15時00分）

○議長 新垣博正 再開します。

安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 既に中部広域の話が出たからかもしれませんけれども、既に開発の兆しが今出ているわけです。泊の下に公営企業競輪場を県が計画されていて、自治会のほうに打診されてきています。自分の土地だからと勝手に同意したり、印鑑を押したり、そういうことは許されないと思います。この競輪場はいわばギャンブルだと認識しておりますけれども、風紀を乱すし、環境破壊の施設、この計画に地域住民からは不安の声が上がっています。中部広域への移行はメリットの大きい人も出てくると思いますが、それにもまして不安材料のほうが大きいんじゃないか。子供たちへの影響もはかり知れないと思いますし、そういう迷惑企業が中部広域になると入りやすくなるのではないかと懸念しておりますがどのようにお考えですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今お訪ねの競輪の場外車券場のことだと思いますけれども、それについては那覇広域都市計画であるから、中部広域都市計画の中であるからということでできる、できないはございませんので、きょうの午前の答弁でもお話させていただきましたけれども、安里清市議員の答弁で話させていただきましたけれども、一番は地域住民の要望といいますか、地域住民がこの施設を必要かどうかということでございます。例えば那覇広域都市計画の中でも開発行為等がございますので、その地域住民の方々がどうしてもここにそういう施設をつくりたいということで法律上問題なければ我々、村としてもそこには耳を傾けなければいけませんけれども、私自身はそこは積極的に誘致するものではないと安里議員の御質問にもお答えしましたけれども、私が言いたいのは中部広域都市計画だからとか、那覇広域都市計画だからとかでその今の場外車券場ができる、できないにはならないという

ことを今お話をしているところでございます。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 中部広域に今移行するとしたらこの那覇広域のときに網がかぶさっていて、肥沃な中城、西原平野の土地が守られてきたのではないかと考えております。耕地が少なくなる、地元の農産物、生産物に影響を与えないか。そして耕地が少なくなると近い将来、外国からの輸入品に頼らざるを得なくなるとかと考えております。

確かに遊休地が多くなっている。高齢化が進み、どうにかしないといけないと胸が痛みますが、それは中城村の農業、その地域に合った農業を進めるためには行政と農業委員会など関係のあるあらゆる団体が連携して進めていくものだと思いますが、今までにその連携した議論とか話し合いとかなさったことがありますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時05分）

~~~~~

再 開（15時06分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えいたします。

耕作放棄地がふえているのは確かにふえてきております。それを農業委員会と産業振興課の農政と共同で耕作放棄地の解消に向けて調査をしています。また今後新しく人・農地プランをつくり直さないといけないことがあって、それに向かって今連携をとってやっているところで

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今のお話の部分は話し合いを続けていくということですが、数値だけ少しお話をさせていただきますけれども、耕作放棄地はこれは

平成27年からのデータですが、平成28年から平成30年度までの4年間で約6万坪弱耕作放棄地になっております。我々中城村は、6万坪といえますと、東京ドーム1万4,000坪余りです。約5,000坪だとしましょう。東京ドームの大きさが。その東京ドームの1万5,000坪が毎年毎年東京ドーム以上の耕作放棄地が中城で出ているということです。ですから何がいいたいかと言いますと、そういう耕作放棄地対策の一環としてもこの中部広域都市計画の中であればいろいろなまた道が開けてくるのではないかなというのも私の一つの理論でもございます。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 私たち現代の若者といえますか、私から見れば村長は若者ですよ、子供と同じぐらいだから認識が変わるのはこれはもう仕方がないと思いますが、やはり耕作放棄地が今6万坪といったら、電力と同じ敷地6万坪ですよ。それぐらいの耕作放棄地があるということで、4年間に6万坪の耕作放棄地ができるということは私たちに昔、農業をやったものにとっては本当に胸の痛むような話ではあります、時とともに時代も流れていくからそんなに昔のそれに浸っているわけにはいきませんが、土地改良を行うときに確かにすばらしい農業政策を持って、こちらは土地改良をしたと思うんですけども、その村長としてはどうしてもこの中部広域にして、耕作放棄地を解消したいと思って、今いらっしゃいますよね。自分たちとしては一次産業が発展して、そして6次産業化を目指した農業が考えられないかお聞きします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

この件も議会でも少しお話ししたと思うんですが、昭和49年に那覇広域都市計画へ我々は組み入れました。昭和49年当時としては、私はこの判断は間違っていなかったと思っています。

そのときは基幹産業は当然、農業でございますので、そのためにそのおかげでこの農地基盤整備事業などはこれだけすばらしい農地基盤整備事業がある地域というそうそうないと思います。そういう意味では、当時としてはすばらしい選択をして、そして農業発展のために尽くされてきたと思います。ただ残念ながらその歴史とともに昭和49年と申しますと、もう45年ぐらい前の話ですよ。そこからやはり時代は流れて来て変わってきて、そして今現在、先ほどお話ししましたとおり年間2万坪近い耕作放棄地が生まれているという。そこを放っておいていいのか。今議員がおっしゃるように6次産業化をして農家がもうかるんだと。農業から農産業になっていって、それで農業をやればしっかりと生活ができるというものが確立できているのであれば、私もそこまでお話をしないかもしれませんが、残念ながら農業に関しては、国策でもありますし、答えがしっかりとした答えがないんですよ。こうやればこれだけもうかるから、あなたはこういうことをしなさいという、そういう答えが見つからない状況が今ずっと続いていて、それでも頑張っていらっしゃる方々は我々行政としてはしっかりとこれはまた応援もしていくし、支援もしていく。それは当然やるべきことであります。ただ、その農地に関して、農地というより土地に関して、農業だけしか選択肢がないというのは、もう現代には合わないのではないかというのが私の考えで、そこにはいろいろな選択肢が、自分の土地ですから農業をしたい人は農業をする。お家づくりたい人はお家をつくる。アパートをつくりたい人はアパートをつくる。地域でそれを決めていくというのが一番いいのではないかなという考えで、決して住民の皆さんの声に反発をしてこれをやろうということは毛頭ございません。住民の方々からもっと土地を何とか生かす方法はないかということで私が今打ち出しているものに賛同いた

だけですかというお話をしているのでございます。ですからもし万一、ヨシ子議員が懸念している部分の声が村民の中で多くなって、今のままで変わらずでもいいんだよということであれば、私はそれを堂々とまたこの案は降ろさせていただきたいなと思います。私は村民の声に押されてこの政策をやっているつもりでございますので、その辺はまた御理解をいただきたいなと思います。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 今村長の政策でしょうか、随分緩和されて住宅が目に見えてふえてきています。この一、二年でも泊地域でも10件ほどふえているので、何回も言うようですが、今のままでよいのではと自分としては考えていて、那覇広域の中でその緩和を求めていくことは不可能でしょうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

これまでも当然、緩和区域の広がりをもっと広げていってくれということで、今現在、少しずつではありますが、広がってはきております。ただそこにはどうしてもダイナミックに変わるという部分はなくて、連担している住居にどれぐらい、何十メートル以内でしか緩和区域はできないとか、やはり規制がどうしてもございますので、今ヨシ子議員がイメージしている新たな住宅があちこちで建っているということですが、そのイメージを思い出してみてください。ほとんどがその張り付いている住宅街に連担しているはずで、そうするとどうしてもその地域に土地を持っている方がしか住宅はもう緩和区域の中でもつくれないということになっていきますので、余計に不公平感も出てくるのではないかなという気も実はしているところでございまして、ただ、農地のど真ん中にぽつんと住宅をつくるというのはこれはもうナンセンスな話ですから、あえてこうい

うことをやりたいということではないんですけれども、ただある程度やはりこの住宅をもっと広めていこうとか、ここは農業を守っていこうとかという少し分けた形でやれるのも我々地域の特性ではないのかなということで、今考えているところでございます。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 久場地域において、前浜原線から下のほうは準工業地帯として指定されていて、市街化区域に編入するというこの計画でしたよね、その計画のときに計画書の中にこれこれはつくれます。これはつくれませんとかということで、いろいろと都市計画課から出されていまして、久場地域、泊地域もこういうふうに変わっていくのかなということで電力がきたときにそれは思いました。あれから年数がたっていますよね、遅々として進まない、それはいろいろありますよね、新しい議員の人たちはわからないかもしれませんが、政治的ないろいろなものがあって、なかなかその道が前浜原線が進んでいない。そしてこの前浜原線から海側は工業地帯、準工業地帯に指定される、市街化区域になる。その道路から上側の人たちは前浜原線がすぐそこにあるけれども、通れないですよ、ここに。自分たちで自己開発道路で国道329号のほうに出ていくんです。自分たちも土地があるものですから、材料置き場とかそういったものに貸そうかなと思ったりすることもあるんですけれども、「いや、待つてこっちはもう近いうちに市街化区域になるから、そのときに土地の利用を考えよう」と思っていたんですが、なかなか進まない。ということで今現在は鉄筋屋とか建設業の資材置き場や加工場などができていて、あの一帯はそういう企業だけになるかと思えますけれども、それから地区計画を立てて、久場から熱田の近く、まだ中部広域にもしなるとしたら北中城村と一つの計画ができるのではないかなとは思ったりも

します。今のような静かな中城村がなくなるのかなと思ったりもしましたけれども、村長の今までの答弁を聞いて、自分の土地の売り買いは自由かもしれませんが、土地を守って中城村の土地が村外の人手に渡らないような政策を大変だとは思いますが、この耕地を残して中城村らしいところをずっと残していけたらなど。あと、前浜原線の解決を早目にやってくださるようお願いをして、質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（１５時２０分）

~~~~~

再 開（１５時３１分）

○議長 新垣博正 再開します。

本日の会議は16時までですが、伊佐則勝議員の一般質問が残っておりますので、一般質問が終わるまで本会議を延長したいと思います。

続きまして、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

○１４番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。これより通告書に基づきまして一般質問を行います。

大枠の１番より、施政方針について。令和２年度一般会計予算をはじめ関係諸議案の提案と、村政運営に対する基本的な考え方として施政方針が示されました。以下伺います。①新庁舎建設も順調に進み、現在外観も望めるようになりました。中城村の拠点となる新庁舎が来年の年始に移転開庁予定を迎えるにあたり、村長の所見を伺います。②中部広域都市計画区域移行については、かなりハードルは高いと思います。現時点での村長の感触について所見を伺います。③今後南上原地区に続く、新しい土地区画整理事業の検討を行うとのことだが、新しく策定した那覇広域都市計画での中城村都市計画マスタープランに準じたものか、中部広域都市計画

区域を見越した新たな中城村都市計画マスタープランを策定するのか伺います。④中城村農業振興ビジョンが完成し、今後10年をかけ、ビジョンから実現に向けて取り組んで行くことになっております。水産業の振興について、今後栽培漁業を推進し、その振興に取り組んでいくとはアーサ養殖以外に、どのような栽培漁業を計画していくのか伺います。

大枠の２番、ちょっと言葉を変えましょう。当初は新型肺炎と呼んでおりましたけれども、マスコミ報道にもありましたように新型コロナウイルスと呼称を変えているようでございます。

大枠の２番、新型コロナウイルスによる対策について。新型コロナウイルスによる感染拡大で、社会問題化する現実となり、感染症予防対策で児童・生徒は臨時休校を余儀なくされました。以下伺います。それにつきましては、臨時休校も短縮になって昨日、16日から再開ということにはなっておりますけれども、通告書のとおりそのまま読み上げさせていただいて、答弁につきましては、先週時点までの状況の把握でよろしいかと思います。①休校中の学校での受け入れ状況は。②学童保育の受け入れ状況は。③居場所づくりの対応は。④保護者への相談対応の窓口開設は。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠１番につきましては総務課、都市建設課、産業振興課のほうでお答えをいたします。大枠２番につきましては教育委員会、そして福祉課のほうでお答えをいたします。

御質問の大枠１番の①②について所見を述べさせていただきます。①新庁舎の開庁予定を迎えるあたりということでございますが、旧庁舎をまず振り返ってみますと、総務課のほうで調べさせましたら、1965年にこの現庁舎は完成し

ているようでございます。当時、私は3歳でございました。当然覚えてはおりませんし、五十数年前の話してございまして、その当時としましたら、ものすごいデザイン性の高い三角屋根も含めてすばらしい建物だと思います。御承知のとおりここ数年はもう老朽化でもう建てかえを余儀なくされたということで今回、新庁舎になりますけれども、ただなぜこの話をするかといいますと、やはり当時50年以上前にこの建物をつくったナカグスクンチュの意気といいますか、すばらしいその辺の気持ちといいますか、そういうものをしっかり我々が引き継いで今度は新庁舎で中城村の新たな一歩をつくっていくんだという非常に大きな責任もあるのではないかなという思いで来年に向けての開庁に向けて、その思いを背負って、その開庁に向けて気持ちを新たにしていきたいというのが御質問に対する私の所見でございます。

②につきましては中部広域都市計画区域のハードルの高さということでございますが、この議会でもお話をしたと思いますが、もう最初からハードルの高い、そしてハードルの多い事案だというのは認識をしております。ただ、ハードルも気持ち的には全部なぎ倒して一気に進みたいところではありますが、さすがになぎ倒せば倒すほど遅くなりますので、しっかり足腰をきちんと強くしてハードルを一つ一つ越えて、ただ私の所見の中であえてお話をさせていただきますけれども、私のいいところは決して諦めない。諦めの悪さでございます。諦めの悪いところを存分に発揮して、県とこれからどういう形でまた進んでいくのかというのはわかりませんが、わからないというのはこれからいろいろなやり方がありますけれども、北中城村と一緒にしっかり確認し合って、やっていこうということになっておりますので、次年度に向けては、また一つ一つ一歩一歩高いハードルを越えていきたいなと思っております。所見とし

ては以上でございます。あとにつきましては、また担当課のほうでお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 伊佐則勝議員の御質問にお答えします。

大枠1番の③現在、中城村は那覇広域都市計画区域に属しております。那覇広域都市計画区域に準ずるという形で新しい都市区画整理事業ができればいいものと考えております。中部広域で未線引きな市町村でも都市区域整理事業は実施しておりますので移行した場合でも土地区画整理事業は実施可能であると思います。マスタープランについては、中部広域都市計画区域への移行の協議を進め具体化した段階で、マスタープランの内容、一部を改正するものと考えております。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2の新型コロナウイルスの件についてですけれども、2月28日の朝にすぐ3役会を開催いたしました。同日の10時には中頭地区を統一する必要があるだろうということで中頭地区臨時の教育長会を招集いたしました。そして同日の12時には村の校長会と村教育委員会の合同の話し合いを持っております。その中で感染拡大防止のために3月4日から13日までの8日間を休校にいたしました。詳細については主幹のほうからお答えさせます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 大枠1の④についてお答えいたします。

現在、アーサ養殖以外には養殖漁業や栽培漁業などの具体的な計画はございません。今後は他の地域の事例なども参考にしながら漁業組合と連携を図り民間事業者の技術の活用などを含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

大枠2の①と④についてお答えいたします。

①の休校中における学校での受け入れ人数ですが、中城小学校が3名、津覇小学校は0名、中城南小学校が9名となっております。中城小学校におきましては、図書館を中心に中城南小学校では1年生のオープンスペースを中心に受け入れを行なっておりました。両校とも全職員が学年ごとの輪番制で対応し、体育館や運動場での活動も行なっておりました。続いて、④についてですが、休校期間の自宅待機が難しい場合や児童生徒に関する相談などについては、学校へお問い合わせくださいという内容で、2月28日付の公文を保護者へ学校を通して配付しております。以上です。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 大枠2の②についてお答えいたします。

臨時休校に伴い、村内の各学童クラブは朝から開所していただいております。朝からの開所に伴いまして、学童の支援員の確保ということで課題がございましたので、教育委員会から学童クラブ運営支援員としまして、各学童へ2名ずつの職員派遣の協力があり、学童保育の支援員補助をしていただきました。大変助かりました。休校中の子供の受け入れ状況ですが、学童によって偏りはございますけれども、通常の6割から7割との報告を受けております。

③居場所づくりの対応につきましても学童同様に朝から通常どおりの対応をしております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 冒頭に村長の所見を伺いました。広域都市計画につきましては、村長の意気込みもあるようでございます。しっかりと北中城村とタッグを組んでやっていただきたいと思います。懸念材料がございますね。11月、12月ごろの。引き続き両村しっかりと県と

の対策をやりながら進めたいと思っています。③のほうですけれども、都市計画マスタープランの件をお聞きしましたが、その際に所管課のほうでも今の広域移行を見越しての北中城村とのいわゆる調整というのかな、そこら辺の都市計画プランであるとか、一緒に共同歩調でやっていく、そういうふうな情報交換とかはありますか伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 北中城村とは、区域区分協議会の中でも意見交換をしています。又、県知事に要請後、将来的、土地利用用途、特に久場、熱田の市町村境について協議を進めております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 率直に感想だけ聞きましょうね。課長もまた3月末で、また異動の辞令をいただいたようでございますので北中城村、ライカムから島袋辺り、商圈も沖縄市の商圈になっているかと思います。北中城村は中部広域に移りやすいというふうなそういうふうな条件を持っている。下地区は別にして、ライカムから島袋が一番大きいわけですから、面積的にも人口的にも、その区域区分の協議会といいますか、そこら辺でもいわゆる県の考えとしては那覇広域そのままで要するに緩和区域を拡大したらどうでしょうかというふうな提示はある。ただし、区域移行についての判断については全く県としてはその会議の場では言っていないわけですね。担当課長としての感触を伺いたと思います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 区域区分検討協議会の中で中城村としては緩和区域の拡大を要望しました。現在、一戸建て住宅しか現在建てられない状況で、二世帯住宅、アパート等が建てられるように要望しましたが、認められませんでした。現在、中城村は那覇広域区域の中にあ



り、那覇とのつながりは弱まってきているが、宜野湾市、西原町とのつながりは強いが中城村と北中城村は基は一つであるということと、中城城跡も一緒に運営していることなどから共同でまちづくりの計画書を作成し、今後中部都市計画移行へ北中城村と一緒に進めたらいいのではないかというアドバイスは受けております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 村長も一緒だと思いますけれども、兄弟村です。おっしゃるように世界遺産の城跡も要するに共同管理をやっている。そこら辺も含めて強力に推し進めて隣の兄弟村の北中城村と共同歩調をとりながらその件は進めていただきたいと思います。と思っています。

次、移ります。④栽培漁業、養殖についてはかに今のところはないということではありますけれども、先ほどの麻乃さんへの答弁の中で要するに養殖の広さの問題、今北浜地先でやっている、それをやはり南浜まで広げていきたい。やはりそれも養殖の振興につながっていくし、栽培漁業、魚なども含めまして、その事業者と協力して展開していきたいというふうな答弁もありましたので、そこら辺は今後、しっかりと行政が支援する部分があればしっかりと支援して、そこら辺も含めまして水産業の振興に取り組んで引き継いでもらいたいと次の方にそういうふうな思いはありますけれども、ただ感じているところはやはり水産業についてはどうもハード面、漁港の整備であるとか、そこら辺はかなり進んでいるような感じはします。現在でも次年度までの工事も残っておりますし、ただ漁業者の減少もある。年間の水揚げというんですか、そこら辺も勘案しながらやはり漁業の振興も含めて、水産業の振興というふうなことで沿岸地域になっておりますので、そこら辺のアーサ養殖も含めて漁業の振興にもぜひビジョンにのっかって進めていただきたいと思います。と思っています。知名課長も辞令をいただくようござい

ます。今回の一般質問の内容とは変わりますけれども、そこでも願いをさせていただきたいと思います。3月の末まで、あと2週間ぐらいしかありません。知名課長は大きな宿題を今持っているかと思っています。それはしっかり3月末までの在任中でしっかりと作業を進めていってほしいと思いますので、そこら辺はよろしくお願いします。村長は中身はわかっていらっしゃるかな、今の宿題というのはわからないですね。奥間から浜までの河川が氾濫しないように山に治山ダムを建設し、復旧工事をするということで南部林業事務所も既に国からの予算確保をしております。でも公告縦覧というふうな村での作業がまた次、待っているものですから3月在任中には課長の持ち場の仕事が今ありますので、それはしっかり納めてから次の部署に異動してくださいよというふうなお願いでございます。そこら辺また引き継がれる課長もまたしっかりそれを進行させていただきたいと思っています。

次、大卒の2番になりますけれども、意外と学校の受け入れというか、少なかったですね。結構いらっしゃるのかなというふうな思いはあったんですけれども、しっかりと保護者が、おじい、おばあがまたたくさんいらしたのか、学童のまた利用というふうなこともあったかと思っています。そこら辺は学童も大過なく対応されたというふうなことでございますので、よかったのかなと思っています。学童保育については、要するに朝からの開所をしていただいたということの答弁がありました。厚生労働省のほうですか、国からの補助金が出ると。その交付金の内容等についてちょっと伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

学童保育の運営補助金にあたります子ども・子育て支援交付金におきましても、感染症に関

する緊急対応ということで学校休校に伴う特別に朝から開所するにかかわる事業費だったり、プラス朝からの支援員の人件費、学童における特別支援時の対応等の追加交付がございますので、600万円弱の交付申請を国に計上しようとしております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 その補助金に関してなんですけれども、要するに人件費と施設のそこら辺の経費、部分だけなのかあるいは保護者の負担の軽減もあるのか。要するに保護者負担の部分も補助金、そこら辺どうなっているのか伺います。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

国の方針で要請がございましたので、急な学童開設というところで本村の全部の学童の経営者を集めまして、村と協議をしました。その時点におきましては、国の緊急対策交付金補助金があるという前提はございませんでしたので、学童によって差はありましたけれども、長期休暇の夏休み等の朝からの開所における親の利用料の負担というところで対応するところもあれば、額を変えずに対応するところ、各学童の運営に合わせたところで話を進めておりましたけれども、国からの交付金の追加交付があるということで実質8日ではございましたので、多分、国の交付金で開所に伴う費用等は補えると思っておりますので、利用料の値上げ等がないところでの検討をしていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 学校も初め、学童のほうも大変御苦労されたと思います。そのコロナウイルスはもう世界的大流行で大変な経済的にもそうですし、影響を与えております。株価の下落であるとか、世界規模の打撃を受けている現状ですけれども、県内においても観光業界をはじめ、あらゆる業種に事業活動への影響が

出ております。皆さんくれぐれも十分注意しながら早くコロナウイルスを追い払っていきましょう。十分体調には気をつけて頑張ってください。以上で一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（16時04分）

# 令和2年第2回中城村議会定例会（第16日目）

|                                |                 |                     |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和2年3月3日（火）     |                     |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和2年3月18日（午前10時00分） |                      |         |
|                                | 散 会             | 令和2年3月18日（午後4時13分）  |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                  | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                 | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 渡嘉敷 眞 整             | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                 | 欠 員     |
|                                | 6 番             | 石 原 昌 雄             | 14 番                 | 伊 佐 則 勝 |
|                                | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                 | 新 垣 博 正 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                     |                      |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 12 番            | 金 城 章               | 14 番                 | 伊 佐 則 勝 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 新 垣 親 裕             | 議 事 係 長              | 我 謝 慎太郎 |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 都市建設課長               | 仲 松 範 三 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 知 名 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏 |
|                                | 住民生活課長          | 義 間 清               | 教育総務課長               | 比 嘉 保   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 荷川取 次 枝             | 生涯学習課長               | 稲 嶺 盛 昌 |
|                                | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 教 育 総 務 課 幹<br>主     | 稲 嶺 盛 久 |
|                                | 福 祉 課 長         | 金 城 勉               |                      |         |
|                                | 健康保険課長          | 仲 村 盛 和             |                      |         |

議 事 日 程 第 5 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に大城常良議員の一般質問を許します。

○8番 大城常良議員 おはようございます。8番大城常良、議長の許可が出ましたので、これより一般質問を行いたいと思います。

それでは大枠1番、子育てに強い中城。そのまま施政方針の中から取り上げております。①子ども課設置に向けて職員の配置は増員を予定しているのか。②令和2年度の申し込み申請に対する待機児童の現状はどうか。これは年齢別に。③認可園のクラス編成や企業主導型保育園との連携を強めながらゼロになるように務めるとありますが、取り組み内容を伺います。④新年度、待機学童の発生はないか。また、令和3年度に向けて新たな取り組みはあるのか伺います。

大枠2番、平和行政について。①12月議会で提案した戦後75年を迎えるにあたり、村独自の恒久平和を願う具体的な取り組み、計画は進んでいるのか伺います。②村民の全てが平和を希求する中で建白書の理念である米軍の普天間飛行場の閉鎖、撤去、オスプレイの配備撤回等、施政方針に記されていないが、村長の見解を伺いたいと思います。

大枠3番、農業振興について。①農業振興ビジョンが完成し、今後10年をかけて実現に向けて取り組むとありますが、職員体制の強化なくして実現は厳しいと思いますが強化する予定はあるのか伺います。②耕作放棄地の解消を3年間の事業期間で実施するとありますが、その対策を伺います。

大枠4番、教育行政について。①教育委員会として中城、津覇、両幼稚園を民間による認定

こども園へ移行する方向で決定しているのか伺います。②懸念された幼稚園と小学校の連携や質の高い教育が保証されるのか。また、村民や今後、入園予定の父母への説明はどう考えているのか伺います。③建設場所については一定の用途はついているか。

大枠の5番、会計年度任用職員制度について。①同制度における本村のフルタイム、パートタイム任用職員は各何人か伺います。また、総予算額を伺います。②国からの交付金補助の予定はないのか。以上、簡潔な答弁よろしくお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課、福祉課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては企画課。大枠3番につきましては産業振興課。大枠4番につきましては教育委員会。大枠5番につきましては総務課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、御質問の平和行政について所見を述べさせていただきますが、これは議員も御承知のとおり、私自身が村長として建白書を実現する村民会議の共同代表でもございますし、当然の如く施政方針の中でも記してありますけれども、悲惨な戦争を語り継いでいくのは我々の努めでもありますし、また平和を希求する姿を内外に示していくということもしっかりとうたわせていただいたつもりでございます。もし何らかの誤解があったのであれば、そのことを今私がお話をいたしますけれども、ぶれずにしっかりと平和を願っていくのは、これは当然だと思っておりますので、何ら誤解のなきよう御理解をいただきたいなと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようござい

ます。大枠4の教育行政についてですけれども、幼稚園の件に関しては、これまで何度も教育委員会会議を開いて、話し合いを持ちました。また、教育委員の研修会と県での研修会、文部科学省の説明や県行政の説明等も受けてまいりました。それで3カ年保育ができるこども園建設に向けて進めていく考えでございます。詳細については教育総務課長から答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 こども課設置に向けた職員の配置についてお答えいたします。

次年度は今年度4月1日時点と比較し、2名の正規職員を増員しております。また、こども課における業務を確実に実施するため、正規職員として2名の保健師を新規採用しております。さらに各課間の職員の増減を含む内部調整を実施し、適切な人員配置になるよう配慮しております。

次に、大枠5の会計年度任用職員の数並びに総予算額についてお答えいたします。令和2年度当初予算（案）ベースでは、フルタイムの会計年度任用職員19名、パートタイムの会計年度任用職員194名を予定しております。また、会計年度任用職員に係る人件費につきましては、共済費を含め、およそ4億3,000万円でございます。

次に、国からの交付金についてお答えいたします。令和2年1月24日付、総務省自治財政局財政課発の事務連絡におきまして、会計年度任用職員制度施行に伴う期末手当の支給額に要する経費について、地方財政計画に1,738億円を計上し、地方交付税措置を講ずることとされております。普通交付税として、交付されるものと考えております。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 大枠1の②についてお答えいたします。

期間内の申し込み件数が1,203件、期間外申し込みも160件超をございまして、最終調整中ではございますが、きのう現在における待機児童はゼロとなっております。しかし、3月末日までの期間外の申し込み状況によっては、1歳児で待機が発生する可能性があります。現状のあき状況としまして、1歳児の残り枠が1枠となっております。1歳児クラス以外、ゼロ歳、2歳から5歳児に関しましては、確実にゼロになる見込みでございます。

③についてお答えいたします。企業主導型保育事業施設は、直接内閣府から施設整備費や運営費等を助成されており、基本村との補助金や指導的なかわりのない認可外保育園との扱いになります。本村にはわらび・もりのなかま・はーとらいふと3つの企業主導型保育園がありますが、福祉課としましては、村内の児童福祉施設保育園と位置づけまして、積極的にかかわりながら情報交換などを行っております。そのおかげをもちまして、地域枠を設定していただき、一定数の村内児童を受け入れをしていただいております。さらに令和2年度中に開所予定の1園に関しましても、同様に地域枠の設定を依頼するとともに、低年齢児の受け皿確保に努めてまいります。また、待機児童は低年齢児に集中する傾向があるため、空きのある部屋で低年齢児の受け入れができるか、できないかなどを検討してまいります。

④についてお答えいたします。昨日の答弁とも重複するところもございますが、令和2年度の学童保育の待機児童はゼロでございます。課題としましては、校区のバランスにも偏りがあることから、地域のバランスにも考慮しながら学童の支援数を増やしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは大枠2の①についてお答えします。

戦後75年の年月が経ち、戦争を知らない世代が増え、戦争体験の風化が懸念されております。次世代へ戦争の惨禍を継承する取り組みとして、議員よりの提案のありました部分も含めて、沖縄戦等に関する資料展示を行う平和企画展並びに平和講演会の開催を予定しております。具体的な取り組みについては、実施に向け今後関係課と調整をしていくこととなりますが、現時点においては、文化財悉皆及び沖縄戦調査事業において調査をしてきました内容など、現時点において村民の皆様にご覧いただける成果などの展示について調整をしています。また、生涯学習課においても、戦跡巡りの実施を予定しており、連携をとって戦争と平和について学ぶ機会を提供し、平和行政の推進と次世代への継承に取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 大枠3の農業振興についてお答えいたします。

①についてでございます。本年度は実施工程表を作成し、全課で取り組めるような体制を整えたいと考えております。

続きまして、②についてでございます。令和2年度に新規事業として農地耕作条件改善事業が採択され、「屋宜から添石」地区の農道整備事業と併せて、事業費で同地区内の耕作放棄地解消事業が実施できることとなりました。ただし、耕作放棄地解消箇所は、農地中間管理事業を活用し、農地の転貸が条件となっております。事業採択にあたり、すでに2名の地権者から農地の貸し出しの同意を頂いております。今後は、農業委員会が実施した農用地利用意向調査に基づき、地権者から農地の貸し出しの意志を確認し、事業期間中に1筆でも多くの耕作放棄地解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では大城議員の大枠4、教育行政について答弁いたします。

①について、中城村教育委員会では、平成29年度に中城幼稚園、津覇幼稚園の両幼稚園の統合を決定しております。民間への認定子ども園へ移行する決定については、統合決定後さまざまな討論を重ね、検討してまいりました、民間による認定子ども園へ移行する決定は令和元年の12月定例委員会において決定しております。

②について。幼稚園と小学校の連携及び質の向上についてこれまでどおり来年度もこども課と連携を密にし、村内にある認定こども園も含め、沖縄県の教育庁の義務教育課へ新設される、幼児教育班の幼児教育アドバイザー制度を活用した、幼児期における教育の質の向上を進めてまいります。村民や父母への説明としては現時点では、現状の中城・津覇の両幼稚園が、新設される園の完成まで継続いたします。この新設される園の方向性及び時期が決定次第進めてまいりたいと思います。

③の建設場所についてですが、中城・津覇両幼稚園の統合型の施設となりますので、先日、貞則議員の答弁にもありましたように、下地区へ建設で建設場所をどのようにするか、基本計画を策定し、検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは順を追って、再質問をしたいと思っております。きのうもいろいろとこども課あるいは学童クラブについてはありましたので、その点を考慮して、別の観点から少し質問させていただきます。

まずはこども課のほうですね。増員がプラス2名で、これは保健師ということなんですけれども、これは4月1日から課長、始まるわけですね。運営といいますか業務が。その中できのうの時点では任用職員の配置は予定はしてい

るけれども、人員がまだはっきりしないということだったんですが、これは特に決まっているのではないわけですか。新年度があと1週間ぐらいで始まりますが、大体、任用職員が何名というのはいらないですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

課設置条例の施行が4月1日ですので、正式にはこども課の発足は4月1日でございます。現在は各課において会計年度任用職員の募集、それから採用についての選考業務を進めているところでございます。残念ながら今総務課においてはその正確なこども課の会計年度任用職員を把握しているわけではございません。なお、きのうも少し答弁しましたけれども、福祉課と健康保険課と教育委員会の業務を一つの課でやりますので、現在配置されている福祉課への非常勤職員、それから健康保険課に配置されている非常勤職員、そういう方々が子供に関する部分はこども課に移行するものだというふうに認識をしております。数については現在のところまだ把握はしておりません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 先ほど正職員が2名プラスしますので、残り9名いらっしゃるんですが、これは先ほど言った3課を統合した中からの移動ですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

正規の職員につきましては、各課からの人事異動とそれから新たに保健師を採用しておりますので、そういう保健師の配置というふうなことで御理解をお願いしたいと思います。それから今2名の増員というふうなことがございますけれども、これはこども課は4月1日から発足する課でございますので、どこと比較するかというのが非常に難しいところではあるんですけれども、これまで健康保険課、それから福祉課

で担っていた業務の中から職員を異動して最終的にきのうの答弁の中でも11名を予定しているというふうなことで答弁しました。11名の配置で職務は十分こなせるものだというふうな認識でございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これは4月1日からこども課ができた。それに伴う前の議案の中でも4課と聞いたんですけども、3課であるのであれば3課の中から、これから始まった時点での課の異動というところで、連携は今までもおりやっていくのか、あるいはもうこども課設置したものだからもう全てこども課に託していくということで、その課内の連携というのはどのように考えているのか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

子供に関する支援等あるいは保育所、認定こども園に関する業務はこども課のほうで担います。ですからこども課を中心とした業務になるというふうなことで考えておりますが、例えば健康保険課において、健康増進の業務もございしますので、そういう意味では健康保険課の職員との連携、それから幼稚園につきましては、教育委員会との連携。これは今後とも連携をしなければならないものだと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これは窓口がこども課に一本化されるというところが一番大きいだろうということですので、ぜひこども課が今まで以上に大きな役割を担ってくると思いますので、細かいところまで対応していただき、そして職員配置も万全には万全を期してやっていただきたいと、今課長が金城課長になると聞いているんですけどもしっかりとその課を盛り上げていっていただきたいと思います。

続いて、②のほうですね、これは待機児童なんですけど、先ほど課長はすばらしい答弁をして



いただいて、現在もゼロだということで、もしかしたら1歳児が一人ぐらいは出るかもしれないという状況ですので、その辺はしっかり対応していただいて、待機児童ゼロ、これは村長の目標でもあるものですから、本村では待機児童はいないというようなところまでしっかりやっていってください。

あとは企業型の保育所を私も調べたんですけども、やはり認可外保育施設はゼロ歳から2歳までだということで、これは企業あるいは言われたとおり1次交付があるということで、これは私が1点ひっかかっているのが、例えば認可保育園とこういった認可外保育園で保育料の差がどうなっているのかなというのが疑問でその辺はどうですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほどの答弁で村の立場からは、認可外保育園と申し上げましたけれども、基本的には国の施設整備費と補助金をもらっていきまして、村が補助をしている認可園と何ら変わらない施設要件、人員要件、レベルでいうと認可保育園と全く同じでございまして、補助にしても国から同じような補助を受けておりますので、今手元に数字はございませんが、本村の認可保育園と差はございません。認可保育園並みの保育料でやっております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 待機児童をゼロにするためにそういう政策も必要になるのではないかなというふうに課長は思っているかと思うんですよ。ゼロになるのであればそれにこしたことはないですので、ぜひ連携できる部分があればしっかりと連携して行って、進めていただきたい。

あとは④のほうですね。学童の件なんですけど、きのうも相当話が出ましたので、私のほうでは中城小学校区域で1園の増を予定しているとい

うことで、来年度3年度からといったら約1年ということで、一定の目安はついているのかどうか、場所的なものだけではなく、どこが運営主体になるのか、その点どうですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

令和2年中に中城小学校区域で1学童の支援の施設を募集したいと思っておりますが、現在、村内の児童福祉にかかわっている学童並びに保育園、認定こども園等をやっている法人にお願いをしたいと思っております。お声をすると多分乗ってくるだろうという感触はありまして、もしそれで応募する方がいらっしゃらない場合は広くホームページ等で公募をやりたいと思います。毎月学連協の集まりと保育園長会もございまして、早急にそのお話をさせていただいて、6月ごろに手を挙げるところがなければ、公募ということで学童をやっただけの法人はあるだろうという認識でおります。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 学童に関してはきのう、課長はゼロだと言っていましたが私が危惧しているのは南上原地区でも令和3年度からは待機学童が発生しないかなというような話も聞いているものですから、その点もしっかりと把握していただいて、次年度もその対応をお願いしたいと思います。

次、大卒の2番、平和行政について。課長、先ほど資料展とか、講演会とかということで話されていたんですが、これまでは具体的なことが決まらないという話なんですけど、时期的にどの辺をめどにしているのか、大体何月ごろ。例えば慰霊の日を中心にやっていくのか、それとも夏休み前後を予定しているのか、その辺のところはどのようにお考えなのか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時28分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再開（10時28分）

○議長 新垣博正 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは開催時期の件ということで、現在、慰霊の日の6月23日を中心とした平和週間として、一定程度の期間を検討をしているところであります。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 そういふところも連携するところが大分多くなるといふので、各課、私、前に全庁的にということも発していますので、ぜひ大々的に村民が集まってこられるような体制づくりと、それからみんながわかるような資料展あるいは講演会もぜひ実施して戦後75年、悲惨な戦争体験を後世に残して今後、絶対にあってはならない戦争だといふところで、しっかりとやっていってください。

では2点目、これは教育委員会のほうから各家庭に全配付された資料です。戦争遺跡、あるいは戦跡マップということで、これは屋宜の老人の方がわざわざ私のところに来て、これはすばらしいものだといふところで、こういった資料がゆくゆく子供たちにも見てもらって、そしてこれが後世につながるよといふような褒めの言葉をいただいて、これは教育委員会が資料を作成していただいているんですけれども、ぜひ大きく褒めてくれといふ話があったもので、私もまだ全てを読んではいないんですが、各字を中心にいろいろなものが作成されている中でよく調べられているといふことですので、しっかりと後世に残していけるようにこのような資料は本当にいいものだと思っておりますので、その点は高く評価するところであります。

先ほど村長の所見も、伺いまして、思いは同じだといふところで、しっかりと戦争の惨禍は二度とあってはならないといふところで、今、庁舎の前に掲げられているのがあります。「政

府は日米地位協定を見直せ」といふ文言が大きく掲げられているんですが、村長、これは新庁舎ができた場合にも村長の思いとして、ぜひ新庁舎にもそれを持っていって掲げていただきたいんですけれども、その点についていかがですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

ちょっと場所的なものがはっきりしませんけれども、やりたいと思います。ちょっと年月は忘れましたけれども、村長になってからこれは中部の首長のときの集まりで話が出て非常に地位協定については、これは保革も与野党もないだろうと、地位協定改定についてはといふことで話はしたこともありますので、掲げる方向で検討していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これは全ての村民の思いとそれから沖縄県民の思いだといふふうに私も思っているんで、ぜひ掲げられるように取り組んでいただきたいと思います。

続いて3番ですね、農業行政について伺いたいと思います。①のほうからこれは今後10年をかけて実現に取り組むといふところで、課長は全課で取り組むと。

これについては副村長のほうにお伺いします。私は質問に書いてあるとおり職員体制の強化なくしてこの実現は厳しいと思うと書いて質問を出しているんですが、これみんな御存じのとおり本村の農業は著しく衰退をし続けている。きのう村長は1万4,000坪の遊休地がどんどん耕作放棄地として発生しているといふような6万坪が4年間で発生しているといふ話も御存じだといふところで、それを立て直すためにこの10年をかけて農業ビジョンをつくられているんですが、その中でも人と金を投入しないと現状は到底改善できないだろうと思っておりますけれども、それについて予算を組む副村長として

どのような考えを持っているのか伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（１０時３４分）

~~~~~

再 開（１０時３４分）

○議長 新垣博正 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

耕作放棄地を解消するために職員の定数はどのようなかということではございますけれども、この農業振興ビジョンを作成する上で、これまでやってきた事業をどういうふうに位置づけるかということも含めて、このビジョンはつくって作成をしております。そういう中で耕作放棄地が年々多くなるということはこれまでのやはり中城村における農業のやり方といいますか、個人で申しますと自分の親も兼業でございましたし、中城はほかの地域とも比べて兼業率は多いだろうというふうに思っております。そういう中で後継者がいなくなっているということも含めて、あとは農業をしたいという人たちも村外から中城村のほうにやはり農業を耕作放棄地を求めて、農業をしたいという方たちもふえてきております。そういう中でこれからビジョンを進める上で指導員もございますし、この指導員が農業の今行っている島ニンジンの研究とか、そういうのも含めながらこういう農業の発展にもつながっていくだろうというふうに思っております。議員がこれからどういうふうになるのかなというのはこの農業が盛り上がることも私たちの使命ではございますけれども、その状況によって職員の配置等も考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○８番 大城常良議員 私、議員になってその前から見てはいたんですけども、やはり衰退の仕方が尋常ではないぐらい衰退していると。それについては行政として何ら手を打ってきた

というのも、私から見たらなかなかない。そういう場面において、今副村長はいろいろな話をされたんですが、やはり高齢化、あるいは新規就労もない。それで高齢化が続けば今までやってきた人がもうできなくなって土地は荒れ放題というようなものが積み重なって、６万坪ほどの耕作放棄地が発生してしまうと。それを例えば補助金頼みでやっていくのかといえば、それには限りがあるという中では私としても抜本的な対策を講じないと、今やらないとそれはもうまたこれから１０年あるいはまた２０年、もう中城の農業はさらに衰退していくと。

今ちょっと芽が出ているのが先ほど副村長が言われた北浜の島ニンジンです。それぐらいかなというところで村全体での農業生産高、それももう全盛期に比べれば３分の１、あるいは４分の１ぐらいに落ちてしまっているというような状況を見ますと、やはり強くそこを強化していかないと今がその時期ではないかと思っています。

それにつけても今回、農業ビジョンが完成し、これから走っていくだろうと思っておりますが、その中でも副村長、これからビジョンに沿ってこの計画が走っていくという段階で、我々議会でも去年説明会を持ちまして、農業ビジョンに関してしっかりと我々聞きました。これは吉の浦会館でも係長がしっかりと村民の皆さんにこういう状況になりますよという旨の説明を我々もまたそこに参加してみました。その係長が今回、ビジョンができ上がった時点で異動の対象になってしまっているというところが、私は農業振興をする上において、これから農業を強くしないといけない段階でそれを作成し、考えた係長の異動が逆行しないのかという所を強く感じているものですから、人事異動を我々が関知するものではないんですが、それについて副村長、御意見を伺いたい。これから農業を強化する上で異動によって逆行しないのか、ど

のようにお考えか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 人事異動の件でございますが、我々、行政に携わる職員、専門職ではないですので、この辺はやはり引き継ぐというのが大事だろうと思っております。この引き継いで事業を実施するというのは職員十分できるといふうに自分は考えております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 計画を立ち上げたら一定程度の期間をやはりその方に1年、例えば取り組んで1年ぐらいはしっかりと足場をつくって、それからの異動だということでの我々も何ら疑問も何も抱かないんですけども、つくった時点での異動ということで、私は危惧しているという状況ですので、そこはしっかり村長は人事異動の長として考えていただきたいと強くこれは今後のものとして要望していきたいと思えます。

今、村が掲げる少ない予算で大きな成果というところを掲げているんですけども、やはり使うべきところでは使って、そして安定した成果を出させて、それから少ない予算で大きな成果を得るところも考えていかないと今後はしっかりとそういうところを使うべきは使う。しかし、やはり締めるべきところは締めると。これは普段から村長の言葉でありますので、そこはしっかりと引き継いでいただきたいと思っております。

続いては、耕作放棄地ですね、②先ほど副村長が言われたんですが、恐らくもう村の農業はほとんど高齢者の人はやられてない。あるいはもうやられていたとしてもさとうきびが少し、そして野菜関係だということで、目に見えて耕作放棄地が増えている。先ほど課長のほうは3年をかけて補助事業を使ってやっていくというところなんです、これはさっき言った耕作放棄地改善事業、これが1年単位での事業なの

か。それとも何年間をかけて改善していく事業なのか、どうですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

農地耕作条件改善事業でございますが、これは3年間かけて実施してまいります。初年度は農道の調査測量設計で、あとの2年で農道工事と耕作放棄地の解消をやっていくということでございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 3年間かけて恐らくそれだけの補助金ではなかなかうまくはいかないだろうというところなんです。最大限に努力してもらって、少しでも耕作放棄地の解消。そして農業委員会、それからJAとも連携して取り組んでいていただきたいと思えます。

続いて、教育行政に移りたいと思えます。この件については、質問には出してないんですが、この前議案の中で教育長の同意があったんで、それは議会として全員一致で可決しておりますけれども、4月から新たに3年間の任期が始まるわけなんですけれども、それについて教育長の抱負を伺いたいと思えます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 質問になかったので、あまり考えてはいなかったんですが、まずは3カ年終わりましたけれども、自分の職能成長、それから自己啓発、それは一つの節目ですので、進めていかないといけないというふうなのは感じています。仕事をする上で私の一貫した考え方は横で仕事をする。要するに同じ役職同士で習いながら仕事をしていくということをやっとやってきました。それと今、自分が持っている力で一生懸命やっていくということをするれば、後悔は少ないのかなというふうに考えています。そういった中で子供たちに知育・徳育・体育の

バランスがよく育てることが大切だと思っています。もちろん勉強はとても大事ですが、やはり徳育の面、体育の面もバランスよく育てたいということを考えています。それから3年間で教育施設のハード面の充実のための準備期間ということになるのかなと考えています。もう一つは学校の活性化、特に児童・生徒会の充実、部活動の活性化、そして教育長の大きな仕事の一つである人事。人がしか人は育てきれないという思いがありますので、そういった面で今年度も同じように教育事務所をお願いして、校長、教頭を初め、教員の人事に関して事務所のほうとタイアップをお願いしていきたいと思っています。最後にコミュニティという部分で、やはり地域の子供は地域で育てるというのがありますので、そこら辺をぜひ村民の代表である議員の皆さんにも子供たちを育てる手助けというのを率先してやっていただくようお願いしたいなと思っています。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 抱負承りました。村長が任命し、議会で全会一致で可決したわけがありますので、我々も適任だということで抱負を語っていただいたんですけれども、以降3年間ぜひ頑張ってください、本村の教育行政がより発展するようにしていただきたいと思っています。

それでは戻って4番①のほうから、移行する決定したのかということで、これは決定したということで、平成29年ですか、私は教育委員会の議事録も読ませていただきました。その中で今回いろいろな委員のほうからも意見があって、すごく活発な議論が交わされたと思ってはいるんですけれども、その中に委員会で話をするのはいいんですけれども、今、幼稚園の話になりますとやはり認定こども園という大きな話題が出てくると思います。その中で教育委員会として、認定こども園に例えば視察、そういうもの

を先ほど教育長は県に行ったり、いろいろなところから話を聞いたりとかいうところもあったんですが、実際に現場を見て思ったことはあったのかどうか、どうですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時49分）

~~~~~

再 開（10時49分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 教育長に就任した平成29年度からこの話はずっと話し合いをしてきました。教育委員も一緒に平安幼稚園であったり、南幼稚園であったり、民間の施設の視察をやってまいりました。やはり特徴的に公立の幼稚園と違った教育をなされているなという部分を感じています。指導に関しても見劣りするとうふうなことはなく、しっかりした指導がなされているなという印象を受けました。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 その点は教育長、教育委員も全て一緒に行ったということで理解してよろしいですか。

それでは次に行きたいと思います。小学校との連携、あるいは質の高い教育というところでは認定こども園もさほど変わらないだろうと今言われて、私も議事録をみて、認定こども園に行って拝見していろいろとやられているなという思いはしているんですけれども、やはり村民への説明の部分、先ほど課長のほうは決定してから説明会を持ちたいということなんですが、せんだって南城市の認可こども園に移行するというような新聞記事もあったんですけれども、その中では決定する前に南城市民に説明会を持って、その中で了解を得たいと、最終的な判断をしたいというような記事があったんですが、やはり決定してから話をしてもいつも言っているとおり、決定しているのであれば、相談する

必要はないよというところなんです、その辺について決定前に村民への説明は必要ではないんだろうかと。今まで50年近く続いてきた幼稚園体制が大幅に制度が変わるという段階では、村民の了解なくして前に進まないだろうと思うんですけども、その辺については教育長はどのようにお考えですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時52分）

~~~~~

再 開（10時52分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの質疑にお答えいたします。

決定前に説明したほうが良いということなんですけれども、現在、対象者が何歳児からなるかというような状態があります。基本計画を策定する中で何歳から何歳までの子が対象でというような形のものです、現在、場所もはっきりとした場所が決まっておきませんので、その説明をする対象者を、保育園に呼べばいいのかなという形のものと。この教育委員会での統合としていくというものといろいろありますので、その場所や内容が決まり次第やっていきたいと思っています。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 教育委員会としては、今探しているところが約2,000坪。平安幼稚園の2倍ぐらいというところで、中城幼稚園の行きやすいところでのうも話が合った新庁舎周辺だということで、理解はしているんですけども、その辺のところについても場所がここで、ある程度決定していますというようなところと誰に説明すればいいのかと、これから入ってくる子供なのか。あるいはそれ以外なのかというところ。これは村民に向けてその50年体制が変わるよというところで、今後、そのようなデメ

リットがあります。メリットがありますというところは皆さんよく御存じだと、議事録を読めばわかりますので、それも伝えながら村民に理解を得るというところで一定程度の案ができた時点でやるべきかなと思うんですが、それをもう一回答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では議員のただいまの提案に答えたいと思います。

この民間に委託というような形のものもありますけれども、その民間との調整も行いながら全て村民及びその保護者等に案内をかけて説明していきたいと思っています。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時56分）

~~~~~

再 開（10時56分）

○議長 新垣博正 再開します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 答弁が一緒だったと理解しているんですけども、やはり一定程度の案ができて、それが教育委員会でこれでいきますよと、場所も大体ここに決定して民間に委託したこども園をつくりますというような状況になった時点で、大体が把握したということであればしっかりと村民に向けてそういう説明をしますというところで、理解したんですけども、それでいいですか。それはしっかりと決定する前にやっていただきたいと思っております。

では設置場所のめどについて、さっき言ったんですけども、新庁舎周辺だということで理解しているんですけども、きのうも新垣貞則議員から地震とか津波とかでは、資料図書館、そのの屋上が避難場所になるということなんですけれども、教育委員会の中でそういう話があって、進んでいるのかどうか。その点についてはいかがですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（１０時５７分）

~~~~~

再 開（１０時５８分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 教育委員会の中ではその避難場所についての話し合いというのは行っておりません。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○８番 大城常良議員 場所がまだ決定しないというところで、今話する段階でもないのだろうと思っているんですけども、大まかに私の中では新庁舎周辺があるのであれば、津波、そういった類のものもしっかりと協議していただきたいと思います。

もう１点は、そこにもし予定をしているのであれば新庁舎の隣というところであるのであれば、しっかりとした交通網、例えば新庁舎ができれば職員はそこにどんどん車をとめる。今駐車場もないような状況の中で、そこにまた認定こども園を隣につくる。その駐車場あるいは子供たちの送り迎え、そういったところで交通渋滞が発生しないのかなということで、心配もしているものですから、その辺も十分に考えて、村とも一緒になってその解決策もできた時点で、我々に発表していただきたいというのかな示していただきたい。今でも、国道329号から潮垣線の間というところで、当間から奥間まで一直線で行ける道ですので、朝は非常に車が多いんですよ。それがもし決定した場合には、さらに５倍、１０倍に増えてしまうような心配があるものですから、その辺も十分、共有していただいて、じっくりと考えて解決に持って行っていただきたいと思います。これで教育行政は終わりたいと思います。しっかりとやってください。

あとは任用職員のほうですね、パートタイムの任用職員194名ということで、大分多くなっていますね。きのうフルタイムが19名、その中

で人件費の見込み、これは新聞にあったとおりですね、総予算額が４億3,000万円ということなんですけれども、きのうも清市議員のほうから１点だけについて、私もそれについては人件費を抑えるためにパートタイム職員が194名も増えたんじゃないのかなということなんですけれども、これについてはもう一回答弁お願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

会計年度任用職員制度移行につきましては、予算ベースで比較しますと、決して人件費が減額しているというふうなわけではございません。令和元年度と令和２年度を比較した場合は4,300万円の予算的には増でございます。ですから人件費を抑制するというふうなことではありません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○８番 大城常良議員 人件費の削減ではないというところで、これは信用していきたいと思っております。

２点目に先ほど補助金はないのかという問いに対して、普通交付税ということで、1,700億円でしたか。その金額のうち本村に入ってくる金額というのは大体わかっておられるのかどうか、その点はどうですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

1,738億円につきましては、日本国全体の地方財政計画に載せた金額が1,738億円でございます。これを普通交付税として、市町村に対し交付する予定となっておりますが、現在、その算定をする基準財政需要額の具体的な算定方法についてはまだ示されておりませんので、中城村に対して幾ら交付税の中に含まれるかについては、現在のところはまだわかっておりません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○８番 大城常良議員 最後になりますけれど

も、令和２年度、一般会計90億円、そしてその90億円をぜひ村民の福祉の向上、そして誰もが住んでよかったと思えるような中城村にさせていただくような行政運営をしっかりと全庁を挙げて取り組んでいただくように強く要望して私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（１１時０４分）

~~~~~

再 開（１１時１７分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、屋良照枝議員の一般質問を許します。

○４番 屋良照枝議員 皆さん、おはようございます。４番屋良照枝です。質問の前に、さきの浜の行政懇談会において、漁民センター入り口の段差があり改善を要望したところ手すりをつけて改善していただくことになりました。当局の対応の改善に感謝し、高く評価します。それでは議長のお許しが出了ましたので、通告書に従って質問いたします。

大枠１番、中城村農業振興ビジョンについて。令和２年度の施政方針が示されました。先人の方々の絶え間ない努力とさまざまな想いと村発展のために御尽力され、その最大の恩恵として私たちは今でも心豊かに暮らせているのだと感じております。と村長は述べております。各産業の発展を目指して。中城村農業振興ビジョンを今後10年をかけ、ビジョンから実現に向けて取り組んでまいります。示されたことを念頭に置いて、①島ニンジンの今後10年の取り組みはどのように考えていますか。②認定農業者などの担い手、後継者の支援、育成はどうするか伺います。

大枠２番、島ニンジンの種子を守る。日本政府は2018年４月１日に「主要農産物種子法」を

廃止しこれまでの国及び地方自治体行政などの公的機関が管理してきた農産物種子が、実質、民間が管理することになり、大企業の種子の独占化と私物化が懸念されています。種子を遺伝子組み換えや品種の開発により命の源である種子（タネ）を守ること、つなぐことが難しく、私たちの食の安全安心と子供たちの未来が脅かされていきます。何を食べるのか・何をつくるのかを選ぶのを考えて、農家が安定して種子生産ができる環境づくりを目指して。①営農指導員の取り組みの成果はあるか。②村保有の試験圃場は十分か。以上、答弁を求めます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番、大枠２番ともに産業振興課のほうでお答えをいたします。

私のほうではお尋ねの島ニンジンについてでございます。議員も御承知のとおり、今本村の島ニンジン是非常に条例制定もしていただいたり、注目をいただいているところでございます。このチャンスを逃さずにこの島ニンジンに限っては今、一生懸命取り組むべきところがあるんじゃないかなと思っております。その担い手の問題もそうですし、また、いかにして付加価値をつけて島ニンジンで産業になっていくんだというのを示すことができれば、また担い手不足の解消にも生産量の増にもつながっていくのではないかなと思っております。また、詳細については、担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 大枠１の農業振興ビジョンにお答えいたします。

①についてです。島ニンジンの今後10年間の取り組みにつきましては、最初の生産量の回復



に向けた施策を展開してまいりたいと考えております。②についてです。後継者の支援、育成につきましては、就農に向け、農業を実地研修できる仕組みづくりを検討してまいります。また、認定農業者につきましては、栽培技術に関する講習会などを開催し、技術向上に向けた施策を実施してまいります。

続きまして、大梓2の島ニンジンの子についてお答えします。

①について、農業指導員の島ニンジンに対する取り組みによって得られた成果として、黄色い島ニンジンの子、発芽率の高い子の生成及び播種方法などがあります。②についてです。現在、試験栽培を行っている圃場は、十分な面積で土の状態も一般的な畑の状況で試験を行っております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 それでは再質問いたします。

初めに食は命の根源です。食の安全と安心に注目が集まっている昨今、どうやって食と農業、健康を見直すかが大事です。幸いにも中城村の肥沃な農地で長年栽培され、沖縄県の伝統的農産物、島野菜の一つとして親しまれている島ニンジン。その島ニンジンを平成30年12月12日をいいニンジンという語呂合わせから島ニンジンの日として条例で制定した。そのため、島ニンジンの日を広く周知させ、条例の目的である島ニンジンの子の普及を目指して畑で収穫体験やごさまる図書館駐車場におけるセレモニーや無料配布、吉の浦会館での島ニンジンの日、記念講演会と令和元年12月12日は丸々島ニンジンの日となりました。そこで伺います。今後10年の島ニンジンを増やすために村は生産量の回復とおっしゃいましたけれども、その生産量はどこまで考えているのか、予算はどこまで考えておりますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会

事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

生産量の目標としまして5年後には現在の1.2倍の34トン、10年後には現在の1.5倍の43トンを目指しております。予算につきましては、今年度、精査をしてまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 生産量を5年後で1.2倍の34トン。それだけの物を増やすということは、それだけ人員、それから畑の圃場の確保、そういうのも念頭に置いていると思いますけれども、そういった計画はどのように考えておりますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

現在、営農指導員が村の圃場において、いろいろな研究をやっておりますけれども、その中で発芽率がよい子の選定とか、あとは実際、生産する側によって一番間引きが大変な作業だと聞いておりますので、その辺の改善できるような作業の軽減化を図って、これを農家に推奨していった、栽培農家を増やしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 あと1点、今、島ニンジンをつくっている農家の方は何名でしょう。何名が携わっておりますでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

大変申しわけございませんが、手元に今、確かな資料がなくて後ほど提供したいと思います。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 では質問のほうの認定農業者は何名でしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時28分）

~~~~~

再 開（11時29分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

大変申しわけないですが、これは資料がなくははっきりした数字が答えられませんので、後ほど提供します。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 すみません、私が知っている範囲の農業指導員の方、認定を受けていることで7名はお会いすることができましたので、それ以上にいらっしゃると思うんですが、7名のお聞きした中からちょっと質問させていただきます。彼らたちは島ニンジンは今、営農指導員の指導を受けて生産をして今期初めて島ニンジンに、今まで別の野菜はつくっていたけれども、指導員のほうから指導を受けて島ニンジンを中心初めてまいて、収穫が少しできたというお話を12月に島ニンジンの日に聞きまして、それから1月の収穫のときにちょっと見せていただきました。そのときの話の中からちょっと伺います。今、指導員は村のほうは何名でしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

営農指導員は現在1名でございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 現在、1名ですね。前の資料をちょっと調べたんですけれども、当

初は2名ついていたんじゃないのかなと思うんですけども、今現在、1名に減ったというふうにちょっと認識しているんですけども、ちょっとそのいきさは減ったのか。それとも予算的な面なのかちょっとお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

2名おりましたが、1名の方が10月末で一身上の都合により退職しまして、現在1名となっております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 やはり当初は2名だったのが減ったんですね。その認定の初めての島ニンジンをつくる7名の中でなかなか初めてそれをつくるに当たって、聞きたいこととかちょっとしたことなんでしょうけども、習いたいと思ったんですけども、一人であるというので何かあまり自分の畑に呼ばなくて、心苦しかったというのをちょっと聞きまして、そこは違だろうという認識でもってちょっと立ち話をしたんですけれども、実質1人しかいないのというのを私も12月の時点で知ったものですから、営農指導員というのは、やはりやる側からわからないこと。それから電話で呼んで聞いていいものだというふうに理解していたんですけども、まずやっている側から、一人だというふうに聞いていましたので、同じように種つけをするときに自分たちよりも1週間だけちょっと前もって先にあちらがやって、その後に自分たちに指導をして下さるというか、そういう実情だということを知ってしまして、お互いに同じような作業を相手が先にやっているというのを習う側が熟知しているものですから、一人しかいないところでちょっと習うのに逆に習う側がちょっと躊躇したというか、呼んでいいものかなこれぐらいのことで、躊躇したとい

うことでそのやはり一人体制だったというのが少し作業する上で、それからつくる側として何か連携がうまくいっていなかったのかなということを危惧していますけれども、これは増える可能性は今後ありますか。指導員が増える可能性はありますでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

営農指導員としては、来年度も1名でございしますが、営農指導員の補助員として1名採用する予定でございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ぜひ増やして利用の方が呼びやすい体制をつくっていただきたいと思うんですけれども、予算面から一つ伺いたします。先日、提示された農業委員の中なんですけれども、電話の料金が前年度はつけられていたんですけれども、今年度はゼロなんですけど、これはどういうことでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

前年度予算はついていたんですが、ほとんど利用されていなくて、それで営農指導員本人にも確認したんですが、携帯電話はもう利用しないということで、今年度は予算措置はしていません。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 では営農指導員のほうは携帯電話は今年度は使わない。では連絡を取りたい場合には振興課のほうに電話をしてということですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名

勉 お答えします。

農家から連絡体制ということでございますか。産業振興課に直接電話を入れていただいてもよろしいですし、営農指導員もその辺は自分の携帯でやりとりをしているほうがまだやりやすいということでそのような形態になっております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 携帯電話のほうはちょっと厳しいんですけども、指導委員が現在、1人しかいないという実情。それから家にいるわけではありませんで、畑のほうからの習いたいこととか、そういうふうに思いますので、指導員のほうもちょっと意図があまり使われていなかった電話が来なかったという理由でそういうふうに述べられたと思いますけれども、実際にかける側がちょっと遠慮しているというところは実際、その畑にいる人から生の声として聞いておりますので、そのほうはやはり密に気兼ね、やはりつくっている側もこんなことまで聞いていいのかなという感じのニュアンスはありましたけれども、やはり指導員という名目を持っていちゃいますので、もっと連携を密にしていきたいと思います。これは現場からの声で要請いたします。

すみません、次にこれは営農指導員のその方の新聞の抜粋のほうからちょっと読み上げて紹介いたします。営農指導員農学博士砂川春樹、琉球新報に掲載されております記事の抜粋ですけれども、中城村の島ニンジンについて、「特に黄色系統のミネラル、鉄、カルシウム、マグネシウム及びカリウムが高く、糖分が低いことを琉球大学との共同研究で明らかにしました。このような点から黄色の島ニンジンは薬効が高いと考えられます。事実、沖縄の伝統的薬膳料理であるチムシンジには黄色の島ニンジンが推奨されており、このことは非常に理にかなっていると考えられます」。このように高く琉球大学との共同研究でも、それからとても評価の高

い生産の野菜であるということをみんなが周知して認めるところになっていきますので、ぜひこの島ニンジンの中城村の特産として今後10年、これからの生産量の回復、そして技術講習会をしていただきたいと思います。加えて先ごろ中学生が開発した島ニンジンケーキ、冬瓜スープ、マンゴーアイス、トマトカレー、島ニンジン焼ドーナツ、加工品のPRや販売拡大はこれからの展開と思いますが、せっかくつくったこの商品の拡大はどのように今後10年考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えいたします。

中学生が開発した商品についてですが、販路の拡大ということで、直接職員が空港売店へ行ったり、大型スーパーへ行って、PRしてきたり、あとは仕事人倶楽部との委託業務の中で販売ルートの開拓を担ってもらっています。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 島ニンジンについては、とても皆さんが品薄状態で期間も短いものですから、あまりPRを本当にもっと強化してせっかくこれだけ島ニンジンの日として商品開発もされて、それから瀬長島のシェフのいろいろな料理のフルコースとか、そういうのをいただいて、本当に少しずつですけれども、みんな押されています。そして生産者さんといいますか、消費者のほうもそれを求めています。それは沖縄県の出荷場のほうでも本当に全然足りていないというのが数量的にも、圧倒的に示されていますので、先ほどおっしゃった5年で1.2倍、ぜひその量を増やすのを本当に実現していただきたいと思います。

ではその島ニンジンのおかげで、そこまでわかっていてそれから指導員の方の本年度は発芽と間引きを軽減して成果が上げることができま

したということで、種が取れているということをしちゃんと報告されておりますので、その種を次に生かすために農家の方にどのように配付していくのか。その計画をお聞かせください。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

島ニンジンについては、市場からニーズが高い黄色の島ニンジンを生産量を回復するように努力をしているところでございます。村の圃場で栽培した島ニンジンを選抜して、現在栽培しております。そこで獲れた種子を農家の皆さんに配付して黄色の島ニンジンを普及させていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 農家の皆さんに配付する。先ほど認定農業者も7名しか私は知らないんですけれども、それ以上にいると思いますけれども、その農家の方々というのも本当に3桁にはならないだろうと思いますので、数十名、数十件、そういう方だと思いますので、指導委員が手厚く指導して種子を守っていくということを考えていただきたいと思います。

指導員について少し調べたんですけれども、平成24年から村費で学校給食における地産の利用促進及び村の農業の振興、農業者の経営、技術の向上のために営農指導員を配置しましたという産業振興課の文面をちょっと前のものを見ました。そういう技術の向上のために営農指導員を配置しましたということが、求められています。学校給食にかかわる地産の野菜、そこまで書かれておりましたので、ぜひ村で獲れた地産地消の野菜が学校給食のそのセンターに届けられて、子供たちが口にする本当に安心安全な

そういう中城の農業を見ていきたいと思います。

それに関連しまして、中城村ではこの地産地消の意味。それから営農指導員の関連から約10年前から奥間自治会で朝市が始まり、今は毎月第2、第4日曜日の朝8時半から中城村浜の漁港で荷捌き場であたいぐあ〜朝市を開催しています。この朝市にも営農指導員の職務としてかかわって、夏場の野菜の取れない時期に指導を求めたいというか、そういう文言もあります。現在、朝市は浜の荷捌き場でありますけれども、その朝市の村の予算ですね、10万円をいただいておりますけれども、その中身を少し確認したいと思いますけれども、本村の朝市は農家と漁師と消費者の顔が見える関係での相対売りを原則として売買をしています。農家は自宅のアイグアーから採れた新鮮野菜、加工品を販売して、漁師の皆さんはその日に獲れた魚を提供しておりますが、10万円の予算がありイベントを打ってやると、人の集まりは全然格段に違うんですけれども、毎月のものは本当に細々とやっていることですが、その10万円の予算の今後の見通し、朝市に対しての支援はどのようにお考えでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

野菜、魚、海産物とかそのような収穫高が増えまして、また朝市に出荷できるようになって朝市も活況を呈していたらまたそれなりに予算措置して支援してまいりたいと思います。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 わかりました。島ニンジンに戻します。島ニンジンの商品価値を高めるためにフィルムの開発がなされておりますけれども、そちらのほうは今後どのように農家の皆さんに、それから生産者の皆さんと共有していくんでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

緑化防止フィルムについては、令和2年度においても、4万枚作成する予定でございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 フィルム4万枚ということはそれだけの島ニンジンが生産できるというお考えでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 4万枚活用できることを考えて予算措置しております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ぜひ5年後の1.2倍のそのトン数に満たすようにそのフィルムが足りなくなるぐらいの生産が見込まれることを本当に願っております。

すみません、通告書が全部一貫しての一つの項目になりますので、全部ひっくるめてまとめていきたいと思いますが、今回、島ニンジンを取り上げました。中城村にはそれよりもっと守るべきほかの野菜、生産者、それからサトウキビもございます。果物もあります。花もあります。その農家を守るために今前に大枠の2番でやっておりますけれども、種子法が2018年に廃止されて、今農家さんは自分たちで野菜をつくるにしても、苗を買ってきて種からではなくて、遺伝子組み換えがされているので、その発芽がしないんですね。苗を買ってそれから生産する。そういう何か矛盾した締めつけを受けて生産をしているということです。今、中城村に島ニンジンに関しては本当に努力をなされて、種を取って自主的に自分たちで増やしているという努力が見えるので、そのせつかくの島ニンジンの種を増やす。今後も守っていくた

めに、営農指導員の努力ですね、そこが高く評価されますし、ぜひ農家の皆さんに種からつくるという中城村に適した島ニンジンの種があるというのを本当に誇りに思って、先人たちが本当に長年かけて守ってきた種ですので、そして、今、本当に消費者が求めるニーズの高い島ニンジンが生産される、そこまで行きついていますので、その芽を摘み取ることなく次の世代の若い認定農業者の7名、それ以上の方が増えて島ニンジンをつくって、これだけ消費者の人が待っているんだよということをぜひ強くPRして、そして先ほど述べられた10年に1.5倍、その生産量を本当に目指して農業の担い手を育てていただきたいと思います。そのためには予算、それから営農指導員のさらなる指導の強化は必要だと思いますので、もう一度伺いたいします。営農指導員は増える予定はございませんか。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

理想としては2人体制が望ましいところではございますが、営農指導員の補助職員がいますので、営農指導員と営農指導員補助と2人で頑張っていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 一つ確認をしたいと思います。農業ビジョンにおいて、先のほうでこのビジョンを実施、工程表を組み、全課で取り組むというふうに先の大城さんの答弁で答えていらっしゃいました。全課で取り組むとありました。ぜひ皆さんに農業の生産者の顔が見える。農家さんが中城はこんなに少ないんだということを念頭において、本当に農家の皆さんが来やすいといいますか、声かけやすい、相談のしやすいそういう環境づくり。それから営農指導員の活躍を期待しております。一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、屋良照枝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時56分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 午前に引き続き再開します。

続きまして、桃原 清議員の一般質問を許します。

○5番 桃原 清議員 議席番号5番、桃原清です。議長の許可を得ましたので、通告書に従い質問を始めていきます。

まず大枠1、遊技場客による迷惑行為について。①最近、北上原地区内に戦争ゲームをやるような遊技場があり、その客によるさまざまな迷惑行為が発生しています。まず、地区内で危険な程のスピード走行をする。次に、外人数名が乗った乗用車が、すれ違うことができない狭い道を後から突っ込んできて笑いながら道を譲ることもしない。次に、普通であれば、行きどまりとすぐわかりそうなところに入ってきて、民家の駐車場で乱暴な運転でUターンをしていくなど、地元住民は大変迷惑をしています。この件は、先般の行政懇談会でも訴えが出ていましたが、どのように対処をしていく予定か伺います。②戦争ゲームをやるような遊技場の営業許可を受ける時の許可・申請などはどのような手続きが必要なのか。また、今回問題となっている遊技場は正しく許可されているのか伺います。

大枠2. 宜野湾横断道路（東西道路）及び高速道路インターチェンジの計画の進捗状況について。①本来、普天間基地跡地を横断する予定であった宜野湾横断道路であるが、普天間基地の返還が予定より遅れている中で、東西道路として計画が進んでいるが、道路の建設予定地はほぼ確定しているのか伺います。②今後、住民への説明会、地主への説明会、用地購入と物事は進んでいくが、今後の動きを何年スパンで捉えているのか伺います。③上記のようなことが

高速道路のインターチェンジ建設の計画についてはどうなのか伺います。

大枠3. 那覇広域都市計画区域から中部広域都市計画区域への移管について。①昨今、中部広域都市計画区域へ移管した場合、何時でも何処でも簡単に家が建てられるような誤解されたような話が聞こえたりしますが、そうではないはずです。そこで伺います。中部広域に移管した場合、国の予算を投じて土地改良された農地は地目変更など、さまざまな手続きを経て、住宅やアパートなどが建てられるようになると思うがその手順について伺います。②中部広域都市計画区域に移管した場合、開発許可申請が必要なくなると聞いたことがあるが、そのことについて伺います。以上、答弁お願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは桃原 清議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては住民生活課。大枠2番、大枠3番につきましては都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうではお尋ねの本議会でも議論をされております中部広域への移行について所見を述べさせていただきますが、議員が今御質問されているようにそこそこで住宅が建てられるようになるわけではございません。御承知のとおり規制も当然ありますし、平米数を超えた段階では開発許可申請なども必要になってくるのは当然でございますし、環境を破壊するようなものは最初から規制の対象にもなりますし、いろいろな意味合いで勝手にお家が建つというような方向に私は持っていこうということは毛頭ございません。何度もお話はさせていただきますけれども、中城村の土地が選択肢をないことが本当にそれでいいんですかということなんですね。御自分の土地に農業するか、しないかだけの選択肢しかない、それはいかがなものかということで今投げかけているところでございます。

自分の土地であれば農業をしたいのであれば、農業をする。お家を建てたいのであればお家を建てる。アパートをつくりたいのであればアパートをつくる。この議会でもお話ししているとおり、売りたいのであればこの土地を売れる環境を整えていく、そういう選択肢を広げていくという意味合いでの中部広域都市計画への移行でございますので、乱開発を促すようなものでないということは御理解いただきたいと思います。詳細につきましてはまた担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは私のほうから大枠1、①②の質問についてお答えをさせていただきますと思います。

①についての3項目の質問は、遊技場を利用するにあたり、利用者の交通ルールやマナーの遵守について迷惑行為が発生しているものと認識をしており、一括してお答えします。まず、住民生活課を窓口とし、都市建設課と産業振興課と連携し施設の管理・運営する事業者の代表者に現状を報告し、ルールやマナーの遵守をするよう、対応の申し入れを行っていきたいと考えております。

②については、営業許可届出について、開業するには、許可や認可を得なければならないが、どの機関になるのかの伺いとして認識をしており、お答えをいたします。戦争ゲームをやるような遊技場の営業許可については、村では許可をするものではありません、また、宜野湾警察署生活安全課に問い合わせをしたところ、施設の把握はしているということです。ただし、風俗営業に該当する営業を許可されている遊技場では、現時点ではないとの報告を受けております。村としては、さらに調査を進めながら対応をしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 桃原議員の御質問にお答えいたします。

大枠2番の宜野湾横断道路について。①宜野湾横断道路については、沖縄県において検討が進められており、普天間基地返還に影響がない東側区間の事業化に向けて、昨年度に概略ルートを南側に決定いたしました。今年度おおむね道路区域を確定する道路予備設計に着手していると聞いています。②通常の県道事業では、道路予備設計の完了後、事前評価、国への予算要求を経て事業化に至ります。住民説明会、現地測量及び道路詳細設計を行い、用地買収、工事着手の流れとなっており、用地買収までにはおおむね5年程度の期間を要すると聞いております。③宜野湾横断道路と沖縄自動車道を接続する追加インターチェンジについても、今年度から道路予備設計に着手しており、事業化に向けて関係機関と協議を行っていると考えております。

大枠3、①中部広域都市計画区域に移行した場合についても、土地改良された農地は農振除外、農地転用の手続きが必要となります。中部広域都市計画においても、都市計画法に基づく開発許可と建築基準法に基づく接道義務及び建築確認申請等の手続きは引き続き必要となります。②中部広域都市計画において都市計画法に基づく県の開発許可を受けなければならない開発行為は、開発区域が3,000平米以上の場合となります。そのため、移行した場合、開発許可不要なケースが増えることは想定されます。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 では大枠1番から再質問を行っていきます。

まず大枠1番の迷惑行為について。通告書の中でも危険なほどのスピード走行をすると書いてありますが、通告書を提出した後でも何回かはいろいろな苦情がまた来ておりまして、きのうも実際そういう話がありまして、きのうはス

ピードに関しては中城村の奥の農道ですから、とても狭い道なんですけれども、そこは暴走族が走るような音が出るぐらいのスピードで暴走で通っていった車があると、そういう話もきのうありました。あとは民家の側や道端に通行の邪魔になるような駐車をすると、あとは運転手はどこに行ったかわからないんですよね、戻ってくるまでは。そういう駐車の仕方もあるということです。コップや空き缶、ペットボトルとか、弁当殻をすぐ側の畑にポイ捨てをしていくのが多いと。きのうも畑の主から苦情があったんですが、頭にきたということで畑からこの弁当殻などを道の真ん中に置いて、知らしめようとしたら隣近所の人が気を使って全部片づけていったという話があります。そういうものが実際に起きていまして、こういう危険な行為が今回、住民生活課のほうで1回はいったんでしょうか。これから何回かやってそういうのがおさまったりしても今回の問題の行為というのは相手の会社の社員ではなくて、遊技場を利用する利用客なんですよ。ですから一、二回おさまったからといって、すぐおさまるような問題ではないと思います。これについては当局は執行部は継続して注視をしていただきたいと思います。絶対1回で終わるようなことではありませんから、今後は北上原地区の住民が不安を覚えることなく、迷惑をこうむることもなく、ちゃんと生活できるように、これはもう執行部のほうで継続してやっていってください。それと免許の許可なんですが、こういうのは許可をおろすときは大体もう市町村ではなくて、営業関係は大体、県の土木事務所とか、建物などについては県の土木事務所、先ほどおっしゃっていた風営法などに関しては県警などが取り締まりをすると思うんですが、その経過は執行部としても常に注視をしていて、やってもらいたいと思います。その継続は義間課長、今後もずっとやっていただけますか。今後続けて、お願いします。



○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではただいまの御質問にお答えをいたします。

担当課としては、早速現場のほう、そして施設のほうにも出向きまして、実は代表者のほうにも会ってきました。その中で先ほどの御質問にありました件については、現状報告をしております。代表者のほうからはそのことについてこういった地域の地元のほうからの苦情があるということについて、初めて知ったということ、代表者のほうからありましたけれども、そういうことについてはもうしっかり今後、ここを利用するに当たってはしっかり交通ルール、そしてマナー、地域住民の皆さんに迷惑になるようなそういった通行等については、しっかり利用する方々に事業所のほうの代表者から周知徹底するようにということで、お願いをしているところでございます。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 今後は継続して、なりゆきを注視しながらやっていってください。お願いいたします。

続きまして、大梓2、東西道路及び高速道路インターチェンジの建設計画について再質問をいたします。先ほどの答弁でも最近、1年、半年以内ぐらいに東西道路とインターチェンジについては協議などは行ったんでしょうか。もう半年以上になるわけですから、ちょっとお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 前年度は3ルートの提案があり、概略ルートとして南向けルートに決定いたしました。今年度は予備設計に着手しておりますので、3案の線形が提示されると思います。次年度から3案の線形から案を検討委員会で1案に決定し事業化に向けて進んでいくと思います。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 以前にも申し上げたことがあります、東西道路が宜野湾市から中城南上原、北上原あたりに降りてくる場合に、高架橋で降りてきて、県道29号線あたりではトンネルになると。またそこから中城の下地区に高架橋で降りるとそういう案がちらっと聞こえてきたものですから、これでは何のための道路かちょっとわかりません。道路が通ったときはその地域は発展するものが当たり前だというのがありますがけれども、今のような感じで高架橋で降りてきて道と地区の土地が接するのはポイントでしかないと。点々でしか接しないということになれば、その道が通っているところというのは発展するということではなくて、逆に何の利益もなく、地域の発展の阻害になる可能性もあるんですよ。例えば皆さん御存のように高架橋が降りてきたときところというのは、その下は何もつくれないですよ。まず発展することはないです。まずは発展することはないですよ。ですからこの計画を進めていくときには、村当局がしっかりと協議の中においてはしっかり県に対して、こういう道の構造についてはしっかり意見を述べて、その土地と道が沿って接するような形で何とか計画を進めていただきたいと。点でただ交わるような道路では北上原、南上原にとってはあまりいい道路ということとは言えなくなる可能性もありますので、それは今後ずっとやっていけるかどうか、仲松課長ちょっと伺います。お願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 検討委員会の中では副村長は東側ルートで新庁舎に向けてほしいという要望もしました。やはり高低差が非常にありますので、全ての土地が道路に接することは厳しい状況でトンネル、高架橋でなければ国道329号に接続できない状況であります。村としていろいろ要望はしましたが、その中で一番事業費が安い南側ルートに決定はしており

ます。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 何とか土地が利用できるように頑張ってください。

続きまして、大枠3、那覇広域都市計画区域から中部広域都市計画区域への移管について再質問いたします。この件につきましては、那覇広域のまま緩和を求めていくことはどうかとの意見もありますが、平成29年6月発行の那覇広域都市計画、その中の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針という資料によりますと、那覇広域の市街化区域の規模としては9,496ヘクタール、その中で那覇市が3,248ヘクタール、近隣を見ますと宜野湾市で1,347ヘクタール、お隣の西原町では638ヘクタール、北中城村でも263ヘクタール、これは市街化区域ですね。中城村は北中城村の263ヘクタールの半分にも満たない126ヘクタールしか市街化はないとなっております。これは那覇広域の資料の中でですね。その資料の中には、市街化調整区域の土地利用の方針、秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針の中で、市街化調整区域の取り扱いとしましては、市街化調整区域が市街化を抑制する区域であることから、地区計画などの活用によりいたずらに開発や市街化を促進することがないように十分に配慮をすると。市街化調整区域は下手に開発はするなと。いたずらに開発や市街化を促進することのないよう十分に配慮をすると書かれております。それからしますと那覇広域のままでどんなに緩和が進もうとも村民の望むような集合住宅、アパートなどの建築ができる状況の実現は難しいのではと思われます。そのためぜひ中部広域移管は実現をしていただきたい。村長、中部広域移管に関する勝算はどのような感じなのか。きのうの則勝議員への答弁については、頑張りますというような感じでしたけれども、ここで数値で勝算何パーセントというような形で表明していただけない

でしょうか。何パーセント以上は勝算はありますということ。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 今までで一番答弁にくい御質問でございますが、これはもうあくまで主観で申しわけないんですが、私自身はもちろん思い込みもあるかもしれませんが、あまり参考にしないほうがいいかもしれませんが、私自身は理論的には間違っていないと自分で自分を信頼して、それが通らないほうがおかしいという考え方から入っていますので、その逆に言うと、なぜ我々が望んでいることを県はやれない理由を聞かしてくれという。やらない理由というんですか、これが村の総意任意だとしての話ですけども、そういうことまで考えて話をしていきたいなとももちろん思っているんですが、それも踏まえて私なりにはもう当然5割以上の確率でやれるものだと思っていますし、またちょっとした客観的な話を少しだけさせていただきますと、前回の協議会、今年度の協議会で継続審議といいますか、中城村、北中城村の移行については次年度どういった形でまちづくりをやっていくかということを提案しながら、もう一度ここで話し合いをやりますというところにいったことは、私は一歩前進だと思っていますし、これで道は開けてくるのではないかと自分自身では思っています。もちろん、それに甘んじて則勝議員の話ではありませんけれども、ハードルが低くなったわけではございませんので、それに向かってまた頑張っていくということが一つと。

もう一つは今まで中城の村民も含めて誰もやらなかったことを前年度からやっているということは、何らかの形は必ず出てくるものだと。結果は出てくるものだと思いますので、それが一番いい結果が中部広域への移行だということで私も一生懸命頑張ってます。勝算という意味ではそういう答弁にしかありません

けれども、御勘弁いただきたいと思います。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 60%以上期待しております。中部広域に移管した場合についてなんですが、先ほどの那覇広域の中では市街化調整区域はなかなか崩せないような感じで表現されておりますけれども、中部広域の仕様の中では土地に関する権利、権限を伴う制度であることから、区域区分を導入することについては、住民や各市町村などとのコンセンサスを形成していく必要があります、区域区分を定めないとあります。これが中部広域にはそういうふうに書かれています。ただし、村が中部広域に移管したとしても道路整備、ライフライン、電気や上下水道などは全て自前で工事をしなければならず、これは大変なことだと思います。中部広域においても、実際には住宅地や市街地などを整備開発していくためには、土地区画整理事業や市街地再開発事業を実行しなければなりません。現在も中部広域の中では10件ほどのこういう土地区画整理事業などが今進行中であります。ですから中城村が中部広域に移管してもそれは簡単にいくものではなくて、実際には区画整理事業などを進めないことには発展は望めないということになります。本村においてもこれまで那覇広域ではあってもマスタープランの作成などはずっと行ってきたわけですから、その中で区画整理事業などの開発に関する予定は上地区、下地区で今全くない状態なんではないでしょうか。都市建設課長、お願いいたします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 マスタープランでも5つの拠点を設定していますが、その中でも井水原から北上原地区が、宜野湾横断道路が着工しますので、同時期に土地区画整理事業を優先的にやりたいと都市建設課としては考えています。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 最近、中城村は南上原の人口増加というその影響で、全国的にも発展している村だということで認識されているようではあります、実際には南上原地区以外では児童も中・高の生徒も実際には減少傾向でありまして、南上原地区以外では実際そういう段々人も少なくなっているような状態というのは本当のことです。これははっきりとはわかりません。ただ学生の数を見たらそういうふうにとれるわけですから、それで何でこういうふうになるかといいますと、実際にはこれまで中城村内では若い世代の人たちがもちろん家もないですから、住めるようなアパート等が少なかったということで、段々村内に出て行く傾向が強かったのではないかと。これが長年続いてきたということで、今のような状況になっているのではないかと。これは北上原に関してですけれども、そんな感じで受け取れるわけです。ですから今後は先ほど仲松課長がおっしゃっていたように区画整理事業を早く手をつけて進めていったほうがいいんじゃないかなという意見もありますし、以前にも申し上げましたけれども、区画整理事業を始めるために調査を行ってくださいというふうに村長にも申し上げました。ただ、そのためには調査をしても計画が頓挫しないように地区内の意見を集約してくれという話もありましたけれども、実際にはA調査をする場合って1,800万円とか2,000万円ぐらいの予算が必要になるんじゃないかな。鶏が先か卵が先かではないですけども、地元での調査もこれから進めていくとして、ぜひこのA調査の予算計上をお願いしたいと思います。そういうのは全くなければ何も前に進むことはないので、ぜひ執行部のほうにはこのA調査の予算計上をよろしくお願いいたします。これにて答弁いいですから、これにて質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、桃原 清議員の一

般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（１４時０５分）

~~~~~

再 開（１４時１７分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、新垣 修議員の一般質問を許します。

○２番 新垣 修議員 それでは議席番号２番、新垣 修、議長の発言の許可を得られましたので、一般質問をさせていただきます。その前に議長、許可のほうをお願いいたします。今回、大枠２のほうで、情報ツールのちょっとお話をさせていただきますので、議場にはスマートフォンの持ち込みは禁止ですけど、少しスマートフォンで内容を若干説明したいのがありますので、持ち込みの許可をお願いいたします。

○議長 新垣博正 許可いたします。

新垣 修議員。

○２番 新垣 修議員 ありがとうございます。それでは一般質問をさせていただきます。

大枠１番、西原町産業廃棄物処理施設に関する事項。村長、聞いてください。令和元年９月定例会で村環境条例等の制定に向けて検討方針を示しましたが、現在の取り組み状況を伺います。①隣接行政区（西原町）に計画中の産業廃棄物の処理施設に関して、業者、西原町と、どのような環境保全対策、あるいは、事故等発生した場合の法令処置協定書等、これまでどのような協議を行い、３者間等で防止策や協定書等などについて協議の場を設けたことはあるのか伺います。②沖縄県あるいは西原町行政に対して、村当局は住民の意見を踏まえて、意見書を提出したと考えるがどのような内容で提出したか伺います。

大枠２番、情報ツール「LINE@」の検討を提案したいと思います。ソーシャルメディアが普及した現代において、SNSは若者世代に

情報ツールの手段として圧倒的な率で利用されています。今年度新たに「こども課」を設置するにあたり、子育てに強い中城と大きなテーマを掲げて方針を打ち出しております。子育て世代への支援、子供たちの居場所支援の相談など、生活包括支援センターを設け施策集約を図ると同時に、情報発信ツールの「LINEアプリ」の導入を図り、より一層支援、援助、相談対応に向けての活用と、村の情報その他村民が知って得する各種サービスの情報等周知向上に向けて検討できないかを伺います。そこで、①本村においての子育て世代の世帯数は。②本村の児童、生徒がいる保護者世帯数は。③子育て世代間（１８歳から５８歳まで）というふうに考えておりますけれども、その人口を伺います。

大枠３番、中部広域都市計画移行。行政懇談会も終了し、広域移行へも説明しつつ、今年度目指すと指針明記しているが、その説明会での議事録等はいつ、公開あるいは、閲覧できるのか伺います。移行に関して土地利用度の基本的有益性を住民に村長みずから説明してきた懇談会と捉えているが、移行計画は本村単独で、できるものではないと考える。北中城村と両村でまちづくりの共同計画・合意形成を図りながら都市マスタープランの策定などをつくっていかねばならないと理解している。そこで伺うが、①両村で、まちづくりに向けた具体的な土地利用計画、用途地区計画など、協議を行う作業部会などの体制づくりはできているのか。②移行計画に向けては、双方で予算をつけて運用していくのか。③北中城村も同様に運命共同体で移行を目指すか確約は取れているか伺います。以上、質問の回答をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣 修議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては住民生活課。大枠２番につきましては福祉課、教育委員会、住民生

活課でお答えいたします。大枠3番につきましては企画課と都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは御質問の特に大枠3の中部広域への部分で、北中城村との協力体制という分で所見を述べさせていただきますけれども、そもそも今回の中部広域への移行をするに当たりましては、一番先に打診したのは北中城村にももちろんでございますけれども、打診をいたしました。首長同士でこういうぐあいにしてやっていきたいのですけれどもという話をしたら、新垣邦男村長のほうでもこれはもうすばらしいことだということで、一緒にやっていきたいと思いますということでそもそもスタートをいたしました。そして現在に至っております。もちろん現在に至ってもその両首長の意向は全くゆるぎなく進んできておりますので、中部広域への移行については例えば北中城村が単独だとか、中城村が逆に言えば取り残されるとはいいいせんけれども、那覇広域にとどまるとかそういう部分での結論にはならないものと思っております。両村一緒になって頑張っていく所存でございますので、応援のほどをよろしく願いをいたします。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2の②情報ツールの件ですが、本村の児童生徒がいる保護者世帯数、これは1,376世帯でございます。以上です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは私のほうから大枠1、①②の質問についてお答えをさせていただきますと思います。

①について。現在のところ、村の環境保全条例の制定には至っておりません。新たな環境保全協定書が締結する中で、公害の未然防止及び環境保全対策を適切に実施するよう、公害法令

廃掃法、沖縄県生活環境保全条例等を遵守し、本協定に定める事項を誠実かつ適切に履行するようになるよう、対応をしていきたいと考えております。西原町との協議についてですが、令和元年8月30日に事務協議を行っております。中城村の状況・考え方を説明し、また西原町の状況・考え方を確認しながら事務協議を行い、中城村・西原町においてお互いに協力・連携し指導を行っていくことを確認しております。今後も西原町と連携を密にしながら対応していきたいと考えております。

次に、②について。沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に基づく事前協議においては、村の意見書を提出しております。意見書の内容についてですが、村のほうも指導要綱に基づいて事業者が実施した地域説明会に参加をしましたので、地域説明会において地域から出た意見を踏まえた内容となっております。

次に、大枠2、③の質問についてお答えをさせていただきますと思います。③については、中城村ホームページ公表、18歳から58歳までの合計は1万1,336人、男性が5,756人、女性が5,580人でございます。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 大枠2の①についてお答えいたします。

子育て世代の世帯数につきましては、ゼロ歳から就学前の子供との理解で、お答えいたしますが、1,228世帯でございます。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは大枠3の行政懇談会の議事録等の公開閲覧についてですが、現在、4月中に取りまとめを行い、5月に各自治会へ配付していきたいと進めておりますので、閲覧については5月に可能になるかと考えております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 新垣 修議員の御

質問にお答えします。

大枠3の①北中城村とのまちづくりについては、作業部会の名称等はありませんが、北中城村建設課とお互いの将来的な土地利用計画、用途について協議を行っております。②今後、北中城村と調整していきますが、共同なまちづくり計画書を作成しなければなりません。予算が必要であれば措置していきたいと考えております。③は村長が答弁いたしました。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 議長、休憩をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時30分）

~~~~~

再 開（14時31分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは再質問させていただきます。

まず義間課長の答弁からですが、大枠1番の中で、まだ村の環境条例の制定には至っていないということですが、その中で西原町、つまり村外の設置業者においては、新たな協定書を作成することで対応ができるというふうに今お話しされております。そして、沖縄県の生活環境保全条例をもって、この廃掃法の規定をもって今後、村内あるいは村外の事業所への規制の対応等も実地ができるということの答弁と理解しますが、その内容でよろしいですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではただいまの御質問にお答えを申し上げます。

その内容の御理解でよろしいかと思います。この協定案は甲、村及び乙、産業組合の公害防止及び環境保全に関する責務を明らかにするとともに、環境保全対策を適切に実施することにより隣接事業所並びに村民の健康を保護し、良

好で快適な生活環境を及び自然環境の保全を図ることを目的とし、公害法令、廃掃法、沖縄県生活環境保全条例を遵守し、法令、本協定に定める事項を誠実かつ適切に履行するものとなっております。事業者と取り交わす約束事項なので、守っていただかなければならないものであり、十分な対応ができるものと考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 理解しました。

大枠1の②のほうの回答に地域説明会において、地域から出た意見を踏まえた意見を提出したということになっておりますが、地域の意見を踏まえたということは、当時、地域説明会にでも臭気の測定調査等の測定調査に関する意見等もありましたが、そのところは、どのような内容で意見したか伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではただいまの御質問にお答えをいたします。

今、悪臭に関してとその他、環境保全についてなんですが、そこについても、先ほどと重複しますが、環境保全協定書の中で対応していきたいということで考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは課長に再質問します。

この沖縄県生活環境保全条例、その中には大気の保全とか、土壌の汚染防止とか、いろいろなもろもろ、それをそのまま規制を持って対応できるというふうに理解をしておりますけれども、ではまず環境保全の定める中のこの大気環境、煤煙の数値とか土壌環境にかかわる数値など、設置後に悪臭や何かの問題が起こったとき、立地的条件から健康被害や農産物、あるいは土地環境に大きな影響をこうむるのは、中城村住民側が多く、しっかりと設置前の環境調査測定がないと比較検証が成り立たないというふうに考えております。きょう、照枝議員からも

島ニンジンの件とか、いろいろな村の農産物の話しもありましたように、この地区は有料農地の場所になっておりますので、そこで確認しますが、設置業者にそのような測定調査等を義務づけて報告させることは可能なのかお聞きいたします。要は設置前に一旦調査をやってもらって、設置後、何年か後でもいいのですけれども、その後にその数値の比較対象を行えば、この環境の比較対象ができるのではないかというふうに考えますけれど、そのように調査等を意見、あるいは義務づけることが可能なのかお聞きいたします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず本施設は、県の許認可で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の焼却施設の処理能力の変更許可を受けようとする施設であり、産廃処理施設の維持管理計画に関する計画を明確に記載され、計画に従い、当該施設の維持管理を事業所はしなければならないものとあります。従わなければそれなりの法的措置による改善命令、許可取り消し、罰則等も定めておりますが、さらにその設置前と設置後については、この新たな環境保全協定書が締結する中で、大気汚染防止対策、水質防止汚濁対策、悪臭防止対策、騒音防止対策等を産廃組合は施設内からの煤煙、粉じん等の排出について大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、騒音防止法及び沖縄県生活環境保全条例による排出基準を遵守するものとし、廃掃でダイオキシン類は1年に1回以上測定。煤煙または煤煙濃度については6カ月に1回以上の測定を行い、報告することとなっております。許可基準が守られているかどうかは法律上、遵守する中で本協定に定める事項を誠実かつ適正に履行するよう、また協定書等の締結に基づき産業廃棄物保全対策、

そして中城村行政等で協同組合で協議会を発足させ、その中で測定結果を報告させるような3者間の環境円滑に資する信頼関係をとめられるように協定書の中で対応していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 ちょっと今、私のほうでは答弁がかみ合っていないのですが、私の質問は今課長が述べたのは法定測定とか、年に1回のこれはもう法定調査が義務づけられているのも前の質問でも理解しております。その設置業者がやるべき行為というのは、それを報告するのはわかっているのですよ。

その前に事業所はとりあえず、今回は西原の事業所に関して説明させてもらいますけれども、令和3年の5月には稼働予定というふうに工程ではなっていますが、その前に稼働しない前に我々村としては、今稼働しない状態でこの生産者農家のこういった島ニンジン、土壌とかを先に調査してもらって、そして稼働した後の2年後でも、3年後でもよいのですけれども、その同じようなサンプリング、島ニンジンでは島ニンジン、要は根菜類とか、あるいは煤煙に関しては葉野菜類などを先に調査してもらって、そのデータ比較をもって環境調査に役立てるような取り組みということで、そういうふうに意見をすることができるのか、あるいは義務づけることができるのかという質問ですが、答弁お願いいたします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではただいまの質問に簡潔にお答えをいたします。

先ほども答弁と重複いたしますが、協定書の中でしっかりそのことについて…。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時42分）

~~~~~

再 開（14時43分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではただいまの御質問にお答えをいたします。

事前に環境アセスを事業者のほうは実施しておりますので、そのサンプリングは既に採取はしておると思います。その中で今議員がおっしゃったことについては、しっかり対応はしているものとし、今後については先ほど答弁したとおりでできるものと、協定書の中で対応していきたいということで考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 私の求める回答と少し違っているので、村の対応としたらそういうふうにこういった規制法あるいは数値等に準じて措置対応をすればいいと思うのですけれども、住民からするとやはり目の前の土地が、自分たちの土地が、どうなっているのか知りたいわけですので、やはり住民としたらそのような比較対照ができるような条件をつけられて安心を持ちたいのではないかなというところから、質問したのですが、話は少し飛んでしましますが、後で細かいことは話しますが、今公告縦覧が住民課のほうに来ています、公告縦覧の中には意見書を書いて、県のほうに、まだ上げられることができるということは、事前調査をしっかりとやってくださいという意見ができるのかなというふうに思いがあって確認をしたかったのですが、その辺は意見がまたできるというふうに理解をして、次の質問にさせてもらいます。

本来であれば村長、副村長に意見書への回答書を確認したのち、県のほうに提出されると思うのですが、その意見書に目を通したかという質問をしたかったのですが、一応質問しましゅう。目を通されましたかどうか。どちらでも答弁はいいのですが。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時46分）

~~~~~

再 開（14時46分）

○議長 新垣博正 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 目を通しましたかという御質問ですが、業務の決裁の中で、目は通してはいますけれども、細かい内容まで把握しておりません。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 回答意見書は県のほうに上げる公文書ですので、ちゃんと村長あるいは副村長、決裁をして了解のもとに出されている書類だと思っています。そこでこの事業所に関してなんですが、設置後にやはり悪臭や何かの問題が起こったときに、やはり不利益をこうむるのは周囲の中城村民であり、健康被害あるいは農産物や土地にも大きな影響が出るというふうに考えております。その住環境を守る意味でも、村として反対等の意見をと望む住民の声もありましたが、村長の見解、その辺はどうか伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時48分）

~~~~~

再 開（14時48分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今、改めて確認をさせていただきました。私が思っているとおりでございました。前ある施設よりも環境的にはよくなりますし、大きくできますので、私としましては、反対があるからということはいりませんので、今進めているところでございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 この今、本村で先ほど言うようにこういう根菜類、特に島ニンジンとか、大城議員からも島ニンジンの話とか、それ



から照枝議員からの話もあったと思うように、執行部もそうですが、我々村民もしっかりこれは守っていかないといけないのかなど。それと住環境。特にこの環境問題に関しては、やはり当初の施設より8倍強になって24時間、これはずっと前からお話ししていますけれど、この目に見えないそういった被害をこうむるのではないかなということがありますので、その辺も検討してもらって、この施設に関しては本村出身の県議がいるので、そこからもいろいろと情報収集をしているところですが、今、県のほうでは書類に不備があって、審議会で今一旦保留になっていると、23日に新たに審議上程されて、これが県のほうで許可が出ると建築確認のほうに移るとような手続上になるということになっております。それで村長、副村長に一つだけお願いがあります。やはりその本村選出の県議がいるので、その辺のちょっと詳しいお話も聞いてもらって、いかに我々、執行部あるいは村長がこの領土を守るためにも最大限できる行為と言いますか、どういったことを付託すれば、県に付託すれば規模が縮小できるのかとか、いろいろな手があると思うのですが、その辺の情報収集に努めてほしいというふうに願いますが、その辺の見解を伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

非常に今の御指摘身に染みておりますので、特に本村出身の県議とはすぐ連絡も取れる。またそういうもともと同じ釜の飯を食った仲間でございますので、しっかりとその辺の情報を収集して、議員のおっしゃった先ほどのサンプルの件も含めて、やはり安心安全をまずは第一に考えた上での施策の展開という形で、今のお話も進めていけたらいいなと思っております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 御理解ありがとうございます。もう一つ、この席に立って、後ろを振

り向くのも失礼ですので、背中を見せて全議員団の皆さんにお願いがございます。この設置については周辺地区住民の問題ではなくて、水道の水質問題と同様、村民一体で考えてほしい問題だというふうに思っております。今、住民生活課窓口に公告縦覧が3月末日まで、意見書提出が4月13日までできます。先ほども言ったように、この設置事業所は令和3年の5月の予定稼働になっております。一人でも多くの皆さまがこの縦覧公告を見ていただいて、環境保全やそれから村民健康被害防止などの観点から意見を書いて県のほうに提出をしていただければ切にお願いいたします。意見要望として設置条件に附帯してまだまだ我々村民がこのものにはやはり強い反対の念があると。やはり先ほど村長が言うように住民の生活、住環境を守るためにはやはりできるだけの附帯を県に上げて、お願いしたいと思います。

次に質問を変えさせていただきます。ちょっと、休憩をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時54分）

~~~~~

再 開（14時54分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは大枠2について質問をさせていただきます。

最初に村長に質問いたします。施政方針の子育てに強い中城の内容の中で産前産後、この中身からいろいろと長いので、少し抜粋して質問しますので、御理解をお願いします。全体的には一つ一つではなくて、情報ソーシャルネットワークに関しての構築等をどういうふうに考えているかという全体的なお話になりますので、御理解をお願いします。産前産後の不安を早急に把握し、心身のケアの実施、貧困問題への各種制度の活用、虐待問題の早期発見、家庭への

継続的訪問などの取り組み策の支援を確実に届ける体制を構築、行うというふうに要約ではあるのですが述べております。先ほど子育て世代、それから7歳から8歳の世帯数とかを聞かせてもらったのですが、子育て世代を世帯の対象で見た場合、村世帯の約22%以上に当たり、新たな課も設置されて、いよいよワンストップサービスの取り組みに期待が持たれると考えております。そのような世帯、特に若年層世帯に向けて、情報提供をどのように届けていくのか。あるいはどのような情報媒体やネットワーク手法で相手に情報を届けて、連携する医療機関とのネットワーク構築を描いているのか見解を伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

私の中では情報発信という意味だと思いますので、いろいろなツールがあるという話は頭の中では分かっているつもりですけれども、ぽつと浮かぶのはやはりもうホームページでの発信だとか、アナログ世代的な発想で申しわけないんですが、そういうことでしか今思い浮かびませんが、そういうことでしか今思い浮かびませんが、ただ若い世代の今のSNSも含めた情報については、我々も若い職員もおりますので、その辺で対応していけるのではないのかなとは思ってはおります。ただ、詳しいことは私のほうではまだ把握しきれておりません。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それではホームページの媒体の件ですが、企画課のほうで管理しておりますので、質問したいと思います。本村の行政情報がどのようにして村民に発信、広報されているのか、手段や媒体方法を。それと2番目に、情報発信掲載の方法と新着更新情報の頻度の多い担当課等があれば教えてください。それと直近のホームページの閲覧数とアクセス数を教えてください。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは御質問のまず行政情報の発信の方法ですが、現在、広報誌、防災無線、ホームページ等による広報を行っております。掲載の方法と頻度の多い担当課ということですが、まず掲載の方法については、各課から企画課へ原稿が提出されます。企画課のほうでは、誤字脱字などを確認し、随時掲載をしております。そして頻度についてですが、やはり事業の多い課が多くあり、教育委員会、福祉課、健康保険課が多いように感じられます。そして直近のユーザー数については、9万8,599名、アクセス数については16万2,878回となっています。以上です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 あと1点、これは福祉課長のほうに質問させてもらいます。

福祉課のネット情報発信の中に「すくすくなかぐすく」というのがあります。先日、村のネット情報を調べて分かったのですが、子育て世代に向けてのネット発信ですが、直近の閲覧数と同じようにユーザー数が分かりましたら教えてください。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

直近の令和元年現時点の数字としまして、ユーザー数が1万4,924件、アクセス数が5万5,405件でございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 この「すくすくなかぐすく」ですが、先ほど私もネットでダウンロードして、持って見させてもらっているのですが、いい情報で私は子供がいないのでなかなか活用できないですが、いい情報を提供しているのに福祉課単独の配信なのか、ちょっと気になるのですが、ホームページとまずはリンクさせることができないのか。それと村の情報ガイドの中で妊娠、出産、子育て、教育とは関連性がない情報ツールなのか、この2点を教えてください。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

ホームページとすくすくなくすくの双方からの展開、リンクづけにつきましては、抜け落ちでございまして、御指摘もありましたので、早速リンクづけをいたしました。御指摘ありがとうございます。ホームページの各施策との違いはあるのかという御質問ですが、同じ目的と内容を持っておりまして、ホームページのほうは情報量が多いことから子育て世帯の方々へピンポイントに情報を絞った見やすく分かりやすい御案内となっております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 ちょっと時間が余ないので、進めていきます。

一つだけ皆さん御理解をお願いします。LINEの営業マンではありませんので、御理解をお願いします。皆さんのお手元のほうにきょう本題のLINE@アプリの件に関して、資料をお渡ししていますけれども、先ほど質問の中で、事業の多い3課、生涯学習課、福祉課、健康保険課、まさにこれから新しくこども課のほうの分離になるのかなと思って、LINEユーザーがこちらにありますように、日本の人口のおよそ64%がLINE使っていると。LINEユーザーの属性に下のほうに性別、年齢等があり、男性が45.7%、女性が54.3%、年齢が10代から50代以上まで幅広く、使われているということで、このLINE@を先日、うるま市のほうにちょっと勉強しにいきました。無料でLINE@が使える地方自治体公共プランというのがありまして、まさに子育て世代とか、そういった方に情報提供が活用できるのではないかなと思って、今回資料を持ってきたのですけれども、まず東京のほうではこのLINE相談を実施しますということで、中高生限定教育相談とか、それといじめ問題について、こういうLINEやネットスマホで困ったらとか、生きるのがつ

らいと感じたらというLINEでやりとりをしている。これは東京都ですね。大阪府のほうでは、このLINEの中で児童虐待相談にLINE@を活用ということの事例です。うるま市のほうでは、基本的に広報を主体にやっているというふうに聞いております。沖縄県では12市町村が今これを採用して、このように情報を発信、あるいは子育て世帯の人とLINE@をやっているというような情報があります。先日、福祉課長と話をしたときに、LINEでやりとりをするとどうしても、わずらわしくなるのではないかというお話もでたのですが、いろいろなやり方がありまして、渋谷区のほうでは、このLINE@を活用して子育て世代のことを直接やりとりもできるような活用をしています。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時07分）

~~~~~

再 開（15時07分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 このLINEの発信活用がものすごく多くて、村政の情報発信、それから地域住民から必要としている情報をセグメント発信ができると。そして逆に地域住民からの情報提供をLINEで受け付けできる。そして、自動音声サービス、24時間情報提供、面談予約もLINEでできる。これはもう今、中城村が新聞にも上げている、ふるさと納税特設サイトへのLINEのログインも可能になるということで、LINEの活用事例がめざましく各公共団体で利用されているということになっておりまして、これも無料ということになっていますので、検討に値するのではないかなということで、今回提案させていただきます。この件に関しては、いろいろなやりとりがあるのですが、依然に、村長ともお話をしたと思うのですが、この通信に詳しい方をやはり配置して、今、村

の情報を発信しているけれど、いらないものは制御する。必要なものはどんどんいい情報を発信する。新庁舎に向かって、Wi-Fiも導入すると思いますので、その辺をぜひとも各課必要なところを相談してみて図ったらどうか、と提案いたします。ちょっと、休憩お願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時09分）

~~~~~

再 開（15時09分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 一番肝心な実際の情報提供のほうも、やりたかったところですけども、もう一つ中部広域移行もいっぱい勉強してきたのですが、村長とやり合おうと思っていたのですが、また別にやります。

一つだけ確認させてください。私のほうではこの中部広域に関しては、北中城村と一緒に歩調を合わせて、やはりちゃんとコンセンサス、意見の一致、合同形成、そういったものが完全になければ方向性が見失う可能性もあると思います。PDCAではないのですが、協議をちゃんと重ねて、それと住民との会話も重ねて、村長が焦ることなく確実にこの土地利用、そしてインフラ整備も後手にならないような計画を立てて、その取り組みをしっかりとってほしいと思います。

1点だけ質問させてもらいます。この協議は双方でやるものですから、それに対してのプロジェクト、あるいは予算を立てる計画はなさっているのかどうか、1点お願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

本議会と言いますか、この3月が終わり次第、両村長一緒になって、これからどういう形で持っていく方がいいのか。今議員がおっしゃる何らかの両村から職員を出してプロジェ

クトチームをつくった方がいいのかどうか、あるいは予算については当然、両村そこは一緒になってやっていくということはもう前に既に確認済みですので、予算の心配はそんなにしてはおりませんけれども、形として協議会方式にするのか、今みたいにプロジェクトチーム方式にするのか、それはもうこの3月終わって、トップ会談いたしますので、そこからまた皆さんにも情報提供をしながらやっていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 とにかく愛のあふれた見事なすばらしいまちづくりに向けて、私らも頑張っていきたいと思いますので、その辺も加味して協議していきましょう。以上です。

○議長 新垣博正 以上で、新垣 修議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（15時12分）

~~~~~

再 開（15時25分）

○議長 新垣博正 再開します。

本日の会議は16時までですが、渡嘉敷眞整議員の一般質問が残っておりますので、一般質問が終わるまで本会議を延長いたします。

続きまして、渡嘉敷眞整議員の一般質問を許します。

○3番 渡嘉敷眞整議員 皆さん、こんにちは。議長の許可をいただきましたので、3番渡嘉敷眞整、一般質問をさせていただきます。

大枠1番、会計年度任用職員制度の実施について伺います。会計年度任用職員制度の施行について。会計年度任用職員制度の導入に伴い必要とされる財源が確保される見込みとなっている。非常勤職員に期末手当の支給2.6月分、1,620億円。国としては交付する。中城村は幾らの交付金がありますか、伺いたいと思います。

次、1番、最適な職員構成の実現。住民の

ニーズに応える効果的かつ効率的な行政サービスを今後も安定的に提供していく最適な職員構成の実現が必要である。職務の内容、勤務形態等に応じて、任期の定めのない常勤職員いわゆる本採用の皆さん。任期付職員、そして会計年度任用職員等、それぞれ何人なのか伺います。

2番目、適切な勤務時間の設定。勤務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが重要である。財政上の制限を理由として、現在行っているフルタイムでの任用について、抑制を図ることは適正な任用・勤務条件の確保という「改正法の趣旨」に沿わないものである。任用職員の確保に問題が生ずるのではないかと思う。

3番、適切な給与決定。単に財政上の制約のみを理由として、期末手当の支給に制限を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬について抑制を図ることは、「改正法の趣旨」に沿わないものであること。

4番目に、不適切な「空白期間」の是正。

5番目に、適切な休暇等の設定。

6番目、適切な募集・任用の実施。

次、大枠2番目に、施政方針について。1、変化の著しい社会情勢に的確に対応できる職員を育成するため、中城村職員人材育成基本方針の見直しを行い、人事評価基準をリンクさせ、人事評価を通じたより効率的な人材育成が図られるシステム構築に取り組むとありますが、①中城村職員人材育成基本方針とはどういうものか。②その見直しとはどういうものか。③人事評価基準とはどういうものか。④人材育成が図られるシステム構築とはどういうものか。⑤官民人事交流の取り組みとは具体的にどういうものか伺います。

大枠2番、中城村職員実務研修について。県に職員を派遣して行われる実務研修、テーマ別研修、職員交流等により、職員の幅広い知識・政策形成手法の習得を図るとともに、県職員や

他市町村職員との人的ネットワークの構築ができ、研修終了後は中城村の大きな牽引役となる職員を育成できる。①これまでの経緯は何人でしょうか。②令和元年はどうして派遣しましたか。③今後の予定はありますか。

大枠3番、社会教育主事の配置について。社会教育法に社会教育主事の配置は必須事項だと定められています。早急に配置する考えはないか。あるいは、現在の職員の中から免許取得のために講座を受講させて資格取得を図ることはできないか伺います。

文教社会常任委員会で、決算審査に係る指摘事項として、平成29年度、社会教育主事の配置は法令上認められているが、ここ数年間不在になっており配置を指摘されている。早期の配置と資格保持者の育成を図るよう再度求める。というふうにあります。私が議員になったのが平成29年度決算書からですので、それ以後、ずっと決算、予算のたびに指摘をされております。以上、答弁よろしく申し上げます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは渡嘉敷眞整議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、大枠2番につきましては総務課のほうでお答えをいたします。大枠3番につきましては教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の大枠2番の職員の人材育成等について所見を述べさせていただきますけれども、議員御指摘のとおりでございます。人材育成職員のスキルアップ等を図るためにいろいろなことをやっていきたいと思っておりますし、また、県への派遣、あるいは国への派遣も含めて、できる限り職員の派遣を考えていきたいと思っておりますし、またこれまでも実施してきたつもりではございますが、ただ、年度によっては派遣のできない年度などもありますので、でき得る限り派遣をしていって、職員の

スキルアップにつなげていきたいなとそれが住民サービスの向上につながるものと信じて、それはやっていきたいなと思っております。詳細については、また担当課のほうで答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大卒3の社会教育主事についてですけれども、県のほうからも本村教育委員会を訪問して資格取得を進めるようにという要請がありました。令和2年度、職員の免許取得を進めていこうと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 会計年度任用職員の期末手当支給に係る財源の交付についてお答えいたします。

大城議員にも答弁しましたので、重複しますことを御了承ください。令和2年1月24日付、総務省自治財政局財政課発の事務連絡におきまして、会計年度任用職員制度施行に伴う期末手当の支給等に要する経費について、地方財政計画に1,738億円を計上し、地方交付税措置を講ずることとされております。しかし、現段階におきましては、基準財政需要額としての具体的な算定方法などが示されておきませんので、交付額については現在、不明でございます。

次に、最適な職員の構成の実現についてお答えいたします。会計年度任用職員を含む本村の職員構成につきましては、常に住民のニーズに的確に答えられるよう、また、行政サービスの向上が図られるよう職員の配置を考えなければなりません。あわせて、人事ヒアリングや当初予算ヒアリングなどを通じ、「最小の経費で最大の効果」という地方自治体の行政運営の基本理念も考慮し、配置をしております。令和2年度当初におきましては、任期の定めのない常勤職員は126名。任期付職員はおりません。会計年度任用職員は、213名分の予算措置がなされ

ております。

次に、適切な勤務時間の設定についてお答えいたします。会計年度任用職員の勤務時間につきましては、毎年、実施している人事ヒアリング等を通じ、これまでの非常勤職員等の任用のあり方や正規職員として行うべき業務等を総合的に判断し決定しております。

次に、適切な給与決定についてお答えいたします。給与等の基準につきましては、同種の職務の常勤職員との権衡を考慮し設定しております。

次に、不適切な空白期間の是正についてお答えいたします。不適切な空白期間とは、例えば、社会保険料等を負担しないことを目的に、再度の任用の際に、新たな任用と前の任用との間に一定の期間を設けるものでありますが、本村におきましては、そのような空白期間は設けておりません。

次に、適切な休暇等の設定についてお答えいたします。休暇等の設定については適切であると考えております。また一部の休暇については、労働基準法に定める最低限の基準及び、国の非常勤職員制度よりもより良い制度設計を行っております。例えば育児短時間休暇及び子の看護休暇につきましては、国においては無給の特別休暇ですが、本村における1丁目1番地の施策が「子ども子育て分野」であることに鑑み、本村で働く会計年度任用職員の子ども子育てについても支援する必要があると考え、有給の特別休暇としております。

次に、適切な募集、任用の実施についてお答えいたします。会計年度任用職員の募集については、村ホームページを通じ募集しております。また、一部の専門職については、ハローワークを通じ広く一般に募集をしております。任用につきましても、会計年度任用職員専用の任用申込書を準備するとともに、共通の採点票に基づく書類選考、必要に応じて面接を実施し、任用

を決定しております。

次に、大枠2から中城村人材育成基本方針について、①から⑤までを一括して答弁いたします。地方公共団体が、地方自治や新しい時代に的確に対応してくためには、みずからの責任において社会経済情勢の変化に柔軟、かつ、弾力的に対応できるよう体質を強化することが重要であり、そのためには、職員の資質のより一層の向上を図り、その有している可能性・能力を最大限に引き出していくことが重要であります。このような中、長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にしたのが人材育成基本方針でございます。本村の人材育成基本方針につきましては、平成19年に策定されており、時代の変化や自治体職員に求められる能力の変化等に伴い、令和2年度におきまして見直しを行いたいと考えております。

人事評価は、上司等の面談等を通じ、職員の能力開発を促進する重要なツールでございます。本村における人事評価の基準は、「中城村として期待する職員像」であります。全体の奉仕者としての強い意欲と情熱を持ち、かつ、地方分権時代にふさわしい進取の気概と柔軟な発想、創造性を持った人材であります。中城村として「期待する職員像」を人事評価を通じ効果的に人材育成ができる構造、システムを構築していきたいと考えております。

組織の活性化と人材育成は、重要であると考えております。民間企業への派遣や研修は、民間企業との交流のみならず、民間企業での経験や刺激が、本村の行政事務を遂行する上で、大変貴重なものになると考えております。本村におきましては、これまで社会福祉協議会への職員派遣や受け入れを行ってまいりました。今後におきましても、例えば観光協会あるいは他の民間企業への派遣・受け入れ等、官民人事交流について積極的に議論してまいりたいと考えて

おります。

次に、職員実務研修についてお答えいたします。住民に身近な基礎自治体である市町村は、地域の実態や実情を踏まえ、みずからの判断で地域の諸課題の解決に取り組むことが求められており、職員には、これらの課題の把握と対応能力が必要とされております。そのため、実務研修を通し、幅広い知識、政策形成能力の習得を図るとともに、人的ネットワークを構築できるよう、平成2年度から、職員を沖縄県並びに沖縄総合事務局へ市町村職員実務研修として派遣しております。これまでに県市町村課、都市計画課、農政経済課、南部国道事務所などへ、17名を派遣しております。令和元年度は、市町村課へ1名派遣しております。今後につきましては、職員の希望等も踏まえ、可能な限り、派遣したいと考えております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 では再質問させていただきます。

今、答弁いただきました、いうなれば本務職員、常勤職員ですね、126名。そして会計年度任用職員等が213名。これはフルタイムが19名、パートが194名ということでございます。この本務職員の126名というのは、多分増えているのではないかと思います。その増えた人数と理由。そして逆にパートタイムの任用職員が令和元年度は180名ぐらいというふうに聞いているつもりだったんですが、213名になっておりますので、この増えた理由を教えてください。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

本村におきましても人口の増加がありまして、さらに今年度でいえばこども課の設置等がございます。ですから必要とされる職員数がこれまでよりも増えてきているとそのように認識をしているところでございます。それから会計年度任用職員につきましては、去年が213名で、去

年の当初予算ベースでの人数です。令和2年度の会計年度任用職員としては217名分の予算措置をしているところでございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時45分）

~~~~~

再 開（15時46分）

○議長 新垣博正 再開します。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 大きな疑問があるのが、言っているのかどうか分かりませんが、私が役場職員でいるところは臨時というのは課に二、三名しかいなかったのに、なんでこんなに本務職員よりもこんなに増えたのかという、それは感じた部分でよろしいですが、どうしてこのように増え続けたのかというのをちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

非常勤職員が増えた要因につきましては、これは確か前々回のときの議会でも若干触れましたけれども、歴史資料図書館の開設に伴いまして、司書、また、発掘員、そういう非常勤職員が増えております。それから小中学校におきましては、特別支援員という支援員を配置しております。たしかそのときに資料館で40名ないし50名。特別支援員も40名ないし50名を配置していると。そういうことが増えた要因であると考えております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 それで先ほどちょっと申し上げましたけれども、多分、任用職員ですけれどもフルタイムとパートタイムがこの制度移行によって、19名と194名ですから、本来ならば臨時職員だった人はほぼ8時半から5時15分まで勤務している方であれば、フルタイムに移行すべきではないかと思うんですよ。国の方針としても改正法の趣旨に基づいて単に財政

上の制約を理由として、現在行っているフルタイムの任用について抑制を図ることは適正な任用勤務条件の確保ということに沿わないのではないかという。多分、国からも指導を受けていると思います、村は。パートタイムに全てではないかもしれませんが、そういう移したのかという、そこら辺の考え方をちょっとお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今回の地方公務員法及び地方自治法の一部改正につきましては、これまでの非常勤職員の任用のあり方が、各市町村まちまちであったと。そういうことがあったため、この任用について明確にするのが一番大きな目的でございます。例えば特別職の非常勤職員を臨時職員として雇うとか、そういうふうなところが各市町村がばらばらなやり方であったため、今回、この改正が行われております。

あわせて地方自治法の改正によって、会計年度任用職員に対する期末手当を支給することができるというような改正が主な改正の内容で、先ほど答弁しました改正の趣旨というのは、任用制度を明確にするというのが一番の大きな目的でございます。

それからこれまでフルタイムで任用していた方をパートタイムにするというふうなことですけれども、これを我々も人事ヒアリング等を通じ、フルタイムでなければならないのか、そういうところも検討してまいりました。その結果、やはりフルタイムで任用をしなければならない部分については、フルタイムで任用しているところでございます。これまでフルタイムであった職員だから、今後もフルタイムの会計年度任用職員にしなければならない、そのことは逆に適正な任用にはならないのではないかなというふうな認識もございます。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。



○3番 渡嘉敷眞整議員 方針と認識についてはちゃんとしたものだと思っておりますけれども、ただ、今までこの180名ほどの臨時職員がフルタイムで働きたいわけですね。それを時間を減らして、パートに変えるということは、ちょっといくなれば職場の中の本務職員とこの任用職員とのバランスというんでしょうかな、待遇も勤務時間もそうですけれども、そういうところがうまくかみ合わないところが出てくるのではないかと思ったりもします。ですから、できるだけいくなればこの最小の経費で最大の効果を上げるという地方自治の本年の目的がありますけれども、そういうところだけではなくて、自分たちの職場を自分たちで守るという立場でこの役場の職員同士がいくなれば表面には出てこなくても内心いがみ合うというような感じになってはいけけないので、そこら辺を不満が出ないような形のやり方はできないのかということをお尋ねします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

非常勤職員、それから本務職員を含めていがみ合うというようなことが起きるとは想定しておりません。それから適正な任用をしているつもりでございますので、そこで不満が出るということも我々は考えておりません。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 これは幾ら議論しても答えが出る問題ではないかなと思っています。もちろん財政的な面が大きくかかわってくると思いますので、そこら辺、今後とも運用しながらでも毎年毎年チェックをして、雰囲気的に言うならば職場環境が悪くなればどうしたらよくなるかという検討されて、いくなれば任用職員も本務職員も一致協力して村民に対するサービスが十分に発揮されるように今後とも検討していただきたいと思います。

次に、大枠2のほうに移ります。中城村の職

員人材育成基本方針、去年、平成19年制定したとあります。令和2年度にその見直しを図るというふうにあります。見直しを図るようなことが起きているのか、そこら辺よろしく願います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

具体的に何か起きているかというふうなことではございません。時代の変化あるいは自治体職員に求められる能力の変化等、平成19年に策定した当時とは段々違ってきているんだろうと思います。今の時代に合うような、育成方針に見直しを行いたいと、そういうことでございます。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 この中城村の職員人材育成基本方針というのをちょっとまだ読んでないので中身がよくわかりませんので、その資料をもしあれば資料提供を後でできるかどうかよろしく願います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

提供します。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 よろしく願います。それと人事評価基準とありますが、それも定められているのか、あるいは今まで人事評価をやってきたのがそこら辺、よろしく願います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、本村の人事評価基準というのは中城村として期待する職員像、そういうものが我々は人事評価の基準であると認識をしております。それから人事評価につきましては、平成29年から実施しております。平成29年につきましては、十分な評価には至りませんでした、徐々に精度を上げて、

今年度につきましては副村長面談まで予定をしているところでございます。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 よく理解していないので、村長面談まで行っているというお話ですけども、全員なさっているんですかね。村長、全員面談して評価していますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時59分）

~~~~~

再 開（15時59分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどの答弁に少し不足があったようです。平成29年度から人事評価を始めまして、平成30年度におきましては、係長が一般の職員の面談、評価を一次評価者として行っております。職員の二次評価者は課長であります。係長の評価は課長が一次評価者となり、副村長が二次評価者です。課長につきましては、副村長が一次評価者になります。村長が後ほど確認者というふうなことになります。副村長のほうで現在、各課長との面談を行っているところでございます。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 ⑤番目の官民人事交流の取り組みというふうにありますけれども、具体的に社会福祉協議会とは人事交流しました。あとは観光協会等の出向等を予定していますということと、あとは民間ですね。民間との人事交流もしたいということです。例えば接遇等においては特に銀行に行きますと、すぐ声をかけますよね。いらっしゃいませ、どういう要件ですかということです。そういう人事交流をすると公務員も役場の職員も、非常に接遇等がよくなるのではないかと。これはほんの一例ですけども、今感じましたので言います。ほかのいろいろな面においてもいろいろあ

るだろうと思いますので、民間との交流も視野にしているということです。具体的にどのようなことが挙げられますか、お願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

まだ令和2年度が始まっておりませんので、令和2年度からそういう議論を行っていききたいというふうなことで考えております。先ほどは例えばの話で観光協会への派遣、そういうものも考えられるのではないかとということで、答弁をいたしました。民間での経験というのはやはり渡嘉敷議員がおっしゃっているように、もちろん接遇についても我々はまだ学ばなければならない点が多々あるとは感じております。しかし、そういうこともありますけれども、やはり民間での経験というのをそういう接遇にとらわれることなく、物事の考え方であったり、あるいは民間の職場において経験したそういうものが刺激となって村の行政運営に役立てればいいのかというふうなことで考えています。令和2年度において検討してまいります。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 とてもいいことだと思っています。私の経験からすると、特にすばらしい先生がいらっしゃる時、よく多々見受けられるんですよ。そうするとこの人の履歴を聞いてみますと、やはり民間経験が大分あるというのは普通のすぐ大学を卒業して教員になった方と、民間を経験して教員になった方とはすぐ感じるぐらいの違いが出ています。ということです。民間を経験させることはとてもいいことだと思います。ぜひやってください。ただし、一例があるとするとも民間でもすばらしくてうちの会社で働いてくださいって離さないところもあるとは聞いていますので、そこら辺も考えながらぜひ頑張ってください。ありがとうございます。

次の大枠3番、社会教育主事の配置は必須な

んですよね。どうしても社会教育法に定めていますので、そういうことで先ほど教育長から県からも直接見えられて、配置をお願いされたようでございます。ということで、令和2年度の予算に研修派遣いうなれば社会教育主事の免許を取得させるための講座を受けさせるということで、ようやく動いてくれたとその点については高く評価します。ただし、今、村長部局にも1名いるようですけれども、所持者が。人事異動でいなくなるというなれば設置義務があるのにいなくなると。そうすると一人だけだったらこの人はずっと動かせないというふうになりますので、人事異動がスムーズにいくようにその免許については職員から募集して希望者がいれば受講させて資格を取らせると、そうすればいつでも人事異動がスムーズにいくのではないかと思います。社会教育主事についてはひとつよろしくをお願いします。

あと教育委員会については、社会教育主事だけではないんですよ、実際。何が必要かといったら、図書館行けば図書館司書の免許が必要だと。そしてあとは文化財関係とか、専門員の免許が必要だというのがありますから、計画的に今、定年でやめられて新採用とかありますので、その計画的にこういう免許所持者を採用しましょうということをやっていけばそれもクリアするのではないかな。あるいは講習を受けさせるだけで取得ができる場所は講習を受けさせると。専門員は大学に行って2年もかかりませんから、すぐ取れるというものでないと思いますので、所持者がいますので、そのそういう免許所持者を採用するというのもよろしくをお願いします。教育委員会と村長部局、よく相談いただければありがたいと思います。特に感心を受けたのが幼稚園の教頭は結局、保母さんとは幼稚園教諭免許と保母資格というのは常に持っているのがほとんどですので、それを人事交流がすぐできるようになっているということは非

常にいいことかなと思っています。ただし、小学校、中学校でしたら教頭についてはそれなりに厳しい制限があると思います。教育長よく御存じだと思いますので、普通だったら教頭45歳以上とか、あるいはいろいろな資格があるときは43歳から受験できるとかありますので、いうなればそれだけの重要なポストを担っていくわけですので、それだけの経験をされた方が教頭になるべきだろうというふうに考えていますので、そこら辺も含めて人事については検討をよろしくをお願いします。

総務課長でよろしいですので、この資格取得等についての方針といたしますか、今後ともお願いしたいんですが、どうでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（16時10分）

~~~~~

再 開（16時10分）

○議長 新垣博正 再開します。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 社会教育主事の免許についてということで限定されていますので、令和2年度1人受講させて、資格者が出てきます。その1人だけでは足りませんので、人事異動等をするとき。それで3年度も4年度も受講させて資格者を育てるようにお願いしたいと思います。総務課のほうはどんなでしょうか。今後の計画もよろしくをお願いします。どんなでしょうかね。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではただいまの御質問にお答えいたします。

御指摘、御指導のあったように理想でありましたら毎年お一人ずつなど要望がありましたらそういった研修への派遣もやっていければと担当課としても思います。ただし、実際沖縄県内で実施する講習会については約40日を要します。担当課としては例えば生涯学習課に社会教育主

事を基本的には配置していくものだと考えております。例えば今の総務課の中で希望する方がいるとした場合、総務課の中でその40日間ある職員がいなくなるとか、そういった事案もございいますので、一概に全てを募集していった増やしていくというところは厳しいところも出てくるんだろうと考えられるのは生涯学習課、今4係あります。その中で現実的に定期異動なり、そういったところはいろいろ人事の中ではあると思いますが、先ほど総務課長から答弁のあったように人事ヒアリング等を通して生涯学習課としてそういった社会教育主事が欠けないような体制をどういった方向で持っていくかも課内で議論し、ましては一概に正職員だけではなくて、今回、会計年度任用職員等の部分もありますが、特別非常勤職員として昔でいえば嘱託等を含めた部分での職員を採用する方法もございしますし、いろいろな方法で社会教育主事が欠けないようなことを考えてまいります。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 以上で質問を終わりますけれども、頑張ってください。

○議長 新垣博正 以上で、渡嘉敷眞整議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦勞さまでした。

散 会（16時13分）

# 令和2年第2回中城村議会定例会（第17日目）

|                                |                 |                     |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和2年3月3日（火）     |                     |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和2年3月19日（午前10時00分） |                      |         |
|                                | 散 会             | 令和2年3月19日（午後3時22分）  |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                  | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                 | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 渡嘉敷 眞 整             | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 欠 席                 | 13 番                 | 欠 員     |
|                                | 6 番             | 石 原 昌 雄             | 14 番                 | 伊 佐 則 勝 |
|                                | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                 | 新 垣 博 正 |
| 欠 席 議 員                        | 5 番             | 桃 原 清               |                      |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 12 番            | 金 城 章               | 14 番                 | 伊 佐 則 勝 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 新 垣 親 裕             | 議 事 係 長              | 我 謝 慎太郎 |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 都市建設課長               | 仲 松 範 三 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 知 名 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏 |
|                                | 住民生活課長          | 義 間 清               | 教育総務課長               | 比 嘉 保   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 荷川取 次 枝             | 生涯学習課長               | 稲 嶺 盛 昌 |
|                                | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 教 育 総 務 課 幹<br>主     | 稲 嶺 盛 久 |
|                                | 福 祉 課 長         | 金 城 勉               |                      |         |
|                                | 健康保険課長          | 仲 村 盛 和             |                      |         |

議 事 日 程 第 6 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1. 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、新垣善功議員の一般質問を許します。

○15番 新垣善功議員 おはようございます。議長の許可が出ましたので、通告書に基づきまして質問をいたします。

まず1点目、農業ビジョン推進の取り組みはどうなっているか。本年度から農業振興ビジョンに基づいて農業振興が推進されていきますが、実施計画はどのようになっているか。施政方針の中でも今後10年をかけてビジョンから実現に向けて取り組んでいくとのことですが、職員体制、予算はどうなっているか。

2点目、世界遺産中城城跡のライトアップについて。(1) 現在の世界遺産中城城跡の西側の城壁は雑木・雑草等は伐採されて石垣が映えているが、東側の城壁の石垣は雑木・雑草等が生えて、さらに旧動物公園跡は大木が生えて石垣が見えにくくなっているため石垣の雑木・雑草等を伐採し、旧動物園跡の大木等は剪定して、城壁の石垣が見えるようにしてライトアップしたら石垣がすばらしく映えてくるのでは。そこで伐採・剪定する考えはないか。

3点目、県立普天間高校の誘致について。県は米軍基地開放跡の西普天間地区に普天間高校を移転する計画を進めてきましたが、地主の同意が得られず断念しました。この機会に普天間高校を本村に誘致する考えはないのかどうか。

4点目、中部広域都市計画区域への移行について。(1) 昨年8月23日の那覇広域都市計画区域における県の協議会において中部広域都市計画区域への移行を要望したが、その後の進捗状況と見通しは。(2) 昨年からの行政懇談会での説明では、土地活用の自由が制限されてい

る那覇広域都市計画区域から、自由な土地活用ができる中部広域都市計画区域への移行を強調し、メリットはあってもデメリットはなく懸案事項はあるとのことですが、その懸案事項については丁寧な説明をすべきではないか。懸案事項について説明を求めます。(3) 地域懇談会での説明のみで村民の総意は得られたものとの考えなのか。今後、中部広域に向けた議会・村民との協議をする考えはあるかないか伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては産業振興課、大枠2番、3番につきましては教育委員会、大枠4番につきましては私のほうでお答えをさせていただきますけれども、御質問の1番のその後の進捗と見通しということですが、この議会でもいろいろお話をさせていただきましたが、議会終了後、北中城村と協議に入っていきます。歩調を合わせて、そして次年度に向けてどういったまちづくりをしていくのかというのを県と協議をしながら提示をしていきたいと思っております。

2番につきましては、メリット、デメリット、これも今議会でもお話しさせていただいておりますが、私としましてはデメリットはないと断言をしております。あるとすれば懸念される懸案事項ということで乱開発にしろ、好きなところに好きなように建てられるのではないかと懸念がありましたけれども、それもまちづくりは我々の手でやっていけるわけですから、我々の手で懸念される事項を払拭していけばいいのではないかと考えております。

3番目については、地域懇談会でのことですが、今現在でできる限りの民意総意は得られたものと思っております。21集落全てを回らせていただきました。その中で特にこの件については「反対だ、やめてくれ」という話を

聞いたことはございません。これも議会でお話ししましたけれども、慌てずゆっくり、「村長一人突っ走ってはくれるなよ」という、非常に私を心配していただける意見はございましたけれども、今現在でき得る限りでの民意総意は確かめられたものだと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。大枠2の中城城跡の城壁の件については、生涯学習課長のほうから答えさせます。

大枠3の普天間高等学校の誘致に関しては、実は三役会でも何度か話題に上がったことがあります。今後は県教育庁のほうから中城村への移転の要望等があったときには検討することになるかと思っています。以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 大枠1の農業ビジョン推進の取り組みについてお答えします。

(1)について。令和2年度において農業振興ビジョンに掲げているさまざまな施策のうち、まず今後3年間で実施する事業の実施計画と工程表を作成し、予算の確保に努めてまいります。

(2)について。令和2年度の産業振興課の職員構成は、正職員7名に加えまして営農指導員1名と営農指導員補助員1名の計9名体制となります。農業振興ビジョンは農政係を主体として実施いたしますが、ハウスなどの農業施設整備や農水産物加工品開発等の業務は他の係にも関連しますので、全課を挙げて取り組んでまいります。予算につきましては、これから作成する実施計画に合わせ、補助事業などの導入を目指し確保していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは新垣善功議員御質問の大枠2の中城城跡城壁の伐採・剪

定についてお答えいたします。

前回の伐採は平成25年度に行われております。城跡の保全、景観の面からも定期的な作業が必要と考えております。現在、公園内内側の城壁の伐採・剪定は行っておりますが、特に東側につきましては、城壁が高く、足場も不安定なため、専門の業者でなければ作業が厳しいということ聞いております。予算を含め、これから中城城跡共同管理協議会とも協議しながら、ぜひ実施していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それでは順序よく行きましょう。

村長、これは課長の答弁は欲しくないんですよ。これはビジョンをつくった責任者として職員の体制、この前の人事異動の内示を見たら全く増員もされていない状況です。そして、一般会計の予算を見た場合は、農業振興に対する予算が前年どおりだと。それでそのビジョンが達成できるかどうかです。今、課長は来年度始まって、それから実施計画をつくって、予算を組んでいくということを答弁していますけれども、これでいいのですか。私はそういうビジョンをやる場合、初年度は大事な年だと思うんです。スタートが大事だと思うんです。そういう意味でも私は専門的職員を2人ぐらいはふやして、そして予算もつけてやらないと、このビジョンの目標達成は果たしてできるか。私は大変疑問に思っています。その意味でも予算をつけてちゃんとやるということであります。そしてこの中城村の農業振興についても、きのう、おとといの議員からもありましたように、もう農業は衰退していつていると言っても過言ではないと思います。それを、活性化に持っていくためにこのビジョンをつくったんだから、それを早目に職員を配置して予算もつけてやるべきだと思いますが、それについて村長は今後どう考えているか、村長の考えを伺います。



○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

我々行政、特に私、行政を預かる者としてしまし  
ては、それはもう全ての村民サービスにつながる  
ものの職員の増員もやっていきたいですし、  
予算もつけていきたい。これは同じでございま  
して、私としてはもちろん、その全体を見なが  
らでしか職員の配置と予算の確保はできません  
ので、議員は農業委員会も見てこられて、確か  
にそういう農業に対する思いも私のほうには伝  
わってはまいりますけれども、今でき得る限り  
の人員と、そして予算についてはこれから、こ  
れは国策でもありますから、国との協議や県と  
協議しながら、それから予算についてはまたつ  
けていくことは十分可能だと思いますが、考え  
られるだけのその人員は、もう総体的でしか配  
置はできませんので、その辺の御理解をいただ  
きたいと思います。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 今の答弁の中で、国  
の補助金、あるいは県の補助金を頼っているよ  
うな感じを受けましたけれども、私が今訴えて  
いるのは、単費でこれはやらないと補助金を当  
てにしていたらこのビジョンは私は達成できな  
いと思います。中城村独自の単費でやると、あ  
るいは補助金があれば、もらえるのだったらそ  
れを活用しながら、またそれに単費を加算して  
推進していかなければならないと思っています。  
ひとつ、隣接である読谷村とか県内を実際に見  
てもらって、どのように各隣接市町村は農業振  
興に取り組んでいるか。特に読谷村は財政の規  
模も全然違うと思うんですけども、そういう  
のを見てひとつ勉強して、中城村の農業振興に  
取り組んでいただいて、このビジョンを達成す  
るよう努めていただきたいと思います。これ  
については以上で終わります。

2点目、世界遺産の中城城跡のライトアップ  
についてですが、これはたしか産業振興課長の

ところにはライトアップの計画書は、ちゃんと  
前の企業立地・観光推進課で平成25年ごろに作  
成して、一週間ぐらいはテストをやったようで  
す。その後は何もないようですね。だから今、  
マッピング1つではなくて、そういうものにつ  
ぎ込んでライトアップの機材を整備して行って、  
そしてさっき言ったように東側の伐採・剪定を  
して、これは毎日やるとその経費、電気料とか  
いろいろかかるとは思いますけれども、ある期間、  
あるいは期間を年に何回か決めてライトアップ  
すれば、国道329号からも見えて非常に村民と  
しての誇りもあると思います。今は東側からは  
城壁は見えないですよ。しかし西側はきれいに  
見えています。確かに今の作業員では無理かも  
しれません。しかしこれは毎年じゃなくて、定  
期的に業者を頼んで伐採じゃなくて剪定ですか  
らね。そして城壁はあのようにして雑草とか、  
あるいは雑木が生えたら余計石垣が崩れてくる。  
根っこを張ってね。それは前からよく言われて  
いると思いますよ。保存する意味でも伐採、あ  
るいは剪定をすべきじゃないかと。そしてあ  
の下の昔の動物園跡というのは、ある意味ではき  
れいに清掃すれば、いろいろな動植物の観察を  
しながら、散策できる。昔は向こうには小さい  
動物もいましたから、子供たちの散策、あるい  
は学校でも散策をしながら子供たちの教育にも  
役立つと思います。

それで、生涯学習課長に尋ねますけれども、  
これは文化庁との調整はできていますか。これ  
は前の議員からも何度かありましたけれども、  
一向に進まない。皆さん方が答弁の中で言うの  
は、結局は文化庁の許可を得ないといけないと  
かで、文化庁に申請したら許可をもらえるのか  
どうか。ここまで文化庁と調整しなくてははいけ  
ない問題なのか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではお答えい  
たします。

私も含め担当の係長、担当に確認し、これまでも例えば中城まつりであったり、マッピングとか、その時々に応じて届出を出して許可を得ているということで、議員御提案の期日を決めて、この部分だけで照明を照らすとか、ライトアップをするということは、届出の範囲で私の中では大丈夫だと、これまでも祭り、行事等では行ってきております。ただし、固定したライトアップ等になってくるとどうなのかというのは、これから担当も含め今私も投げているところではあるんですが、今後北中城村との協議もどうしても必要になってくるところがあるかと思えます。そこも含め文化庁のみならず北中城村も含めしっかり議論して、将来的なライトアップができるようなものがつくればいいのかと考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 課長、これは剪定とか伐採、こういうものも文化庁の許可を得ないといけないのかどうか。そして、平成25年にそういうライトアップ計画書をつくって、企業立地観光課で一週間程度実験的にやったという話は聞いていますけれども、これを共同管理組合というのは収益がありますよね。何千万円、2,000万円幾らかありますよね。中城城跡共同管理協議会で得た利益は一般会計に入れる前に、世界遺産の中城城跡のライトアップとかに使っていくと。それで不足する場合に、共同管理協議会で協議して少しずつお互いに助成金、補助金を出していくという方法で考えられないものか。今、中城村と北中城村の共同管理で得た利益は、一旦は9対1で一般会計に入れてありますよね。これを向こうで独立採算性でもって、そこで使うと。その城で得た利益は。整備とかいろいろなもの、祭りとかライトアップとかいろいろなものがあると思うんですよ。それができないかどうか。これは村長の考えを。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

制度的なことは私も詳しくはないんですが、今言ったように9対1でそれぞれ一般会計に戻していますけれども、それをプールするということは可能なかどうかはちょっとわかりませんが、考え方としては議員と全く同じでございます。自己財源を使ってでもといいますか、城跡に限って言いますと、補助金等もいろいろな形がございますので、それがなかったとしても今のお話などは、特にことは20周年等も控えておりますし、そういう意味でも非常にインパクトのある話だと思いますので、今おっしゃるような形にできるかどうかはわかりませんが、今議員がおっしゃるようなライトアップ作戦的なものはやっていきたいと思っています。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 村長、これ9対1という、なぜ9対1になったかは村長も御存じではないですか。これは合併問題が破綻したときに、9対1と。その前は五分五分だったんですよ。しかし、あの合併は20何年前ですか。十四、五年前に合併問題が破綻したものだから、ちょっとお互い議員が感情的になってしまつて9対1と、属地主義で今は9対1であるわけです。しかしあれは世界遺産ですので、そういう場で得た利益はそこに投入していくと。ある意味では補助金を出した分は返してもらって、今、利益を得ているその利益をここに使おうという方法で北中城村の村長とも協議すれば、これはできないことはないと思いますので、ひとつその件を検討してください。

そして課長、スピード感を持って、20周年であれば早目に一括交付金も活用できないかどうか。マッピングだけではなくて、そういうものにして、器具を買って10年も使えるような保管をしていけば、もっと世界遺産である中城城跡への観覧者もふえてくるのではないかと思いますので、ただ、旧態依然のやり方ではなくて、

ちょっと検証もしながらどうしたら観光客をたくさんここに呼び込めるかは、ひとつ頭を使ってくださいね。知恵を出してやってください。以上です。

それと3番目、教育長の今の答弁の中で、県の教育長から話があったら検討するという答弁ですよね。それでいいんですか。逆にこっちからアプローチしていく考えはないのかどうか。それも村長もそうですけれども、待っていたんじゃないだめですよ。みずから行って、もう宜野湾市がだめだったら中城村に持ってきてくれなにかと。これは村長も要請活動をすべきじゃないの。教育長も。向こうが中城村どうですかと待っていてできるんですか。こういう県の公共施設を誘致することによって、この周辺が活性化あるいはいろいろな整備ができると思うんですよ。それが今、消防学校が来ていますよね。あれも何十年前かな。比嘉さんが労働商工部長のときに、消防学校を持ってきましたけれども、あの付近も要請してあの道路の拡張とか、あの周辺の整備、消防学校は県の施設ですから、その辺を県に要請して整備する、ハード面も整備させていくという要請をしたかどうかです。こういうのをチャンスと捉えて私はやるべきだと思うんだけど、村長、その辺、村長と教育長の考え、待っていていいのかどうか。挑戦して、できなければできないでいいんじゃないの。まず挑戦してやってみる。そういう努力が私はちょっと欠けているような気がしてなりません。村長と教育長の考えを。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

気持ちはもう全く議員と同じ気持ちでございます。私の母校でもありますし、実は先ほど冒頭で教育長が三役会でもこういう話が出ましたということの話があったのは、我々が積極的に動けるような案件ではないということでございます。というのは、やはり宜野湾市の立場だと

か、西普天間への移転が完全に頓挫して、あれはもう宜野湾市の城下町構想とも絡んでまいりますので、そういった根回し的なといいますか、いろいろな方々の話を聞いて、その上で一番いいものが中城からの積極的な誘致もやぶさかではないということになれば、それは気持ちは普天間高校が中城に来ていただければ、これは非常に中城にとってはいいことでありますけれども、そうでないことも考えなくちゃいけないということは議員も御理解いただきたいと思います。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 基本的に県立学校の件でございます。県庁の総務課のほうで、県立高等学校編成整備計画を平成24年から令和3年までの計画が今実施されているところです。その後についてはこれから話し合いが行われると思いますけれども、小規模校の統合であったりとか、本部高校を北山とか名護とか、あるいは伊良部高校の廃校だったりとか、そういう形で今、県のほうで進めているもので、基本的にはやはり県立学校教育課のほうから連絡、要望等があったら、教育委員会としては検討するという立場なのかなというふうに捉えています。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 村長の答弁に対する2度目の質問をしますけれども、宜野湾市と話さないとできないという話でありますけれども、立場じゃなくて、これは宜野湾市長に面談をしてそういう申し入れをしてもいいんじゃないですか。私のつかんだ情報では、ここは門前町構想がありますよね。そして、普天間高校の裏手の住宅街がありますね。向こうも道が狭いということで、宜野湾市ではそこの整備をしたいということで、言葉は悪いんだけど、普天間高校がちょっと邪魔になっていると、そういう話もあるんです。やらないで村長の考えを言うんじゃないくて、やってみてできなければいいんで

すよ。私はできると思う。宜野湾市は次は普天間基地が開放した後だということもあると思うんだけど、しかし、普天間基地の開放というのは、私はあと二、三十年はかかると思う。村長も同じ考えだと思うんですよ。すぐ、10年後に開放されるとは私は考えていません。そういう中でチャンスじゃないかと思うんです。宜野湾市は土地がないんですよ。中城は探せばどこもあるんじゃないですか。そして中城村は中部で唯一高校のない市町村ですよ。北中城もあるし西原もある。中部はほとんどあるんです。嘉手納、具志川。ないところは中城村だけなんです。そういうことから、ひとつ村長も積極的に要請は進めていただきたい。いいものは、教育長も本部高校とか久米島高校の話をしているんじゃないんですよ。合併の話じゃないんですよ。これは誘致するかしないかですよ。村長と一緒にやればいいことです。私が言わんとしていることを理解していないような雰囲気なんです、こういうのは別に遠慮する必要はないと思うんですよ、自治体は。積極的に誘致に動くべきだと思います。

これは本来なら、今普天間高校を一つの例として質問していますけれども、いろいろな県の施設を中城に誘致する活動もやってほしい。これは副村長も一緒になって、もし村長ができなければ副村長が代理で行って、県はいろいろな公共施設の建設予定があると思うんですよ。前の比嘉副村長のときは、防災センターの話もありましたよ。これも話をしたら、普天間飛行場が開放されたところにつくるといような言い方をしていたものだから、であるならば、昔に村民の森構想もありましたよね。皆さん方わかりますでしょう。そしてファイヤーパークの話もありましたよ。こういうのを積極的に誘致すれば、中城村の活性化は進んでいくと思うんですよ。そういう意味でひとつ待っているのではなくて、ここから積極的に行くと。そしていろ

いろな県の情報もとると。各課長は県が今何をしようとしているのか、ちゃんと県の計画も入手して、情報収集して、そしてこれを中城に持ってきたらどうなるかということを検討していただきたい。ひとつ、各課長も村長や教育長を補佐する立場として、ぜひその件は肝に銘じていただきたいと思います。この普天間高校の誘致についてはこれで終わります。

次、4番目の中部広域の移行についてです。これはきのうもおととも村長の話を書きました。ただ言えることは、村民が村長の自由に使えるということを誤解している向きもあるんですよ。だから、ただ行政懇談会の中での説明だけで私はどうかなと。それは議会にも、確かに一般質問で議員の皆さん方は十何名ぐらいはこの説明の中で聞いていますけれども、もっともっと深いいろいろな忌憚のない話をしながら協議をして、その中部広域移行への話し合いをすればいいんですけれども、もう県に要請してしまって、その後でしょう。本来だったら逆だと思うんですよ。議会や村民との話し合い、協議をして、そこで総意を得て意思の合意形成をして県のほうに行くと。そしてもし、これができなければ、村長のよく言われる村民大会を開いてでも要求していくぐらいの気構えが必要じゃないかと思いますけれども、しかし今は逆になってしまっていますね。やってからまた村民にこの情報がおりに。下から話し合っ上に行くという手法に、行政運営を変えていただきたいと。いいことかもしれないけれども、やはりお互いのプロセスを大事にしてほしいと思います。村民や議会をないがしろにしないように。

懸案事項については、どういうのがありますか。今問題になっている場外車券売り場ですか、地域が同意すれば村長は認めるというニュアンスで私は理解しているけれども、やはりそういう中部広域に行く場合は自由に使えるから、も

う同意が得られればいいと。業者は同意を得るためにあらゆる手段を使ってくると思うんですよ。村長も不動産の関係でやって、その土地交渉をする場合には、彼らには軍資金がありますから色々な手を使ってくると思うんですよ。それでいいのかどうかですね。それと、これは企画課長かな、向こうは吉の浦火力発電所を誘致した際に、産業高度化地域指定しましたよね。産業高度化地域指定、これは担当誰ですか。今、話のある場外券売り場、これも該当するかどうか。産業高度化に入るかどうかですよ。向こうは準工業地帯ですよ。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（１０時３６分）

~~~~~

再 開（１０時３６分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

今おっしゃっている場外券売り場の場所がまだはっきりわからないものですから、答弁ができないということでございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（１０時３８分）

~~~~~

再 開（１０時３８分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

この件については、確定な答弁ができかねますので、また調べてお答えします。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○１５番 新垣善功議員 ひとつ課長、研究してみてください。産業高度化に入るのかどうか。

これはなぜ言うかという、村長は例の太陽光充電の際の答弁の中で、上位法が優先するという話、答弁をしていますのでね。そしてまた墓地については、住民の７割以上の同意があれば許可したとしていますけれども、これは、上位法の問題とか、そういう絡みがないかどうかです。その辺、研究して後で報告してください。

村長、この中部広域の移行について、これでいいのかどうか。私は村民の総意はまだまだ十分にはとれていないと考えているんです。将来の中城はどのようなまちづくりをしようとしているのか。その辺をひとつお尋ねいたします。将来どのように、村長の住みたい、住み続けたい、住みよい中城と言っていますけれども、人口がふえることによってコミュニティーが若干崩れてくると思うんです。それで提案ですけれども、南上原区画整理事業はもう終わりましたよね。もともとの住んでいた南上原の区民に対して、アンケート調査して、この土地区画整理して今のようにやって、本当に住みよい地域になったかどうかアンケートをとる考えはないかどうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

アンケートをとるかどう、できないことはないと思いますけれども、その必要性を感じていないというのが正直な話です。今の南上原でもともとからいらっしゃる方々と新しく来た方々ですばらしい地域になっているとしか見えませんので、そこを区画整理やらなかったほうがよかったという方が果たして、そういうことをおっしゃっていると思うんですけれども。

○１５番 新垣善功議員 そうは言っていない。こういうまちづくりをやって、あんなまちでいいのかということです。

○村長 浜田京介 あんなまちということは、結果がそれが悪かったということもあるという話ですよ。だから私の感覚の中では、また地

域の方々と話す機会の中でも、一度たりともそういう話を聞いたことがないものですから、ですからアンケートを今からとるということについての価値を見出せないというのが私の正直なところでございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 村長は聞いたことがないと言うんだけど、聞くような方法をとってもらえませんか。あなたの答弁を聞きますと、いつも村長にはいいことしか来ないというようなイメージがあるんですよ。だから、行政懇談会の中でもこの中部広域に移行することについて賛成する方はいるかもしれないけれども、反対していることを黙っているんですよ。それが村民性なんですね。言う勇気がない。堂々と言ってほしいんだけど、これがない。だからこういう聞こえない声をどう聞くかですよ。声なき声をどう聞くかですよ。言った人だけの意見を聞くんじゃなくて、黙っている人たちは何を考えているかはどう聞き出すかですよ。それと、こういう誤解がありますから、行政懇談会だけじゃなくて、やはりこの中部広域移行についての特化した話し合い、あるいは議論を進めていくべきだと思うんですよ。議会もこの場でしか質問もできないと。お互いに行政と議会を交えて意見交換、議論すべきじゃないかと思うんですね。前の議会でも言いましたけれども、村長は行政だけでまちづくりができると思っているんですか。やはり議会や住民、そして行政、三者一体が共同でないとまちづくりはできないと思うんですよ。ぜひ、この中部広域への移行についてはもうちょっと丁寧に、こうなったらこうなると、懸案事項についても具体的に説明していただいて、村民の理解、納得を得るようなことをしないと、後で後悔しないかなと。きょうの新聞を見たらもう地価も上がっている。今は下地区でも坪20万円ですよ、家がつくれるところ。もう20万円では中城村民は

買えないですよ。それは村外からどんどん入ってきますよ。そういう意味でも十分村民の声を聞いていただきたい。黙っている人の声をどう聞くかですよ。そういうことで、村長この中部広域に移行することについてまだ時間ありますよね、あと二、三年は時間があると思いますから、丁寧にお互い議論していく考えはないかどうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

議員と感覚の違いなのかわかりませんが、私は同じ肌感覚を持っていると思っていますけれども、この議会でも言いましたけれども、私も議員になってから、それ以前からもそうですけれども、やはり住民の声は今の住宅が建てられない、土地が自由に使えないというのはずっともう肌で感じてきて、そして重ねて言いますけれども、この件につきましては、私が、「よし、これをやるから皆さんついてきてくれ」というものではないですよ。私の中では、住民に突き動かされたという感覚を持っていますよ。今がチャンスだと思って私は中部広域、例えば方法はありましたよ。その区分区域の話の中で、我々の調整区域をもっと率を下げてください、92%ある調整区域を那覇広域の中で下げてくださいという、この選択肢もありましたよ。しかし、住民の声を聞いた中では、住民から突き動かされたという私の思いの中では、これを抜本的にといいますか、ダイナミックに変えて、そして自分たちでまちづくりができるというところを持っていってほしいというのが私にはいいのではないかと。ことでずっとこの話をして、そしてあえて言わせていただきますけれども、この中部広域への移行についての発信はかなり高い発信力を持っていると思いますよ。昨日もRBCで取り上げていただきましたし、その都度その都度、タイムス、新報、そしてもちろん議会、たくさんの発信という意味ではたくさんの情報が行っている

はずなんですね。その中で議員は声なき声に耳を傾けてくれというのは、私がこれを絶対にやるからということで懇談会でも話をしたわけではございません。このほうがいいんじゃないかという選択肢の中でとられた方法でございますので、だからその辺は、恐らく議員も私はずっといろいろな方々から聞いて住宅の選択制、土地の選択制については肌で感じていると思っておりますので、その辺はお互いが一致協力しながら、もちろん議会への説明がまだ足りないのであれば丁寧に丁寧にやらせていただきますし、住民の方々にも足りないのであればもちろんこれからやらせていただきますけれども、ただ、あえて何かを隠すようなものでもないというのは御理解をいただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 村長にはそういう、村長に賛成する考えに賛同する声が入ってきていると思うんですけども、私のほうには、上等ヤサという人もいますよ。しかし説明したら、「エー、アンルヤンナー」という人がいるんですよ。私の周囲には、村長が行政懇談会で説明したことについて誤解をしています。すぐあちこちで家がつくれるというような感覚なんですね。だから丁寧に説明をして、建築基準法とか農地法とか農振法とかありますから、そういうのも説明してやらないと、もう土地改良区でも家がつくれるというような考えなんです。私は、それは違いますという説明をしているんですよ。そんなに今とは変わらないはずということを説明しているわけです。別に反対とか賛成じゃない。ちゃんと説明しておかないといけないと思うんです。そういうことでひとつ、議会との、あるいは住民との話し合いを持っていただけないかどうか。村長、もう1回。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

議会でも何度も答弁させていただいています

けれども、その時期を見ながら、そして今議員がおっしゃるように、誤解なさっている方がいるのであれば、遠慮なく私のほうに、村長室はいつもあいていますし、また議員のもとに私が行っても構いませんよ。こういう人もいますんだよということであれば足を運んで私の考えを聞いてもらうだとか、あるいは法律的な話もさせていただく機会は十分に設けられるつもりですし、また、議員がおっしゃるように議会、そして住民への説明会がまだまだ足りないというのであれば、我々もしっかりそれは受けとめてそれをやっていこうと思います。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これはもう足りないと思いますので、非常に時間と手間暇がかかると思いますけれども、改めて要望いたします。ひとつ住民との話し合いを我々議会にも話し合いをして、お互いにいいむらづくりをしていこうではないかと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

それと最後に、課長は上司に対して、言える勇気を持ってほしい。そして上司は聞く心を持ってほしい。そういう職場づくりをしていただきたい。部下の意見もちゃんと聞けるような状況をつくれればもっとすばらしい、風通しのいい職場になると思っておりますので、その辺を要望いたしまして、終わります。

○議長 新垣博正 以上で、新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時52分）

~~~~~

再 開（11時02分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。

○6番 石原昌雄議員 皆さん、おはようございます。議席番号6番、石原昌雄、一般質問を

します。質問の前に少しだけ。令和2年度の定期の人事異動の内示があって、何名かの課長が異動となります。今議会では新年度の予算と事業計画が提案されたが、しっかり次の担当に引き継いで、後任の方も頑張ってもらいたいと希望をしておきます。あわせて関係課の職員も、今回の一般質問などの出された提案事項、あるいは指摘事項を共有してもらって、職員とともに多くの事業が完結することを目指してほしいと思います。また、こども課が今回新設されますが、子育て中の多くの村民の期待に邁進してほしいと思います。

それでは通告書に沿って、大枠1番、護佐丸バスの運行拡大とスクールバスについて。護佐丸バスは本格運行から5年目を迎えていますが、村内における公共交通はまだまだ厳しい状況にあります。そこで、幾つかの質問をします。①まず初めに、村内イベントも多くなり、土曜日、日曜日の運行をしてほしいとの声があるが、運行拡大はできるか。②役場庁舎も移転しますが、この機会にバス停の大幅な見直し計画はできるか。高速バスとの連携はできないか。モノレール浦西駅までの運行は検討できるか。③コースごと、時間帯、曜日ごとの利用統計資料はあるか。スクールバスの利用実績も時間帯などで把握しているか。④令和元年度購入のマイクロバスの運行計画はどのようになっているか。観光客などが利用できることはあるか。

大枠2番、会計年度任用職員について。令和2年度から会計年度任用職員制度が実施されます。任用される職員の待遇などについて質問します。①フルタイムの職員とパートタイムの職員の募集を行っているが、パートタイムでよいという基準はあるか。それは担当課が決めているのか。②具体的に各課におけるフルタイムの職員とパートタイムの職員はどのようになっているか。職種別の人数の一覧表はあるか。③フルタイムの職員とパートタイムの職員では、1

日30分程度の業務時間短縮で退職金が該当しなくなるが、退職金の額は幾らか。④フルタイムの職員を必要としている職種を今後正規職員として採用計画はあるか。年次計画の中に入っているか。

大枠3番、南上原地区の交通安全対策について。6月定例会にも質問しましたが、南上原土地区画整理地区内の交差点箇所「止まれ」の一時停止の白線標示ができるかを尋ねましたが、その後の進捗状況はどうか。よろしくお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、企画課と教育委員会でお答えをいたします。大枠2番につきましては総務課、大枠3番につきましては住民生活課のほうでお答えをいたします。

私のほうではお尋ねの護佐丸バスの運行拡大についてでございますが、実は各字での行政懇談会の中でもこの件は幾つか要望がございまして、正直なところ大変心を痛めております。なかなか希望どおりに拡大がうまくいかず、そもそも御承知のとおり、もう財政に直接かかわってくる問題でございますので、これは担当課とも話をしながら、何とか知恵を絞って全てはできなくても、一歩何かできないか、できるものはないかも含めて今後しっかり検討をさせていただきたいと思っております。また、詳細につきましては担当課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1のスクールバスについてですが、本村の公共の交通機関の状況が厳しいことから、教育委員会としましてはマイクロバスの購入、活用で、さらに児童生徒が通学しやすい環境整備をしたいと考えております。③、④の詳細については教育総務課長のほうか



ら答えさせます。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、大枠1についてお答えします。

まず①について、土曜日並びに日曜日の運行の声があることは承知しております。村長からもありましたように、行政懇談会においても、村民の皆様から要望もありましたが、利用者、人数や予算など、費用対効果の部分を考えますと、土日の運行は厳しい状況であると御説明させていただいているところであります。

②の部分についてですが、新庁舎へのバス停については、護佐丸バスの路線変更等は有識者で構成される中城村地域公共交通協議会において協議する必要があります。さらに、総合事務局からの許可が必要であります。そのため、容易にバス停の変更などについては見直しはすぐはできませんが、今後の状況を把握し、大幅な見直しは厳しいということにはなりますが、柔軟に対応できるよう、検討していきたいと考えております。

次に、高速バスの連結の件については、現在琉大北口と営林署前の2カ所のバス停を活用することで利用は可能となっております。

続いて、モノレール浦西駅の件については、12月議会ですか、桃原議員への御質問にも答弁しましたが、浦西駅周辺は区画整理事業や道路整備が整っておらず、現在は渋滞に巻き込まれるおそれが非常に高いことから、運行の検討は見合わせております。今後の状況を注視しながら、利便性の向上の一つとして、モノレール駅への結節は検討していきたいと考えています。

③のコースごとのデータ等についてですが、統計資料等については、コースごと、またバス停ごと、曜日ごとにおける小学生、中学生、一般、高齢者の区分によって利用状況の統計資料はあります。特徴としては、やはり早朝は学生の通学に主に活用され、9時からの便について

は、午前中は高齢者が多く、午後になると下校する児童生徒が多く利用されている状況であります。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 それでは、石原議員の③について、スクールバスの利用実績としては令和2年2月末現在で3万5,396名の乗車となっております。スクールバスのコース及び時間帯、曜日ごとの統計では、毎日の乗車人数をまとめており、時間帯で乗車率の多いのは、朝の登校のとき、Aバスの登又発の7時15分発の便が多く乗車しております。運行表の周知については、村のホームページへの掲載と各幼稚園、小学校、中学校に運行表を掲示しております。続いて④について、マイクロバスの運行計画では、満員率の高い登校時の朝2便目の乗車率の高い時間帯、及び帰宅時においては幼稚園児の帰宅時へのマイクロバスの運行を計画しております。マイクロバスの運行としては、登下校用としての用途での活用でありますので、観光客への利用については借用等の依頼がある場合、本来の用途活用がない場合に、イベント等の観光客向けの利用として、別契約で臨時駐車場からの送迎で活用となります。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 会計年度任用職員のフルタイム及びパートタイムの基準についてお答えいたします。

会計年度任用職員の勤務時間につきましては、毎年実施している人事ヒアリングを通じ、これまでの非常勤職員等の任用のあり方や、正規職員として行うべき業務等を総合的に判断し決定しております。フルタイムかパートタイムかにつきましては、総務課としての考え方を示した上で最終的に担当課とも調整をし、当初予算ヒアリングを通して決定しております。基準としては、フルタイムの会計年度任用職員とすべき職務の内容、標準的な業務の量があるかど

うかでございます。

次に会計年度任用職員の職種等についてお答えいたします。令和2年度におきましては、保育所のクラス担任等の保育士、19名がフルタイムの会計年度任用職員となります。パートタイム会計年度任用職員は194名を予定しており、職種としましては一般事務、保健師、栄養士、調理員などがございます。職種別の人数の一覧表は、現在のところ任用の事務の最中であることから、まだ作成はしておりません。実際の任用が固まった4月以降に作成する予定でございます。

次に退職金についてお答えいたします。退職手当の基本額は当該職員の給料月額によって異なります。退職日における当該職員の俸給月額に退職理由別及び勤続年数別の支給率により算出した額となります。

次にフルタイムの会計年度任用職員の今後の正職員化についてお答えいたします。今後、複数年度にわたって、フルタイムの会計年度任用職員が必要となった職種につきましては、正規職員としての採用も含めさまざまな検討が必要であると考えております。具体的な職種の採用計画は、現在見直しをしている定員管理計画に準拠することになると考えております。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは私のほうから大枠3、南上原地区内の交通安全対策について、①の質問についてお答えをします。

交通規制等の制限については、宜野湾警察署交通課へ令和元年8月に文書で要請をしておりますが、いまだに一時停止の白線標示は実施しておりません。現時点まで公安委員会からの返事がされておらず、規制について公安委員会への回答を待っている状況であります。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 答弁をいただきましたけれども、再質問をさせていただきます。

大枠1番からですけれども、護佐丸バスの運行の拡大については、先ほども村長からも住民懇談会での声を聞いて感じているというところではあると思うんですけれども、現在、土曜日、日曜日は村内のイベントが結構あって、吉の浦会館あるいは護佐丸陸上競技場、吉の浦公園一帯の部分、護佐丸資料図書館の利用等になると、当然土曜、日曜もオープンしているわけです。ですから、今の平日よりも逆に土日のほうが住民としては、そこに行く手段として必要じゃないかなと。特に車を持っていない人たちについては、この護佐丸バスが安価で行けるわけですね。また、もう一つは中学生のクラブ活動においても土日はスクールバスがないと、大変不便だというふうな声を何度も聞くわけです。スクールバスは結局土日は運行はないため、護佐丸バスが運行されとなれば、一般も含めて子供たちも護佐丸バスを利用してその活動ができると。保護者もその負担が大変軽くなっていくわけです。ですから、この土曜、日曜の運行について、先ほど費用対効果というんですけれども、普通の当たり前の会話です。費用対効果は。ただ、行政というのはただ単にとんとんだからやるとかという問題じゃないです。当然護佐丸バスを運行していること自体、大きな費用を提供して、効果はといたら、効果はその村民が非常に助かっていると。こういう物差しが本来の効果だと思うんです。ですから、ぜひともこの部分を酌み取ってほしいと。この土日を、当初は土日もやるという計画で試行されておりますよね。そのときはたまたま試行の段階だと普及しないわけですから、土日はなかなか使い勝手がわからないわけです。でも、いざ実際に走ってみると当然に土日も欲しくなるわけです。ちなみに、土日を運行するにはどれぐらいの予算が必要になるか、試算がありましたらお願いします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 議員がおっしゃるように、やはり住民の方々の利便性の向上につながれば、単純に費用対効果のみだけでは事業をできないかということにはならないと思いますが、やはり多くの事業を実施する村全体として考えますと、厳しいのかなということで今答弁をさせていただいております。それと土日を運行した場合にかかる費用として、年間に現在の事業費にプラス1,000万円を超える予算が必要ではないかということで試算はしています。また、土日運行するということになると、現在のバス車両の点検等も実際は土日で行っている時期もありますので、その部分の代替車両とか、そういうものの費用もかかりますので、現在のところ、試算としては1,000万円ということで考えています。以上です。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 また、実際に土日運行したらどれぐらいかかるか、もう一度積算をとってみてください。また次の機会あたりに質問になると思います。また、今回この令和2年度においては、護佐丸バスの代替車両が購入予定のようで、そこら辺のことも加味していけば、土日の運行についてはタイミングよくできるのではなかろうかと思います。

次に②のバス停の見直しについてであります。護佐丸バスの運行については、先ほどあったように、中城村地域公共交通協議会というのがあります。ホームページを見れば出てくる協議会です。当初、走らせたときにいろいろ会議もなされて、その中の議論も載っておりました。実際にここで検討するには担当課が当然資料を提出しなければならないわけです。というのは、やる方向での検討をしないと資料は整わないわけです。やるかやらないかわからないような資料を出すと、協議会もやっていいのか、やって悪いのかかわからないわけです。ですから、この役場庁舎ももう1月に移転するわけですから、

まだ1月までには大分期間も実際あるんですね。ですから、こういうところも含めてバス停の検討も地域の声もあったと思うんですけども、こういう機会に今から始めておかないと、また時期を逸してしまつて変更の時期が遅れるということになりかねません。だから実態調査をぜひやってもらって、それに合わせてさっき言った協議会それから陸軍事務所とか、総合事務局とか、当然時間がかかると思うんですよ。そこら辺のところをしっかりとつくりたいと思うんです。この面についてできるだけ早目に取り組んでほしいのですが、実態調査を行う考えはありますでしょうか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 実態調査についてですが、どのような方法であるかという部分もあると思いますが、今回行政懇談会においても、幾つかの要望等がありましたので、そこも含めて実施できるような考えも持ちながら、この協議会、1月の新庁舎に向けた取り組みとして考えてはいきたいと思います。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 そこら辺も議会では課長だけに言っているんで、課長の頭の中ではあれもこれもあるのかというだけかもしれないですけども、これは担当課の問題ですから、課全体でこういう質問があつて、こういうのをみんなで考えてこれについてどうすればいいかというのをぜひ投げていってください。課長が直接やるわけではないし、係がいるわけで、現在の係にしてもその護佐丸バスがスタートしたときの担当ではないわけだから、そのいきさつも下調べをして、過去の分を勉強しない限り前に進みにくいと思うんです。ですから、そこら辺のところは課の中でチームワークよく指示をしてくれたらと思います。

高速との兼ね合いの部分も出ましたけれども、この護佐丸バスに乗って、高速と連携できます

よというニュアンスのイメージは全然伝わってこないんですよね。例えば国道329号の通りに行くときは、案内の中で、次は津覇のバス停です、ここから58番と乗りかえできますとはあります。多分、高速バスではないかと思えますけれども、確認してみてください。ただ、登又のところは営林署から高速バスの階段までは結構な距離があります。直結というイメージはありません。琉大のところは出たらすぐ下だからいいかとは思いますが。検討してください。

次に③のスクールバスについても、その前に、後で資料などは個人的に請求させていただきます。スクールバスについても教育総務課で把握しているようで、令和元年度に増設したスクールバスの運行についてももうちょっとわかりやすい運行の計画書があったらと思います。課としてはわかるけど、住民としてはわかりにくいんじゃないかと思ったりもします。ですから、この混雑時に1便、2便、この3便目が出るんだったら3便目が出ますよとか、そういうところもバスを配置したわけですから、運行表をもう少し大胆につくり直して、わかりやすい利用のしやすいようなものを作成してほしいと思います。その点とあわせて、先ほどもこの時刻表については、各教室に張っていますよという話がありましたけれども、子供たちはこの表を読み取って、小学1年生とか幼稚園生はこの表を読み取れないです。時刻表は。インターネットで見たら私たちはわかります。でも、新しく入る、例えば中学1年生は中学1年生のルートがあるわけですね、時刻表が。小学1年生は小学1年生、幼稚園生は幼稚園生。ですから、この保護者にその時刻表が行き届くようにしてほしいんですけれども、どうですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの石原議員の質問にお答えします。

時刻表等の見直しは今後マイクロバスが入っ

てきたときに行います。それと、この周知についてなんですが、新1年生、小学校から中学校に上がるときのオリエンテーション等に配付して周知を行っております。

幼稚園生のほうも周知を行っており、乗車する園児が、その地域が上地区という形のものになりますので、そちらのほうを確認して周知したいと思います。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 せっかくある村内の利用ですので、ぜひ周知してほしいと思います。そうすることによって校門の前に乗用車が並ばなくて済むということもあると思いますので、周知をお願いします。

先ほどから運行計画の部分も言っていますので、ぜひでき上がった後で見せてほしいと思います。また、護佐丸バスの令和2年度購入計画の車両についても早目にこのコース等の計画を立てていってほしい。実際にはあいている時間はこういう形で使えますよという部分をしっかりつくってもらわないと、例えば先ほど教育総務課は借用の願いが来たら、あいていたかどうかできるとかという話もしていたので、似たようなことが起こると思います。この新しい護佐丸バスは、代替のバスはカラーもついているのでしょうか。護佐丸バスの絵とか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

令和2年度購入予定のマイクロバスの件については、石油貯蔵施設立地交付金を活用しての場合、通常時は災害時の公共施設等の利用者を迅速に避難させるような部分に活用したいということで購入を予定しておりますので、この護佐丸バスのようなラッピングについてはちょっと厳しいということで、通常のペイントのものになっています。以上です

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 計画書などができ上

がったらお願いします。

次、大枠2番に移ります。会計年度任用職員については既に何名かの議員が一般質問しておりますので、まとめて再質問をしていきます。

まず各課におけるフルタイムの職員とパートタイムの職員の配置は各課ヒアリングをしたとなっているが、ほとんどの部署がパートタイムの職員で予算化がされている予算書になっています。この件についてはもう一度お願いします。ほとんどの部署がパートタイムの予算化になってしまっていますけれども、もう一度説明をお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

ほとんどの課の会計年度任用職員は確かにパートタイムの予算で計上されております。先ほど答弁したとおり、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、保育所のクラス担任等の保育士を考えておりますので、当然各課で、ほかの部署で措置されている予算についてはパートタイムでの計上になっていると、そういうことでございます。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 確かに保育所については、職員給という形で確認しました。職種は先ほど一般職から保健師、その他の職種もいっぱいあるということであったんですけれども、そこら辺のものに応じて報酬とかがある程度違ってくるかなという思いがあります。というのは、前回まではその職種に応じて金額がある程度決まっていたよね。これについての一覧表とかはありますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

会計年度任用職員の給料表が職員の給料表に準じた1級と2級を定めております。給料表はございます。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 ではまた後ほど、1級はこういう職、2級はこういう職というのがありましたら、資料をお願いしたいと思います。

それから、今回、パートタイムの職員が多いんですけれども、勤務時間の割り振りというのはどのようになっているんですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

基本的には9時から5時までということで考えておりますが、それは各課において必要な時間帯で調整は可能だと考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 今回この会計年度任用職員については、課によっては複数人の予算化がされております。そういう複数人いる部署の課長に質問をさせていただきますけれども、まず予算作成のときに、各課ヒアリングを総務課でやったということなんですけれども、実際にその要求とか要望したのは、フルタイムの職員何名とか、パートタイム職員何名とかということで質問されたのかどうか。

あと1点は、今回の査定されたパートタイムの職員の勤務時間を、今言ったように9時から5時という形で設定はしているというんですけれども、課によっては複数の人数がいるところでは、やはり工夫しなければいけないかもしれませんけれども、何力所かの課長を指名しますけれども、そのヒアリングの状況とパートタイムの時間の配置の計画を述べてほしいと思います。順序よく言うと、上から税務課、福祉課、産業振興課、教育総務課、生涯学習課の課長のほうで答えてほしいと思います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時39分）

~~~~~

再 開（11時40分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

会計年度任用職員が導入されることを、平成29年度の地方自治法及び地方公務員法の一部改正において、令和2年4月から実施するということが法律が改正されております。村においては、令和2年4月1日施行に向けて各課等のヒアリングを行っております。これは会計年度任用職員に限ったヒアリングではなくて、通常の人事ヒアリングの中で、各課において会計年度任用職員の任用の仕方というのを総務課のほうで確認しております。まず、先ほども答弁しましたけれども、総務課のほうにおきましては、ある程度の考え方として、例えばこれまでの国及び県の非常勤職員等につきましては、そもそもフルタイムではなくて、パートタイム、短時間勤務でされているのが国及び県の非常勤職員の配置であります。ですから、それに基づいて村においてもそういうことができるのかどうかを確認をいたしました。各課のヒアリングの中でどうしてもフルタイムでなければならない、そういう職種につきましてはフルタイムでの任用を考えております。そうでもない、パートタイムでも十分いけるというところであれば、それはパートタイムでの任用をします。それが基本的な考え方でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時41分）

~~~~~

再 開（11時41分）

○議長 新垣博正 再開します。

石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 このヒアリングについては総務課の取りまとめということで、総務課が主体となってやったということでつけていったというのは、今の答弁で理解します。じゃあ実際に、この複数の職員を抱えている部署においては、どのような勤務時間を配置しているのか。例えばわかりやすく言いますと、今回の小

学校の少人数学級の職員はパートタイムですか。それともフルタイムですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

少人数学級に配置される教諭につきましては、会計年度任用職員ではございません。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 今回の予算書を初めて見るので、どこら辺がどこら辺まで、所管の文教社会委員会のほうは詳しく聞いているかもしれませんが、もう1点は、例えば護佐丸資料図書館あたりも結構な人数が報酬に組まれていますけれども、この部分についてはパートタイムですね。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

パートタイム会計年度任用職員であると認識しております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 それでは担当課長に伺います。

勤務時間の設定は当然4月1日だから、もうできているものだと思います。あとは、調理場もそうなのかどうか。時間帯の設定がそれぞれ違っているのかどうか。ちょっとお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

図書館係のほうは、開館が10時から平日ですと7時までということで、早番、遅番が現在もおります。その中で1日7時間という中でローテーションを組みながら2班編成をつくっているところで、まず住民サービスを低下させないというところを一番のところに置いて、その中でローテーションを組みながらしっかり取り組んでいくということで今考えております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 共同調理場の任用職員の場合には、同じ時間帯に調理を作成し片

づけまでいたしますので、決まった時間帯となっております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 調理場については9時から5時ではないと理解していいですか。あとは、学校支援員の部分も結構人数がありますね。この勤務時間を教えてください。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 学校支援員等の場合には、8時15分から16時ということで設定しております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 ありがとうございます。

今度のこの任用職員の制度の導入によって、いろいろな形でいろいろな部署が変更になっていくと。ほかの部署についても、例えば福祉課もそうだろうと思うんですけども、9時出勤で5時に帰るというのが多くなったら、この職場は例えば正規職員は朝からいるのに5時15分まで。この何名かのグループはゆっくり来て早く帰ると、そのような勤務時間のずれが今年度から起こるということになるわけですね。そういうことによって住民サービスが低下しているとか、不信感を抱くようなシステムになっていかないかと非常に危惧するんですね。ですから、今回は初年度だからということで、多少は注文をつけながら発進せざるを得ない状況にあると思うんですけども、今後のこともあるので、そういうところはしっかりチェックを入れておかないといけないと考えております。

あと1点は、勤務時間が例えば9時から5時までの7時間を設定するというので、今後その部署とか係は将来に向かって正規職員でなくてもいいという職種、部署、この会計年度の職員のパートタイムで十分足り得るというふうな場所に将来なっていくということが心配されます。担当課において本当にそれでいいのか。担

当課長として本当にそれでいいのか、真剣に考えないと、ただ単に国の制度もこうこうある。でも選択制ですよ。ですから、自分たちの部署は同じように8時半からお客さんがどっと来るので、そこに全部とかということもしっかりやってくれないと、今後危ないんじゃないかと思っています。

もう1点伺います。今回この会計年度任用職員の募集をしておりますけれども、この194名でしたか、現在194名の募集は4月1日スタート可能ですか。お願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

194名のパートタイムの会計年度任用職員につきましては、今は令和2年度の予算案ベースでの話です。ですから、それぞれの各課において現在その任用の受け付け、それから選考、そういうことをやっていますので、必要な課につきましては、当然その194名というのが既に応募をして選考が終わっているのであれば、4月1日からの任用は可能だと考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 予算の中で194名分必要ですということで予算が提示されております。必要だからのっているんです。ですからこの194名は、いやいや9月からがいいですよとか、そういう問題ではないと思うんです。中には何名かあるんですよ、恐らく。だけど、年度当初で出したのが前年でもそうでした。今いせんでしたから補正で落としますという発想ですよ。採用できなかったから落としますというのは本来は理屈が通らないですよ。人が必要ということで予算をつけているのに、何で採用が来ないか。ここに付けられなかった理由については、もっと細かく分析して他市町村より安いのか高いのか、引き抜きされたのかどうか。年度途中からいなくなるのも、こういうのもしかりチェックを入れてほしい。こういう機会です

から、令和2年度は議員の皆さんもしっかりそういうところでチェックを入れてもらおうとよろしいかと思います。予算はついたらどうしようもないときには補正で落としていいですよ。でも、今度こういう形でいろいろなペースで採用が声が上がらないような流れでしたら、本当に改めないといけないと思っています。ぜひ、そこをチェックをお願いします。

最後に、令和2年度は正職員が2人増員ということで、毎年計画的にやっていくということですが、今後もそのような計画ですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現在、職員の定員管理計画を策定中です。その定員管理計画に基づいた採用計画をしていきたいと、そのように考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 定員管理については、たしか去年も策定中ということで聞いた覚えがあって、ぜひ策定中の途中でもいいですから、その資料を後で求めていきたいと思いますので、お願いします。

大枠3番に行きます。大枠3番は今、住民生活課長からありまして、いろいろ今は手続中ということで理解をしておきますけれども、いずれにせよ、この工事を実践する場合の工事費はどちらが持ちますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの御質問にお答えをいたします。

先ほどの説明と重複しますが、交通規制に関しては公安委員会のほうでの規制ということになります。工事についても公安委員会のほうが…。工事については、公安委員会のほうの承認をいただき、工事については道路管理者である都市建設課のほうで実施するものと考えております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時54分）

~~~~~

再 開（11時54分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 訂正します。

工事については、公安委員会のほうがやるものと考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 村内の道路のほうも、この白線は全部公安委員会が引いてくれるということですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時55分）

~~~~~

再 開（11時55分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

規制等の表示に関しては公安委員会がやるべきものであります。予算が厳しいということで、道路管理者にお願いすることがあります。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 通常の一時停止とか、そこら辺の止まれの程度でしたら大きな規制とかの問題ではないと思うんですが、先日、都市建設課の区画整理の中に工事費がある程度残っていて、これが充てられるのかなと思って期待しておりますけれども、ぜひ住民生活課では許可を早目にもらって、その標示を実施してもらいますよう期待します。以上で終わります。

○議長 新垣博正 以上で、石原昌雄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時56分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。



続きまして、仲松正敏議員の一般質問を許します。

○11番 仲松正敏議員 皆さん、こんにちは。ただいま議長より一般質問のお許しが出ましたので、これより通告書に従って質問したいと思います。

大枠1番、子供の貧困対策についてです。こども貧困対策推進法の基本理念としましては、子供の貧困対策は、子供等に対する教育の支援、生活の支援、経済的支援等の施策を推進するとともに、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携のもとに、関係分野における総合的な取り組みとして行わなければならないとしています。本村の子供の貧困対策の取り組みについて伺います。①子供の貧困が全国的に問題視されています。子供の貧困実態はなかなかつかみにくいと言われています。教育委員会を含め村行政としてどのように実態を把握するかが大切だと考えます。本村の子供の貧困の実態を把握する取り組みは。②子供の貧困をなくすための総合対策と数値目標をはっきり掲げた子供の貧困対策計画を村として策定することが必要だと考えますが、村としての考えは。③就学援助制度の充実について。2014年に子供の貧困対策に関する大綱が策定されました。この大綱には就学援助も位置づけられ、各市町村における就学援助の活用、充実を図ることと明記されています。本村の就学援助の取り組み状況について伺います。

大枠2番、農業振興について。①耕作放棄地の現況と増減。それと、その内訳と内容について。②耕作放棄地に対する農業委員会活動について。③農業ビジョンの作成進捗状況と農地中間管理機構における村の役割と今後の進め方について伺います。④6次産業化を推進していくためには、農業関係団体並びに食品産業事業者等、農商工連携を図りながら、販路拡大や経営安定に向けた支援策を検討していく必要がある

と考えます。そのために、行政が果たす役割をどのように考えているか。以上、答弁をよろしくお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、福祉課と教育委員会、大枠2番につきましては産業振興課のほうでお答えいたします。

私のほうでは貧困問題について、子供の貧困について所見を述べさせていただきますけれども、議員おっしゃるとおりでございます。なかなか実態もつかみにくいものもそうですし、また、学校と地域とそれぞれいろいろな団体が一緒になって取り組まないといけない、大変大きな社会問題と思っております。それも踏まえてしっかり本村としましてもでき得る限りの対策をみんなが一緒になってやれる体制づくりを構築していくことが大事じゃないかと思っておりますので、また皆さんの御協力もいただきたいと思います。詳細につきましてはまた担当課のほうからお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の子供の貧困の問題についてですが、議員もおっしゃっているとおり、日本国全体の問題として貧困対策が行われています。特に沖縄県の場合は大きな課題の一つとなっています。そのことについて教育委員会としても少しでも改善できるように、毎年就学援助制度の事業評価を行って、毎年改善に向けて取り組んでいるところでございます。詳細については、教育総務課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 大枠1の子供の貧困対策について①と②についてお答えいたします。

①沖縄県の子供の実態調査を参考に平成29年5月に本村の子供の実態調査を実施しておりま

す。貧困の実態は、議員のおっしゃるとおりなかなかつかみにくいです。今後も子供や子育て世帯とかかわる教育委員会を初めとした関係機関や地域を知る民生委員、児童委員などとも連携を密にとり、表に出てこない、またみずから手を挙げることのできない生活困窮や養育に困っている家庭を拾い上げ、支援につなげられるよう努めてまいります。子供の貧困対策計画は都道府県単位の計画でありましたが、令和元年、今年度に市町村単位の策定の努力義務化がされました。議員のおっしゃるとおり必要性はあると考えております。県内の策定状況としまして、単独計画が宜野湾市のみとなっており、人的財政的、ほかの優先業務や行政課題などから、県内ほとんどの市町村でも進捗していないのが現状でございます。本村におきましてもマンパワー不足などの課題から、即策定は困難でございますが、現状の貧困対策事業を継続的に取り組みながら、本村の実情に沿った計画を検討してまいります。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、仲松議員の大枠1の③、就学援助制度の充実について、本村では村立の小中学校及び私立等の学校へ在学している児童生徒の保護者を対象に、給食費や学用品等の援助を行っております。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 大枠2の農業振興についてお答えいたします。

①について、昨年9月から農業委員会で農地利用状況調査を実施し、集計の結果、村全体の耕作放棄地が約243ヘクタール、土地改良区域内が約37ヘクタールでございます。

②について、農業委員会の現場での利用状況調査により、耕作放棄地の詳細な把握に努めており、今年度は各字に2名から3名の体制で、

村全体の農地を調査しております。耕作放棄地対策の取り組みとしましては、昨年9月から土地改良区域にある1筆を農業委員会で借り受けて、現在サトウキビを植えております。今後は担い手となる農家へ引き継ぎ、次の耕作放棄地の解消に向けて活動していく考えでございます。

③について、農業振興ビジョンの策定状況につきましては、現在印刷に向けた校正を進めており、今月末に完了する予定でございます。農地中間管理事業における村の役割としましては、貸し手や借り手の掘り起こしや、借り手を選定する選考委員会の開催などがございます。今後の進め方につきましては、令和2年度に新規採択された農地耕作条件改善事業で対象となります屋宜及び添石地区において、土地改良地域内の耕作放棄地の解消に向けて農業委員会と一緒に進めてまいりたいと考えております。

次に④でございます。6次産業化の推進につきましては、地域、JA、民間及び行政がタイアップして実施することが理想と考えております。このように連携することで、それぞれの関係者が営業を担い、販路拡大に結びつくものと考えております。そのため、連携による6次産業化をサポートすることが行政の役割と考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは、再質問していきたいと思っております。

まず初めに、大枠1の①のほうです。先ほどの答弁で、本村では平成29年5月に子供貧困の実態調査を行ったと言われました。調査はどのような形で行ったか。例えばアンケート調査方式とか、あるいはまた別のやり方でされたのか。この辺、どのようにやったかお聞きします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

アンケート方式で行っております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 では、この調査の対象者について、小学生では何年生の対象か。それと、中学生では何年生を対象に行ったか。それで、アンケート調査は保護者も含んでの調査をされたのか。されていたら、この保護者の人数をお聞きします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

村内の各小学校5年生206名、中学2年生の143名、その保護者349名を対象に実施されております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 次にまた同じく数字的なものをお聞きしますが、このアンケート調査の内容についてお聞きしますが、調査項目の中で何%が貧困層で、そのうちの何割が家庭の赤字で、生活しているのか。また、借金をしているのが何%で、貯金を切り崩しているのが何%、それと貧困世帯の何割が給食費を滞納しているか。また衣料等の購入に余裕がないと、そのような回答をした人は何割か、わかりましたらお聞きします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

まず貧困層が18.2%の結果となっております。貧困層の23%が赤字で借金をしていると。27%が赤字で貯金を切り崩している結果となっております。貧困層の15%が給食費の滞納があったという結果も出ております。衣類等を買いくらいことがあったと回答している世帯が10%となっております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ただいまのアンケート調査で、やはりそれだけのパーセントが高いということは、これはこの貧困問題というのは大変重大な問題として考えます。

それで、村長に一言お聞きいたします。子供の貧困の中でもとりわけ深刻なひとり親への支

援についてですが、相談体制の整備、就業支援、子育て支援や生活の場の整備とともに、経済的な支援が必要ではないかと考えます。私が他の自治体のひとり親への支援についていろいろ調べてみますと、母子父子自立支援員を中心に相談やハローワークと、それで連携して就労支援を行ったり、またひとり親家庭の子供に対する保育園への優先入園や保育料の減免、ファミリーサポートセンターや学童保育の優先利用とか、また経済的な支援につきましては児童扶養手当の支給でひとり親医療費の助成、さらには保護者の方が専門の資格を取得するための高等技能訓練促進給付金の支給対象の拡大や、能力開発の取り組みとしての自立支援教育訓練支給金の支給を行っているようであります。このように、さまざまな取り組みについて、本村ではひとり親家庭についてどのような支援をされているかお聞きします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

ただいまの御質問で挙げていただいた事業につきましては、福祉事務所事業であったり、県の事業であったり、市町村事業が含まれておりました。今挙げていただいた事業は全てにおいて実施または御案内をいたしております。そのほかに村で取り組んでおりますひとり親世帯の事業としましては、医療費助成事業であったり、認可外保育園利用料補助事業、学童の利用料補助事業、保育料の減免、ファミサポの利用料助成事業、保育・学童への優先利用、あとは県の進達業務であります児童扶養手当などを実施しております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ただいまの答弁で、本当に本村もこれだけひとり親への支援として充実しているというのは大変うれしく思います。

次、村長お願いします。子供の貧困実態を把握しないでは有効な施策は行えないです。また、

効果の検証も難しくなると思います。しかし、こういった負の実態を把握して、明らかにするというのは自治体としてはかなり勇気の要ることだと評価をしたいと思います。沖縄県が全国一1人当たりの所得が少ない、離婚率も一番高い。それは必然的にひとり親が一番多くなってくると、そのように考えられます。今把握している支援を、必要としている子供たちにしっかりと支援が届くように取り組んでもらいたい。

それで村長にお聞きますが、子供の貧困対策をこの同法ですけれども、これについては村としての責務について、この法に記載してあると思いますが、この法律では村として責務についてどのように義務づけられているか、村長の見解を伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時50分）

~~~~~

再 開（13時50分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 どの部分かは別にいたしまして、村としては当然全てにかかわっていかなくてはいけないと思っておりますし、責任の度合いとか、そういうことは抜きにして、常に例えば児童虐待も含めて貧困から派生する、しないは別にして、いろいろな諸問題についても村が一步踏み込んだ形でやってくれと。いろいろな会合の中でもお話はさせていただいているんですけれども、我々に責任を押しつけてくれと。そういう形でもって接していくのがいいんじゃないかと思っています。我々が矢面に立って、それであれば情報はどんどん集約できるのではないのかなというのは常日ごろから言っていることではあります。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 私が考えるに、この貧困問題が現実にはこれだけ問題になっていると

いうことは、やはり行政の責任、また村民全体の責任、また我々議員の責任も負うことになるわけですので、ぜひこのことに関しては行政当局、それから議員間いろいろ連携をとって、解決に向けてやっていきましょう。

では続きまして②のほうです。本村においては子供の貧困対策計画は、先ほどの答弁で、まだ策定されていないということでもよろしいでしょうか。沖縄県における子供の貧困率が改善の兆しはあるものの、いまだに全国の1.8倍となっている現実からも、今後とも子供の貧困対策を推進することの重要性を強く認識していくことが必要と考えます。そのようなことから、那覇市においては国や県の交付金等を活用し、マスコミ報道でも高く評価されているのを新聞で見ました。子ども食堂や居場所型学習支援事業といった子供の居場所づくり事業や、子供一人一人に寄り添い、アウトリーチ等を行う支援の配置事業など、貧困対策のモデルとなるさまざまな事業を行っております。また、長期的に腰を据えての取り組みとして、子供の未来応援プロジェクト推進基金もいち早く那覇市のほうで設置されております。本村としても、子供の貧困対策に全力で取り組むためにも、他市町村の策定状況等を具体的に調査し、子供の貧困対策計画の策定の検討を考えていただくということでもう一度伺いますが、前向きで検討していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

本村におきましても、子供の貧困対策事業は各種行っておりまして、また県の事業であります無料塾とも連携して夕食の提供という事業もと行っております。この件に関しましては、読谷村議会でも中城では県事業と連携しているという一般質問が出ているということで、早速福祉課に問い合わせがあった次第です。この事業も踏まえまして、村としても最大限の努力を

いたしております。先ほど申し上げましたように、貧困対策計画につきましては、市町村の努力義務とされておりますので、現状の貧困対策を継続的に取り組みながら、村の実情に沿った計画を検討してまいります。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 子供の貧困に対する解決策として、これまでも医療費の無料化、乳幼児保育や学童保育の充実、学校給食費の軽減や無料化についても議会で取り上げてこられましたが、子供の貧困をなくすための総合対策ということで、数値目標をはっきり掲げた子供の貧困対策計画を村として策定することが必要だと考えますので、ぜひ、本村の実情に沿った子供の貧困対策計画を策定するよう要望します。

続きまして③に移ります。教育は国の三大義務の一つであり、憲法第26条には第1項教育を受ける権利と、第2項教育を受けさせる義務について規定されております。義務教育段階の小中学校においては、特に教育が意味するものは範囲が非常に広いものであると思われれます。ただ単に机に向かって授業を受け、いわゆる5教科の勉強をするだけではなく、部活動などを通して、人との付き合い方を学んだり、社会に触れ見識を広げたりすることも教育に含まれるわけであります。保護者の所得の高い低いでそういった学びの機会が制限されることは本来あってはならないことだと言われております。就学援助という制度はそういった教育の格差を少しでも是正するためのものだと考えております。それで、就学援助は先ほども言いました憲法第26条、教育基本法第4条、学校教育法第19条及び就学困難や児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第1条によるものであります。この制度は国の制度ですが、準要保護の認定基準の申請方法や、給付内容などの運用は市町村に任される仕組みになっているわけでありまして、まず本村の認定基準というも

のは、どのような内容になっているのか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの質問に答弁いたします。

本村の就学援助を受けることができる世帯の範囲ということで、要保護の場合は生活保護を受けている方が該当します。準要保護のほうに生活保護を受けていたが、生活保護が廃止になった方。2番目に村民税が非課税の方、3番目に児童扶養手当を受給されている方、4番目に世帯の収入が基準額未満の方で行っております。以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは、この平成30年度に関してですけれども、就学援助制度を利用した子供は何人いるか、その辺をわかりましたら。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 平成30年度の認定者数として347名。この児童生徒数の約19.79%に当たります。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 やはり、この対象者に関して私のいろいろ調べた結果、この対象者を広げる考えはないか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 対象枠を広げる考えということで、認定要件及び費目について段階的に対象枠を広げております。今後は要望等で対象枠の検討を行っていきたいと思います。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ぜひその辺は検討して広げていくようお願いします。

次にこの就学援助の時期についてですが、入学準備時にはいろいろランドセルや通学カバン、それから制服の購入など、ほかの時期に比べて経費がかかる時期であります。それで、自治体

によっては入学後の9月ごろに援助をされているところもあると聞いていますが、本村においては、援助の時期はどのようにされているのか、お聞きます。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 援助の時期についてなんですけれども、現在、援助は4月から5月での申請で、学期末に支給をしているような状態です。新入学の児童生徒に対して新入学の用品等を入学前の3月に平成30年度より支給しております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この就学援助の実施は各市町村で行われており、その実施状況というのは市町村ごとに各区違っていると聞いております。最近ではいわゆる追加3項目と言われる3つの項目を実施する市町村もふえてきているということでありまして、必要であれば、支給時期を前倒しして、項目によっては支給をしている市町村も出てきています。そこでお聞きますが、就学援助制度によって支給されるこの支給費については、本村ではどのような品目が支給されているか、具体的に挙げてもらえますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では援助の費目についてということなんですけれども、費目については学用品費、通学用品費、校外学習費、修学旅行費、新入学用品費、PTA会費、給食費、医療費となっております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ただいまの3項目のうち、PTA会費も支給されていると。このクラブ活動費とか生徒会費、そういうものもたしかあると思うんですけれども、これに関してはどうですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 クラブ活動費、生

徒会費は部活へ入部者のみになりますので、本村では支給しておりません。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 クラブ活動に入部していないとか、そういう答弁でしたけれども、子供によっては学年途中で入る子供もいると思いますが、その辺、学校側といろいろな情報を取り入れ調べて、ぜひその辺も検討するようお願いします。

子供の貧困対策として教育費負担の軽減ですが、要保護及び準要保護の児童生徒に対する就学援助を行っていますが、市町村によって準要保護の所得基準が異なると聞きます。なぜ異なるのか。不利益は生じていないのかについて、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、現状のほうなんですけれども、国庫補助であったものが、国の三位一体改革へ一般財源化され、市町村が実施するものとなっております。市町村により、この基準が変わっております。中城村については平成27年度には10.6%の認定者であったものが、平成31年現在では20.56%の認定者となり、不利益はないものと思われま

す。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは最後に、教育長にお聞きいたします。

やはり子供の貧困のことを考えますと、私としましては、就学援助制度そのものをもっと深く掘り下げ、このことに関しては先ほどの繰り返しになりますけれども、日本国憲法第26条第2項の義務教育無償の原則に基づく制度となっております。生活保護世帯には国が、そして生活保護世帯に準じて生活が苦しい準要保護世帯にはそれぞれの自治体が基準を設けて支給するとあります。本村において準要保護認定基準の拡充を考えていただきたいと。教育長、それについて考えをお聞きます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 基準の見直しについては、既に平成28年度に行ったばかりでございます。

したがって、他市町村もまた勘案しながら、次の拡充については検討していきたいと思っています。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 子供の貧困に関しては1年と言わず、短期間でも変わるような状況でありますので、ぜひ教育長にはその辺を考えて頑張ってくださいと思います。

それで、教育長には今回の再任で議会からも信頼が厚いということを私は受けております。教育行政に大いに期待しておりますので、頑張ってくださいよう私からもエールを送ります。

次に大枠2番に移ります。村全体の先ほどの答弁ですけれども、耕作放棄地が約243ヘクタールということですが、改めて驚きであります。この数字というのは、有効利用できる土地なのか、それとも耕作が不可能な土地も含まれているのか。その辺はどうですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えいたします。

森林原野化した再生が困難な土地も含まれております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 では耕作放棄地についても、やはり村長にも一言お聞きしたいと思います。

土地改良区内においても37%があるということを知りまして、改めて私どもは懸念を抱いております。農業振興ということも考えますと、大変重要な問題だと考えます。これまで農業委員会や農地利用最適化推進委員による耕作放棄地解消への取り組み、それと農地中間管

理機構を利用されての取り組みをされてきて、いまだに放棄地の解消につながらない。その大きな理由としては農業者の高齢化、後継者育成が進まないなど、また農地の貸し手と借り手の信頼関係の構築の難しさ、そのようなことを考えると大変難しい問題だとは思いますが。しかし中城村は農村地域であります。農業で生活している人たちがたくさんおります。耕作放棄地問題は解決に向けて進まなければなりません。ですので、この行政の責務というのは大変重要であります。4月からは新年度も始まるし、この耕作放棄地問題に対しての村長の考えをお聞きますが、解消に向けて令和2年度、具体的な数字として何%ぐらい減らすという意気込みを村長に示してもらえたらありがたいと思いますが、どうですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時14分）

~~~~~

再 開（14時14分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 大変難しい答弁になりますけれども、数値目標を立てられるものでもありませんし、また現状からいって耕作放棄地は毎年毎年、今議会でもお話ししましたが東京都1個分以上の耕作放棄地が毎年生まれていると。そういうものを解決するのは行政の役目ではないかという気持ちもよくわかりますが、正直言って特効薬はございません。農業を振興して、農業の魅力でやる方法と、それとまた私が唱えております中部広域への移行も、一つのこれも耕作放棄地対策にもなるでしょうし、いろいろな形でチャレンジしながら生まれてくる策ではないのかなと。答弁にならないかもしれませんが、現状でそれを特効薬的に歯止めをかけるようなものは、現在のところは見当たらないというのが現状でございます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 確かに今の村長の答弁のとおり、私たちも重々、よくわかっております。特効薬というのは大変これは厳しいかなと。しかし先ほど私も言いましたけれども、この中城村は農振地域でありますので、これが今の状態が続くと本当に生活にかかわる問題であります。さきの善功議員もそうおっしゃっていましたが、でも、ですからこれを、できないのはわかりますけれども、できないできないと言っていると、なかなか前に進まない問題であります。その辺は常に頭に置いておいて、担当課のほうもそうです、私たちもそうですけれども、これには本当に真剣にこれから取り組む必要があるかなと思っておりますので、頑張っていきましょう。

次、2に移ります。農地法が改正され、農業委員会法により遊休地の発生防止解消が農業委員会の業務として位置づけられております。具体的には中城村農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針に基づきまして、農地利用最適化推進員によります現地調査、遊休農地の把握、所有者に対する利用意向、確認等を実施し、農地の状況によっては農地中間管理機構への貸し付け、地域の担い手への集積を推進するなど、これが重要な仕事だと思います。それでお聞きしますが、法改正前と現在、耕作放棄地の解消がどのように変わってきたか伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

これまでの農業委員会は、農地法等に基づく許可事務のほか、農地利用の確保、農地の効率利用の事務については行うことができると定められていました。今回の法改正によって、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組ん

でいくべきことが制度的により強固に位置づけられましたので、農業委員、農地利用最適化推進員とともに戸別訪問等により詳細な農地調査、農地パトロールを行っているところでございます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 これからも、今答弁にありましたけれども、農業委員、農地利用最適化推進員には戸別訪問を粘り強くやっていたいて、また農地調査、農地パトロールもしっかりやっていただきたいと思います。

次に③、これまでも何名の方が農業ビジョンに関して質問しておりますので、このほうは飛ばしていきたいと思います。

次②について、1掛ける2掛ける3で6になりますね。この掛け算は農業の6次産業化の数式でありまして、6次産業化は農業を一産業としてだけなのか。加工などの二次産業、さらには流通や販売など三次産業まで含め、一次から三次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするものが一般的な定義だと考えられております。農業の6次産業化は農村の豊かな地域資源を活用し、また新たな付加価値を生み出す取り組みであり、所得の向上や雇用創出にも効果をもたらすなど、農業を成長産業として発展させる鍵であると考えております。それでお聞きします。この6次産業化について、これまで村ではどのような取り組みを行ってきたか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

平成30年度中城中学校商品開発プロジェクトにおいて、農家、製造業及び販売業者と連携して、6次産業化のモデルとなれるような事業を実施いたしました。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。



○11番 仲松正敏議員 6次産業化に取り組もうとする事業者に対して、その支援として、事業計画の相談や農産物の加工品の開発や販路開拓などの支援も大事ですが、やはり事業をするに当たって、資金の確保が重要になってくると思います。それで、加工や販売施設の整備に国の補助金の活用、それが最も重要だと考えますが、この6次産業化を推進するに当たって、資金調達についてはこの辺はどのように考えているか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

加工や販売施設を村内に整備することは、非常に重要なことと思っております。また、農家や村内外の消費者からも整備の声が届いております。そのため、今年度策定しました農業振興ビジョンにおいても整備の検討を進めながら、国の補助金などの活用も目指したいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この資金、補助金に対してはいろいろあるみたいで、私の調べたところ、5つ、6つぐらいあるようです。そのような資金を十分活用して6次産業を活発にしていだければと思います。

あと3点ぐらいあるんですが、時間がありませんので、次に回したいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時24分）

~~~~~

再 開（14時36分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、金城 章議員の一般質問を許し

ます。

○12番 金城 章議員 時間たっぷりあります。ゆっくりといきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私もですが、議員のメンバーも一般質問においては、将来の中城を考えて、魅力ある中城を考えて一般質問を一生懸命やっていらっしゃると思います。私もそうですが、何度も何度も同じ質問を繰り返しますけれども、ぜひ将来に必要なだと思って何度も同じ質問を繰り返し質問させていただいておりますので、ぜひ今議会では村長のいい答弁をいただければ、次から質問がなくなるとと思いますので、よろしくお願いします。

通告書に基づいて質問します。

大枠1、庁舎建設についてであります。庁舎ももう外構工事に入って進捗状況が進んでいると思いますけれども、①進捗状況はどうか。②新庁舎の完成と移転は計画より早くなるか。③強風・台風等の対策の防風戸の設置はどうなっているか。これは新庁舎の外観が見えるようになって、防風対策戸が見えなくて、その対策はどう考えているか質問しております。④新庁舎の外壁に電光掲示板等の設置の考えはないか。これも石原昌雄議員から前々回に質問があったと思いますけれども、計画を考えたかどうか。

大枠2、道路行政についてであります。①安里地域の緩和区域の西原の里道拡張の道路計画をする予定はあるか。この地区は旧集落地域でありまして、その集落の復活を地権者は望んでおります。今後道路計画を行う考えはあるかどうか。この道路計画についても、この都市計画についても、以前あった集落はぜひ復活させるように望んでの質問でありますので、それを踏まえての答弁をお願いします。②の件も最近話題が上がらなくて、先日通りましたら、まだガードレールが置かれておりましたので質問さ

せていただきます。久場前浜原線の整備は完了したのか。また、開通の予定はいつか。③宜野湾横断道路の進捗状況はどうか。これも各議員から質問がありましたけれども、同じ質問ですけれども、よろしくお願いします。④県道29号線の拡張計画を県へ要請したか。また、要請の考えはあるか。⑤緩和区域内の道路計画の考えはあるか。これも先ほどの①と同じ考えです。各自治会の旧集落的なところに里道もありまして、その解消もぜひ一緒に考えていただきたい。

大枠3、都市計画について。①南上原地区区画整理事業が終了間近となっている現状、今後の都市計画、区画整理事業計画についての考えはどうか。②北上原地区の地区区画整理事業の考えはあるか。③新庁舎を中心とした区画整理事業、これはタウンセンター地区でしたか、計画はどう進めるか。④久場前浜原線周辺の区画をどう考えているか。計画ですね。⑤都市計画において、村の里道拡張の考えはあるか。これは先ほど道路計画に同じような考えがあるかどうか。これについて、質問を毎回していますが、今、都市計画を那覇広域から中部広域への移行もありますが、那覇広域としてもぜひやらないといけない道路計画、中部広域に移ってもぜひやらないといけない計画だと思って出しております。それはぜひよろしくお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては総務課のほうで、大枠2番、大枠3番につきましては都市建設課のほうでお答えをいたします。私のほうでは、次なる区画整理、北上原の考えはあるかどうかも含めて所見を述べさせていただきますが、この議会でもたびたび出てまいりますけれども、南上原地区がもう終わります。その次の区画整理は、普通に考えますと隣接する北上原ではない

かというものから、行政懇談会の中でもそういう話は出ております。もちろん非常に有望な箇所でもありますし、ただ問題は、その高低差も含めたかかる費用の部分の減歩率とか、いろいろ費用対効果も含めた部分になってくると思うんですが、とりあえずは今年度、令和2年度におきましては、桃原 清議員からは調査費をつけてという話もありましたけれども、それに向けてその調査費をつける前に、地権者の意向などをしっかり聞いてみたいということがあって、これは行政懇談会の中でもお話をさせていただきましたが、まずはできるだけ多くの地権者の方々の話をまず聞いて、そこからスタートしていきたいと思っております。詳細につきましては担当課のほうからお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 庁舎建設につきまして、①から④を一括して答弁いたします。建設工事については、予定より1カ月程度遅れておりますが、4月末には完了する予定でございます。駐車場や植樹帯等の外構工事につきましては、8月末までの完了を予定し、現在順調に工事が進められているところでございます。9月の引き渡しの後、情報ネットワーク関係の整備、防災行政無線関連ネットワークの移設、備品等の搬入等を行い、当初予定の令和3年1月4日から新庁舎での業務を開始したいと考えております。

防風戸につきましては、当初より設置の予定はございません。アルミ製建具の場合は、一般的に風速100メートル毎秒に耐えられるというふうに聞いております。

新庁舎外壁への電光掲示板については、現在考えておりません。しかしながら、電光掲示板、電光看板等の果たす役割は大きく、さまざまな場所で活用されております。本村の情報を発信するためには重要なツールであることから、設

置についての検討は必要であると思われます。  
なお、設置場所につきましては、新庁舎の外壁よりむしろ国道329号沿いに設置できれば、より効果的であると考えております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 金城 章議員の御質問にお答えします。

大枠2番の①、市町村道整備事業である沖縄振興公共投資交付金事業が令和3年までの事業となっておりますので、現在新規の道路事業の要望はしておりません。なので、当該地区の拡張工事の計画はございません。

②村道久場前浜原線は、1筆の用地がまだ契約に至っておらず、その土地に関連する約30メートル程度の工事が未完了の状態となっております。それに伴い、開通時期も現在未定となっております。

③宜野湾横断道路については、昨年度概略ルート南向けルートが決定しました。今年度は予備設計に着手しており、3案の中から来年度に本線が決定する予定であります。それに伴い、詳細設計、事業認可という工程になっております。

④県道29号線の拡幅については、県土木建築部との懇談会、中部土木事務所との意見交換会で拡幅するよう要望はしております。

⑤も①の答弁と同じになります。

大枠3、①土地区画整理事業については、道路と公共施設を計画的に整備し、土地の利用価値が向上するからまちづくりの最適な手法と考えております。新たな区画整理事業の検討を行っているところであります。

②北上原地区での土地区画整理事業は、北上原地区にかわる新たな受け皿として考えていきたいと思っております。今後は地権者の意思確認をしていきたいと考えております。

③役場周辺地区は都市計画マスタープランでもセンター地区として位置づけております。今

後、整備の手法を検討しながら進めていきたいと考えております。

④区画整理事業の計画は現在しておりません。

⑤拡張の計画もありません。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは再質問します。

庁舎は来年1月から移転ということでありましたけれども、やはり私が見ても外構工事も進んで早目に終わりそうで、内部の電算機ですか、そういうものも早目に進めて、実際には12月に引っ越しできるような部分に見受けて、それで質問に入れてあります。これも日付の設定ができなくて、移転は早目にしないのか。来年からということを決めているからできないのか。お答えできますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

質問の中にもありますように、12月の年末から年始にかけて引っ越しは行いたいと考えております。途中で9月引っ越しもあり得るのかどうかを検討はしてみました。しかし、基幹システムの移動であったり、情報系システムの移動であったり、こういうネットワークの移動にはどうしても四、五日の期間を要します。そうすると、現在の役場を閉めて、閉庁して移るという作業はできませんので、どうしても当初予定どおりの1月4日ということでございます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 このネットワークとか、そういうものを4月に建築は完成して、それから入ると思います。それができれば機材の持ち込みだけだと私は思っておりまして、その移動がそんなに年末年始の休日じゃないとできない日数なのかなと思って、疑問に思って質問していますけれども、どうしてこんなに移動を急がせるかといいますと、現庁舎をごらんになれば皆さんよくわかると思います。いつ地震が

来るかわからないですので、ぜひ早目の引っ越しを計画していただきたいと思います。

それと電光掲示板、やはり課長がおっしゃったとおり、壁に設置する場所がないですね。私もこれを見て、この当間前浜線ですか、国道329号沿いに行政の空き地がありますよね。そこに設置をしたら、これは一括交付金で多分運用できるようなものが設置できると思います。ぜひ、これを計画して早目に設置していただきたい。これも画像によってはそんなに高くないものがありまして、そこも予算検討をしながら、庁舎入り口に設定していただければと思います。

先ほどの強風、ガラス戸、これは今100メートルに対応する窓だと聞いたんですけれども、60メートル、70メートルじゃなかったかなと思います。しかし、最近の台風は大型化して、それで気になってこの質問を入れましたけれども、その対策も設計士から100メートルと聞いていたらそれでいいんですけれども、もう一度、そこは100メートルは設計の段階であったのか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

私も専門家ではなくて、私の判断でということではございませんが、一般的に100メートル毎秒に耐えられるということを聞いているということではございます。台風の場合は風だけではなくて、風よりもどちらかというと木の枝とか、そういうものが折れたときの飛散物のほうが危険なのかなというところは感じております。今、庁舎のメンテナンスデッキのところには、少しデザイン性も含めてですけれども、ダクトパネルのほうを設置されておりますので、完璧とは言えませんが、そういうパネルにおいて飛散物の窓へのぶつかりを防止できればと考えているところでございます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 4階建てになります

ので、ちょっと風雨も強いだろうと思うし、その対策も窓に張るものもありますので、防風対策のそういうものも検討していただきたいと思います。

大枠2に移ります。これも12月議会に質問しそびれまして今回出してありますけれども、この安里地区もそうですけれども、各地域で集落的な里道はありますよ。それが里道の周辺に建築物の許可をもらいましたら、この里道は後退線がないんですね。今、二項道路は後退線があるんですけれども、そこでこの里道はそのまま隣地ぎりぎりに、建築物とか塀とか建てるものですから、今のうちに、旧集落とか里道の拡張ができるところは計画的にそこは拡張できるように、この建築許可をおろすときにも、そこは指導は可能だと思うんですね。建築法では、そこは後退しなくてもいいということですが、将来的に自前で活用できる道路になるはずなんです。そこは指導とかできると思いますので、ぜひこの指導をやる状況をつくっていただきたい。上位法もありながら、別の都市計画とかを見ましたら、いろいろな条例とか制限とかもこの区域によってはできると書かれていますね。用途設定もそうですけれども、ぜひ、これは考えて、これからこの下地区の人口増に対して村長は那覇広域から中部広域に移してすぐお家をつくれるようにしようという計画、そこを狙っているはず。今可能なところをぜひ最初に進めていって、どうにかそこで住宅地をふやすことができないものかどうか。安里もあるし屋宜もあると思います。当間地区も上のほうに少しある。道路工事に自己財源を入れて、この財源は固定資産税で住民からの納税がふえていくと、この道路整備した資金はすぐ取り戻すと思います。下地区の住宅ゾーンには、中部広域に移して、すぐ人口も家もふやそうという計画ですけれども、そういうのをやめていただいて、本当にこの緩和区域の地域をもっと見直

して、そこに住宅が張りつけるようにどうか、もう一度計画を見直していただきたいと思う。どうしたら住宅ができるのか。以前、受益者負担で村長は道路はつくるべき話もしていましたけれども、それは個人的に道路をつくる予算があれば、住宅も中城でばんばん建っていますから、インフラはどうしても行政でもらわないと、そこに家が張りつかないですね。ぜひこの緩和地域で単独でもいいですから、予算を入れる考えはないと話をしていましたけれども、もう一度、村長どうですか、この緩和区域には未整備の道路が里道とかいっぱいあります。村全体に対して。そこをどう考えるか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

以前の答弁とほとんど似ているような答弁しかできませんけれども、これは中部広域と那覇広域という意味合いではなくて、やはり受益者負担という部分はどうしても必要だと自分自身では思っていますので、こういう開発事業につきましては。ですから例えば里道があると、この里道を拡幅して道路をつくっていくというのは何も問題はないんですけれども、その拡幅する分のその受益者の土地は提供していただいて、我々は里道を提供して、そこでこの地域がよくなくなっていくという、やはりお互いがお互いで持ちつ持たれつといいますか、例えば公共施設をつくるがためにこの道路を通さないといけないということであれば、当然これは行政の我々の責任で全てをやっていくのは、これはもちろんやぶさかではありませんけれども、今のお話だと、この地域に限っての住宅の張りつけ、緩和区域での住宅の張りつけという意味合いを私は受け取っていますので、そういうことであればお互いが受益者負担同士で、我々も里道を提供しながら、お互いで建築基準法上の道路をつくって建築をやっていただくというものが、一番わかりやすく早いのではないかなと思います。

す。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今の村長の答弁ですけれども、考えているのは全く同じであります。村長がおっしゃっているとおり。しかし、この1筆の中に入っているところ、道路の前側土地と奥の土地がありまして、この前の土地の方々から、ここは道路を張りつけるという計画がなければ、そういう指導もできないと。実際、家をつくるとか後退線も里道でも、そこは提供はする考えはあると思います。しかし、道路沿いから先にお家を建てたといつて、中が全然整備できなくなってしまうんですね。村長はよく御存じだと思いますけれども。それを防ぐために、もとの旧部落とかその里道がちゃんと張りついているところは、道路計画を将来やるかやらないかは別ですよ。計画的にここは道路が張りつくんだよということはもう入れていかないと、これは受益者負担では絶対できないですよ。道路整備はどうして張りつけるかということは。自分の家をつくるからそこは道路をそこまで引っ張っていくということで、他人の土地を買い取って、そこまで引っ張っていつて、これは私の土地だから、お前使うなということになってしまうわけです。逆を言えば。土地提供とかそういうものがあれば、この地権者の土地提供があれば道路整備は可能ですか。どんなですか、答えられますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時01分）

~~~~~

再 開（15時01分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今私が答弁したものと議員が答弁したものが私は似ていると思います。可能性として、例えばただ我々行政で道路をつくれというのは、

これは補助事業から何から含めて、今の段階では一地域の開発のためにというのは非常に理論的にも難しいと思っています。ところが、お互いで受益者ですね、負担をしながら、そして先ほど奥の土地の人には道路は隣接しない、接しないのではないかというのであれば、ここを接するようにつくっていったって、その分を金額でもってやっていくという、我々がこれは経験上のお話ですけども、道路位置指定などをとって、お互いで土地を供出というんですか、出し合って道路をつくっていったって開発していったというものと、そんなには変わらないような話だと私は思っていますので、地権者が今まで何も使えなかった土地を、道路をあけることによって住宅にも使える、あるいは畑にも使える、いろいろな形で利益を得るわけですから、その得分はやはりどうしても供出していただかないといけないと、私は基本的にはそう思っております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（１５時０３分）

~~~~~

再 開（１５時０３分）

○議長 新垣博正 再開します。

金城 章議員。

○１２番 金城 章議員 村長、言っていることは同じなんですけれども、ただ受益者がこの道路までつくる予算がないと。今、土地を提供したら村でやる気があるかどうかです。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 ですから、同じことを言っているんですよ。そういう土地の提供などがもしあれば可能性はありますよと。もちろん場所が私はどこの場所でどういう法律の中でやっているかがわかりませんから、できますよとは言いませんけれども、可能性として、そういう土地の供出などがあれば、可能性は高まりますよという話をさせていただいております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○１２番 金城 章議員 地権者の、受益者の土地提供とか、そういうものであれば何とか相談もできるかと。道路をつくる予算がないものですから、それでそういう話をしているだけです。私は安里のことを出しましたけれども、先ほどから言いますように、各地域であるんですよね。こういうことが。里道もまだ開発していない、そこもいっぱいあります。里道とかも。昔は1,800だったら一番大きい道ですね、現状での道路としての幅がなく、そこをぜひ拡張、そういう案件があればまた出向いて、土地の提供とかを求めたいと思いますので、そのときはぜひ一般財源から出してでも道路の設置をよろしくをお願いします。

それと久場前浜原線ですね、開通の見込みはないと言いますが、これもどうかおさめないといけないんじゃないかと思います。せっかく何億円も投資して道はつくったものの、1筆で開通できないと。また、その周辺の利用度も全然なくなってくる。区画整理も考えていないと。あの前浜原線から329号にも道路を通さないといけない。排水路も整備しないといけない、いろいろな課題があるはずですよ。そこはもう1回だけ、そのままほっておくのか、進めていくのか。村長、どうですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 地権者とは何度か契約の交渉に行き意見交換をしましたが、納得がいく状況ではありませんので、契約は大変厳しいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○１２番 金城 章議員 やはり、地権者の意見を尊重しないといけないんですけれども、このかかった費用を見れば、村長、もっと説得しに行ったほうがよろしいんじゃないですか。どうですか。本当にこれは相当考えるべき問題ですよ。これはトップである村長が率先して前に出て、副村長でもよろしいですよ。ぜひ考えて

いただかないと、これだけ投資してやっている前浜原線、開通しないと。その周辺も利用度がないですよ。さっきの旧部落と同じ状況ですよ。できたらこの前浜原線をつくる前からそういう感じがあれば、私が言ったその予算を、各地域に投資してくれれば、もっと利用度が高まったのに。そう思います。

続いて宜野湾横断道路ですね。そこもぜひ進捗も調査が入っていると。これと、私は次に書いてある北上原地区もこの横断道路と絡むから、毎回質問を出しています。もう調査が入っています。北上原は村長はまだ調査費をつけていないですよ。ぜひつけていかないと、今議会で質問があったとき、課長の答弁では、もうスムーズにいくのでしたら5年後ぐらいの買い取りの話が出ていましたけれども。この北上原地区は村長が言う地形の問題と逆なんです。私の考えは逆ですね。平坦地は別に区画整理しなくてもさっさと道路計画もできると思います。北上原地区とか新垣はちゃんと計画しないと、この都市計画も本当にいびつな計画になってしまう。中部広域に移って白地が変わったときには、本当に乱開発みたいな感じで、区分区分だけに住宅ができて、いうなれば、お金を持っていらっしゃる方はすぐ真ん中に道路を引いてつくれると。そうなったら別の地権者の利用度が全然落ちてくると思いますね。北上原の地形だからこそ、減歩率が先ほど話しましたけれども、減歩率が落ちても地権者はつくると思いますね。先ほど村長からあった減歩率ですが、この減歩率はどうやって算出しますか。この地域によって別の地域の前例をとってそれをやるのか。調査費を入れてまたやるのか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えします。

減歩率云々ももちろん、これは先ほど私が答弁したとおりでございますけれども、大事な部分なんですけれども、私が言いたいのは、そこ

を区画整理するのであっても、その地権者とまずは、地権者にこういうぐあいにして区画整理もしたいんだけど、皆さんのお話を聞かせてくれと。不安材料はありませんか。あるいは率先してやっていきたいのか、いろいろな話があると思うんですね。それをまず先にさせてくださいと。その間に我々は沖縄だけでも恐らく数十カ所の区画整理はありますよ。そこら辺のサンプルがあるわけですから、そこにおいての減歩率も大まかなものは我々も腹積もりは持ちながら、こういったときにはどうでしょうか、減歩率がこれぐらいまでだったら皆さんの可能性としてはどうですかというのを、1つの精密さはないにしろ、このデータを持って話し合いをしたいというだけの話でございますので、いきなり数千万円の調査費をつけてこうですよというよりは、まずは話をしてから、そこからでも遅くはないという考え方で今答弁をさせていただいております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この件は去る議会報告会でも村民から質問がありまして、やはり私たちもそうですが、村民も見べきところを見ていると思っております。ずっと同じことしか繰り返さないんですけれども、広域が移ろうが、移らまいが、計画は絶対無駄にならないものだと私は思っております。先ほど29号線の拡張も入れましたけれども、拡張と東西道路に今かわってきます。桃原 清議員からもありましたけれども、道路の設定の段階でも区画整理を入れないと、その道路のかみ合いも全然とれないですね。だから本当に、地権者の説明でオーケーであればそれで進めていくと。この予算はどうしてもかかってくる予算なんです。地権者に説明は、前例でこういう同じ前例で村長はそういう答弁をしますけれども、前例で減歩率もそのぐらいですよということも説明すると。また考え方によって、井水原ですか、この南上原

との境の斜面地、これが相当減歩率にかかって  
くるだろうと私は思いますけれども、そこはまた公園計画とか、いろいろな補助メニューがあるもので設定して、この斜面はそんなにいじらなくて、そういう別物を持ってくる計画をして、減歩率をいかに少なくするか。東西道路もこの29号線も普天間川も、これも県の所有です。その計画も全部立てながらいったら、減歩率も少なくなって、計画は入れやすいと思うんですね。どうにか調査計画を取り組んで進めていってもいいんだと思います。高低差があるからこそ、北上原地区はほっておけなくて私は毎回質問しています。あの地域は調査なしで、そのまま区画整理を取り組まない状態でしたら、いつまでも山のミーみたいな感じで進まない都市計画。先ほど村長が話したとおり、お金を持っている人だけぱっと真ん中につくれる状態になったら、もう計画しにくい。別の地域でもそういう前例があるんですよ。今、区画整理、市街化調整区域から外れてそういう計画をしたときには、この地域は部分的な開発で、そこで乱開発が始まって計画ができない状態で遅いと思っています。調べてみたときに。そうならないように最初の計画はすべきものだと思います。今後、都市建設課長もかわりますけれども、相談して計画をぜひお願いします。

この2番の29号の拡張も北上原地区を臨んで入れた問題であります。緩和区域もいろいろな整備もしていただきたい。

次に都市計画ですね、今議会でも各議員から広域の件とか話がありましたけれども、広域はぜひ進めていって、これは進めていこうが、進めていくまいが、この北上原地区とか、中城の考える都市計画はちゃんと区分分けしないといけないと思いますね。それをどう進めていくか、計画を進めていかないと、区画整理もそうですけれども、用途区分とかそれも絶対、景観もいろいろなことを設定していかないといけないで

すので。この都市計画ですが、これは広域に進めていく、村長、中部広域に移る段階で、今那覇広域でも進んでいる段階は中部広域でも同じように進められるんです。どうしてこれを進めていかないのかちょっと疑問なものです。

もう一つは、庁舎周辺の都市計画について。この庁舎周辺の計画、これは今度中部広域に移っても進めていくかどうか。それと計画はどのように立てていくか、もう一度だけ。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 庁舎周辺については、センター地区として位置づけしています。今後、どの手法で整備を進めていくか、検討していきたいと思います。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この庁舎周辺は計画を前倒しにして早めに進めていっていただきたい。そこには今議会で上がりました教育委員会からの中学校の件とか、幼稚園の件とか、統合こども園ですか、そういう件もまた近くに来ると思います。ぜひ、いい案を計画して早目早目に進めていただきたいと思います。

村長、もう一度だけ答弁をお願いできますか。今、中部広域に移って、先ほど話したように乱開発ができないような中城村づくり、地域設定と都市計画づくり、そこをどのように進めていくのか、どのようにこの計画を進めていくか、都市建設課と進めていくはずですが、何名ぐらいのチームでこの計画を立てていくのか。そこだけお聞きします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

中部広域、那覇広域に限らず、庁舎を中心にしたまちづくりというのは当然のことです。ですので、それはまた形はこれから、チームを組んでやるのか協議会でやるのかも含めてこれからでございますので、しっかり中城の新たな一歩でございますので、しっかり案をつくって



いきたいと思っています。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 すぐ予算をつけると言えばもう終わろうかと思ったんですが、もう少しやります。今議会を振り返って私の所見を言ってみたいと思います。

先ほども話したように、各議員、将来の中城を考えて質問をしています。ぜひ真剣に受け取っていただいて、そこを進めていただきたい。それで、勝手にこれをつくれとか予算はかかるはずですが、将来豊かになることは確かですね、皆さんの一般質問を聞いていたら。それを考えて進めていかないといけないと思います。これは通告書には載っていないんですけども、今回、議員のメンバーから会計任用職員の話がいっぱい出ました。この件も一言言いたいと思って時間を残してあります。これは渡嘉敷議員の通告書の中にもいいことが書いてありますね。本当のそういう感じじゃないかと思っています。職務の内容とか。今、任用職員の募集もすぐパートタイムで募集をかけた。本当でしたら選択できるように、フルタイムとパートタイムはどちらがいいですかと。これは雇用する側が強気なんですね。どの業界においても雇用する側は強気ですよね。仕事がいっぱいあふれていたならそうでもないわけです。今までやっている仕事を続けるか続けないかというのは、給料が下がろうが何しようがもう、この仕事以外なければやるしかないですよ。時間を30分、1時間減らしてパートタイムにすると。今までフルタイムでやっていたのが切りかわると、そこはどうも今議会でも聞いていて納得いかないな。ぜひ、みんなでいい中城村をつくっていきましょう。これはいろいろな面でいろいろな質問がありました。ぜひ肝に置いて考えていただきたいと願って一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 新垣博正 以上で、金城 章議員の一

般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散 会（15時22分）

# 令和2年第2回中城村議会定例会（第22日目）

招 集 年 月 日

令和2年3月3日（火）

招 集 の 場 所

中 城 村 議 会 議 事 堂

開 会 ・ 散 会 ・  
閉 会 等 日 時

開 議

令和2年3月24日（午前10時00分）

閉 会

令和2年3月24日（午前11時05分）

応 招 議 員

（出席議員）

議 席 番 号

氏 名

議 席 番 号

氏 名

1 番

安 里 清 市

9 番

比 嘉 麻 乃

2 番

新 垣 修

10 番

安 里 ヨシ子

3 番

渡嘉敷 眞 整

11 番

仲 松 正 敏

4 番

屋 良 照 枝

12 番

金 城 章

5 番

欠 席

13 番

欠 員

6 番

石 原 昌 雄

14 番

伊 佐 則 勝

7 番

新 垣 貞 則

15 番

新 垣 善 功

8 番

大 城 常 良

16 番

新 垣 博 正

欠 席 議 員

5 番

桃 原 清

会 議 録 署 名 議 員

12 番

金 城 章

14 番

伊 佐 則 勝

職務のため本会議  
に出席した者

議会事務局長

新 垣 親 裕

議 事 係 長

我 謝 慎太郎

地方自治法第121  
条の規定による  
本会議出席者

## 議 事 日 程 第 7 号

| 日 程  | 件 名                                     |
|------|-----------------------------------------|
| 第 1  | 議案第3号 中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例               |
| 第 2  | 議案第17号 令和2年度中城村一般会計予算                   |
| 第 3  | 議案第18号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計予算             |
| 第 4  | 議案第19号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計予算            |
| 第 5  | 議案第20号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計予算            |
| 第 6  | 議案第21号 令和2年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算          |
| 第 7  | 議案第22号 令和2年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算         |
| 第 8  | 議案第23号 令和2年度中城村水道事業会計予算                 |
| 第 9  | 請願第1号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める請願     |
| 第 10 | 意見書第1号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書             |
| 第 11 | 陳情第28号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請              |
| 第 12 | 陳情第3号 防犯カメラの設置拡充について（要請）                |
| 第 13 | 陳情第4号 沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める陳情書  |
| 第 14 | 意見書第2号 沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める意見書 |
| 第 15 | 意見書第3号 琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建に関する意見書   |
| 第 16 | 発議第1号 閉会中の所管事務調査について                    |
| 第 17 | 発議第2号 閉会中の議員派遣について                      |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第3号 中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 皆さんおはようございます。きょうが本会議で長い長い1日ですけれども、頑張っていきましょう。それでは委員会審議の報告をいたします。

令和2年3月24日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

総務常任委員会  
委員長 石 原 昌 雄

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号 | 件 名                 | 審査の結果 |
|-------|---------------------|-------|
| 議案第3号 | 中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例 | 原案可決  |

以上。

○議長 新垣博正 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから議案第3号 中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号 中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第17号 令和2年度中城村一

般会計予算を議題とします。  
 本案について委員長報告を求めます。  
 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それでは読み上げて報告します。

令和2年3月24日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

総務常任委員会  
 委員長 石 原 昌 雄

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件 名            | 審査の結果 |
|--------|----------------|-------|
| 議案第17号 | 令和2年度中城村一般会計予算 | 原案可決  |

なお、委員会審査経過の中で、常任委員会の委員より意見がありましたので報告します。

- 1. 議会費について、前年度は補正予算で承認された県外旅費については、恒常的な経費であり、今年度の当初予算に計上がないのは見直すべきであるとの意見がありました。
- 2. 幼稚園費については、基本計画策定委託料等が予算計上されているが、今後、計画及び工程表の作成を求める意見がありました。
- 3. 学校給食調理場の任用職員報酬（日々）については、従来から措置されている予算では、職員などが安心して休める分の確保がされていなく、今後も職員の負担となることが懸念されるため、増額する必要があるとの意見がありました。以上。

- 議長 新垣博正 休憩します。  
 休 憩（10時05分）  
 ～～～～～～～～～～～～～～～～～  
 再 開（10時07分）
- 議長 新垣博正 再開します。  
 これで委員長報告を終わります。  
 これから委員長報告に対する質疑を行います。  
 質疑はありませんか。  
 休憩します。  
 休 憩（10時07分）  
 ～～～～～～～～～～～～～～～～～  
 再 開（10時09分）
- 議長 新垣博正 再開します。  
 質疑はありませんか。  
 （「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和2年度中城村一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号 令和2年度中城村一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第18号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは読み上げて、御報告をいたします。

令和2年3月24日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

文教社会常任委員会

委員長 大 城 常 良

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件 名                  | 審査の結果 |
|--------|----------------------|-------|
| 議案第18号 | 令和2年度中城村国民健康保険特別会計予算 | 原案可決  |

なお、委員会審査経過の中で、常任委員会の委員より意見がありましたので報告をいたします。

1. 特定健診未受診者に対し、AI（人工知能）を活用し、特定健診受診率の向上に繋げるよう意見がありました。以上です。

○議長 新垣博正 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第18号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第19号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは読み上げて御報告いたします。

令和2年3月24日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

文教社会常任委員会  
委員長 大 城 常 良

#### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件 名                   | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第19号 | 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決  |

以上。

○議長 新垣博正 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号 令和2年度中城村後期

高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のと

おり可決されました。

日程第5 議案第20号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 それでは読み上げて報告いたします。

令和2年3月24日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

建設常任委員会  
委員長 仲 松 正 敏

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件 名                   | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第20号 | 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計予算 | 原案可決  |

以上です。

○議長 新垣博正 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。



したがって、議案第20号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第21号 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 それでは読み上げて報告いたします。

令和2年3月24日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

建設常任委員会

委員長 仲 松 正 敏

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件 名                    | 審査の結果 |
|--------|------------------------|-------|
| 議案第21号 | 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計予算 | 原案可決  |

以上です。

○議長 新垣博正 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第22号 令和2年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。  
建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 それでは読み上げて報告いたします。

令和2年3月24日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

建設常任委員会  
委員長 仲 松 正 敏

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件 名                      | 審査の結果 |
|--------|--------------------------|-------|
| 議案第22号 | 令和2年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算 | 原案可決  |

以上です。

○議長 新垣博正 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号 令和2年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算を採決いたしま

す。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第22号 令和2年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第23号 令和2年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 読み上げて報告いたします。

令和2年3月24日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

建設常任委員会  
委員長 仲 松 正 敏

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件 名              | 審査の結果 |
|--------|------------------|-------|
| 議案第23号 | 令和2年度中城村水道事業会計予算 | 原案可決  |

以上です。

○議長 新垣博正 これにて委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号 令和2年度中城村水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第23号 令和2年度中城村水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (10時25分)

~~~~~

再 開 (10時26分)

○議長 新垣博正 再開します。

日程第9 請願第1号及び、日程第10 意見書第1号については、関連しますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、日程第9 請願第1号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める請願及び日程第10 意見書第1号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書については一括議題といたします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求め  
ます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 読み上げて報告、  
提案します。

令和2年3月24日

中城村議会議長 新垣博正 殿

総務常任委員会  
委員長 石原昌雄

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

#### 記

| 番号    | 付託年月日        | 件名                                | 審査の結果 |
|-------|--------------|-----------------------------------|-------|
| 請願第1号 | 令和2年<br>3月3日 | 本土と沖縄の医療格差の是正を求める<br>意見書の採択を求める請願 | 採択    |

次、意見書です。

意見書第1号

令和2年3月24日

中城村議会  
議長 新垣博正 殿

提出者  
中城村議会 総務常任委員会  
委員長 石原昌雄

## 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

### 提案理由

令和2年3月3日に本委員会に付託された請願第1号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

## 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書（案）

心臓移植は指定病院のある本土での入院・療養を必要とし、患者や家族の生活を大きく圧迫し深刻です。

沖縄でも生活習慣病の増加の中で心臓血管医療技術の進化と移植法の改正等に伴い、移植手術の成功実績は増加しています。

ドナーからレシピエントに引き継がれた命を大切に安心して暮らせる社会をつくるために、今こそ制度的な公的支援制度の創設と保障の実現が必要です。

よって、中城村議会は下記のことを強く要請する。

### 記

1. 心臓移植を受ける沖縄県民の患者と付添人の本土での宿泊費の予算確保と支援制度の創設を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

沖縄県中城村議会

あて先

沖縄県知事

以上であります。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 これで委員長報告及び委員長の趣旨説明を終わります。

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

これから委員長報告に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから請願第1号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長報告は、採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、請願第1号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、意見書第1号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第1号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第1号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第11 陳情第28号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請を議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは読み上げて御報告いたします。

令和2年3月24日

中城村議会議長 新垣博正 殿

文教社会常任委員長

委員長 大城常良

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定に

より報告します。

記

| 番 号    | 付託年月日         | 件 名                     | 審査の結果 |
|--------|---------------|-------------------------|-------|
| 陳情第28号 | 令和元年<br>12月6日 | 若年がん患者の在宅療養支援を求める<br>要請 | 採択    |

○議長 新垣博正 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第28号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第28号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第12 陳情第3号 防犯カメラの設置拡充について（要請）を議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 読み上げて報告します。

令和2年3月24日

中城村議会議長 新垣博正 殿

総務常任委員長

委員長 石原昌雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記

| 番 号   | 付託年月日        | 件 名                | 審査の結果 |
|-------|--------------|--------------------|-------|
| 陳情第3号 | 令和2年<br>3月3日 | 防犯カメラの設置拡充について（要請） | 採択    |

以上。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時37分）

~~~~~

再 開（10時37分）

○議長 新垣博正 再開します。

これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号 防犯カメラの設置拡充について（要請）を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第3号 防犯カメラの設置拡充について（要請）については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第13 陳情第4号及び、日程第14 意見書第2号については、関連しますので一括して議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、日程第13 陳情第4号 沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める陳情書及び日程第14 意見書第2号 沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める意見書については一括議題といたします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは読み上げて御報告いたします。



令和2年3月24日

中城村議会議長 新垣博正 殿

文教社会常任委員会

委員長 大城 常良

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

#### 記

| 番 号   | 付託年月日        | 件 名                              | 審査の結果 |
|-------|--------------|----------------------------------|-------|
| 陳情第4号 | 令和2年<br>3月3日 | 沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める陳情書 | 採択    |

次のページをお願いします。

意見書第2号

令和2年3月24日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会

委員長 大城 常良

沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

## 提案理由

令和2年3月3日に本委員会に付託された陳情第4号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

次のページをお願いします。

ので、追ってまた読み上げて御説明いたします。

この意見書は国宛てと県宛て、2枚あります

国宛てのほうからです。

## こども医療費助成制度の改善を求める意見書（案）

沖縄県による平成30年度の小中学生調査によれば、子どもの貧困率25.0%とやや改善されたとはいえ、全国平均の倍近い数字です。「1年間に子どもを医療機関に受診させられなかった割合」は、小学校5年生の保護者で大阪の5.8倍に上るなど、経済的理由で大きなリスクを抱えざるを得ない沖縄の子どもたちの実情を示しています。

子どもは病気にかかりやすく、抵抗力が弱いいため重症化することも多く、病気の早期発見・早期治療を支える環境をつくることが非常に大切です。子どもの医療費の心配をなくすことは、大きな子育て支援にもなります。子ども医療費助成制度などをより充実させ、経済的理由による受診抑制をなくすことが、今、緊急に求められています。

自治体によるこども医療費助成制度は、この10年間で大きく広がりました。2019年4月1日現在、政府厚労省調べで、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている県外の自治体は、「通院外来」で90%に達しています。「就学前」までの助成制度は、県外では64自治体（3.8%）にすぎません。

しかし、沖縄県内におけるこども医療費助成は「通院外来」で「中学卒業まで」は63%しかなく、「就学前」の自治体も13自治体（31.7%）（2020年4月1日現在）も残され、本土と比べて大きな格差があります。

すべての子どもたちの笑顔のために、都道府県格差をなくし、子どもの医療費助成制度の改善がすすむように下記の事項について実現を求めます。

1. こどもの医療費助成制度を現物給付にした市町村の国保への国庫補助の削減（ペナルティ）は、すべて廃止してください。
2. 国の制度として中学校卒業まで国の医療費無料制度を早期に実現してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日  
沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

続いて、

沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める意見書（案）

沖縄県による平成30年度の小中学生調査によれば、子どもの貧困率25.0%とやや改善されたとはいえ、全国平均の倍近い数字です。「1年間に子どもを医療機関に受診させられなかった割合」は、小学校5年生の保護者で大阪の5.8倍に上るなど、経済的理由で大きなリスクを抱えざるを得ない沖縄の子どもたちの実情を示しています。

子どもは病気にかかりやすく、抵抗力が弱いと重症化することも多く、病気の早期発見・早期治療を支える環境をつくることが非常に大切です。子どもの医療費の心配をなくすことは、大きな子育て支援にもなります。子ども医療費助成制度などをより充実させ、経済的理由による受診抑制をなくすことが、今、緊急に求められています。

自治体によるこども医療費助成制度は、この10年間で大きく広がりました。2019年4月1日現在、政府厚労省調べで、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている県外の自治体は、「通院外来」で90%に達しています。「就学前」までの助成制度は、県外では64自治体（3.8%）にすぎません。

しかし、沖縄県内におけるこども医療費助成は「通院外来」で「中学卒業まで」63%しかなく、「就学前」の自治体も13自治体（31.7%）（2020年4月1日現在）も残され、本土と比べて大きな格差があります。

こういった実態も踏まえ沖縄県では、2018年10月から、就学前まで「一部負担なし」で「現物給付」による完全無料化が実現しました。「さらに中学校卒業を目指す」としています。大いに歓迎し、2018年の県議会決議の通り「早期の実現」を求めるものです。

子どもの医療費助成制度における本土との格差を一日も早くなくし、すべての沖縄の子どもたちの笑顔のために、県の制度として、2021年度までに中学校卒業まで、医療費無料制度の拡大拡充を実現してください。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月24日  
沖縄県中城村議会

あて先

沖縄県知事 沖縄県議会議長

以上です。

○議長 新垣博正 これで委員長報告及び委員長の趣旨説明を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから陳情第4号 沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める陳情書を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第4号 沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、意見書第2号 沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める意見書に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第2号 沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第2号 沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第15 意見書第3号 琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建に関する意見書を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 おはようございます。それでは意見書第3号を読み上げて、御提案申し上げます。

令和2年3月24日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 比嘉麻乃

賛成者

中城村議会議員 安里ヨシ子

中城村議会議員 大城常良

琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

令和元年10月31日に発生した首里城の火災で、多くの建造物や工芸品などが焼失し沖縄県民に多大な衝撃と深い悲しみを与えた。

本村議会は、県民が切望する琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を実現するよう意見書を提出する。

琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建に関する意見書（案）

昨年10月31日未明、首里城で火災が発生し、御庭（うなー）を囲む正殿、北殿、南殿の主要建造物と書院・鎖之間（さすのま）、黄金御殿（くがにうどうん）、二階御殿（にーけーうどうん）、奉神門の7棟、あわせて約4800平方メートルと琉球王国の多数の美術工芸品が焼失し、県民に大きな衝撃と深い悲しみを与えた。

沖縄は、あの苛烈な沖縄戦によって、20万人余の尊い命が奪われるとともに、国宝文化財22件すべてを失い、琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城をはじめ、先人から引き継いできた歴史的な重要文化遺産が焼失し、破壊された。

そこで、国は、戦災文化遺産である首里城の復元を求める県民の運動に応じて、1992年（平成4年）、沖縄の日本復帰20周年を記念して、琉球王国の歴史と文化の象徴である首里城の正殿、北殿、南殿などを復元し、国営沖縄記念公園・首里城地区『首里城公園』として一部を開園、その後も順次整備を行い、昨年2月の御内原（おうちばら）の完成で全エリアを公開した。

沖縄県民は、琉球王国の文化遺産の復元と伝統文化の保存継承には強い思い入れがあり、復元された首里城は、沖縄のアイデンティティの形成や文化の発展、万国津梁としてアジアを結ぶ貿易と平和交流の架け橋を願うウチナーンチュの心のよりどころとなっている。

2000年12月には、中城城跡をはじめ、県内9カ所の文化遺産が中国と日本の築城文化を融合した独特の建築様式や石組み技術、文化的景観等には高い文化的・歴史的価値があるとされ、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として日本で11番目の世界遺産に登録されている。又、中城村は14世紀頃に整備された中城城と首里城を結ぶ公道（宿道）が歴史的・文化的な由緒を持つ古道「中城ハンタ道」として「歴史の道百選」に文化庁から選定された。

世界に誇る琉球王国の貴重な歴史的文化遺産を回復する目的で復元された首里城は、新たな県民文化の創出と伝統技術の継承・発展を図り、歴史的風土探訪の場として、年間約280万人の観光客を集めるなどの大きな役割も担っている。

しかし、今回の火災によって、その新たな役割とともに沖縄のアイデンティティ、文化、観光、経済の発展、文化遺産の復元保存などにも重大な影響を及ぼす事態となっている。

よって、本村議会は、県民が切望する琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を実現するよう下記事項を強く要望する。

#### 記

1. 首里城の早期再建をめざし、国と県、関係機関が連携して日本復帰50周年を迎える2022年（令和4年）までに防火・防災に強い再建基本方針、基本計画等を策定すること。
2. 一刻も早い首里城の再復元をめざし、2032年（令和14年）までの復帰60周年記念事業として特別な財政措置を含め積極的な推進を図ること。
3. 県民をはじめ、首里城の再建を願う多くの人々の力と英知を結集して心ひとつに取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月24日  
沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、文部科学大臣、文化庁長官、沖縄県知事

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長 新垣博正 これで、提出者の趣旨説明を終わります。

これから、意見書第3号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第3号は、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

意見書第3号 琉球王国の歴史と文化を象徴

する首里城の早期再建に関する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第3号 琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第16 発議第1号 閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それでは提案します。

発議第1号

令和2年3月24日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

提 出 者

総務常任委員長 石 原 昌 雄

賛 成 者

文教社会常任委員長 大 城 常 良

建設常任委員長 仲 松 正 敏

閉会中の所管事務調査について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第75条の規定により提出します。

## 閉会中の所管事務調査について

本議会は閉会中に、下記の所管事務調査を実施することを発議する。

### 1, 調査の目的

#### (1) 常任委員会

本村及び他市町村の実態を調査し、村政の伸展に寄与することを目的とする。

#### (2) 議会運営委員会

議会運営の実態を調査し、議会の円満かつ積極的な運営を図ることを目的とする。

### 2, 調査事項

#### 常任委員会

- (1) 行財政運営等に関する事項
- (2) 学校教育及び社会教育に関する事項
- (3) 監査及び選挙に関する事項
- (4) 福祉等に関する事項
- (5) 環境衛生等に関する事項
- (6) 健康保険等に関する事項
- (7) 商工観光の振興に関する事項
- (8) 農林水産業の振興及び農地等に関する事項
- (9) 土地開発等に関する事項
- (10) 住宅、道路及び河川等に関する事項
- (11) 都市計画等に関する事項
- (12) 上下水道整備等に関する事項
- (13) 安全・安心・防災に関する事項
- (14) その他上記以外の村政に関する事項

#### 議会運営委員会

- (1) 定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項
- (2) 議会会議規則、委員会条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

### 3, 時期及び方法

令和2年度の閉会中に調査を行うこととし、その方法については各委員会において、それぞれ決定する。

### 4, 調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。



令和2年3月24日  
沖縄県中城村議会

以上です。

○議長 新垣博正 これで、提出者の趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、発議第1号は、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、発議第1号 閉会中の所管事務調査についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、発議第1号 閉会中の所管事務調査については、原案のとおり可決されました。

日程第17 発議第2号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。  
安里清市議員。

○1番 安里清市議員 おはようございます。  
読み上げて御提案をいたします。

発議第2号

令和2年3月24日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

提 出 者

中城村議会議員 安 里 清 市

賛 成 者

中城村議会議員 比 嘉 麻 乃

中城村議会議員 桃 原 清

閉会中の議員派遣について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第129条の規定により提出します。

閉会中の議員派遣について

本議会は、閉会中に下記の諸研修会へ全議員参加することを発議する。

記

1. 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会  
(令和2年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
2. 中部地区町村議会議長会主催による議員研修会  
(令和2年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
3. 本村議会主催による議員研修会  
(令和2年度中に開催される諸研修会)

令和2年3月24日  
沖縄県中城村議会

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで、提出者の趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、発議第2号は、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、発議第2号 閉会中の議員派遣についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、発議第2号 閉会中の議員派遣に

については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本定例会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

閉 会（１１時０５分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会議員 金 城 章

中城村議会議員 伊 佐 則 勝